

ま　え　が　き

本書は、昭和62年度の大阪市域における公害の現況とその対策をとりまとめたものであります。

大阪市域内における環境の汚染状況は、全般的には改善されてきておりますが、窒素酸化物、浮遊粉じん等については未だ環境基準を達成していない状況にあり、またカラオケなどの近隣騒音や大阪の最近の活況を反映して建設工事騒音も増加の傾向にあります。特に窒素酸化物による汚染については大都市共通の重要課題である自動車交通公害によるところが大きく、この問題の解決なくして窒素酸化物にかかる環境基準の達成は不可能であり、今後自動車公害防止計画を策定、推進し基準達成に努めたいと考えておりますが、このためには市民、事業者をはじめ関係者の理解と協力が不可欠であります。

健康で快適な環境を後世に引き継ぐことは現在に生きる私達の責務であり、良好な環境の保全と創造に向け不断の努力が必要であります。

本書が豊かな環境を生みだす一助になれば幸いです。

昭和63年10月

大阪市環境保健局

目 次

序 説	1
大阪市勢の概要	1
公害行政の経過	7
第1章 大気汚染	15
第1節 大気汚染の要因	15
1 主要工場・事業場分布	16
2 燃料使用量	17
3 届出施設等	17
4 自動車保有台数等	23
第2節 大気汚染の現況	27
1 二酸化硫黄 (S O ₂) 濃度	30
2 二酸化窒素 (N O ₂) 濃度及び一酸化窒素 (N O) 濃度	32
3 浮遊粒子状物質 (S P M) 濃度	37
4 浮遊粉じん濃度	39
5 一酸化炭素 (C O) 濃度	40
6 光化学オキシダント (O _x) 濃度	40
7 ハイボリュームエアサンプラーによる浮遊粉じん中の重金属成分	42
8 降下ばいじん量	44
第3節 大阪市大気環境保全基本計画(ニュークリーンエアプラン)	45
1 ニュークリーンエアプランの基本的考え方	46
2 主要大気汚染物質の目標量	47
3 発生源対策及び計画・施策の総合的管理	51
第4節 固定発生源対策	53
1 法律・条例による規制	53
2 ニュークリーンエアプランの推進	60
3 立入指導等の状況	65
4 大気汚染発生源常時監視システム	70
第5節 自動車排出ガス対策	73
1 自動車排出ガス規制	73
2 低公害自動車の普及促進	79

3	自動車交通対策の検討	83
4	大阪自動車公害対策推進会議活動	84
5	調査研究等	85
第6節 緊急時対策		86
1	オキシダント（光化学スモッグ）緊急時対策	86
2	発令状況及び被害の訴え状況	89
第2章 水質汚濁		91
第1節 水質汚濁の要因		91
第2節 水質汚濁の現況		95
1	定期観測結果	95
2	水質常時監視	111
3	底質調査結果	122
第3節 水質汚濁防止対策		123
1	法律・条例による規制	123
2	クリーンウォータープラン'83	126
3	立入指導等の状況	131
4	下水道整備	133
第3章 騒音・振動		137
第1節 騒音の要因		137
1	工場・事業場騒音	138
2	建設作業騒音	142
3	交通騒音	144
4	その他の騒音	148
第2節 騒音公害の現況		149
1	工場・事業場騒音	150
2	建設作業騒音	153
3	交通騒音	155
4	近隣騒音	160
5	地域騒音	162
第3節 騒音防止対策		165
1	工場・事業場騒音対策	166

2	建設作業騒音対策	169
3	交通騒音対策	171
4	近隣騒音対策	177
5	低周波空気振動対策	178
	第4節 振動公害	179
1	振動公害の現況	179
2	振動防止対策	182
	第4章 地盤沈下	187
	第1節 地盤沈下の現況	187
1	地盤沈下の概要	187
2	地盤沈下等の状況	187
	第2節 地盤沈下防止対策	194
1	地盤沈下調査	194
2	地下水採取規制	195
	第5章 悪臭	199
	第1節 悪臭の現況	199
	第2節 悪臭防止対策	204
1	法律による規制	204
2	大阪市悪臭防止指導要綱による指導	204
3	規制指導等の状況	208
4	広域悪臭発生源特別対策	209
5	悪臭防止技術指針に関する調査研究	213
6	その他	213
	第6章 産業廃棄物	215
	第1節 産業廃棄物の発生と処理状況	215
1	廃棄物の種類と定義	215
2	産業廃棄物の発生量と処理処分状況	217
	第2節 産業廃棄物処理対策	219
1	法律による規制	219
2	廃棄物処理計画の推進	222

3 規制指導等の状況	223
4 公共関与	224
5 調査・研究	225
第7章 公害保健対策	227
第1節 公害健康被害の補償等制度	227
1 既認定患者に対する補償	227
2 環境保健事業	233
3 大阪市小児ぜん息等医療費助成制度	234
第2節 公害保健に関する調査	235
第8章 その他の公害防止対策	239
第1節 工場適正配置事業	239
1 公害発生源工場の集団化事業	239
2 工場跡地買収事業	244
第2節 公害防止設備資金融資	245
1 融資	245
2 助成	247
第3節 公害の紛争・苦情相談	248
付 属 資 料	255
1 環境基準	256
(大気汚染、水質汚濁、騒音、航空機騒音、新幹線騒音)	
2 下水道法等に基づく規制の仕組み	274
3 大阪市公害対策審議会答申(意見)の概要	276
4 大阪市公害対策関係本部組織	279
5 昭和63年度大阪市公害関連事業予算	280
6 公害規制関係職員数	282
7 公害規制関係組織機構	283
8 公害関係協議会等一覧表	285
9 公害年表	294

序 説

序 説

大 阪 市 勢 の 概 要

1 位置、地勢及び気象

本市は東経135度23分から135度36分、北緯34度35分から34度46分に位置し、わが国のほぼ中央部にある。西は大阪湾に面し、南北を大和川、神崎川で隔てられているものの、周辺都市とほとんど市街を連ねている。

市の中央部からやや東寄りの南北9km、東西2kmにわたる上町台地は、東側にゆるく、西側に急斜をなしているために本市の東部は概して高く、西部にいくにしたがって次第に低くなっている。市域は海拔-2.03m(西淀川区大和田)から43.7m(鶴見区緑地公園)の範囲にあるが、海拔3m前後の土地が大部分を占めている。

本市の気候はおおむね温和で、いわゆる瀬戸内性気候に属しており、62年の平均気温は16.8°Cである(最高35.2°C・最低-1.5°C)。冬は西寄りの季節風がかなり吹くが、春から秋にかけては北東の風が多く、風速は年間平均3.4m/sec程度である。なお、年間の快晴日数は29日、降雨日数は98日で年間降雨量は949.5mmとなっている。

2 市域の面積

本市の面積は213.08km²(東西19.9km、南北20.3km)で、大阪府全面積(1,868.07km²)の約11.4%を占めている。

明治22年4月市制施行当時は、わずかに15.27km²にすぎなかったが、明治30年4月の第1次市域拡張によって55.67km²となり、次いで大正14年4月の第2次市域拡張によって181.68km²に膨張した。さらに昭和30年4月、東部の隣接6か町村の編入によって、ほぼ現在の市域が形成されたが、その後も港湾の埋立てにより少しづつ市域の拡張が続いている。

区 別 面 積

(単位 ; km²)

区 名	面 積	区 名	面 積	区 名	面 積			
北 都 福 此 東 西 港 大 天	5.54 5.86 4.68 11.08 5.92 5.27 8.26 9.15 4.68	島 島 花 東 淀 東 淀 東 成 生 旭	浪 速 大 淀 西 淀 東 淀 東 成 生	淀 川 川 川 成 野 旭	2.96 3.83 4.51 13.12 12.71 13.15 4.51 8.24 6.11	城 鶴 阿 住 東 住 東 平 西 全	東見倍江吉吉野西市	8.47 8.10 6.06 19.27 9.16 9.68 15.34 7.42 213.08

(61年10月1日現在 国土地理院発表)

3 人口の推移

明治22年の市制施行当時、わずかに47万人を数えるにすぎなかった大阪市の人口は、明治30年および大正14年の2度にわたる市域拡張と産業経済の隆盛によって飛躍的な増加を続け、昭和15年の第5回国勢調査では325万人と戦前戦後を通じて最大の人口を記録した。その後、第2次世界大戦に突入し、終戦直後の20年11月1日現在で実施した人口調査では110万人と明治末期頃の水準にまで逆戻りした。

しかし、戦後世情の安定と経済の復興とともに本市の人口は急速に回復し、25年国勢調査では196万人に達し、30年国勢調査では周辺6か町村の編入もあって255万人を数えた。さらに35年国勢調査では301万人と300万人を越え、40年国勢調査には316万人と戦後の最高を記録するに至ったが、これを境に本市の人口構造は大きな変化をみせはじめ、45年国勢調査では戦後はじめて減少に転じ、298万人と300万人を下回った。その後も減少傾向が続いているが、57年を底にわずかながら増加傾向に転じ、60年国勢調査では人口は263万6,249人、世帯数は97万6,978世帯となり（大阪府人口866万8,095人の約30.4%）、62年推計人口では264万8,621人、100万6,991世帯と5年連続の増加となっている。

一方、昼間流入人口は、40年に88万人、45年に108万人、50年に121万人、55年に125万人、60年に134万人と増加の一途をたどっており、人口吸引力として本市の経済力の強さがうかがわれる。

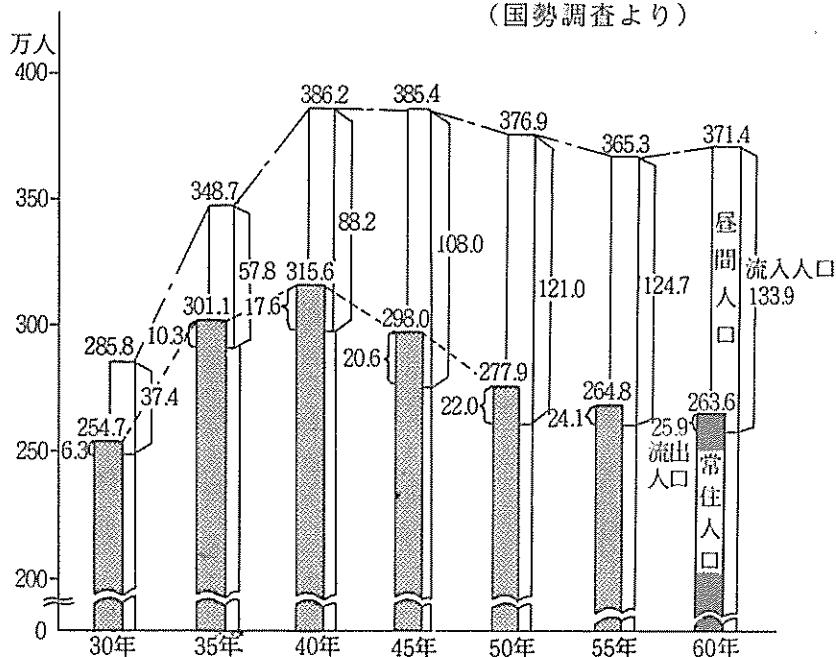
区 別 人 口

(62年10月1日現在推計人口)

区名	人口	世帯数	人口密度 (1km ² 当り)	区名	人口	世帯数	人口密度 (1km ² 当り)
北	43,812	18,796	7,908	淀川	161,447	64,897	12,702
都島	94,509	36,441	16,128	東淀川	175,923	68,851	13,378
福島	57,322	21,760	12,248	東成	83,528	29,957	18,521
此花	70,109	25,514	6,328	生野	159,860	54,424	19,400
東	27,224	11,127	4,599	旭	109,000	40,846	17,840
西	60,359	24,305	11,453	城東	156,192	56,995	18,441
港	91,082	33,302	11,027	鶴見	92,609	31,125	11,433
大正	81,844	28,949	8,945	阿倍野	110,650	42,495	18,259
天王寺	56,350	22,113	12,041	住之江	140,398	49,051	7,286
南	34,366	15,600	11,610	住吉	161,950	64,305	17,680
浪速	48,881	22,577	12,763	東住吉	147,945	54,510	15,284
大淀	47,516	18,713	10,536	平野	197,025	66,778	12,844
西淀川	93,863	33,723	7,154	西成	144,857	69,837	19,523
				計	2,648,621	1,006,991	12,430

大阪市の常住人口と昼間人口

(国勢調査より)



4 産業の動向

わが国の二大中枢都市の一つであり、特に西日本経済活動の中核として発展してきた本市は、大商工都市としてあらゆる産業が集まり常に主要な役割を果している。

主な生産指標をみると、事業所数は27.6万カ所、従業者数は249.9万人(いずれも61年総務庁統計局調査報告)で、これらの活動により製造業の出荷額7兆1,344億円(61年)、商品の販売額64兆2,780億円(60年、飲食店を除く)の実績をあげている。

経済活動の状況を工業面からみると、鉄鋼業、一般機械製造業、化学工業、出版印刷業、金属製品製造業の5業種で本市総出荷額の約7割を占め、事業所数では東部工業地帯を形成している生野、東住吉、平野、城東、東成の各区が総数の40.1%を占めているが、中小規模の事業所が多いため出荷額は24.3%となっている。これに対し、北部の淀川区と西部臨海工業地帯の此花、西淀川区では事業所数は全市の13.7%であるが、重化学工業を主体とする大規模事業所があるため出荷額は全市の25.4%を占め前者の東部5区を上回っている。

一方、中心区域(東、北、南、西の各区)はいわゆるビジネス地域として経済活動の主軸をなし、全市卸売業の商品販売額60.4兆円の82.4%(49.8兆円)を取引し、これらの商活動は市内における自動車交通の急速な増大とも重なり交通混雑の主因ともなっている。

製 造 業 の 構 成

(61年工業統計調査)

業種名	事業所数	従業者数 (人)	出荷額等 (億円)
鉄鋼・金属製品	3,821	63,406	15,884
機械	4,209	81,570	17,116
化学・石油・石炭製品	451	27,337	8,701
食料品	1,058	20,634	5,127
繊維・繊維製品	2,442	28,540	4,071
出版印刷	2,748	49,755	9,859
木材・木製品	1,804	22,054	3,997
その他	3,175	39,920	6,589
合計	19,708	333,216	71,344

(注) 従業者4人以上の事業所

商 業 の 構 成

(60年商業統計調査)

業種名	店舗数	従業者数 (人)	販売額等 (億円)
卸売業	33,917	422,839	603,595
各種商品小売業	62	22,841	10,641
織物・衣服・身のまわり品小売業	9,920	32,385	5,069
飲食料品小売業	19,341	67,036	8,902
自動車・自転車小売業	1,869	9,974	2,340
家具・建具什器小売業	5,248	18,680	3,323
その他の小売業	14,914	52,750	8,910
合計	85,271	626,505	642,780

(注) 飲食店を除く

5 河川、道路及び公園

本市は「水の都」の名の示すように大小幾多の河川が市内を縦横に貫流し、これらを結ぶ運河と相まって水運の便をもたらし、本市の発展に大いに役立ってきた。

市内河川は大部分が人工河川で、古くは、仁徳朝の難波（なにわ）の堀江の開削、淀川の築堤にはじまり、桓武朝の神崎川疎通、慶長3年の天満川、天和3年の道頓堀川開削、そして昭和27～28年の平野川水路の開削等によるもので、市内の2大河川といわれる淀川、大和川もその例外ではなく、淀川は明治36年に、また大和川は宝永元年（1704年）に築造されたものである。

しかし、都市交通形態の変革によってその利用も極めて少なくなり、また、治水対策等の関係もあって一部河川、運河については埋立てられ、道路、公園等の用に供している。

市内の河川は一級河川が24川（延長138km）、準用河川が3川（4.4km）、普通河川が9川（14.2km）、全体で36川、延長156.6km、面積20.6km²となっている。

また、市内の道路は、国道13、府道29、市道11,334、計11,376路線を数え、総延長3,806km、延面積36.3km²で、面積では市域の17.0%を占め、増加する交通量によりさらに整備が進められている。

一方、市営公園は782を数え、その内訳は、児童公園691、近隣公園55、地区公園20と、大阪城、天王寺、中之島の特殊公園3、大規模公園1、緑道5及び都市基幹公園7となっており、その他国営（淀川河川公園）及び府営（住吉公園、住之江公園、久宝寺緑地）を含めた公園面積は7.6km²で市域の3.57%を占め、市民1人当たり2.87m²という割合になっている。

河川、道路及び公園の概況

(63年3月末現在)

河 川			道 路			公 園	
川 数	延 長	面 積	路 線 数	延 長	面 積	園 数	面 積
36	156.6 km	20.6 km ²	11,376	3,806 km	36.3 km ²	786	7.6 km ²

(注) 1 河川には、港湾法にもとづく運河等は含まれていない。

2 道路には、有料道路は含まない。

3 公園には国営1カ所及び府営3カ所を含む。

6 土地利用

本市の面積は213.08km²であるが、そのうち用途地域決定区域は204.5km²である。その土地利用は、中心部の商業業務地、西部の臨海工業地、北部の工業地（うち、東部は、おおむね住宅地）、東部の軽工業地（住宅と工業が併存）、南部の住宅地と大別できるが、全体的に土地利用が整然としておらず、適正な土地利用と用途地域の純化をはかることが必要である。

本市における都市計画法に基づく用途地域の状況は次のとおりである。

用途地域の状況

(61年6月16日現在)

用途地域	面積(km ²)	割合(%)
第2種住居専用地域	24.93	12.2
住居地域	68.88	33.7
近隣商業地域	4.21	2.0
商業地域	31.22	15.3
準工業地域	43.76	21.4
工業地域	10.03	4.9
工業専用地域	21.47	10.5
合計	204.50	100.0

(注) 第1種住居専用地域はない。

公害行政の経過

1 戦前から昭和30年代

本市における公害問題とその対策の歴史は古く、明治16～17年に紡績工場のばい煙が問題化し、その取締りのため、明治21年に全国に先がけて、旧市内に煙突を立てる工場の建設を禁ずる旨の府令が出され、さらに明治29年には、「製造場取締規則」（府令21号）が制定されている（ここで、わが国で初めて「公害」の用語が用いられた）。その後一段と工業化が進む中で、昭和2年に「大阪煤煙防止調査委員会」が発足し、煙害の被害調査、ばい煙防止取締り等の研究調査を実施しており、昭和6年にはばい煙防止規則の制定について、国および大阪府に働きかけ、昭和7年10月、大阪府は、「煤煙防止規則」を制定施行した。また、大正11年以降大阪市衛生試験所（現・環境科学研究所）を中心に降下ばいじんの測定を実施し、多くの記録を残している。

第2次大戦後、産業活動の活発化に伴い25年8月には「大阪府事業場公害防止条例」が東京都に次いで制定施行され、事業場から出るばい煙等が規制されたが、激増する公害問題に対処するため、29年4月には条例の全面改正が行われた。

30年代にはいり、経済の飛躍的な発展、技術革新、産業構造の変革とともに大気汚染、水質汚濁等がさらに深刻化し、国における立法措置が望まれてきた。ようやく33年に公害防止を直接目的とする最初の法律として、「公共用水域の水質保全に関する法律」及び「工場排水等の規制に関する法律」のいわゆる水質2法が制定されて、水質汚濁対策の基本的方針がうち出され、次に37年6月「煤煙の排出の規制に関する法律」が制定され、本市など大気汚染の著しい地域における法規制が実施されることとなった。本市では、特にスマッグ対策の緊要性、広域性に鑑み、府、堺市をはじめ隣接都市と協調しながら対策を進めるとともに、事業主による自主的防止活動や、ばい煙防止月間等啓発活動の推進を図ってその成果をあげてきた。

地盤沈下の防止に関しては、昭和9年の高潮被害を契機に、観測体制の整備を図るとともに26年から工業用水道の建設整備を始め、また37年制定の「建築物用地下水の規制に関する法律」に先立ち、34年に本市独自の「地盤沈下防止条例」を制定し地下水採取の規制に努めた結果、沈下量も年々減少の一途をたどることとなった。

また、騒音については、29年本市の世論調査をもとに、33年から交通騒音を主眼とする「町を静かに」の市民運動を展開し大きな効果をおさめた。

このほか、37年4月には、市長の諮問機関として、学識経験者などからなる「大阪市公害対策審議会」を発足させ、40年12月、大気汚染物質（亜硫酸ガス、浮遊ばいじん、降下ばいじん）に関してわが国初の「環境管理基準」を答申するなど、以後、本市の公害行政にとって重要な役割を果たすこととなる。

2 昭和40年代

35・36年における四日市喘息の多発、39年の阿賀野川水銀中毒患者の多発などに代表される公害被害の続出と、公害追放の世論の盛りあがりを背景に、42年には、公害対策の基本的姿勢を盛りこんだ「公害対策基本法」が制定され、公害の範囲を明確にするとともに環境基準の設定方針も明らかにされた。これに伴い、「大気汚染防止法」、「騒音規制法」、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」、「公害紛争処理法」等の関連法が整備され、さらに45年のいわゆる公害国会において「公害対策基本法」の改正をはじめとする関連8法の一部改正と「人の健康に係る公害犯罪の处罚に関する法律」、「水質汚濁防止法」など6法が制定された。引き続き46年の通常国会では「悪臭防止法」、「環境庁設置法」など4法が、その後48年には「公害健康被害補償法」が制定され、わが国の公害関係諸法が整備されてきた。

環境基準は、44年に二酸化硫黄、45年に一酸化炭素と水質、46年に一般騒音、47年に浮遊粒子状物質、48年に航空機騒音、窒素酸化物、光化学オキシダントについて設定されている。これら法制度の整備に伴い、大阪府においても、46年3月、従来の「大阪府公害防止条例」を全面的に改正し、新条例として制定とともに、47年12月、「大阪地域公害防止計画」、48年9月、「大阪府環境管理計画」を策定した。

本市においては、従来衛生局環境衛生課の一部門であった公害指導、規制部門を強化するため、44年4月に公害指導課を45年10月に公害規制課を新設する一方、大気汚染濃度の高い西部臨海地域の西淀川、此花、木津川周辺区について、45年6月以後、公害特別機動隊を発足させ、大気汚染対策を中心とした特別対策を実施した。

また、公害の規制に関する権限が府県から大幅に指定都市に移譲されたのを機に、46年6月には、衛生局と総合計画局公害対策部を統合し、新たに環境保健局として

行政の一元化を図り、公害担当部として環境部を新設するとともに、保健所に環境課（環境係）を設置し、体制の強化を図った。

大気汚染の観測体制についても、40年に、大気モニタリングステーションを設置し、環境大気の常時監視を開始したが、43年4月に「大気汚染管理センター」を開設し、46年6月に「環境汚染監視センター」と改称するとともに、検査部門を併設し、大気汚染及び発生源の常時監視と科学的究明を行っている。

これらの組織・機構の整備とあわせ、本市では、46年8月に、硫黄酸化物対策を中心とした「大気汚染防止計画基本構想」（クリーンエアプラン'71）を策定し、強力な防止対策を実施したが、48年11月には、これをさらに改訂整備し、自動車排出ガス対策を含めた総合的な「クリーンエアプラン'73」を策定した。また、自動車排出ガス問題については、43年に大阪府警察本部、大阪陸運局（現、近畿運輸局）、関係民間団体とともに、「大阪自動車排出ガス対策推進会議」（57年6月「大阪自動車公害対策推進会議」と改称）を発足させた。

水質汚濁防止対策では、48年3月、下水道整備、河川の浄化及び環境改善を目標とした「クリーンウォータープラン」を策定し、また、49年6月に「河川浄化対策本部」を設置し、各種事業の調整をはかりながら河川浄化対策を強力に推進している。

他方、企業の生産活動や公害防止対策から発生する産業廃棄物については、40年頃から問題意識が各界でもたれるようになり、本市でも43年に実態調査を実施するとともに、46年9月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の施行に先立ち、46年2月に大阪府と共同で「（財）大阪産業廃棄物処理公社」を設立し、産業廃棄物処理対策を実施してきた。

公害被害者救済については、44年12月に西淀川区を対象に「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」に基づく救済措置を行ってきたが、48年6月に「大阪市公害被害者の救済に関する規則」を定め、国の補償制度が施行されるまでの暫定措置として、療養生活補助費等の支給を行ってきた。その後、49年9月「公害健康被害補償法」が施行され49年11月、50年12月の地域指定の拡大によって、全市域が同法の指定地域となった。

また土壌汚染については、45年11月に本市の一部でカドミウムによる農用地汚染が指摘されたが、その原因究明と健康調査を実施し防除につとめた。

その他42年9月から公害防止設備資金融資制度を設け、公害防止設備の設置、改

善を進めているほか、45年から公害防止事業団事業等を活用して公害発生源工場の移転・集団化事業を促進するとともに、買収工場跡地を公園等の公共の用に供するなど公害防止の推進と生活環境の改善に努めている。

3 昭和50年代

40年代後半における公害関係法令の整備・充実によって、発生源規制をはじめとする各種施策が強力に推進され、大気汚染をはじめとするかつての危機的な状況はこれを一応克服することができた。

しかし、都市化・産業化が年々進展する中で人々の生活様式も向上・変革し、これに伴って公害問題はさらに複雑・多様化することとなった。

国においては、新たな対応が必要となった交通公害や水質汚濁、廃棄物問題等に対処するため、関係法令の整備・環境基準の設定・排出基準の強化等を引き続き行ってきた。

一方、これまですすめられてきた現状改善のための公害対策と併せて、環境汚染の未然防止を図ることの重要性が広く認識されることとなり、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、公害の防止等について適正な配慮を行うための環境影響評価の取り組みが一段とすすめられ、国においては各省庁の所管する個別法又は行政指導等によって事業の種類ごとに環境影響評価が実施されるようになった。

これらの法制度化については、54年4月に中央公害対策審議会が「速やかに法制度化を図るべきである」との答申を行い、56年4月には政府としての環境影響評価法案が国会に提出されたが、58年11月の衆議院解散に伴い、審議未了のため廃案となった。しかし、当面の事態に対応するため、法案要綱をベースとして、59年8月に、「環境影響評価の実施について」の閣議決定が行われた。

地方自治体においても制度化の機運が高まり、北海道、東京都、神奈川県、川崎市における条例制定をはじめ、要綱等の制定団体が多数にのぼっている。

このほか、52年にOECD（経済協力開発機構）環境委員会が、日本の環境政策について、「今後は、日本の政策が汚染の防止のみならず、より広く一般的な福祉の向上、合理的な土地利用、自然及び文化的遺産の保護をも対象とした広範囲な基礎をもつ環境政策へと進展していくことが期待される」と評価しており、その後、生活環境に潤いや美しさを確保していくこうとする動きが次第に大きくなってきた。

大阪府においては、国の措置等とあいまって、52年9月「硫黄酸化物総量規制基

準及び燃料基準」の告示、「大阪地域公害防止計画」の見直し（53年3月再策定）等を行った。

また、53年6月瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律により水質総量規制が制度化され、54年6月から施行された。これに基づき、55年4月化学的酸素要求量に係る総量削減計画が告示された。

一方、瀬戸内海の富栄養化対策については、55年1月に「大阪府合成洗剤対策推進要綱」を制定するとともに、55年5月には燐及びその化合物に係る削減指導方針を告示した。

さらに、カラオケ騒音については、57年10月大阪府公害防止条例の改正による「深夜における音響機器の使用時間制限」が告示（58年4月施行）され、また、環境影響評価制度については、58年1月大阪府公害対策審議会から「環境影響評価制度のあり方について」答申を受けた。この答申をふまえ、59年2月「大阪府環境影響評価要綱」を制定（59年4月全面施行）した。

この他、57年12月に「大阪府環境総合計画（ステップ21）」、58年3月に「大阪地域公害防止計画」の第3次策定を行った。

本市においては、規制の強化等に伴い工場・事業場等に対する徹底した規制・指導を行なながら、自動車交通公害に関する諸問題や、河川の浄化、廃棄物問題等を中心取り組みをすすめてきた。

大気汚染の状況については、48年に策定した「クリーンエアプラン'73」によって改善されており、硫黄酸化物については、53年3月からの総量規制や、硫黄酸化物対策指導要領による対策の効果によって54年度以降すべての測定局において、二酸化硫黄に係る環境基準の長期的評価を達成している。また、一酸化炭素も、54年度以降環境基準を達成している。しかし、二酸化窒素や浮遊粒子状物質など一層強力な対策が必要なものもあり、これまでの対策を継承しつつ長期的な観点から健康で快適な都市環境の創造に向けて、59年1月「大阪市大気環境保全基本計画」（ニュークリーンエアプラン）を策定した。

また、移動発生源対策に資する調査・検討を行うため、55年12月に「沿道環境調査検討会」を設置するとともに、57年6月「大阪自動車排出ガス対策推進会議」を「大阪自動車公害対策推進会議」に改称し、自動車騒音を含めた総合的な自動車公害防止に関する施策を積極的に推進してきた。

河川浄化対策については、48年に策定した「クリーンウォータープラン」の推進

によって、各般の事業や施設が整備・充実され、ほぼ所期の目標を達成するまでに至った。しかし、寝屋川水系等については上流域を含めてなお諸対策を強化する必要があり、また、水質のみでなく、見た目にもきれいで憩いの場として親しめる水辺環境をさらに広げていくため、58年5月、「大阪市水域環境保全基本計画」(クリーンウォータープラン'83)を策定した。

このほか、廃棄物問題の多様化・複雑化に対応するため、51年3月に「大阪市廃棄物処理計画」を策定し、収集・運搬・処理・処分等に係る環境保全上の基本的事項を明らかにするとともに、とくに、産業廃棄物の資源化・減量化・無害化等の推進を図っている。また、57年3月には、大阪湾圏域の広域処理対象区域において生じた廃棄物の適正な海面埋立てによる処理及びこれによる港湾の秩序ある整備を図るために本市をはじめ関係地方公共団体により「大阪湾広域臨海環境整備センター」が設立され、生活環境の保全等に資することが期待されている。

また、廃棄物行政の一元化を図るため58年6月、産業廃棄物指導課が環境保健局から環境事業局へ移管された。

さらに、環境影響評価については、大規模な開発事業の実施に際して、環境保全上の見地から市域内に係る環境への影響について審議し、市域の良好な環境の確保に資することを目的として、59年3月、「大阪市環境影響評価連絡会等設置要綱」を制定した。

4 昭和60年代

昭和50年代に引き続き都市・生活型公害が顕著になり、また二酸化窒素による大気汚染が大阪市を含む大都市で依然として環境基準未達成の状況において、60年4月、環境庁に「窒素酸化物対策検討会」が設置され、中期的視点に立って将来の環境状況の動向を予測し、関係方面における今後の窒素酸化物対策の具体的な取組みにも資するよう、今後の対応の方向を示すことを目的として60年12月「大都市地域における窒素酸化物対策の中長期展望」が取りまとめられ発表された。

また、環境をめぐる諸条件の変化や環境問題の複雑・多様化を踏まえて、21世紀を展望しつつ昭和60年代における環境政策を推進するための指針が、「環境保全長期構想」として61年12月環境庁により公表された。

大阪府においても、今後の窒素酸化物対策のあり方を示すものとして、61年2月、「大阪府域における当面の窒素酸化物対策」が取りまとめられ62年10月には「大

阪地域公害防止計画」の見直し（63年3月再策定）が行われた。

本市においては、固定発生源に係る窒素酸化物対策として、60年4月、ニューカリーンエアプランに基づく「大阪市窒素酸化物対策指導要領」を策定し、その推進を図っている。また、移動発生源に係るものとして、55年12月以来「沿道環境調査検討会」において検討されていた結果が、61年2月に取りまとめられた。以後関係機関と連携をとり自動車交通公害対策を総合的に推進しているが、63年4月から低公害車の普及促進、自動車排ガス規制の強化ならびに自動車交通量の総量抑制などの施策を盛り込んだ「自動車公害防止計画」の策定に着手した。

悪臭防止対策として、現行法では規制の実をあげることが困難な悪臭防止規制に官能試験法を導入することを目的として、60年1月から「悪臭規制評価技術検討会」において検討された結果をもとに、61年4月「大阪市悪臭防止指導要綱」を制定、施行した。

このほか、今後の総合的な環境施策推進の支援システムとして、「環境データ処理システム」を62年3月導入した。

63年4月には各種施策の拡充と推進を図るために機構改革を実施し、環境部においても近年の公害の態様、環境の変化に対応するため、各課・係の統合、移管、名称変更ならびに新設を行い、新しく環境管理課・計画調整課・環境保全課・自動車公害対策課・環境汚染監視センターとし体制の強化を図った。

また、環境問題の質的変化、快適な環境を求める市民意識の向上等の状況に伴い、従来の規制型の公害行政から、未然防止・予防型の環境行政、更に良好、快適な環境を創造していくため中・長期的な視点に立って、地域の望ましい環境のあり方およびその実現に向けて「大阪市地域環境管理計画」（仮称）の策定を63年度から着手した。

環境庁においては61年5月に「環境教育懇談会」を設置し、一人ひとりが人間と環境のかかわりについて理解と認識を深め責任ある行動がとれるような学習をすすめるための環境教育について検討が重ねられていたが、63年3月に環境教育懇談会報告が公表され環境教育の継続的・体系的な取組が望まれている。

公害被害者救済については、49年に「公害健康被害補償法」が制定され、民事責任を踏まえた制度として汚染原因者の負担により健康被害者に対し各種補償給付の支給等を行い、その救済に大きな役割を果たしてきたところであるが、62年9月公害健康被害補償法の一部を改正する法律が公布され63年3月1日から施行となった。

これにより、第一種地域の指定はすべて解除され新規の公害認定は行わないことに

なったが、一方既存の被認定者に対する補償を継続するとともに、今後は地域住民を対象に大気汚染の影響による健康被害を予防するため必要な事業を実施することにより健康の確保を図ることとなった。

本市でもこれを受けて、総合的な環境保健に関する施策ならびに大気汚染防止対策の強化を図ることになるが、これらの事業とともに小児の気管支ぜん息等について、当分の間、医療に係る本人負担分を助成する大阪市小児ぜん息等医療費助成制度を63年4月から発足させた。

第1章

大 氣 汚 染

第1章 大気汚染

第1節 大気汚染の要因

大気汚染物質の発生源は、工場・事業場等の固定発生源と自動車・船舶等の移動発生源に大別され、汚染物質の大半はこれらの発生源で使用される燃料の燃焼に伴い発生する。

本市の固定発生源の分布状況は、比較的大規模の発生源が臨海地域に立地し、中小規模の発生源は市内全域に散在しており、なかでも事業場は市内中心部に集中している。

また、本市に隣接する臨海周辺都市には、石油コンビナートをはじめ重化学工業等が立地し、大気汚染が市域を越えて相互に影響しあっている。

固定発生源における燃料使用量は、48年以降の経済の低成長と省エネルギー施策等によって減少してきており、また、原・重油の低硫黄化、灯・軽油、都市ガス等への燃料転換もすすめられている。

他方、自動車については、道路が都心部を中心に高密度に設置されており、自動車保有台数は微増、交通量及び渋滞時間はほぼ横ばいの状況であり、道路が飽和状態となっている。

このほか、大気汚染要因として、気象・地形との関連も見過ごすことはできない。大阪平野は三方を山に囲まれ、本市はほぼこの中央に位置しているため、海風、陸風等が複雑にからみあって大阪特有の気象を生みだし、本市の大気汚染に大きな影響を与えている。

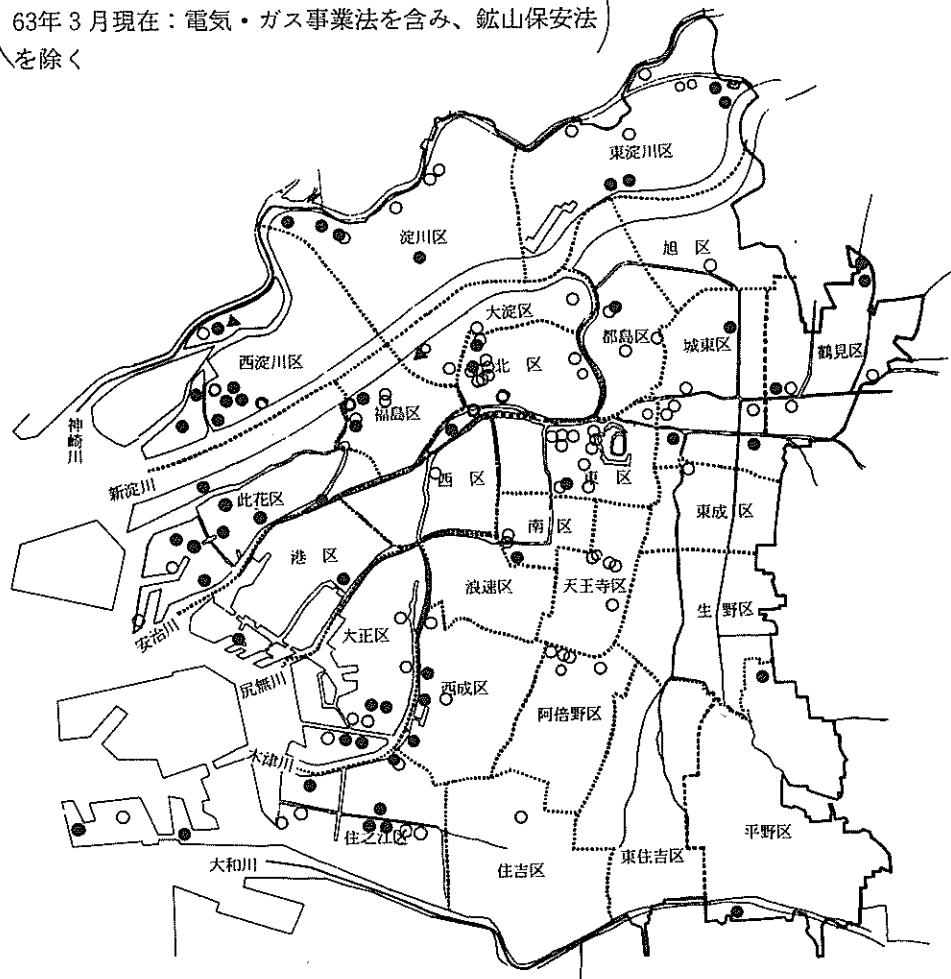
このように大気汚染は発生源の分布状況、汚染物質の排出状況、地形、気象の条件等、複雑多様な要因が重なり合って発生しており、その実態の把握や汚染解析は容易ではない。しかし、適切な対策を着実に推進していくためには、これらの要因を十分把握しながら、より科学的な汚染実態の調査解析をさらに充実する必要がある。

1. 主要工場・事業場分布

本市の主要工場・事業場は図1-1に示すとおり、西部臨海部（住之江、大正、此花、西淀川）から北部（福島、大淀、淀川、東淀川）及び東北部（都島、城東、鶴見）にかけて分布しているが、比較的大規模の工場は西部臨海部に立地している。

図1-1 主要工場・事業場分布図

（窒素酸化物・硫黄酸化物総量規制特定工場、事業場）
63年3月現在：電気・ガス事業法を含み、鉱山保安法
を除く



凡例

- 窒素酸化物及び硫黄酸化物に係る総量規制特定工場事業場 56工場
- 硫黄酸化物についてのみの総量規制特定工場事業場 82工場
- ▲ 窒素酸化物についてのみの総量規制特定工場事業場 2工場

2. 燃料使用量

市域内における燃料・原料使用量を把握する方法として、毎年、大気汚染防止法対象工場等約2,100工場について、アンケート方式により燃料・原料使用状況調査を実施し、年度毎の全市推計を行っている。

表1-1の燃料使用量の推移をみると、61年度においては、前年度に比べて、全体的にやや減少している。

燃料使用量を各区分についてみると、表1-2のとおりで、原・重油のうち約60%は此花・大正・西淀川・住之江区の臨海地域において消費されている。

表1-1 燃料使用量の推移

燃料\年度	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61
原・重油(千㎘)	1,592	1,522	1,536	1,385	1,159	1,111	826	972	819	650	556
灯・軽油(千㎘)	285	326	270	260	231	193	172	165	155	147	141
燃料石炭(千トン)	1.1	0.9	0.4	0.5	4.8	12.7	12.0	11.1	11.2	15.1	10.6
コークス(千トン)	796	769	827	916	1,028	1,076	1,024	1,044	1,131	1,116	1,066
都市ガス(10 ⁶ Nm ³)	363	263	277	293	360	380	350	333 (93)	325 (130)	315 (176)	304 (190)

(注) 都市ガスには6C、13A(天然ガス)を含む。ただし、58年度以降の()内は13Aの使用量を示す。

3. 届出施設等

大気汚染防止法及び大阪府公害防止条例に基づき、届出が必要とされているばい煙発生施設等を有する工場・事業場数は表1-3に示すとおりである。このうち大気汚染防止法によるばい煙発生施設及び粉じん発生施設の施設数は表1-4、表1-5に示すとおりである。

表1-2 区別燃料使用量

(61年度)

項目 区分	原・重油 (kl)	灯・軽油 (kl)	燃料石炭 (トン)	コークス (トン)	都市ガス (10³Nm³)
北	20,948	8,718			57,115
都 島	4,326	1,234		343	29,875
福 島	11,796	2,981			22,412
此 花	98,389	10,326			75,295
東	12,661	4,672			11,352
西	3,220	949			3,556
港	1,189	5,300			9,573
大 正	33,651	21,834		718,371	11,079
天 王 寺	3,585	2,444			4,240
南	3,692	585			7,231
浪 速	2,161	350		64	985
大 淀	7,294	2,583			12,757
西 淀 川	47,517	12,378	51	336,568	17,033
淀 川	31,706	17,282		350	7,240
東 淀 川	56,604	4,267			3,088
東 成	4,681	508		60	2,433
生 野	5,302	892			503
旭	3,492	1,035			4,720
城 東	20,355	5,227	6	9	4,987
鶴 見	8,449	7,147			2,965
阿 倍 野	3,368	1,401			979
住 之 江	158,341	5,284		9,652	8,890
住 吉	1,521	1,867			236
東 住 吉	2,067	184			562
平 野	3,158	4,267		118	922
西 成	7,009	16,841	10,497	22	4,083
合 計	556,482	140,556	10,554	1,065,557	304,111

(注) 都市ガスの中には天然ガスを含む。

表1-3 区別届出対象工場事業場数

(63年3月末現在)

項目 区別	大気汚染防止法				大阪府公害防止条例		
	ばい煙		粉じん	小計	硫酸化物 ばいじん	有害物質 粉じん	小計
	工場	事業場					
北	13	263		276	13	127	140
都島	15	29		44	35	117	152
福島	21	18		39	30	268	298
此花	23	30	12	65	46	261	307
東	4	385		389	14	80	94
西	4	112	1	117	3	244	247
港	19	16	8	43	18	250	268
大正	40	10	9	59	50	342	392
天王寺	2	66		68	2	59	61
南	1	131		132	2	77	79
浪速	11	36		47	26	228	254
大淀	18	31		49	47	200	247
西淀川	109	25	12	146	89	556	645
淀川	60	70	1	131	114	564	678
東淀川	52	22	3	77	79	384	463
東成	31	16		47	46	755	801
生野	34	9	1	44	47	666	713
旭	20	15		35	26	193	219
城東	51	28		79	69	524	593
鶴見	29	7		36	48	251	299
阿倍野	2	28		30	2	56	58
住之江	43	31	7	81	56	179	235
住吉	2	22		24	8	17	25
東住吉	7	12		19	20	95	115
平野	34	25	1	60	50	250	300
西成	34	24	3	61	60	201	261
総計	679	1,461	58	2,198	1,000	6,944	7,944
	2,140						

(注) 1. 電気・ガス事業法関係施設を含む。

2. 大気汚染防止法の総計及び行政区別の小計は「ばい煙」「粉じん」の延数。また、大阪府公害防止条例についても「硫酸化物・ばいじん」「有害物質・粉じん」の延数。

表1-4 ばい煙発生施設設置状況（大気汚染防止法）

項 別 施 設 名	1	2	3		4		5	6	7	9	10	11
	ボ イ ラ	ガ ス 発 熱 生 炉 炉	焙 燒 結 爐	燒 結 爐	溶 鉱 爐	転 爐	金 屬 溶 解 爐	金 屬 加 熱 爐	加 熱 爐	燒 溶 成 融 爐 爐	反 直 応 火 爐 爐	乾 燥 爐
北	442(433)						12	7		2		
都 島	70(41)						1					
福 島	71(42)									5		5
此 花	106(39)	14					3	124	17			16
東	581(578)											
西	154(149)						1					
港	34(19)						2		1			
大 正	47(17)		1	1	2	2	36	37	3	3		18
天 王 寺	99(97)											
南	178(175)											
浪 速	60(56)						4			1		
大 淀	76(49)						1	1		7		1
西 淀 川	130(19)		3	1	1	2	10	101		8		28
淀 川	200(110)							17	5	3		4
東 淀 川	121(42)							7			3	1
東 成	63(31)						2	14			6	5
生 野	48(13)						1	2				1
旭	51(26)									3		
城 東	96(43)						9	4		7		5
鶴 見	49(5)						15	16				
阿 倍 野	64(57)											
住 之 江	95(47)						14	25		1	3	6
住 吉	33(29)											
東 住 吉	24(20)									2		
平 野	52(18)						5	7	1	5	1	3
西 成	57(34)						6	23		7		5
計	3,001(2,189)	14	4	2	3	4	122	385	27	54	13	98

(注) 1. () 内は事業場関係。
 2. 電気・ガス事業法関係を含む。

(63年3月末現在)

12	13	15	17	19	24	28	29	30	施設数	工場数	事業場数	計
電気炉	廃焼却物炉	乾燥施設	溶解炉	反応・吸収設	鉛溶精解	コーキス炉	ガターピンス	デバイゼル関				
	2(2)	7			9		2(2)		483(437)	13	264	277
1	1(1)								73(42)	15	29	44
	3(2)								84(44)	21	18	39
5	9(1)			3	2	5			304(40)	23	30	53
	1(1)						1(1)		583(580)	4	386	390
									155(149)	4	112	116
	3(3)				4				44(22)	19	16	35
4	2(2)		1	7		3			167(19)	40	10	50
	2(2)				2				103(99)	2	66	68
									178(175)	1	131	132
					11				76(56)	11	36	47
					12				98(49)	18	31	49
5	5(4)				14				308(23)	109	25	134
	10(3)						1(1)	1(1)	241(115)	60	72	132
	3(3)								135(45)	52	22	74
	1(1)								91(32)	31	16	47
					2				54(13)	34	9	43
	1(1)								55(27)	20	15	35
	8(6)								129(49)	51	28	79
	10(7)				1				91(12)	29	7	36
									64(57)	2	28	30
	15(2)							1(1)	160(60)	43	32	75
								1(1)	34(30)	2	22	24
	2(0)								28(20)	7	12	19
	6(5)								80(23)	34	25	59
	3(3)								101(37)	34	24	58
15	87(59)	7	1	10	57	8	3(3)	4(4)	3,919(2,255)	679	1,466	2,145

表 1-5 粉じん発生施設数（大気汚染防止法）

(63年3月末現在)

項目 区別	1	2	3	4	5	施 設 計	工事 場 場 計
	コークス炉	堆積場	ベルトコンベア バケットコンベア	破碎機 摩碎機	ふるい		
北							
都 島							
福 島							
此 花	5	35	135	5	6	186	12
東							
西			2			2	1
港		7	10			17	8
大 正	3	9	132	21	25	190	9
天 王 寺							
南							
浪 速							
大 淀							
西 淀 川		13	59	16	6	94	12
淀 川			2			2	1
東 淀 川		3				3	3
東 成							
生 野			3			3	1
旭							
城 東							
鶴 見							
阿 倍 野							
住 之 江		5	13	6	1	25	7
住 吉							
東 住 吉							
平 野			1			1	1
西 成		4	13		1	18	3
計	8	76	370	48	39	541	58

(注) 電気・ガス事業法関係施設を含む。

4. 自動車保有台数等

自動車の保有台数、交通量、交通渋滞の推移は図1-2に示すとおりである。

自動車保有台数は市内約83万台(62年3月末)、府下約290万台(62年12月末)となっており、いずれも増加し続けている。

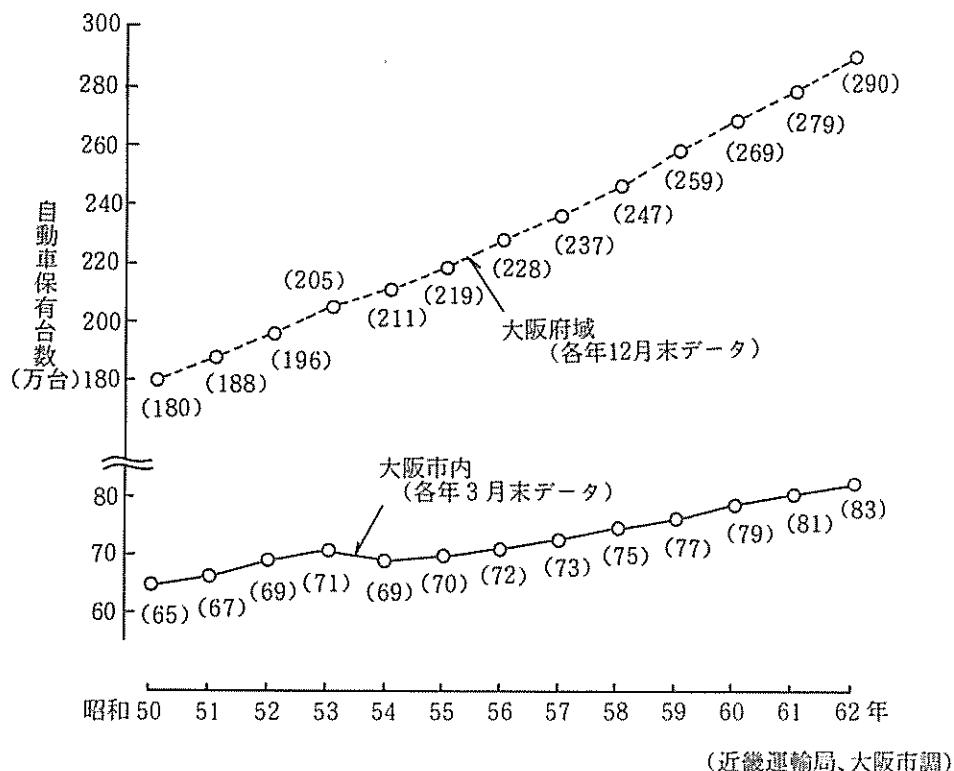
大阪市内・市域外の主要交差点における交通量の推移についてはともに横ばいであるが、阪神高速道路交通量は年々増加傾向を示しており、62年度は約50万台／日となっている。

表1-6は、車種別自動車保有台数を示したもので、大阪市内では、乗用車が約半数、貨物車が約1/4を占めている。

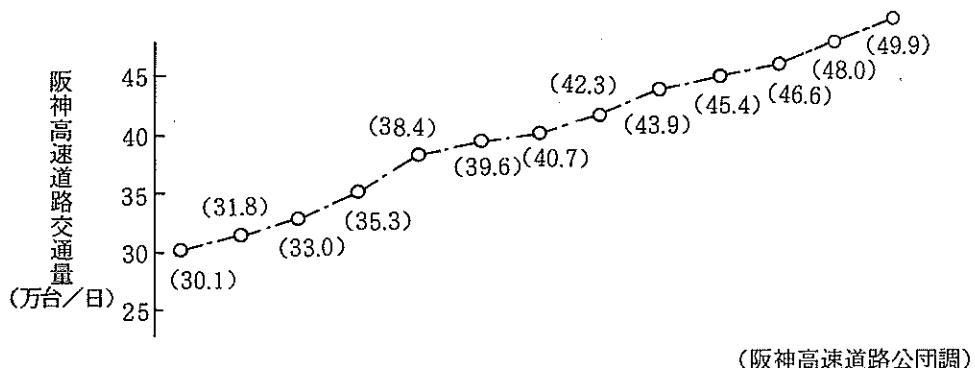
なお、府域における自動車燃料の販売量の推移は図1-3のとおりここ数年間は増加傾向を示しており、特に軽油の伸びが大きくなっている。これは軽油車の増加が主な原因であり、図1-4のとおり特に乗用車、小型貨物車において顕著である。

図1-2 自動車排出ガス汚染諸要因の推移

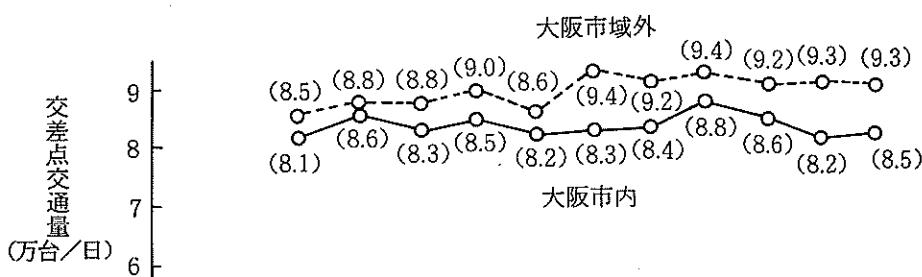
①自動車保有台数



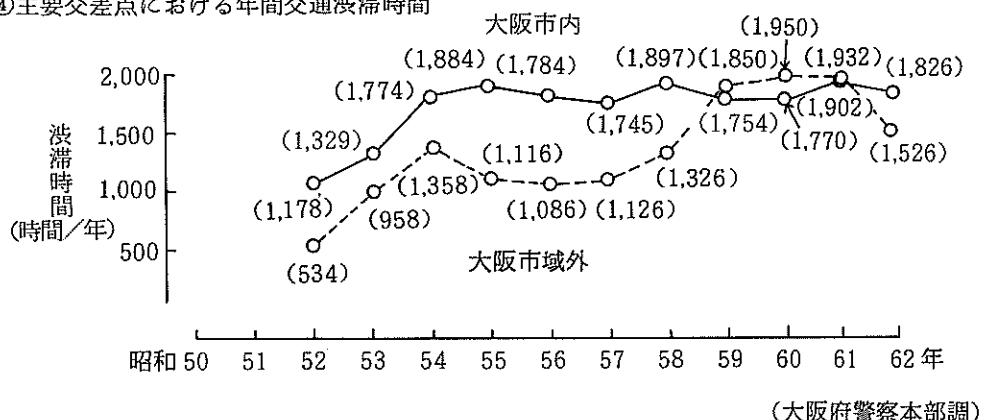
②阪神高速道路交通量（各年度末データ）



③主要交差点における1日交通量（各年5月末データ）



④主要交差点における年間交通渋滞時間



- (注)
1. 阪神高速道路交通量は、大阪府域の1日平均交通量である。
 2. 交差点交通量、交通渋滞については、市内・市域外の主要な交差点の調査結果を1地点あたりになおしたものである。
 - ・交差点交通量………継続測定点 計12地点（市内8地点、市域外4地点）
 - ・交通渋滞……………継続測定点 計20地点（市内10地点、市域外10地点）

表1-6 大阪府域・大阪市内における車種別自動車保有台数

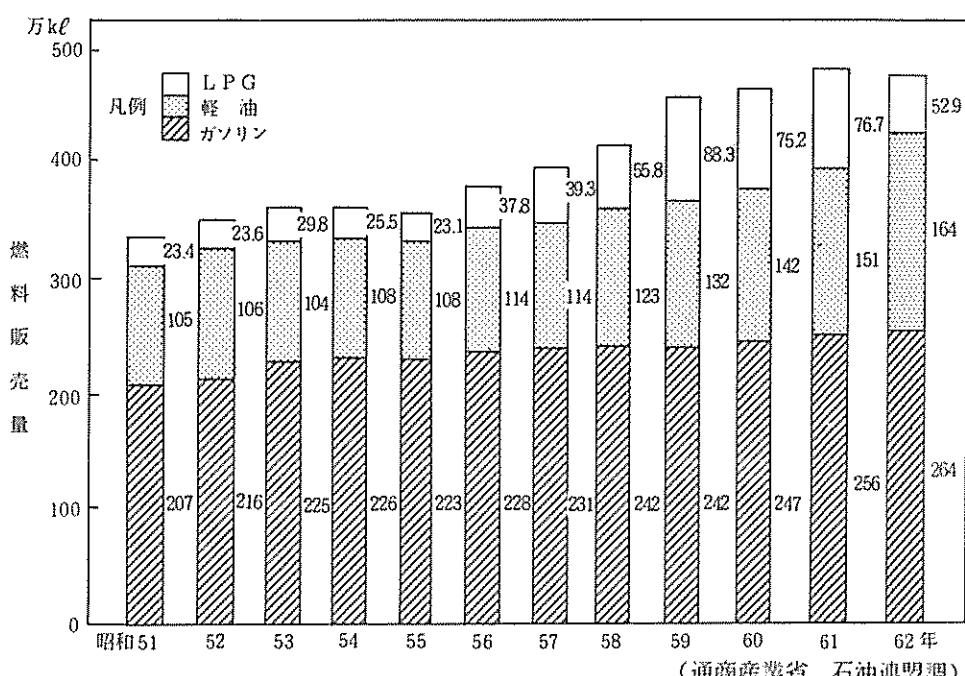
(大阪府域 62年12月末、
大阪市内 62年3月末)

種類		大阪府域		大阪市内	
		台数	車種構成比(%)	台数	車種構成比(%)
乗用	普通車	82,290	2.8	27,700	3.3
	小型四輪車	1,437,397	49.6	363,609	43.6
	小計	1,519,687	52.4	391,309	46.9
貨物用	普通車	122,523	4.2	43,161	5.2
	小型四輪車	410,900	14.2	175,942	21.1
	小型三輪車	427	0.0		
	小計	533,850	18.4	219,103	26.3
その他	特種用途車	38,316	1.3	12,113	1.5
	大型特殊車	10,373	0.4	4,988	0.6
	小型特殊車	—	—	6,853	0.8
	小型二輪車	68,310	2.4	16,410	2.0
	軽自動車	711,497	24.6	176,479	21.2
	乗合車	9,313	0.3	3,551	0.4
	被けん引車	6,026	0.2	3,388	0.4
	小計	843,835	29.2	223,782	26.8
合計		2,897,372	100	834,194	100

(注) 1. 大阪府域には、大阪市内を含む。
(近畿運輸局、大阪市調)

2. 大阪市内の軽自動車・小型特殊車は、大阪市財政局の資料による。

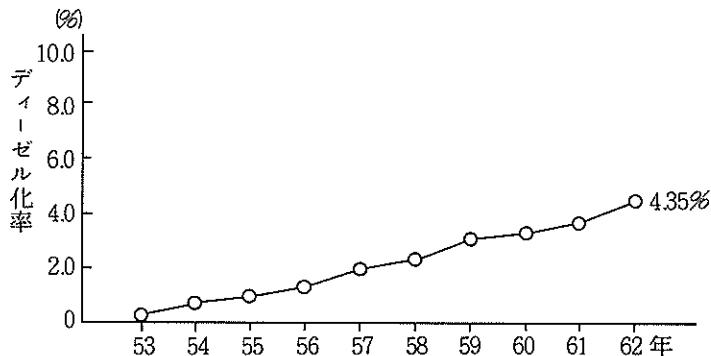
図1-3 自動車用燃料の販売量の推移(大阪府域)



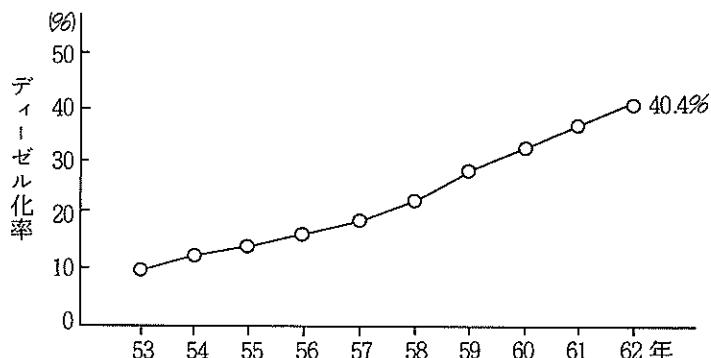
(注) 本図の数値は年間(1月~12月)燃料販売量(単位:万kℓ)である。

図1-4 大阪府域における車種別ディーゼル化率の推移（各年12月末）

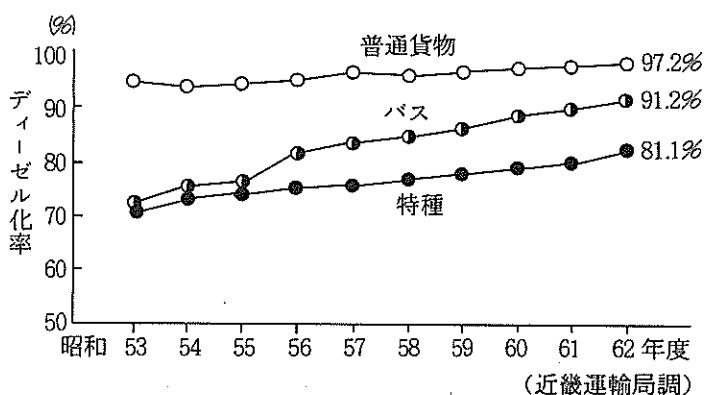
① 乗用車



② 小型貨物車



③ 大型車類



(注) ディーゼル化率とは、各車種における軽油車の総台数に対する割合である。

第2節 大気汚染の現況

本市では、40年度から大気汚染常時監視機構の整備を進め、現在、図1-5に示すとおり大気常時測定局26局で常時監視を行っている。環境汚染監視センター内に設置している中央監視局では、テレメータシステムにより、26測定局から専用通信回線を通じて伝送されてくる汚染物質及び気象関係の測定値を集中的に常時監視している。

このように常時監視している測定値は、各種統計・解析を行うことにより、これまでの対策の効果判定に利用すると共に、今後の各種対策を策定するための基礎資料としており、更に光化学スモッグなどに対処するための大気汚染緊急時対策にも利用している。

大気常時測定局は、その目的に応じて次の2種類に大別できる。

(1) 一般環境測定局

測定位置は地上10m～15mで、二酸化硫黄(SO₂)、窒素酸化物(NO、NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)、光化学オキシダント(O_x)などの広域的な大気汚染の状況と風向、風速などを測定している。

(2) 自動車排出ガス測定局

測定位置は地上2m～5mで、一酸化炭素(CO)、窒素酸化物(NO、NO₂)、炭化水素(HC)など、主として自動車排出ガスによる汚染の状況を測定している。

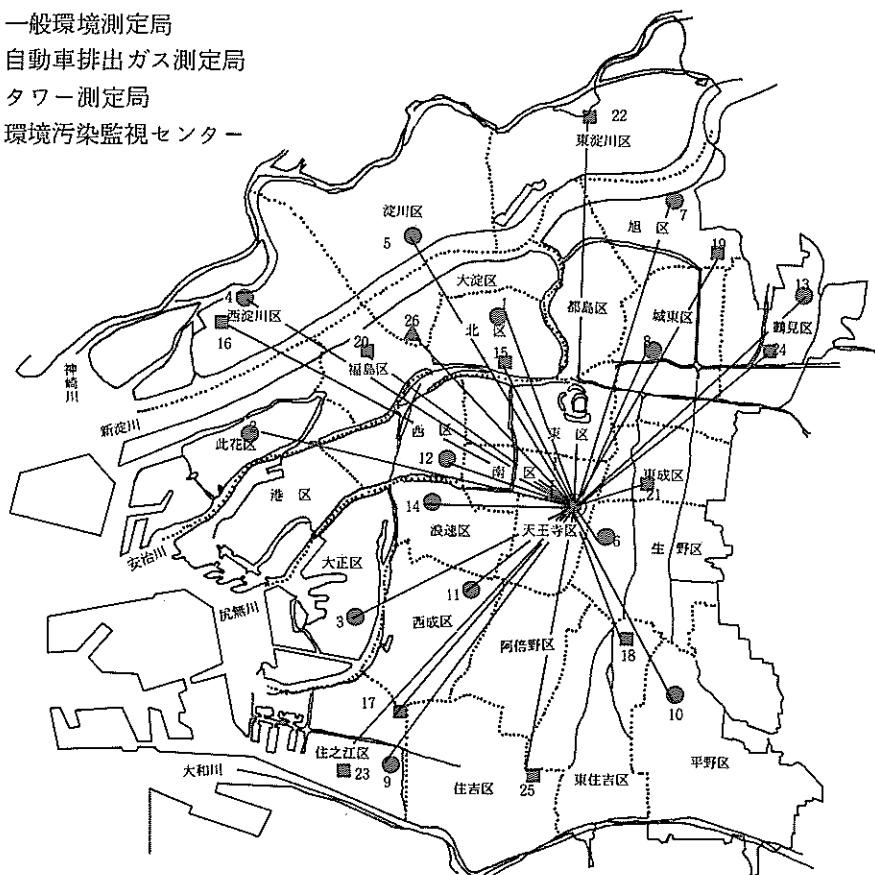
この他に、高所(大阪タワーの高さ120mの位置)における風向、風速及び温度、湿度を観測するタワー測定局がある。

大気常時測定局における主な大気汚染物質の市内平均濃度の経年変化は図1-6に示すとおりである。

また、大気汚染物質の輸送・拡散に大きな影響を与える風向、風速について、代表的な状態を見るために一般環境測定局(扇町中学校)と高所(大阪タワー)における観測結果例を表1-7及び図1-7に示す。

図 1-5 大気常時測定期局配置図

- 一般環境測定期局
- 自動車排出ガス測定期局
- △ タワー測定期局
- ◎ 環境汚染監視センター



一般環境測定期局								
測定期局	SO ₂	浮遊粉じん SPM	NO NO ₂	HC	Ox	風向 風速	日射量	温度 湿度
1 北区扇町中学校	○	※○	○			○		○
2 此花区此花区役所	○	※○	○	○	○	○		
3 大正区平尾小学校	○	※○	○			○		
4 西淀川区淀中学校	○	※○	○			○	○	
5 淀川区淀川区役所	○	○	○	○	○	○		
6 生野区勝山中学校	○	※○	○			○	○	
7 旭区大宮中学校	○	○	○			○	○	
8 城東区豊寶小学校	○	○	○			○	○	
9 住之江区南稜中学校	○	※○	○			○	○	
10 平野区浜陽中学校	○	○	○	○	○	○	○	
11 西成区今宮中学校	○	※○	○			○	○	
12 西区堀江小学校	○	※○	○			○	○	
13 鶴見区茨田小学校	○	※○				○		
14 泉北区難波中学校						○		

(注) ※印は SPM (β 線吸収法)

自動車排出ガス測定期局						
測定期局	SO ₂	浮遊粉じん SPM	NO NO ₂	CO	HC	交通量
15 北区梅田新道		※○	○	○		
16 西淀川区出来島小学校	○	○	○	○	○	
17 住之江区北粉浜小学校		※○	○	○	○	
18 東住吉区杭全町交差点		○	○	○		
19 旭区新萩小路小学校		○	○	○		
20 福島区海老江西小学校	○	○	○	○		
21 東成区今里交差点		※○	○	○		
22 東淀川区上新庄交差点			○			
23 住之江区住之江交差点			○			
24 鶴見区茨田中学校			○			○
25 住吉区長居小学校			○			

測定期局	風向 風速	温度 湿度
26 大淀区大阪タワー	○	○

図1-6 主な大気汚染物質の市内平均濃度の経年変化

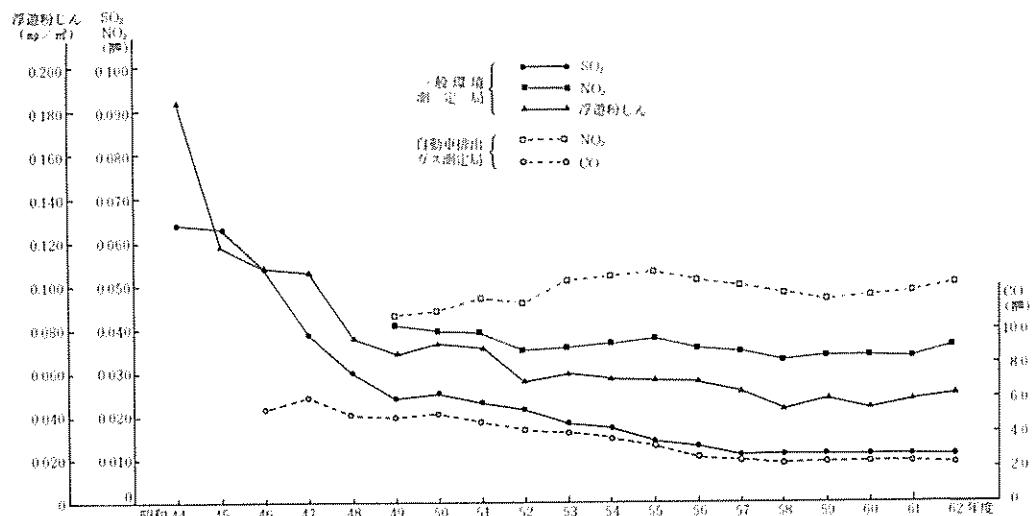


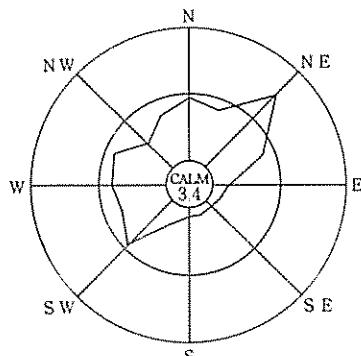
表1-7 平均風速

(単位:m/sec)

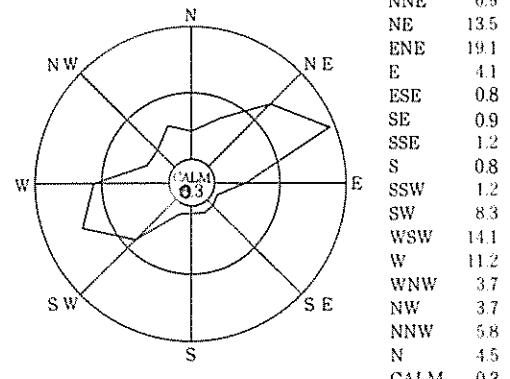
局名	月	62 4	5	6	7	8	9	10	11	12	63 1	2	3	年度平均
市内12局平均		2.0	2.0	2.2	2.1	2.3	2.3	2.1	1.7	1.9	2.3	2.4	2.4	2.1
大阪タワー		4.1	4.2	4.6	4.3	4.6	4.7	4.4	3.6	3.9	5.0	4.9	4.8	4.4

図1-7 風配図

局名:扇町中学校 (例)



局名:大阪タワー



(注) カームは風速 0.3 m/sec 以下

1. 二酸化硫黄 (S O₂) 濃度

二酸化硫黄濃度は溶液導電率法により、13カ所の一般環境測定局及び2カ所（表1-10）の自動車排出ガス測定局で常時監視を行っている。53年度からの一般環境測定局における年平均値の経年変化は、表1-8に示すとおり年々改善され、ここ数年は横ばいである。62年度の市内平均は0.011ppmであり、最高値は此花区役所の0.013ppm、最低値は摂陽中学校と茨田北小学校の0.009ppmで、市内の濃度は均一化してきている。

表1-8 二酸化硫黄 (S O₂) 濃度経年変化

-一般環境測定局-

(単位: ppm)

年度 測定局	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
北区 扇町中学校	* 0.020	0.016	0.014	0.013	0.012	0.012	0.011	0.010	0.010	0.011
此花区 此花区役所	* 0.018	0.017	0.016	0.015	0.013	0.012	0.013	0.012	0.013	0.013
大正区 平尾小学校	* 0.016	0.014	0.014	0.014	0.012	0.011	0.012	0.011	0.011	0.010
西淀川区 淀中学校	0.013	0.013	0.013	0.012	0.011	0.010	0.011	0.011	0.011	0.011
淀川区 淀川区役所	* 0.023	0.021	0.016	0.013	0.011	0.012	0.012	0.012	0.012	0.012
生野区 勝山中学校	* 0.019	0.017	0.015	0.014	0.012	0.012	0.012	0.012	0.010	0.010
旭区 大宮中学校	* 0.017	0.018	0.013	0.011	0.009	0.010	0.010	0.010	0.011	0.011
城東区 聖賢小学校	* 0.023	0.022	0.015	0.014	0.012	0.012	0.012	0.011	0.011	0.010
住之江区 南稲中学校	0.016	0.015	0.013	0.013	0.011	0.011	0.010	0.011	0.011	0.011
平野区 摂陽中学校	* 0.019	0.013	0.013	0.012	0.011	0.010	0.010	0.009	0.010	0.009
西成区 今宮中学校	* 0.017	0.017	0.015	0.014	0.012	0.012	0.011	0.012	0.012	0.012
西区 堀江小学校	* 0.019	0.015	0.014	0.012	0.011	0.011	0.011	0.011	0.010	0.010
鶴見区 茨田北小学校	—	—	—	—	—	—	(0.008)	0.009	0.009	0.009
市内平均	0.018	0.017	0.014	0.013	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011

(注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均である。

2. ()は測定時間が6000時間未満のため参考値とする。

3. *印は、環境基準値を超えた局。

62年度における二酸化硫黄の環境基準対比は、一般環境測定局、自動車排出ガス測定局とも表1-9、1-11に示すとおり、長期的評価でみるとすべての測定局において適合している。なお、これらの常時監視を補完するため移動測定局として、市内10カ所において1ヶ月間の二酸化硫黄濃度を測定している。

表1-9 二酸化硫黄(SO₂)の環境基準対比

—一般環境測定局—

測定局	年平均値 ppm	1時間値が 0.1 ppmを 超えた 時間数と その割合 時間 %		日平均値が 0.04 ppm を超えた 日数と その割合 日 %		1時間 値の 最高値 ppm	日平均 値の 2% 除外値 ppm	日平均値0.04 ppmを超えた 日が2日以 上連続したこ との有無 有(x)無○	環境基準の長 期的評価によ る日平均値 0.04 ppmを 超えた日数 日
		時間	%	日	%				
北区 扇町中学校	0.011	0	0	0	0	0.074	0.026	○	0
此花区 此花区役所	0.013	0	0	0	0	0.064	0.027	○	0
大正区 平尾小学校	0.010	0	0	0	0	0.053	0.021	○	0
西淀川区 淀中学校	0.011	0	0	0	0	0.055	0.022	○	0
淀川区 淀川区役所	0.012	0	0	0	0	0.054	0.024	○	0
生野区 勝山中学校	0.010	0	0	0	0	0.058	0.021	○	0
旭区 大宮中学校	0.011	0	0	0	0	0.051	0.023	○	0
城東区 聖賢小学校	0.010	0	0	0	0	0.053	0.021	○	0
住之区 南稜中学校	0.011	0	0	0	0	0.052	0.023	○	0
平野区 摂陽中学校	0.009	0	0	0	0	0.039	0.017	○	0
西成区 今宮中学校	0.012	0	0	0	0	0.066	0.024	○	0
西堀江区 堀江小学校	0.010	0	0	0	0	0.069	0.027	○	0
鶴見区 茨田小学校	0.009	0	0	0	0	0.048	0.020	○	0

(注) 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値(年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値)が0.04ppmを超えず、かつ年間を通じて、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しない場合を適合とする。

表1-10 二酸化硫黄(SO₂)濃度経年変化

—自動車排出ガス測定局— (単位: ppm)

年度	57	58	59	60	61	62
西淀川区出来島小学校	0.016	0.018	0.018	0.021	0.019	0.020
福島区海老江西小学校	0.016	0.015	0.014	0.016	0.016	0.018

表1-11 二酸化硫黄(SO₂)の環境基準対比

—自動車排出ガス測定局—

測定局	年平均値 ppm	1時間値が 0.1 ppm を超えた 時間数と その割合 時間 %		日平均値が 0.04 ppm を超えた 日数と その割合 日 %		1時間 値の 最高値 ppm	日平均 値の 2% 除外値 ppm	日平均値が 0.04 ppmを 超えた日が2 日以上連續し たことの有無 有(×)無(○)	環境基準の長 期的評価によ る日平均値 0.04 ppmを 超えた日数 日
		時間	%	日	%				
西淀川区出来島小学校	0.020	1	0.0	4	1.1	0.101	0.039	○	0
福島区海老江西小学校	0.018	0	0	0	0	0.082	0.033	○	0

2. 二酸化窒素(NO₂)濃度及び一酸化窒素(NO)濃度

二酸化窒素濃度及び一酸化窒素濃度については、ザルツマン試薬を用いる吸光光度法により12カ所の一般環境測定局及び11カ所の自動車排出ガス測定局で常時監視を行っている。

(1)二酸化窒素

二酸化窒素の53年度からの年平均値は表1-13に示すとおり、一般環境測定局では56年度以降減少傾向を示し、59年度からはほぼ横ばいであったが、62年度は昨年度よりやや増加している。

62年度の一般環境測定局の市内平均値は0.036 ppmで、最高値は西区堀江小学校の0.041 ppm、最低値は西淀川区淀中学校の0.032 ppmとなっている。

また、自動車排出ガス測定局の市内平均値は0.051 ppmで、最高値は福島区海老江西小学校と東成区今里交差点の0.056 ppm、最低値は北区梅田新道の0.048 ppmとなっている。

62年度における二酸化窒素の環境基準対比は表1-14に示すとおり、一般環境測定局では12局の内2局が適合したのみである。また、日平均値の年間9.8%値でみると、一般環境測定局での最高値は西区堀江小学校の0.073 ppm、最低値は西淀川区淀中学校と平野区摂陽中学校の0.060 ppmで、0.060 ppm以下の測定局は昨年度より4局減少して2局となっている。

一方、自動車排出ガス測定局では昨年度と同じく全測定局で環境基準不適合となっ

ており、日平均値の年間98%値の最高値は東成区今里交差点の0.091ppm、最低値は北区梅田新道の0.078ppmとなっている。

なお、62年度における増加傾向の特徴として表1-12に示すとおり年間を通して日平均値が0.060ppmを超えた日数の市内平均は一般環境測定局で15.6日(4.3%)と昨年度に比して約2倍となっている。

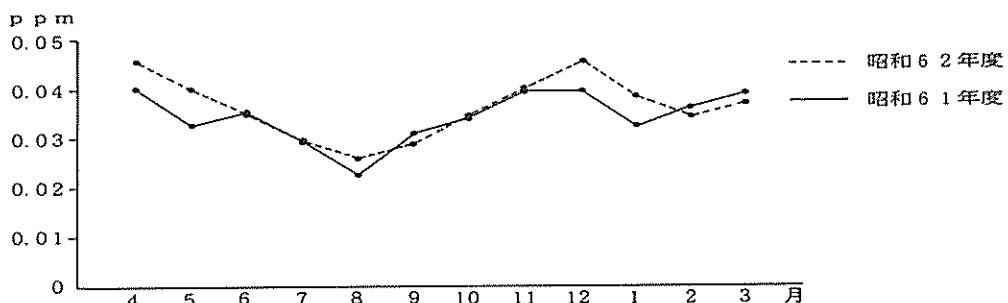
また、月別濃度変化は図1-8に示すとおり4月、5月と12月、1月の各月で昨年度より高い状況にある。

表1-12 日平均値が0.060ppmを超えた日の割合(市内平均)

(単位: %)

年度	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
一般環境測定局	6.1	4.3	3.4	3.5	1.8	1.4	2.6	2.2	2.2	4.3
自動車排出ガス測定局	26.8	24.6	26.9	23.4	22.1	16.2	15.5	18.3	20.2	27.4

図1-8 二酸化窒素濃度月別平均濃度(一般環境測定局)



(2)一酸化窒素及び窒素酸化物

一酸化窒素及び窒素酸化物の測定結果は表1-15に示すとおりで、一酸化窒素濃度の年平均値を見ると一般環境測定局での最高値は此花区此花区役所の0.038ppm、最低値は西淀川区淀中学校の0.026ppmとなっており、また、自動車排出ガス測定局での最高値は福島区海老江西小学校の0.138ppm、最低値は北区梅田新道の0.064ppmとなっている。

これらの常時監視のほか、地域濃度分布を把握するため、市内123カ所においてTEAバッジ法による二酸化窒素濃度を測定している。また、常時監視を補完するため移動測定局として市内13カ所において、1~2ヶ月間の一酸化窒素、二酸化窒素濃度を測定している。

表1-13 二酸化窒素(NO₂)濃度経年変化

(単位: ppm)

測定局		年度	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
一般環境測定期局	北扇町中学校	*	0.037	0.038	0.040	0.038	0.038	0.035	0.032	0.033	*0.034	*0.039
	此花区役所	*	0.038	0.041	0.040	0.036	0.037	0.033	0.038	0.034	0.035	*0.036
	大平尾小学校	*	0.038	0.036	0.037	0.035	0.035	0.033	0.035	0.033	*0.034	*0.036
	西淀川中学校	*	0.034	0.032	0.035	0.034	0.034	0.031	0.032	0.033	0.033	0.032
	淀淀川区役所	*	0.041	0.039	0.039	0.034	0.038	0.037	0.037	0.034	0.035	*0.039
	生野山中学校	*	0.033	0.033	0.030	0.033	0.029	0.028	0.024	0.032	0.032	*0.034
	旭大宮中学校	*	0.034	0.034	0.037	0.034	0.035	0.032	0.030	0.031	0.031	*0.034
	城聖賢東小学校	*	0.041	0.040	0.035	0.034	0.034	0.033	0.032	0.034	*0.035	*0.034
	住之江区南稜中学校	*	0.031	0.036	0.041	0.038	0.036	0.035	0.038	0.037	0.035	*0.039
	平野中学校	*	0.030	0.035	0.038	0.036	0.033	0.032	0.034	0.033	0.032	0.034
	西今宮中学校	*	0.041	0.040	0.040	0.039	0.037	0.036	0.036	0.038	0.036	*0.038
	西堀江小学校	*	0.037	0.039	0.039	0.038	0.039	0.035	0.038	0.036	*0.038	*0.041
市内平均		0.036	0.037	0.038	0.036	0.035	0.033	0.034	0.034	0.034	0.034	0.036
自動車排出ガス測定期局	北梅田新道	*	0.053	0.050	0.052	0.048	0.048	*0.044	*0.042	*0.044	*0.046	*0.048
	西淀川区出来島小学校	*	0.042	0.051	0.050	0.046	0.056	0.048	*0.051	0.053	*0.054	*0.050
	住之江北粉浜小学校	*	0.057	0.053	0.055	0.054	0.055	0.053	*0.044	*0.046	*0.045	*0.053
	東住吉区杭全町交差点	*	0.056	0.050	0.053	0.051	0.048	0.047	*0.042	0.048	*0.052	*0.052
	旭新森小路小学校	*	0.048	0.048	0.053	0.050	0.042	0.041	*0.045	0.048	*0.048	*0.049
	福島海老江西小学校	*	0.049	0.053	0.055	0.051	0.051	*0.051	*0.051	0.052	*0.051	*0.056
	東成今里交差点	*	0.053	0.059	0.056	0.055	0.054	*0.057	*0.052	0.051	*0.052	*0.056
	東淀川区上新庄交差点	-	-	-	-	0.052	0.048	0.047	0.044	0.043	0.044	*0.049
	住之江区住之江交差点	-	*0.055	0.056	0.050	0.053	0.046	*0.048	0.047	*0.047	*0.047	*0.049
	鶴見区見田中学校	-	(0.053)	0.051	0.055	0.050	0.045	*0.047	0.049	0.050	*0.050	*0.052
	住吉区長居小学校	-	-	*0.051	*0.048	0.046	*0.047	*0.048	*0.050	*0.050	*0.050	*0.052
市内平均		0.051	0.052	0.053	0.051	0.050	0.048	0.047	0.048	0.049	0.049	0.051

- (注) 1. 市内平均は、各測定期局の年平均値の平均である。
 2. ザルツマン係数は0.84。
 3. ()内は測定時間が6,000時間未満のため参考値とする。
 4. *印は、環境基準値を超えた局(53年度改定の新環境基準に対する評価)。

表1-14 二酸化窒素 (NO_2) の環境基準対比

測定局	年平均値	日平均値が 0.06 ppmを 超えた日数 とその割合		日平均値が0.04 ppm以上0.06 ppm以下の日 数とその割合		日平均 値の年 間98% 値	98%値評 価による日 平均値が 0.06 ppmを 超えた日数	※日平均値が 0.02 ppmを 超えた日数と その割合(ザ ルツマン係数 = 0.72)		
		ppm	日	%	日			ppm	日	%
一般環境測定局	北扇町中学校	0.039	21	5.8	155	42.6	0.072	14	362	99.5
	此花区役所	0.036	14	3.9	120	33.6	0.066	7	330	92.4
	大正区平尾小学校	0.036	17	4.7	107	29.5	0.068	10	336	92.6
	西淀川区淀中学校	0.032	7	2.0	98	27.5	0.060	0	322	90.4
	淀川区淀川区役所	0.039	18	5.0	145	40.2	0.069	11	355	98.3
	生野区勝山中学校	0.034	14	3.9	108	30.0	0.066	7	327	90.8
	旭区大宮中学校	0.034	8	2.2	100	27.7	0.064	1	330	91.4
	城東区聖賢小学校	0.034	14	3.8	98	26.9	0.065	7	343	94.2
	住江区南稜中学校	0.039	25	6.8	129	35.2	0.070	18	354	96.7
	平野区摂陽中学校	0.034	7	1.9	99	27.0	0.060	0	344	94.0
	西成区今宮中学校	0.038	16	4.4	133	36.9	0.069	9	353	98.1
	西堀江小学校	0.041	26	7.3	143	40.1	0.073	19	348	97.5
	北梅田新区道	0.048	68	18.6	209	57.1	0.078	61	365	99.7
	西淀川区出来島小学校	0.050	97	26.9	164	45.6	0.082	90	359	99.7
	住江区北粉浜小学校	0.053	93	25.4	219	59.8	0.084	86	366	100
自動車排出ガス測定局	東住吉区東横全町交差点	0.052	112	30.7	181	49.6	0.083	105	361	98.9
	旭区新森小路小学校	0.049	88	24.1	176	48.2	0.082	81	365	100
	福島区海老江西小学校	0.056	129	35.7	176	48.8	0.090	122	361	100
	東成区今里交差点	0.056	130	36.4	174	48.7	0.091	123	357	100
	東淀川区上新庄交差点	0.049	72	19.8	193	53.0	0.078	65	365	99.7
	住江区住之江交差点	0.049	90	24.7	162	44.4	0.084	83	365	100
	鶴見区次田中学校	0.052	115	31.4	159	43.4	0.088	108	363	99.7
	住吉区長居小学校	0.052	100	28.2	192	54.2	0.079	93	352	99.4

(注) 1. ザルツマン係数 = 0.84

2. (98%値評価による日平均値0.06 ppmを超えた日数)とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ0.06 ppmを超えたものの日数である。

3. ※改定前環境基準(市クリーンエアプラン'73目標)対比

表1-15 一酸化窒素及び窒素酸化物の測定結果

測 定 局		一酸化窒素 (NO)			窒素酸化物 (NO + NO ₂)			
		年 平 均 値	一 時 間 の 最 高 値	日平均値 の 年 間 98% 値	年 平 均 値	一 時 間 の 最 高 値	日平均値 の 年 間 98% 値	年 平 均 値
		ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	%
一般環境測定局	北扇町中学校	0.030	0.498	0.142	0.069	0.609	0.204	56.9
	此花区役所	0.038	0.609	0.185	0.074	0.703	0.248	48.1
	大正区平尾小学校	0.028	0.556	0.138	0.063	0.662	0.195	56.1
	西淀川区淀中学	0.026	0.446	0.129	0.058	0.520	0.178	55.7
	淀川区淀川区役所	0.035	0.510	0.156	0.074	0.587	0.218	52.4
	生野区勝山中学校	0.028	0.536	0.158	0.062	0.663	0.221	55.3
	旭区大宮中学校	0.031	0.472	0.132	0.065	0.556	0.194	51.9
	城東区聖賢小学校	0.027	0.471	0.141	0.062	0.549	0.201	55.4
	住之江区南稜中学校	0.033	0.469	0.152	0.072	0.541	0.211	53.9
	平野区摂陽中学校	0.030	0.487	0.135	0.064	0.578	0.189	52.9
	西成区今宮中学校	0.034	0.543	0.145	0.073	0.622	0.206	52.8
	西区堀江小学校	0.035	0.747	0.197	0.076	0.850	0.262	53.7
自動車排出ガス測定局	北梅田新道	0.064	0.696	0.184	0.112	0.809	0.254	43.0
	西淀川区出来島小学校	0.117	0.628	0.259	0.168	0.717	0.333	30.0
	住之江区北粉浜小学校	0.093	0.535	0.200	0.145	0.607	0.266	36.3
	東住吉区杭全町交差点	0.097	0.890	0.274	0.149	1.027	0.344	34.8
	旭区新森小路小学校	0.117	0.720	0.310	0.166	0.793	0.377	29.7
	福島区海老江西小学校	0.138	0.702	0.298	0.194	0.790	0.363	28.8
	東成区今里交差点	0.110	0.832	0.282	0.166	0.945	0.363	33.7
	東淀川区上新庄交差点	0.088	0.626	0.233	0.137	0.721	0.309	35.7
	住之江区住之江交差点	0.098	0.713	0.261	0.147	0.825	0.334	33.5
	鶴見区茨田中学校	0.108	0.927	0.343	0.159	1.060	0.438	32.4

(注) 1. ザルツマン係数 = 0.84、酸化効率 70%である。

2. [日平均値の年間 98% 値] とは、1年間の日平均値のうち低い方から 98% の値である。

3. 浮遊粒子状物質（S P M）濃度

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊している粉じんのうち粒径10ミクロン以下のものをいい、測定方法としては、従来からの方法であるローボリウムエアサンプラーとデジタル粉じん計との両測定結果から算出する方法と、56年6月に追加された圧電天びん法及び β 線吸収法の3種類あるが、62年度においては、一般環境測定局の内9局で β 線吸収法により測定し、4局では従来の方法で測定した。

53年度以降の年平均値の経年変化は、表1-16に示すとおりで、56年度から減少傾向にあったが、59年度からほぼ横ばい状態である。

表1-16 浮遊粒子状物質（S P M）濃度経年変化

—一般環境測定局—
(単位: mg/m³)

測定局 \ 年度	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
北区 扇町中学校	* 0.055	* 0.053	* 0.055	* 0.052	* 0.046	* 0.036	* 0.039	* 0.036	* 0.041	* 0.042
此花区 此花区役所	* 0.054	* 0.059	* 0.058	* 0.056	* 0.052	* 0.035	* 0.039	* 0.036	* 0.042	* 0.045
大正区 平尾小学校	* 0.062	* 0.064	* 0.067	* 0.063	* 0.059	* 0.043	* 0.050	* 0.045	* 0.050	* 0.053
西淀川区 淀中学校	* 0.052	* 0.047	* 0.055	* 0.053	* 0.045	* 0.038	* 0.039	* 0.035	* 0.041	* 0.050
淀川区 淀川区役所	* 0.053	* 0.052	* 0.061	* 0.057	* 0.051	* 0.041	* 0.044	* 0.040	* 0.045	* 0.042
生野区 勝山中学校	* 0.058	* 0.063	* 0.073	* 0.065	* 0.057	* 0.045	* 0.051	* 0.045	* 0.051	* 0.049
旭区 大宮中学校	* 0.062	* 0.054	* 0.058	* 0.057	* 0.049	* 0.039	* 0.041	* 0.039	* 0.045	* 0.041
城東区 聖賢小学校	* 0.054	* 0.066	* 0.063	* 0.058	* 0.052	* 0.041	* 0.044	* 0.038	* 0.043	* 0.041
住之江区 南稜中学校	* 0.061	* 0.064	* 0.060	* 0.064	-	* 0.035	* 0.033	(0.038)	* 0.038	* 0.033
平野区 揖陽中学校	* 0.062	* 0.066	* 0.065	* 0.062	* 0.056	* 0.044	* 0.050	* 0.044	* 0.046	* 0.045
西成区 今宮中学校	* 0.057	* 0.054	* 0.056	* 0.054	* 0.055	* 0.036	* 0.040	(0.041)	* 0.042	* 0.035
西堀江区 江小学校	* 0.059	* 0.061	* 0.060	* 0.057	* 0.050	* 0.040	* 0.044	* 0.039	* 0.041	* 0.036
鶴見区 茨田北小学校	-	-	-	-	-	-	(0.046)	* 0.043	* 0.047	* 0.049
市内平均	0.057	0.059	0.061	0.058	0.052	0.039	0.043	0.040	0.044	0.043

(注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均である。

2. ()内は測定時間数が6,000時間未満のため参考値とする。

3. ☆印は、 β 線吸収法、その他は従来の方法。

4. *印は、環境基準値を超えた局。

62年度の市内平均値は 0.043 mg/m^3 であり、最高値は大正区平尾小学校の 0.053 mg/m^3 、最低値は住之江区南稜中学校の 0.033 mg/m^3 となっている。

62年度における浮遊粒子状物質の環境基準対比は、表1-17に示すとおり、全測定局で不適合となっている。

表1-17 浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準対比

—一般環境測定局—

測定局	年平均値 mg/m^3	1時間値が 0.20 mg/m^3 を超えた 時間数と その割合		日平均値が 0.10 mg/m^3 を超えた 日数と その割合		1時間 値の 最高値	日平均 値の 2% 除外値	日平均値 0.10 mg/m^3 を超えた日 が2日以上 連続したこ との有無	環境基準の 長期的評価 による日平 均値 0.10 mg/m^3 を超 えた日数
		時間	%	日	%				
北区 扇町中学校	0.042	41	0.5	16	4.6	0.294	0.109	×	16
此花区 此花区役所	0.045	48	0.6	17	4.7	0.328	0.119	×	17
大正区 平尾小学校	0.053	95	1.1	29	7.9	0.483	0.144	×	29
西淀川区 淀中学校	0.050	32	0.4	13	4.4	0.321	0.123	×	13
淀川区 淀川区役所	0.042	26	0.3	14	3.9	0.278	0.117	×	13
生野区 勝山中学校	0.049	79	0.9	26	7.1	0.417	0.141	×	26
旭区 大宮中学校	0.041	38	0.4	13	3.6	0.307	0.120	×	12
城東区 聖賢小学校	0.041	53	0.6	14	3.9	0.321	0.126	×	14
住之江区 南稜中学校	0.033	15	0.2	7	1.9	0.265	0.096	×	4
平野区 摂陽中学校	0.045	52	0.6	14	3.9	0.374	0.118	×	14
西成区 今宮中学校	0.035	11	0.1	9	2.7	0.244	0.102	×	9
西区 堀江小学校	0.036	6	0.1	6	1.7	0.239	0.094	×	4
鶴見区 茨田北小学校	0.049	88	1.0	22	6.3	0.422	0.135	×	22

- (注) 1. 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値（年にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値）が 0.10 mg/m^3 を超えて、かつ年間を通じて日平均値が 0.10 mg/m^3 を超える日が2日以上連続しない場合を適合とする。
2. 淀川区役所・大宮中学校・聖賢小学校・摂陽中学校の結果については、重量測定法と同時測定して得られた浮遊粒子状物質への換算係数(F値)により再計算したものである。

4. 浮遊粉じん濃度

大気中の浮遊粉じんを測定する方法の1つとしてデジタル粉じん計による方法がある。デジタル粉じん計は、散乱光方式によりすべての粒径を含む浮遊粉じんの相対的な濃度を測る測定機である。デジタル粉じん計による浮遊粉じん濃度は、一般環境大気中では浮遊粒子状物質濃度に比較的近い値を示している。

デジタル粉じん計による浮遊粉じん濃度の年平均値の53年度からの経年変化は表1-18に示すとおり減少傾向であるが、58年度からほぼ横ばいである。

62年度の市内平均値は 0.050 mg/m^3 で、最高値は平野区撰陽中学校の 0.054 mg/m^3 、最低値は城東区聖賢小学校の 0.045 mg/m^3 となっている。

表1-18 浮遊粉じん濃度経年変化（デジタル粉じん計による）

—一般環境測定期局—

(単位： mg/m^3)

測定期局 \ 年度	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
北扇町中学校	0.056	0.051	0.051	0.049	0.046	0.038	0.041	0.040	0.044	※
此花区役所	0.055	0.057	0.053	0.054	0.052	※	※	※	※	※
大正区平尾小学校	0.063	0.062	0.061	0.060	0.059	0.045	0.052	※	※	※
西淀川区淀中学校	0.053	0.046	0.051	0.051	0.045	※	※	※	※	※
淀川区役所	0.054	0.050	0.056	0.055	0.051	0.043	0.047	0.044	0.049	0.051
生野区勝山中学校	0.060	0.061	0.067	0.062	0.057	0.047	0.053	0.049	※	※
旭区大宮中学校	0.063	0.052	0.053	0.054	0.049	0.040	0.044	0.043	0.050	0.050
城東区聖賢小学校	0.055	0.064	0.058	0.056	0.052	0.043	0.046	0.042	0.047	0.045
住江区南稊中学校	0.062	0.062	0.055	0.061	—	※	※	※	※	※
平野区撰陽中学校	0.063	0.063	0.059	0.059	0.056	0.046	0.052	0.048	0.050	0.054
西成区今宮中学校	0.058	0.052	0.051	0.052	0.055	※	※	※	※	※
西堀江区堀江小学校	0.061	0.059	0.055	0.055	0.050	0.041	0.046	0.042	0.045	※
市内平均	0.059	0.057	0.056	0.056	0.052	0.043	0.048	0.044	0.048	0.050

(注) 1. 市内平均は各測定期局の年平均値の平均である。

2. ※は β 線吸収法に変更した測定期局である。

5. 一酸化炭素 (C O) 濃度

一酸化炭素濃度は、非分散型赤外線吸収法 (N D I R 法) により 7 カ所の自動車排出ガス測定局で常時監視を行っている。53 年度からの年平均値の経年変化については、表 1-19 に示すとおりで、ここ数年はほぼ横ばいである。

62 年度の市内平均値は 2.3 ppm で、最高値は東成区今里交差点の 2.8 ppm、最低値は西淀川区出来島小学校の 1.8 ppm となっている。

62 年度における一酸化炭素の環境基準対比は表 1-20 に示すとおり、日平均値及び 8 時間値ともすべての測定局において適合している。

6. 光化学オキシダント (O_x) 濃度

光化学オキシダント濃度は、光化学反応によって発生する大気汚染の状況を示す重要な指標の一つであり、12 カ所の一般環境測定局で、中性ヨウ化カリウム吸光光度法を用いて常時監視を行っている。

62 年度の測定結果及び環境基準対比は表 1-21 のとおりであり、1 時間値が、0.06 ppm を超えた時間数の最高は平野区摂陽中学校の 179 時間、最低は浪速区難波中学校の 56 時間となっており、環境基準対比ですべての測定局が不適合である。

表 1-19 一酸化炭素 (C O) 濃度経年変化

－自動車排出ガス測定局－
(単位: ppm)

測定局	年度	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
北区											
梅田新道		2.9	2.2	2.4	2.2	2.2	1.9	1.8	1.8	1.9	1.9
西淀川区		3.3	3.9	2.3	2.0	1.9	1.7	1.8	1.8	1.8	1.8
出来島小学校											
住之江区		4.4	3.7	3.5	3.3	2.3	2.3	2.4	2.4	2.4	2.4
北粉浜小学校											
東住吉区		3.7	2.9	2.8	2.2	2.6	2.8	2.7	2.4	2.4	2.0
杭全町交差点											
旭区		3.8	3.2	2.9	2.7	2.8	2.6	2.4	2.7	2.6	2.6
新森小路小学校											
福島区		3.2	2.9	2.6	2.6	2.4	2.1	2.2	2.4	2.3	2.4
海老江西小学校											
東成区		4.2	4.0	3.8	2.9	2.9	2.9	2.6	2.8	3.0	2.8
今里交差点											
南区	*	5.3	4.1	3.2	—	—	—	—	—	—	—
心斎橋交差点											
東農人橋交差点		4.3	3.3	—	—	—	—	—	—	—	—
鶴見区		3.5	3.7	3.4	—	—	—	—	—	—	—
茨田中学校											
阿倍野区	*	5.3	4.5	4.5	—	—	—	—	—	—	—
阿倍野橋交差点											
市内平均		4.0	3.5	3.1	2.6	2.4	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3

(注) 1. *印は、環境基準値を超えた局。

(注)
2. 1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均である。
へ) 内は測定時間数 6,000 時間未満である。

表 1-20 一酸化炭素 (CO) の環境基準対比

-自動車排出ガス測定局-

測定局	年平均値	8時間値が20ppmをこえた回数とその割合		日平均値が10ppmをこえた日数とその割合		一時間値の最高値	日平均値の2%除値	日平均値が10ppmをこえた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値10ppmをこえた日数
	ppm	回	%	日	%	ppm	ppm	有(×)無○	日
北梅田新道区	1.9	0	0	0	0	9.6	3.4	○	0
西淀川区出来島小学校	1.8	0	0	0	0	7.9	3.0	○	0
住之江区北粉浜小学校	2.4	0	0	0	0	9.7	3.8	○	0
東住吉区杭全町交差点	2.0	0	0	0	0	14.1	4.3	○	0
旭区新森小路小学校	2.6	0	0	0	0	13.7	5.4	○	0
福島区海老江西小学校	2.4	0	0	0	0	10.6	5.1	○	0
東今里成父差点区	2.8	0	0	0	0	16.1	5.1	○	0

(注) 1. 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値（年にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値）が10ppmを超え、かつ年間を通じて日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しない場合とする。

2. 8時間帯とは、0～8時、8時～16時、16時～24時の1日3回の時間帯に区分した各平均値をいう。

表1-21 光化学オキシダント (O_x) の測定結果及び環境基準対比

測定局	昼間の年平均値	1時間値が0.06ppmをこえた日数と時間数	
	ppm	日数	時間数(超過率%)
此花区此花区役所	0.022	47	147(2.80)
西淀川区淀中学校	0.019	19	67(1.25)
淀川区淀川区役所	0.020	19	58(1.09)
生野区勝山中学校	0.019	22	76(1.43)
旭区大宮中学校	0.022	41	129(2.45)
城東区聖賢小学校	0.019	21	61(1.16)
住之江区南稊中学校	0.019	30	94(1.78)
平野区摂陽中学校	0.023	50	179(3.37)
西成区今宮中学校	0.018	28	114(2.17)
西区堀江小学校	0.018	26	79(1.52)
鶴見区茨田北小学校	0.022	47	170(3.19)
浪速区難波中学校	0.018	18	56(1.06)

(注) 1. ※環境基準との比較は昼間(6時~20時)のデータをもって行い、1時間値が0.06 ppmを超える時間数が0であること。

2. 昼間とは、5時から20時までの時間帯をいう。したがって、1時間値は6時から20時まで得られることになる。

7. ハイボリウムエアサンプラーによる浮遊粉じん中の重金属成分

ハイボリウムエアサンプラー（吸引流量約1,200ℓ/分）は、大気中の浮遊粉じん量及び粉じん中の成分量を測定するために用いられ、20cm×25cmの石英ろ紙を

表1-22 浮遊粉じん中の重金属成分（ハイボリュームエアサンプラーによる）

測定局	測定地点	年度	浮遊粉じん量 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		N i (ng/ m^3)		M n (ng/ m^3)		F e ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	
			最高	平均	最高	平均	最高	平均	最高	平均
一般環境大気	北 区 扇町中学校	61	127	80	27.4	16.1	116	78	3.05	2.26
		62	115	87	26.3	17.4	112	86	3.61	2.45
	此花 区 此花区役所	61	140	83	30.6	21.6	285	107	3.48	2.43
		62	—	—	—	—	—	—	—	—
	大正 区 平尾小学校	61	148	102	27.3	19.4	249	157	7.14	5.01
		62	—	—	—	—	—	—	—	—
	西淀川 区 淀中学校	61	120	92	38.1	24.1	262	163	7.10	4.42
		62	131	93	41.7	27.3	250	150	7.39	4.38
	城東 区 聖賢小学校	61	148	86	22.8	15.3	151	83	3.58	2.39
		62	120	86	23.4	15.6	138	85	4.38	2.44
	住之江 区 南稜中学校	61	145	96	34.9	19.1	189	131	5.69	4.19
		62	122	95	23.1	17.9	235	151	5.65	3.75
	平野 区 摂陽中学校	61	133	88	31.5	15.2	131	86	3.76	2.81
		62	123	83	18.4	14.0	128	94	4.15	2.95
	市内平均・ 市内最高値	61	148	90	38.1	18.7	285	115	7.14	3.36
		62	131	90	41.7	18.4	250	113	7.39	3.19
自排	西淀川 区 出来島小学校	61	179	149	43.1	29.4	316	220	8.22	5.96
		62	179	150	46.1	32.4	327	219	9.16	6.14

(注) 1. $1 \mu\text{g} = 0.001 \text{mg}$ $1 \text{ng} = 0.001 \mu\text{g}$

2. 市内平均は各測定地点の年平均値の平均とする。（市内平均及び市内最高値は一般環
3. 62年度此花区役所、平尾小学校は観測していない。）

用いて毎週1回24時間大気を吸引採取している。

62年度の浮遊粉じん量及び浮遊粉じん中の重金属成分は表1-22に示すとおりである。

Pb (ng/m ³)		Cd (ng/m ³)		Cr (ng/m ³)		V (ng/m ³)		Cu (ng/m ³)	
最高	平均	最高	平均	最高	平均	最高	平均	最高	平均
95	55	6.9	2.8	38.4	19.7	16.9	11.3	243	133
148	87	4.6	2.5	32.0	21.9	11.0	7.6	218	131
107	54	7.0	2.5	57.9	25.8	19.2	12.5	183	131
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
140	81	6.6	3.8	54.9	31.7	20.7	11.1	314	188
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
189	118	14.1	4.2	60.3	33.4	28.9	15.3	225	149
222	153	5.7	3.6	52.4	37.8	12.7	10.2	160	110
139	71	7.7	3.7	42.9	20.5	12.9	8.9	398	201
169	88	5.1	3.2	43.2	21.9	10.4	6.3	213	130
133	65	7.0	4.4	32.6	19.1	24.8	12.4	187	111
167	109	10.8	4.7	37.0	22.6	19.2	8.4	166	108
102	65	8.8	5.0	41.0	18.7	22.2	9.8	212	131
156	90	9.7	4.9	30.7	17.9	11.4	6.4	213	119
189	73	14.1	3.8	60.3	24.1	28.9	11.6	398	149
222	105	10.8	3.8	52.4	24.4	19.2	7.8	218	120
248	142	9.3	3.9	57.3	37.6	21.9	15.4	213	137
253	170	5.4	3.8	78.1	44.4	14.4	11.5	196	122

境測定局にかかるものである。)

8. 降下ばいじん量

降下ばいじんは、大気中の粒子状物質のうち重力や雨によって降下する比較的粒径の大きいばいじん、粉じん等である。測定は、採取器具を用いて1カ月間検体を採取し、その重量の秤量により行っている。

降下ばいじん量の経年変化は表1-23のとおりで、62年度の市内平均値は3.05トン／km²／月で、最高値は西淀川区淀中学校の5.79トン／km²／月、最低値は東淀川区北淀高校の1.45トン／km²／月となっている。

表1-23 降下ばいじん量の経年変化（ダストジャー法による）

(単位:トン／km²／月)

地域	測定地点	年度									
		53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
工業	(此花区A) 川崎重工業	8.14	8.46	9.42	7.80	5.44	5.25	3.88	3.78	2.71	2.96
	(此花区B) 此花区役所	5.43	5.30	6.50	3.95	3.38	3.25	2.23	2.58	1.84	1.87
	(大正区A) 南恩加島小学校	8.88	12.37	11.72	7.78	7.51	5.94	5.33	6.68	5.51	5.34
	(大正区B) 平尾小学校	10.09	11.37	12.47	4.46	4.14	3.79	3.93	3.62	3.13	2.85
	(西淀川区) 淀中学校	6.82	8.49	7.00	6.01	5.98	6.09	5.09	6.50	5.97	5.79
準工業	(生野区) 勝山中学校	5.35	7.29	7.45	3.92	3.55	3.64	4.38	3.95	3.13	2.32
	(城東区) 聖賢小学校	5.96	5.99	6.51	4.75	5.12	4.44	2.82	2.85	2.42	2.62
	(西成区) 今宮中学校	5.75	7.27	6.83	5.12	4.37	4.22	3.73	4.34	3.25	3.57
商業	(北区) 扇町中学校	5.06	5.74	6.80	3.36	3.94	3.10	2.72	3.12	2.64	4.24
	(西区) 堀江小学校	5.26	5.58	5.94	3.78	3.94	2.55	2.52	3.79	4.08	3.00
	(淀川区) 淀川区役所	4.03	5.14	6.80	4.02	3.82	3.27	2.96	3.57	2.48	2.77
住居	(東淀川区) 北淀高校	2.96	3.78	3.88	2.56	2.76	1.47	2.29	1.83	1.30	1.45
	(旭区) 大宮中学校	3.02	3.27	3.52	3.17	2.86	2.21	2.18	2.29	2.33	1.98
	(住之江区) 南稲中学校	6.68	6.36	6.84	4.89	3.91	3.95	3.65	4.49	3.60	3.29
	(平野区) 摂陽中学校	5.73	4.16	5.03	3.18	3.29	2.69	2.17	2.79	2.14	1.74
市内平均		5.95	6.70	7.12	4.58	4.27	3.72	3.33	3.75	3.10	3.05

(注) 市内平均は各測定地点の年平均値の平均である。

第3節 大阪市大気環境保全基本計画 (ニュークリーンエアプラン)

本市では、大気汚染防止法・大阪府公害防止条例に基づく規制措置に加え、大気汚染防止対策を総合的に推進するため48年11月に大気汚染防止基本計画(クリーンエアプラン'73)を、59年1月には大阪市大気環境保全基本計画(ニュークリーンエアプラン)を策定し、固定発生源や移動発生源に対する諸対策を強力に推進してきた。

この結果、二酸化硫黄や一酸化炭素については、市内のすべての大気常時測定局において環境基準を達成するなど市域の大気汚染状況は全般的に改善されてきた。しかしながら、二酸化窒素については、大気汚染防止法による総量規制制度の導入にもかかわらず、自動車排出ガスの影響等により大阪府告示に基づく達成期限の60年度に環境基準を達成することができなかった。

このような状況に対処するため、工場・事業場のばい煙発生施設に係る窒素酸化物対策としては、ニュークリーンエアプランに基づいて大阪市窒素酸化物対策指導要領を策定し、65年を目途に60年4月から対策を推進しているが、62年度の二酸化窒素の測定結果を見ると、一般環境測定局では10局、自動車排ガス測定局では全局が環境基準不適合となっておりここ数年では最も状況が悪化していることから、今後より一層の指導の徹底・強化を図る。更に昭和63年度中に排ガスの規制強化や低公害車の普及促進などを柱とした自動車公害防止計画を策定し、関係機関の協力のもと、実効ある施策を積極的に推進してゆくこととする。

なお、60年度には国や大阪府においても環境基準の達成にむけ検討が行われ「大都市における窒素酸化物対策の中期展望」や「大阪府域における当面の窒素酸化物対策」がとりまとめられた。

その他、ニュークリーンエアプランでは浮遊粒子状物質や光化学オキシダントなどこれまでの対策の努力にもかかわらず、依然として顕著な改善がみられない汚染物質についても、発生源の今後の動向や防止技術の進展など諸々の条件を考慮した強力な対策を推進してゆくこととしている。

さらに、今後の良好な大気環境保全のためには、従来の発生源規則・指導と合わせ、土地利用政策をはじめとする各種都市政策に関し、環境面から適切な配慮を加え、一步進んで快適で住み良い都市環境の創出に向けた具体的な施策の確立に努めることとしている。

1. ニュークリーンエアプランの基本的考え方

市民の健康を保護し、快適な生活環境を保全するため、主な大気汚染物質毎に表1-24に示す環境保全目標を掲げ、それを達成していない項目を重点に環境保全目標に対応した目標量の設定とその達成のための方策を定め、汚染物質排出量の削減に努めることとしている。

また、本市のような各種発生源が集中している既成大都市においては、環境保全目標を達成・維持するためには、発生源における排出量削減対策と合わせて、土地利用、交通政策、産業立地政策等に関し、環境面からの配慮が必要であり、関係機関とも密接な協議を行いつつ長期的展望に立って具体的な施策の確立を図ることとする。

さらに、近年快適で住み良い都市空間の創出が求められており、本計画においても、その一環として大気汚染防止対策と合わせて、工場緑化等実施可能な施策の推進に努める。

表1-24 環境保全目標及び計画期限

項目	環境保全目標	対象地域	計画期限
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。		
二酸化窒素	今後、二酸化窒素に係る健康影響に関する研究の進展に対応して設定することとする。		
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。	大阪市全域 （ただし、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所を除く。）	65年度
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。		
光化学オキシダント	1時間値が0.06 ppm以下であること。また、非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値が0.20 ppm Cから0.31 ppm Cの範囲内またはそれ以下であること。		
悪臭	大多数の住民が日常生活において感知しない程度であること。		

注 二酸化窒素については、環境保全目標を設定するまでの間は、1時間値の1日平均値0.06 ppmを達成し、さらに1時間値の1日平均値0.04 ppmへ向け、本計画による諸対策の推進を図る。

2. 主要大気汚染物質の目標量

目標量は、現在大気環境濃度が、環境保全目標を超えている物質であって、今後目標達成に向け排出量の削減が必要な浮遊粒子状物質及び炭化水素について定め、現在すでに環境保全目標が達成されている二酸化硫黄、一酸化炭素については環境保全目標の維持に努める。

また、窒素酸化物については、環境保全目標を設定していないが、本市公害対策審議会答申（58年6月）の趣旨に沿って、60年に1時間値の1日平均値0.06 ppmを達成したうえ、さらに1時間値の1日平均値0.04 ppmへ向けて対策を推進するための、目標量を設定するものとする。

なお、移動発生源（自動車）の目標量については、排出ガス規制の効果と新車への転換率等により設定したものであり、今後、排出量削減策や交通量抑制策等による環境改善効果の定量化手法を確立するなど調査研究を進め、これらの対策の推進に努める。

以上の考え方従って設定した主要大気汚染物質毎の目標量は、表1-25～表1-27のとおりである。

また、図1-9～図1-12には二酸化硫黄及び二酸化窒素の現状（55年度）と将来（65年度）における年平均予測濃度を、表1-28には発生源別窒素酸化物（NO + NO₂）濃度及び寄与率を示す。

表1-25 ばいじん・粒子状物質の目標量

発生源 排出量等	将来排出量 (t/年)	目標量 (t/年)	削減率 (%)
固定発生源(工場・事業場)	3,570	920	74.2
移動発生源(自動車)	1,340	300	77.6
合計	4,910	1,220	75.2

- 注 1. ばいじん・粒子状物質の目標量は浮遊粒子状物質の環境保全目標（1時間値の1日平均値0.10 mg/m³）に対応する年均濃度0.040 mg/m³を達成するための排出量として設定した。
2. 目標量は、工場・事業場からのはいじん及び自動車からの粒子状物質について、市域の排出量の削減と環境濃度の低減が比例するとみなして設定しているが、浮遊粒子状物質の汚染予測手法については、自然界の寄与、大気中の二次生成物質の発生機構等未解明な点が多いいため、現在進めている汚染予測手法の確立に基づいて、目標量の精度向上を図るものとする。
3. 将来排出量は、55年度を基準に今後の人口の推移、製造品出荷額等の社会経済指標、省エネルギー対策、自動車交通量の動向等を見込み、さらに、関係法律・条例による規制等の諸要素を考慮して算出した。

表1-26 炭化水素の目標量

排出量等 発生源	将来排出量 (t/年)	目標量 (t/年)		削減率 (%)	
		0.17 ppm C	0.23 ppm C	0.17 ppm C	0.23 ppm C
固定発生源 (工場・事業場)	50,070	6,360	9,750	87.3	80.5
移動発生源 (自動車)	4,970	4,530	5,120	8.9	-
合 計	55,040	10,890	14,870	80.2	73.0

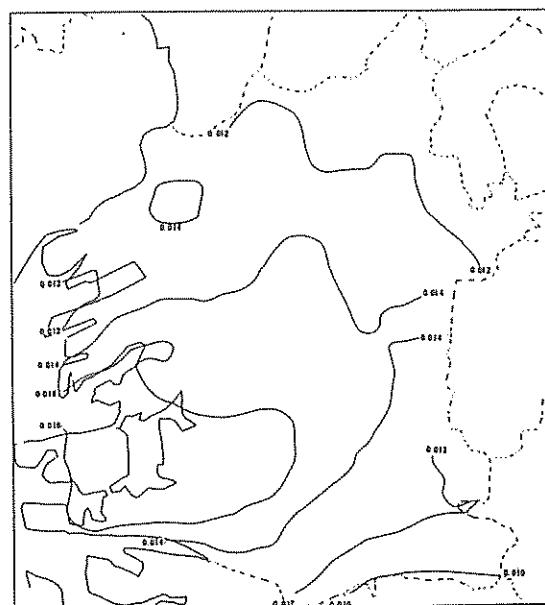
- (注) 1. 炭化水素の目標量は、光化学オキシダントの環境保全目標（非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時の3時間平均値0.20ppm Cから0.31ppm C）に対応する年平均濃度0.17ppm Cから0.23ppm Cを達成するための排出量として設定した。
2. 目標量は、工場・事業場から排出される炭化水素及び自動車から排出される炭化水素について、市域の排出量の削減と環境濃度の低減が比例するとみなして設定しているが、光化学オキシダント生成機構等未解明な点が多いため、今後の汚染予測手法の確立に基づいて、目標量の精度向上を図るものとする。
3. 固定発生源からの炭化水素排出量は塗装、クリーニング、印刷などから発生する蒸発系に燃料の燃焼系から生成するものを加えて算出した。
4. 将来排出量は、55年度を基準に今後の人団の推移、製造品出荷額等の社会経済指標、省エネルギー対策、自動車交通量の動向等を見込み、さらに、法律・条例による規制等の諸要素を考慮して算出した。

表1-27 窒素酸化物の目標量

排出量等 発生源	将来排出量 (t/年)	目標量 (t/年)	削減率 (%)
固定発生源 (工場・事業場)	8,940	7,680	14.1
移動発生源(自動車)	8,600	8,600	-
合 計	17,540	16,280	7.2

- (注) 1. 窒素酸化物の目標量は、二酸化窒素に係る環境保全目標が設定されていないので、1時間値の1日平均値0.06ppmを達成したうえ、1時間値の1日平均値0.04ppmへ向け、本計画による諸対策を推進するための排出量として設定した。
2. 本表には、船舶、家庭等の排出量を含んでいない。
3. 固定発生源の目標量は、現時点での窒素酸化物対策の可能と思われるレベルで設定した。
4. 移動発生源(自動車)の目標量は、排出ガス規制の効果と新車への転換率等により設定した。
5. 将来排出量は55年度を基準に今後の人団の推移、製造品出荷額等の社会経済指標、省エネルギー対策、自動車交通量の動向等を見込み、さらに、関係法律・条例による規制等の諸要素を考慮して算出した。

図1-9 二酸化硫黄の年平均濃度の予測 — 現状(55年度) —
(単位: ppm)



注) 二酸化硫黄の年平均値 0.018 ppm は、環境基準日平均値 0.04 ppm に対応する。

図1-10 二酸化硫黄の年平均濃度の予測 — 将来(65年度) —
(単位: ppm)

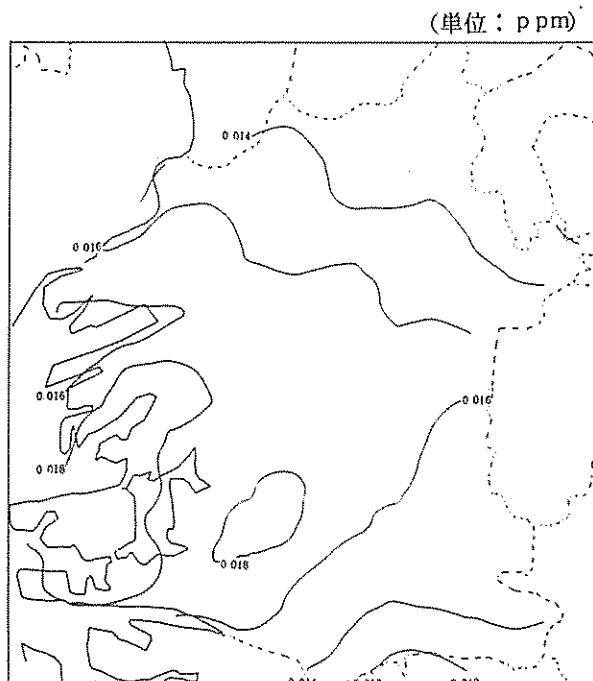
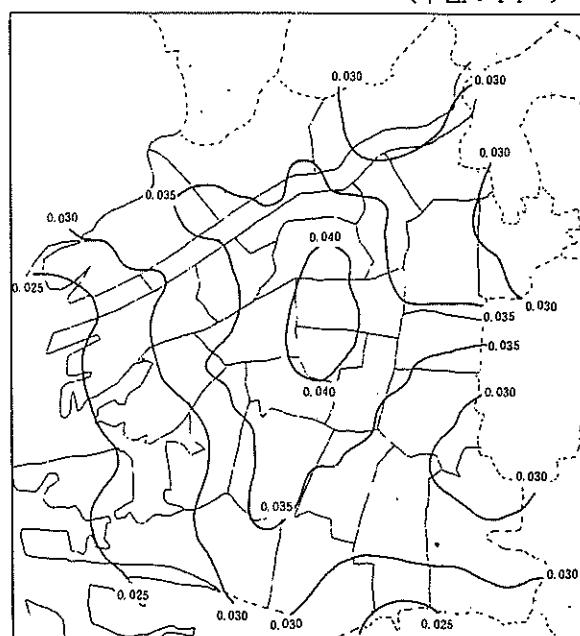


図 1 - 11 二酸化窒素の年平均濃度の予測 — 現状(55年度) —

(単位: ppm)



注 二酸化窒素の年平均値は、日平均値の年間98%値（1年間の日平均値のうち低い方から98%の値）の約1/2に対応する。

図 1 - 12 二酸化窒素の年平均濃度の予測 — 将来(65年度) —

(単位: ppm)

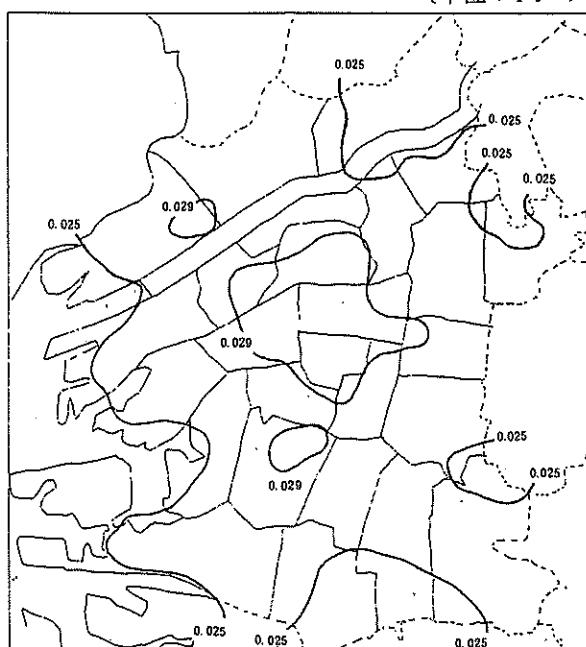


表1-28 発生源別窒素酸化物濃度及び寄与率

年度 発生源 の種類	現状(55年度)		将来(65年度)	
	全メッシュ平均 濃度(ppb)	寄与率%	全メッシュ平均 濃度(ppb)	寄与率%
工場・事業場	12.1	19.2	13.1	27.1
自動車	40.1	63.9	23.8	49.1
船舶	2.6	4.1	2.8	5.8
航空機	0.3	0.4	0.3	0.6
家庭等	4.8	7.6	5.4	11.2
バックグラウンド	3.0	4.8	3.0	6.2
計	62.8	100	48.4	100

- (注) 1. 1 ppbは、0.001 ppmである。
 2. 全メッシュ平均濃度とは、市域を1km四方で区切ったメッシュについての、窒素酸化物($\text{NO} + \text{NO}_2$)濃度の年平均値である。
 3. 62.8 ppb、48.4 ppbはそれぞれ、二酸化窒素年平均濃度では、およそ、0.031 ppm、0.026 ppmに対応する。
 4. 大阪市公害対策審議会答申「窒素酸化物対策のすすめ方について(58年6月14日)」から引用。

3. 発生源対策及び計画・施策の総合的管理

発生源対策の方針は以下のとおりであり、具体的対策については次節以降に示す。

(1) 工場・事業場対策の方針

工場・事業場の指導にあたっては、これまでの対策を継続するとともに、目標量の達成に向け有効適切な対策を講じることが必要である。

そのため、次に示す各種対策を推進するものとし、この指導にあたっては、総合的にバランスのとれたものとするため、業種間、施設間、稼動状況等に応じ、これまでの対策の経過、技術開発の可能性等を勘案して、積極的に汚染物質排出量の低減に努める。

また、エネルギー事情の変化等新たな事態の生じることが予想される場合には、適切な対応措置を講じるものとする。

ア. 大気汚染防止法、悪臭防止法、大阪府公害防止条例に定められた排出基準、総量規制基準等の遵守徹底を図るとともに、法律・条例対象外施設についても適切な指導を行う。なお、中小企業に対しては融資制度の活用により効果的な指導に努める。

イ. 施設の新・増設については、個々の実情に合わせた最新・最善の防止技術の導入を図り、汚染物質の排出量を可能な限り抑制するよう指導する。

また、既設の施設についても、必要に応じて処理方法の見直しを行う等、適正な防止対策を講じるよう指導する。

- ウ. 主要大気汚染物質毎に設定された目標量の達成に向け、一定量以上汚染物質を排出する工場・事業場に対し、その年間排出量を抑制するよう指導する。
- エ. エネルギー消費量の節減を図ることは、将来のエネルギー資源を確保するとともに、有効な大気汚染対策につながるものと期待されるので、その指導に努める。
- オ. 緑化は、快適な生活環境を創出する上で欠くことのできない要素であるとともに、近年、樹木が有する大気浄化能力に関する知見も集積されてきており、工場・事業場におけるオープンスペースについて、大気浄化機能に主眼をおいた緑化の推進に努めていく。

(2) 計画・施策の総合的管理

計画・施策を総合的に推進するためには、環境に著しい影響を与えるおそれのある新規開発事業への十分な環境影響評価を実施することや、各種の調査研究の充実、また、大気環境を的確に把握する大気モニタリングシステム・環境情報システムの拡充が必要である。これらの充実を図りながら総合的な計画管理を図ってゆくものである。

第4節 固定発生源対策

今後の本市大気環境保全施策の基本的な方向を示したニュークリーンエアプランの具体的な実現を図ることが固定発生源対策にとって重要な課題である。このためには、大気汚染防止法や大阪府公害防止条例による規制の遵守を基本として、各々の重点とする施策について、別途に実施計画、指導要領等を定めることにより、創意と工夫をもって計画の推進を図らねばならない。特に、近時の法改正により、強化改正（57年5月）されたばいじんの排出基準の既設施設への全面適用（59年7月）や、窒酸酸化物排出基準の既設小規模施設への適用（59年8月）、小型ボイラーの規制対象への追加（60年6月）、ディーゼルエンジン等の規制対象への追加（62年10月）等が行なわれ、今後ともこれらの基準の遵守徹底を強力に推進する。

なお、大気汚染防止法による規制の仕組みを図1-13に示す。

1. 法律・条例による規制

(1) 硫黄酸化物総量規制

49年6月、大気汚染防止法の一部改正により、硫黄酸化物等の指定ばい煙について、法律で定める既存の排出基準では環境基準の確保が困難な地域に総量規制が適用されることになり、52年9月30日、大阪府知事は、硫黄酸化物総量削減計画を告示するとともに総量規制基準及び燃料使用基準を定めた。これによって、硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量を重油に換算したものの合計が1時間当たり0.8kl以上の工場・事業場（「特定工場等」と称する）に、従来からの排出基準にあわせ総量規制基準が適用されることになった。また、これ以外の工場・事業場には燃料使用基準が定められ、大阪市域では、加重平均硫黄分として0.35%以下とするように義務づけられた。

特定工場等の数は、表1-29のとおりであり、総量規制基準及び燃料使用基準は53年3月31日から施行されている。

さらに本市においては、53年3月「大阪市硫黄酸化物対策指導要領」を定め、排煙脱硫装置の維持管理や新增施設設の燃料等について必要な指導を実施している。

① 大阪市の区域における総量規制基準

$$Q = 2.0 \cdot W^{0.85}$$

ただし、52年10月1日以降に新增設がある場合は

$$Q = 2.0 \cdot W^{0.85} + 0.3 \times 2.0 \times \{ (W + W_i)^{0.85} - W^{0.85} \}$$

② 大阪市の区域における燃料使用基準

原料及び燃料の使用量が 0.8 k1/h 未満の工場等

0.35% (硫黄含有率)

$$\left\{ \begin{array}{l} Q : SOx 排出量 (N m^3/h) \\ W : 原料及び燃料使用量 (k1/h) \\ W_i : 新増設されたばい煙発生施設に使用される原料及び燃料使用量 (k1/h) \end{array} \right.$$

(2) 窒素酸化物規制

48年8月、窒素酸化物排出基準が設定されて以来、50年12月・第2次規制、52年6月・第3次規制、54年8月・第4次規制、58年9月・第5次規制と大気汚染防止法の中で段階的に基準の強化と対象施設の拡大が図られ、現在、ほとんどのばい煙施設が規制対象となっている。

窒素酸化物の総量規制の導入については、56年6月2日、大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令が公布・施行され、現行の排出基準のみによっては大気環境基準の確保が困難と認められる地域として、東京特別区、横浜市・川崎市等、大阪市・堺市等の3地域が指定された。さらに、同年9月30日大気汚染防止法施行規則が一部改正され、適用対象となる特定工場等の規模、総量規制基準の設定等に関する基本的事項が定められた。

これをうけて大阪府は、57年10月29日窒素酸化物総量削減計画と総量規制基準及び特別の総量規制基準を告示した。同告示では総量規制が適用される工場・事業場は、窒素酸化物に係るばい煙発生施設で使用される原料・燃料の量を重油の量に換算したものの合計が1時間当たり 2.0 k1 以上であるもの(「特定工場等」)とされ、基礎排出量算定方式という基準式によって総量規制基準が設定された。

① 総量規制基準

$$Q = 0.6 \{ \Sigma (C \cdot V) \}^{0.95}$$

Q : 排出が許容される窒素酸化物の量 (N m³/h)

C : 窒素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに定める施設係数

V : 特定工場等に設置されている窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量 (1.0⁴ N m³/h、乾き、O₂ 0%換算値)

② 特別の総量規制基準

$$Q = 0.6 \{ \Sigma (C \cdot V) + \Sigma (C_i \cdot V_i) \}^{0.95}$$

C_i : 特定工場等に 57 年 1 月 1 日以後に設置される窒素酸化物に係る
ばい煙発生施設について、その種類ごとに定める施設係数

V_i : 特定工場等に 57 年 1 月 1 日以後に設置される窒素酸化物に係る
ばい煙発生施設ごとの排出ガス量 (10⁴ N m³/h、乾き、O₂ 0%
換算値)

これによって 57 年 1 月 1 日以降新設される特定工場等については設置の日から、既設の特定工場等は 60 年 3 月 31 日から総量規制基準が適用されている。なお、特定工場等以外の工場・事業場についても、有効適切な窒素酸化物排出量の削減指導を行うこととしている。

表 1-30 には特定工場等の数を示す。

(3) ばいじん、粉じん及び有害物質の規制

ばいじんについては、大気汚染防止法により、ばい煙発生施設の種類や規模ごとに排出基準が定められているが、57 年 5 月 28 日に施行規則の改正があり、新規対象施設の 7 種類（コークス炉等）を加え、27 施設から 55 施設に規制の細分拡大強化がなされるとともに、窒素酸化物と同様に標準酸素濃度補正方式が導入された。新設施設については 57 年 6 月 1 日から、既設施設については 59 年 7 月 1 日から適用されている。また、一部の施設については、大阪府公害防止条例により旧排出基準に対する上乗せ基準及び設備基準が定められている。

物の破碎等に伴い発生する粉じんは、法律により飛散防止等について、粉じん発生施設の構造、使用及び管理の基準が定められており、府条例でも排出基準、設備基準が定められている。

有害物質については、府条例によって、法律に基づく 5 種類を含めベンゼン、トルエン等 48 種類の有害物質を対象物質とした、排出基準、設備基準が定められている。炭化水素は、この有害物質の中で規制されているが、光化学オキシダント生成の原因物質の一つとして注目されている汚染物質であり、環境庁では、57 年 7 月炭化水素類の固定発生源対策の推進を図るため、各自治体に対し対策指導と発生源把握を求める要請を行った。これを受けて、本市では発生源を把握するための実態調査を 59 年度に実施し、さらに対策について検討を進めている。

(4) 小型ボイラーの規制

60年6月大気汚染防止法施行令が改正され、ボイラーについて「伝熱面積10m²以上」が対象であったものに「又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上のもの」が追加された。新たに追加された小型ボイラーについては、60年9月10日以降に設置されるものは同日から届出が必要となり、排出基準、総量規制基準及び燃料使用基準が適用されている。60年9月9日以前に既に設置されていた施設については、62年9月10日から届出を行う必要があり、総量規制基準及び燃料使用基準が適用されている。

(5) ガスタービン等の規制について

62年10月30日に、大気汚染防止法施行令が改正され、「燃料の燃焼能力が重油換算1時間あたり50リットル以上のガスタービン及びディーゼル機関」が、ばい煙発生施設として追加された。63年2月1日以降に設置されたものは同日から届出が必要となり、排出基準、総量規制基準及び燃料使用基準が適用される。63年1月31日以前に既に設置されていた施設については、65年2月1日から届出を行う必要があり、排出基準(SO_xのみで、排ガス量1万N m³/h以上の施設)、総量規制基準(66年2月1日より)、燃料使用基準(66年2月1日より)が適用される。

なお、非常用の施設については、規制基準は、当分の間適用しないこととしている。

図1-13 大気汚染防止法による規制の仕組み

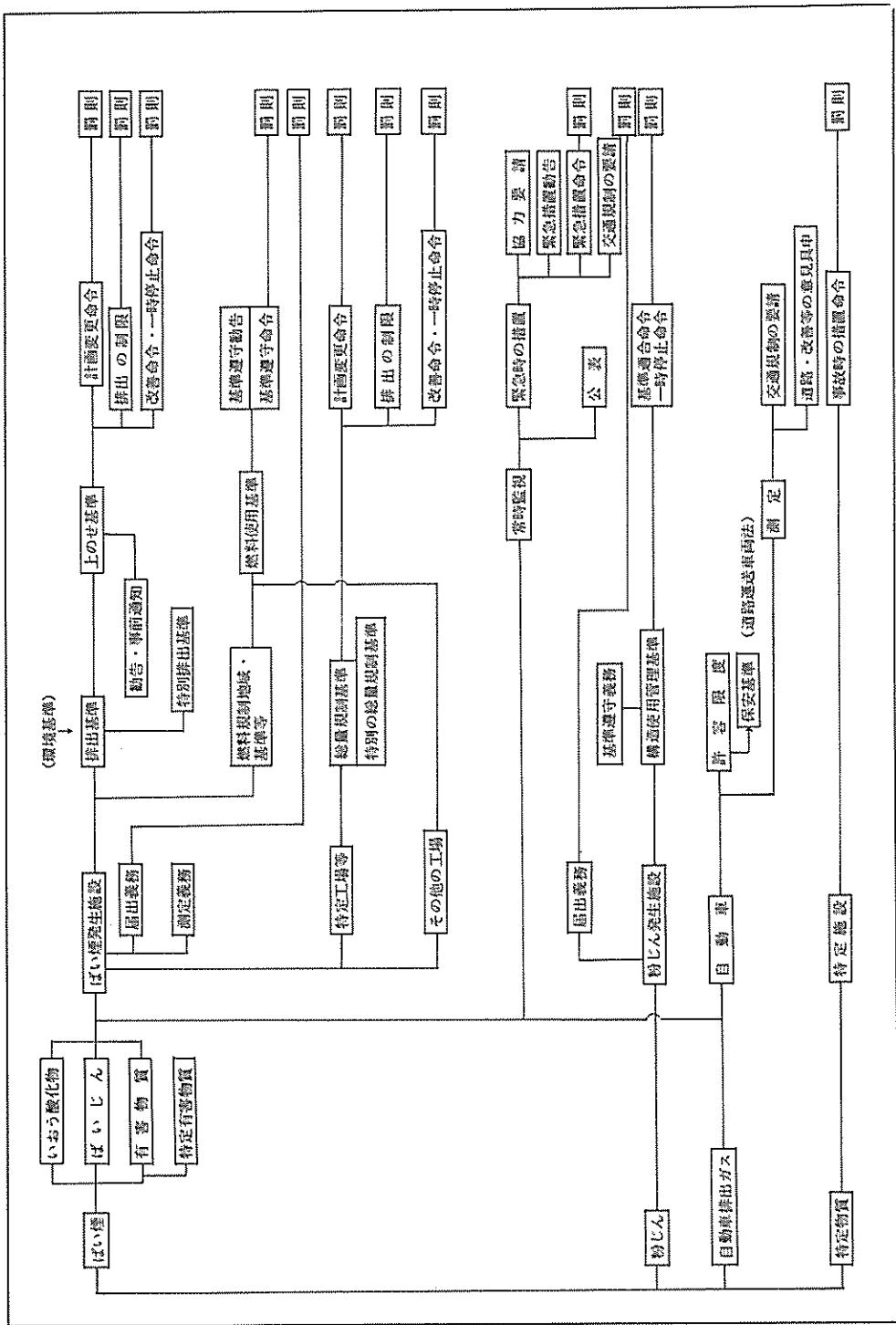


表1-29 硫黄酸化物総量規制工場・事業場数

(63年3月末現在)

種別 区別	製造業											電気・ガス供給業	事業場	合計
	食製品・造たばこ業	繊維工業	木製材・木製品業	家製具・装備品業	パ紙加工品・紙業	化学工業	石製油・石炭製品業	ゴム製品製造業	窯製業・土石製品業	鉄鋼業	非鉄金属製造業			
北					1							1		13 15
都島	1	1			1									3
福島					1	2			1					2 6
此花						1	1			3	1		1 2	1 10
東														12 12
西														1 1
港	1													1 2
大正						2			1	5				1 9
天王寺														5 5
南														3 3
大淀		1				1								2 4
西淀川					2	2				4				2 10
淀川					1	6								1 8
東淀川		6			1	1								1 9
東成														1 1
旭		1												1
城東	1					3								3 7
鶴見						2			1	1				2 6
阿倍野														5 5
住之江			2							2		1	2	6 13
住吉														1 1
平野														2 2
西成				1				1	1	1				1 5
合計	3	9	2	1	7	20	1	1	4	16	1	2	3	66 138

(注) 1. 浪速区、生野区、東住吉区には対象工場、事業場はない。

2. 電気・ガス事業法を含む。

3. 鉱山保安法は除く。

表1-30 窒素酸化物総量規制対象工場・事業場数

(63年3月末現在)

種別 区分	製造業						電気・ガス供給業		事業場	合計	
	食製品・造たばこ業	繊維工業	パルプ・紙加工品製造業	化学工業	窯製業・土石製品業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	電気業	ガス業		
北										3	3
都島			1								1
福島			1		1						2
此花				1		4	1	1	2		9
東										1	1
港	1									1	2
大正				1		3				1	5
南										1	1
大淀					1						1
西淀川			1	2		4				1	8
淀川			1	3							4
東淀川		2	1							1	4
城東	1									2	3
鶴見				1						2	3
住之江						2		1		3	6
平野										2	2
西成					1	1				1	3
合計	2	2	5	8	3	14	1	2	2	19	58

(注) 1. 西区、天王寺区、浪速区、東成区、旭区、阿倍野区、生野区、東住吉区、住吉区には対象工場・事業場はない。

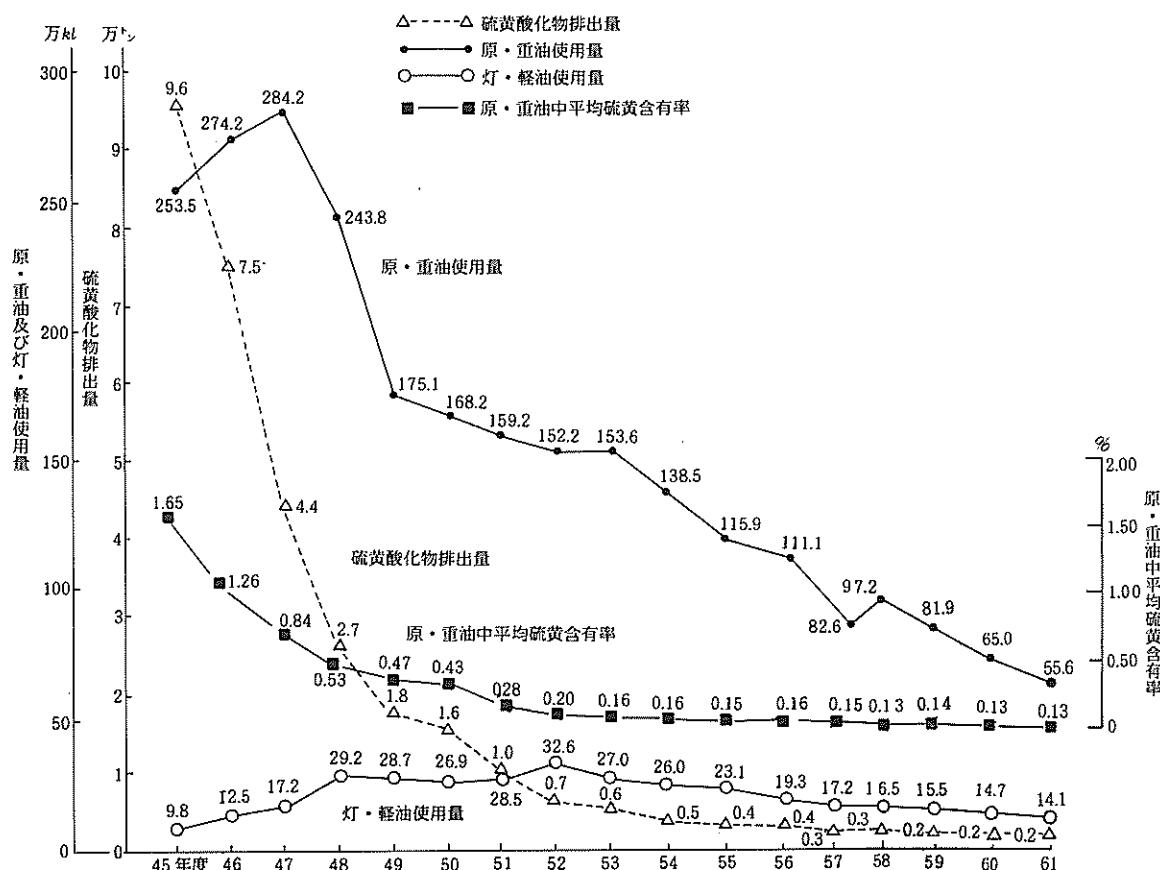
2. 電気・ガス事業法を含む。

3. 鉱山保安法は除く。

2. ニュークリーンエアプランの推進

59年1月策定したニュークリーンエアプランは、主な大気汚染物質毎の排出総量（目標量）を定め総量的な削減を推進する計画である。これまでの固定発生源（工場・事業場）における対策の結果として硫黄酸化物では47年度から61年度で96%、窒素酸化物で69%の削減をみた。しかし、ニュークリーンエアプランにも示すとおり、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントなどこれまでの努力にもかかわらず顕著な環境改善がみられない物質についても、工場・事業場への具体的対策として次の内容を掲げている。

図1-14 硫黄酸化物排出量等の推移



(1) 硫黄酸化物対策

今後の硫黄酸化物対策については、これまでの対策を継続することにより、環境保全目標を維持するよう規制・指導及び監視に努めることとし、その施策は以下のとおりとする。

- ア。 大気汚染防止法及び大阪府公害防止条例に基づく排出基準等の遵守徹底を図る。
- イ。 新設または増設する施設については、原則として、気体燃料・灯油等軽質燃料の使用を引き続き指導する。
- ウ。 既設施設の構造変更等に際しても、新・増設に準じた指導を進める。
- エ。 排煙脱硫装置等硫黄酸化物除去装置の保守管理を徹底させ、除去効率の向上を図るよう指導する。

(2) 窒素酸化物対策

固定発生源から排出される窒素酸化物の削減については、法律に基づく排出基準はもとより、特定工場等に対する窒素酸化物総量規制基準の遵守徹底を基本とし、総量規制対象外の工場・事業場についても、これに準じた指導を行っている。さらに窒素酸化物対策の円滑な推進を図り、ニュークリーンエアプランに掲げる目標量を確保するため、60年4月「大阪市窒素酸化物対策指導要領」を策定した。その概要は以下のとおりであり、これらの施策を推進することにより、二酸化窒素の環境基準を達成し、更に低減を図るものとする。

概要是以下のとおりである。

- ア。 窒素酸化物に係るばい煙発生施設を有するすべての工場・事業場に対し、現在の窒素酸化物対策技術や、市域での実態を考慮して設定した指導基準を遵守するよう指導する。
- イ。 このうち、上記施設を60年4月1日以降に設置する場合は、原則として気体燃料、灯油等軽質燃料を使用するとともに、最新・最善の窒素酸化物防止技術を導入するよう指導する。
- ウ。 さらに、市長が要請する工場・事業場にあっては、窒素酸化物削減計画書に従って、年間排出量の削減に努めるよう指導する。
- エ。 排煙脱硝等の処理技術の遅れている施設については、当該技術が開発された時点において速やかにその導入を図るものとし、それまでの間は、燃焼方法の改善等最適な防止技術により窒素酸化物排出量を削減するよう指導する。

また、冬期を中心とする高濃度時期に着目した暖房温度の適正化、燃焼管理の徹底等の有効な季節的対策の推進についても検討していく。

(3) 浮遊粒子状物質対策

今後の浮遊粒子状物質対策を進めるためには、各種発生源の諸条件や、環境濃度の地域特性に応じた対策手法の確立を図らなければならない。そのため、60年11月に本市公害対策審議会大気部会に粒子状物質小委員会を設置し、種々検討を加えているところであり、今後小委員会における専門的な立場からの意見をふまえ、早急に科学的な汚染予測手法を開発し、効果的な削減対策を進めてゆきたいと考えている。

当面の施策として以下に示すように、57年に改正強化されたばいじんに係る排出基準の効果的な運用を図るとともに、引き続き軽質燃料への転換等排出量抑制のための実効ある対策を進めて行く。

- ア. 大気汚染防止法及び大阪府公害防止条例に基づくばいじん排出基準等の遵守徹底を図るため、適正な施設管理、集じん装置の設置等を指導する。
- イ. 新設または増設する施設については、原則として、気体燃料・灯油等の軽質燃料の使用を引き続き指導する。
- ウ. 既設施設の構造変更等に際しても、新・増設に準じた指導を進める。
- エ. 集じん装置が既に設置されている工場に対しては、装置の特性を勘案した保守管理を徹底させ、集じん効率の向上に努めさせるとともに、粉じん発生施設についても防除施設の適正管理を指導し、発生・飛散の防止に努めるよう指導する。

(4) 光化学オキシダント対策（炭化水素対策）

光化学オキシダント対策としては、窒素酸化物とならんで主要な原因物質とされている炭化水素（非メタン炭化水素）に重点をおいて抑制対策を進めることとする。しかし、現在のところ、光化学オキシダントと炭化水素類の環境中での定量的な因果関係、更には、個々の発生源における炭化水素の排出量が環境に及ぼす影響について十分解明されているとはいえない状況であり、62年から、これらについて詳細な調査を実施している。

当面の対策として、大阪府公害防止条例による炭化水素の規制・指導に加え、57年7月環境庁から示された「排出抑制技術指針」に基づき、現行の技術水準で可能な限り排出量を抑制するよう指導することとし、以下の施策を進めていく。

- ア. 大阪府公害防止条例による排出基準、設備基準の一層徹底した指導をするとと

もに、条例で規制されていない屋外塗装等に対しても適切な防止対策の指導に努める。

イ. 各種の発生源について溶剤等の取扱い量、使用量、排出形態等の詳細な把握を行い、個々の発生源の実情に応じた処理方法を検討し、適切な指導を行う。

ウ. 炭化水素の蒸発防止設備及び除去装置の保守管理を徹底させる。

(5) 省エネルギー・緑化対策

エネルギー消費量の節減を図ることは、汚染物質の環境に与える負荷を削減することにつながり、これまで進めてきた大気汚染物質の排出抑制策とならんで、大気汚染対策の中で重要な位置を占めるものと考えられる。

このため各施設または工場全体におけるエネルギー使用の実態と、省エネルギー対策の導入が環境改善に与える効果の程度を十分把握したうえで、融資制度等の積極的な活用も図りながら、業種・規模・稼動状態等に応じた効果的な省エネルギー対策の導入を指導する。

また、緑化については、都市緑化の重要性にかんがみ、従来から都市公園の整備をはじめ街路・河川・学校等の公共施設の緑化を進めているが、近年、樹木が有する大気浄化能力に関する知見も集積されてきており本計画においても大気環境保全上の視点から積極的に緑化を推進する。

(6) 環境データ処理システム

環境汚染状況の解析、環境計画の立案、計画実現性の再評価、環境影響評価等を行うため、昭和62年3月に環境データ処理システムを導入した。

大阪市環境データ処理システムは環境汚染の中でも、特に大気汚染及び水質汚濁に関する情報処理を中心としたシステムである。大気汚染源、水質汚濁源に関するデータ管理、環境における大気汚染及び水質汚濁状況の把握及び解析を行うとともに、大気汚染に関しては、個々の開発事業の環境へ与える影響の事前評価はもとより、大阪市を中心とした地域全体の環境汚染濃度を各種条件に対応して予測計算することが可能である。さらに、環境の汚染濃度を一定の汚染水準まで低減させるための汚染物質排出量削減計算システム、自動車交通量動的予測システムを有している。

環境データ処理システムは、次のとおりである。

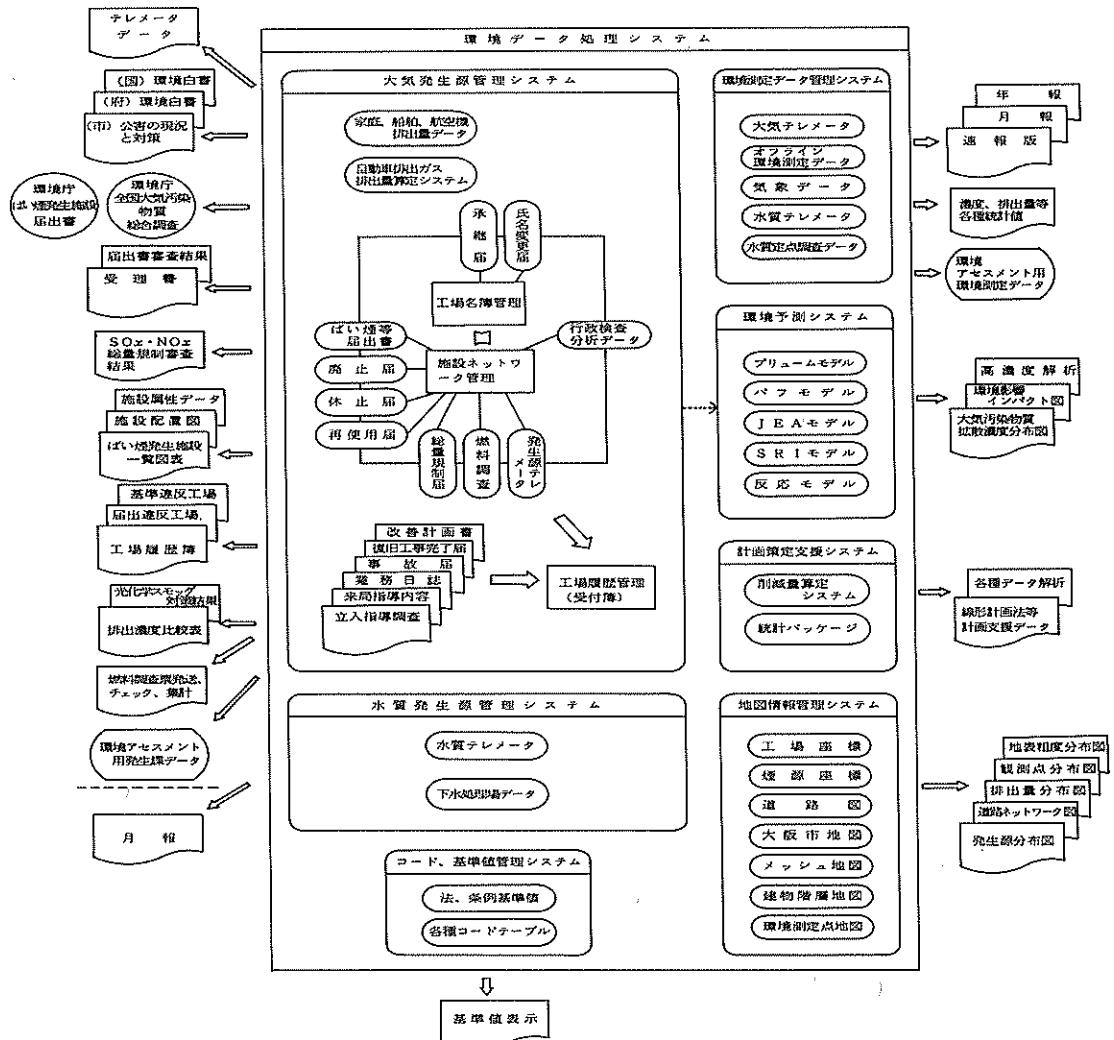
ア. 大気発生源管理システム

工場・事業場、一般家庭、自動車、船舶、航空機の各汚染源に関する基礎データを用いて大気汚染物質の排出量を算出している。特に工場・事業場に設置され

ている、ばい煙発生施設については、届出書、施設使用状況調査（燃料調査）、常時監視データ（発生源テレメータ）をネットワーク構造により一括管理し、データの精度向上を図るとともに、「施設ネットワーク図」からの容易なデータ検索を可能にしている。また施設の設置位置については地図上で場所を指示するだけで、自動的に座標が読み込めるようになっている。

イ. 水質発生源管理システム

水質汚濁源としては、工場及び下水処理場を対象に、水質試験結果及び自動連続測定器による常時監視データを用いて、河川への汚濁負荷量を算出している。



ウ. 環境測定データ管理システム

大気汚染関係について、本市が設置する常時監視局（テレメータ化局及び非テレメータ化局）における常時測定データ及び大阪管区気象台日報を用いて、大気汚染濃度の集計・解析及び濃度予測計算に必要な気象情報の処理を行っている。

エ. 環境予測システム

環境汚染発生源情報と環境測定データを基に、各種大気拡散模擬計算モデルにより大気汚染物質の環境における濃度を予測計算する。

オ. 計画策定支援システム

拡散計算結果による汚染濃度を一定の濃度水準にまで低減するための、汚染源における汚染物質排出量の必要削減量を計算する。

3. 立入指導等の状況

年々規制強化されてきている法律・条例による規制基準の遵守徹底を図りながら、工場・事業場に対して、使用燃料の軽質化、汚染物質削減技術の導入等を指導し、新增設の届出施設に対しては、新設にかかる厳しい各種の基準を遵守させることはもとより、汚染物質をできるだけ排出させない方向で指導を行っている。

硫黄酸化物については、総量規制制度の推進をはかるため、主要工場に対しては使用燃料の硫黄分分析や、排煙脱硫装置の効率判定及び維持管理状況のチェックを実施し、また中小発生源に対しては、保健所を中心とする使用燃料の抜取検査により燃料基準の遵守状況を確認している。

窒素酸化物については、排出基準の強化（昭和58年9月10日施行）に伴い工場・事業場に対し、測定義務の励行及び排出基準の遵守を啓発・指導してきた。また57年11月1日から施行された総量規制に基づき、主要工場に対し、窒素酸化物濃度及び排出量の削減指導と確認を実施してきた。

ばいじん対策については、排出基準の強化（57年6月1日施行）にともない、工場・事業場に対し、測定義務の励行及び排出基準の遵守を啓発指導してきた。また、市内法対象工場にはばいじん測定結果の実態調査を行い、基準との照合、自主管理の徹底についてもあわせて実施してきた。

なお、大気汚染に係る住民からの苦情陳情に対しては、保健所と協力して現場測定や検査分析を実施して発生源指導を行うとともに、経済的に制約のある中小企業に対しては、本市の公害防止設備資金融資制度の活用のもとに防止対策を指導し、苦情の解決に努めている。（表1-31～表1-38）

表1-31 法律・条例別届出状況

(62年度)

種類 区分	許可 申請	設置届	使用届	構造 変更届	廃止届	氏名等 変更届	承継届	事故届	合計
大気汚染防 止法		129	239	69	151	198	32		818
大阪府公害防 止条例	2	249	38	49	276	32	24	1	671
合計	2	378	277	118	427	230	56	1	1,489

表1-32 排煙脱硫装置設置状況

(63年3月末現在)

施設名 排ガス量 (Nm ³ /h)	排煙脱硫 装置数	排 煙 脱 硫 装 置 設 置 施 設 数					施設数 合計
		ボイラー	加熱炉	焼却炉	その他の 施設		
10万以上	9	5		1	3		9
4万～10万	7	2		4	2		8
1万～4万	33	38	4	2	8		52
5,000～1万	3	2		1			3
5,000以下	3	1			2		3
合計	55	48	4	8	15		75

(注) 排ガス量は、排煙脱硫装置の処理能力である。

表1-33 窒素酸化物対策実施状況

(63年3月末現在)

施設名	実施方法 燃料種別	① 低 N O _x バーナー等 (注1)	② 外部排ガス 再循環	③ 水又は 蒸気噴霧 (注2)	④ ① ② ③ の組合せ	⑤ 脱硝対策	合計
ボイラー	都市ガス	240	25	12	61	2	340
	L P ガス	1		1	1		3
	灯油	35	5	41	18	2	101
	重油	13	6	12	7	10	48
	その他	4	1		4		9
	計	293	37	66	91	14	501
加熱炉等	都市ガス	44			41	8	93
	L P ガス	2			6	1	9
	灯油	6		2	4		12
	重油	3			1	1	5
	その他	8	4		2	1	15
	計	63	4	2	54	11	134
合計		356	41	68	145	25	635

- (注) 1. 低 N O_x バーナー（混合促進型、分割火炎型、自己再循環型等）及び段階的燃焼（二段燃焼、濃淡燃焼等）を含む。
2. エマルジョン燃焼を含む。
3. ガラス溶融炉 4 基を含む。
4. 排煙脱硝装置実数 14 基。

表1-34 環境保全課による立入指導等の状況

(62年度)

種別	立 入 指 導						呼出指 導件数	措 置		
	立 入 内 訳					立 入 件数計		命 令	指 示	
	届 出	融 資	陳 情	規 制	そ の 他					
ばい煙	66	4	9	148	49	276	341	0	0	
有害物質	24	0	5	25	10	64	61	0	0	
粉じん	19	2	4	24	15	64	47	0	0	
合 計	109	6	18	197	74	404	449	0	0	

表1-35 保健所における立入指導等の活動状況

(62年度)

種別	区 分	立 入 指 導 件 数	呼 出 指 導 件 数	測 定 檢 查 件 数
ばい煙	法 律	1,859	128	84
	条 例	351	29	5
	そ の 他	467	5	3
	計	2,677	162	92
粉じん	法 律	176	16	26
	条 例	299	17	2
	そ の 他	342	9	2
	計	817	42	30
有害物質	条 例	642	43	13
	そ の 他	82	6	0
	計	724	49	13
合 計		4,218	253	135

表1-36 種別検査件数

(62年度)

発生源	環境 (敷地境界)	燃料	原材料等	その他	計
62	9,428	527	0	16	10,033

表1-37 項目別検査件数

(62年度)

検体数	項目別検査件数						
	燃料	有害ガス	粉じん	重金属類	酸性雨	その他	計
1,153	527	96	15	186	9,199	10	10,033

表1-38 燃料抜取結果

(62年度)

検体数	違反数	指示書交付数
127	1	1

(保健所抜取分を含む)

4. 大気汚染発生源常時監視システム

このシステムでは、主要発生源工場（84工場）にテレメータ装置を設置し、燃料使用量、硫黄酸化物排出量及び窒素酸化物排出量などを、集中的に常時監視している。

図1-15にシステム概略図を示した。

本システムは、次の機能を有している。

- (1) 硫黄酸化物総量規制にもとづく監視
- (2) 窒素酸化物総量規制にもとづく監視
- (3) 光化学スモッグ緊急時における発令状況の連絡及び汚染物質排出量削減状況の監視
- (4) 排煙脱硫装置の稼動状況及び脱硫効率の監視
- (5) 燃料使用量、硫黄酸化物排出量及び窒素酸化物排出量などの集計、解析

常時監視を行っている工場の分布及び測定器の種類と台数は、図1-16、表1-39に示すとおりであり、これにより、市内燃料使用量の約80%の状況把握を正確迅速に行うとともに、規制・指導の手段としての活用を図っている。図1-17、図1-18、図1-19に、常時監視による燃料使用量及び硫黄酸化物排出量の時間変化、日変化、月変化の一例を示した。

図1-15 大気汚染発生源常時監視テレメータシステム概略図

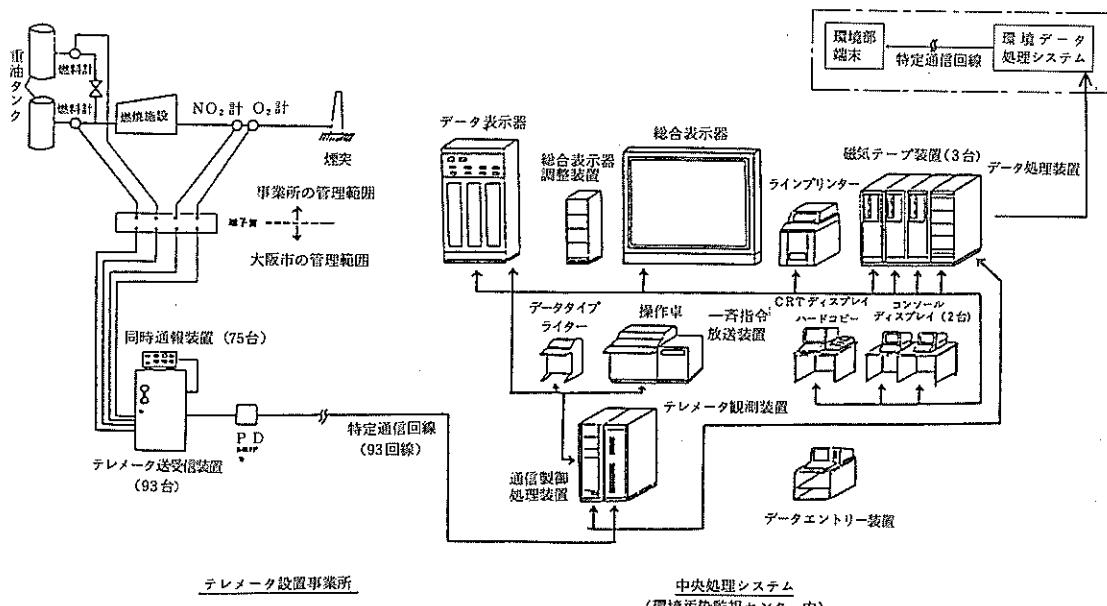


図 1-1-6 発生源常時監視工場分布図

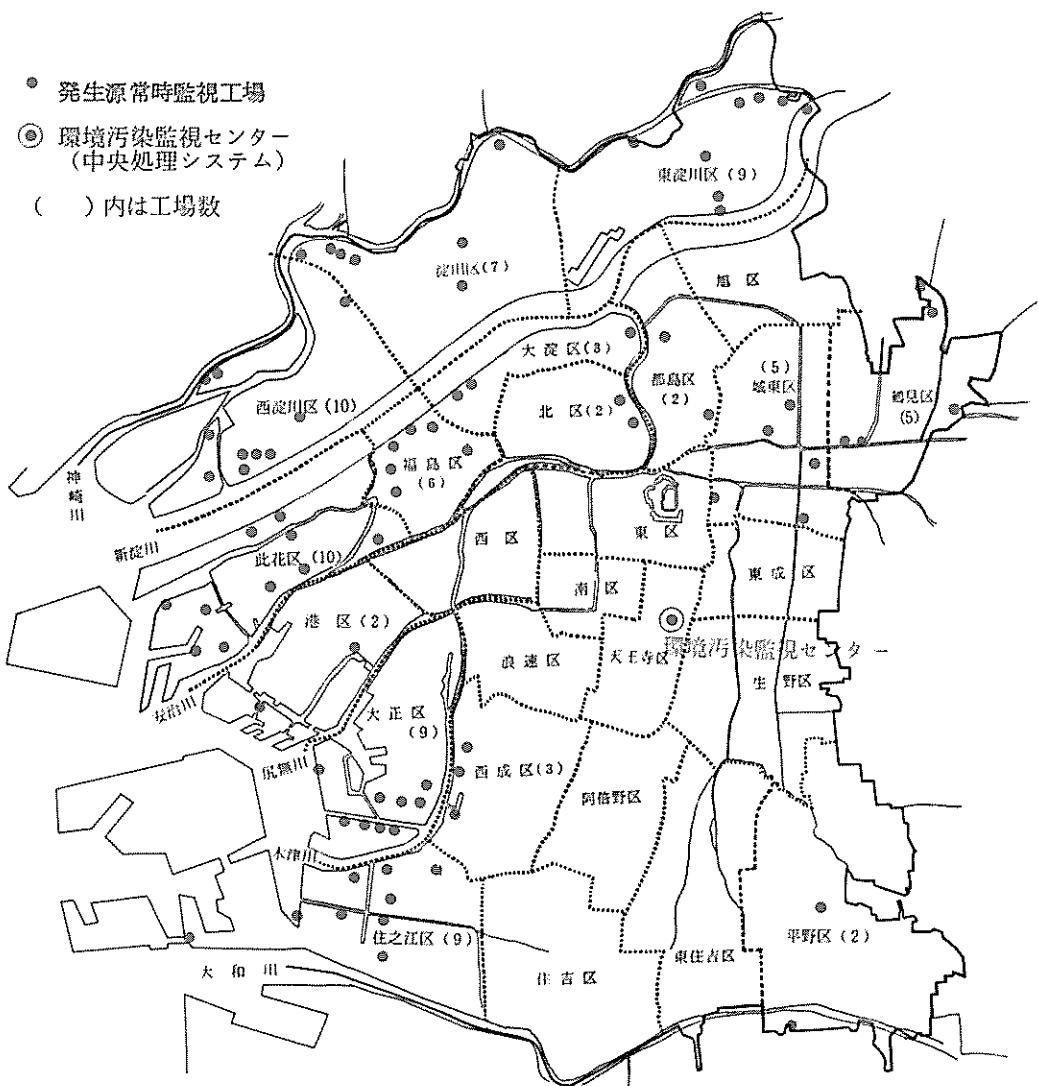


表1-3-9 発生源常時監視84工場における測定器の種類と台数

(63年3月末現在)

測定器の種類	台数(台)	測定器の種類	台数(台)
煙道中硫黄酸化物濃度計	58	燃料油流量計	183
"酸素濃度計	105	燃料油中硫黄分分析計	3
"窒素酸化物濃度計	86	燃料ガス流量計	92
煙道排ガス流量計	23	発電電力量計	6
" " 温度計	1	石炭計量計	3

図1-17 燃料使用量およびSO_x・NO_x排出量の時間別変化
(63年3月)

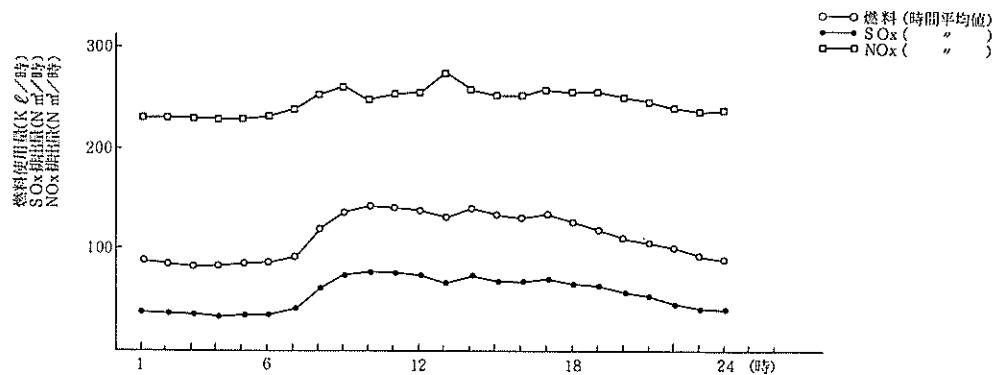


図1-18 燃料使用量およびSO_x・NO_x排出量の日別変化
(63年3月)

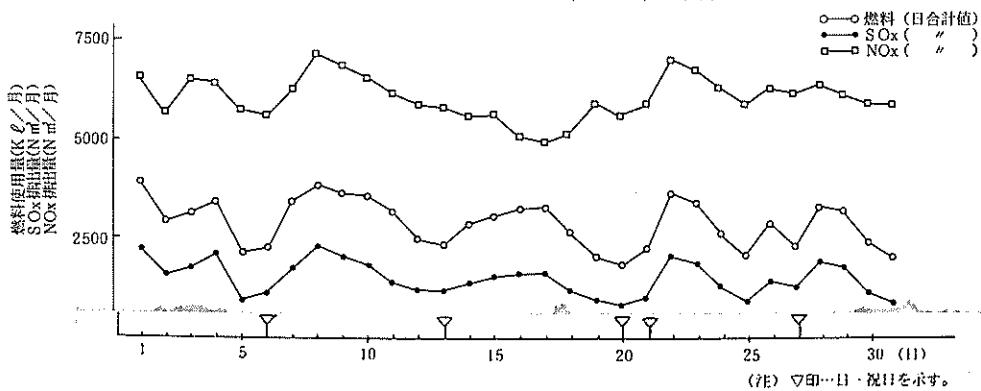
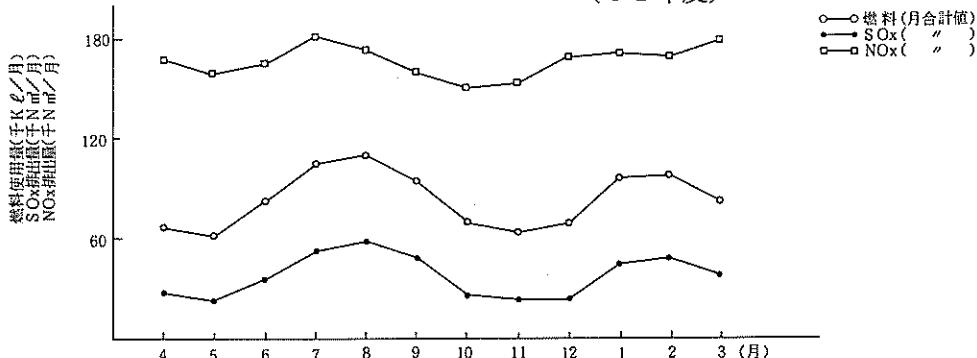


図1-19 燃料使用量およびSO_x・NO_x排出量の月別変化
(62年度)



第5節 自動車排出ガス対策

自動車排出ガス対策としては、自動車1台当たりの排出ガス量を抑制する発生源対策、自動車交通量の抑制、自動車排出ガスの影響を軽減させる沿道対策などが考えられる。これらの対策のうち、ニュークリーンエアプランで述べているように、排出ガス規制が対策の根幹であり、その規制は年々強化されてきた。しかし、自動車交通が集中する本市においては、貨物車を中心としたディーゼル化や直接噴射式への転換の傾向、自動車の平均使用年数の伸び、並びに交通渋滞の慢性化等の要因により、昭和62年度においては、二酸化窒素濃度は依然として改善されず、自動車排出ガス測定局11局すべてにおいて環境基準を達成できていない状況にある。本市ではこのような状況に対処するため、昭和63年度中に自動車公害防止計画を策定し、排出ガス規制の強化、低公害車の普及促進、最新規制適合車への代替促進等発生源対策をはじめ、人流・物流両面にわたる自動車交通量の抑制策等、実効ある施策について、関係機関の協力のもとに積極的に推進していくこととしている。

1. 自動車排出ガス規制

自動車排出ガスに係る法規制については、発生源対策として、大気汚染防止法による排出ガスの量の許容限度を設定しているが、この許容限度を確保するために道路運送車両の保安基準として規制しており、道路交通法では排出ガス基準を超える車両を整備不良車として運転を禁止している。また、大気の汚染が一定の基準を超える場合には、交通規制の要請や道路構造の改善等について意見具申を行い環境改善に努めることとしている。自動車排出ガス規制の仕組みは、図1-20のとおりである。

大気汚染防止法では、一酸化炭素(CO)、炭化水素(HC)、鉛化合物、窒素酸化物(NO_x)及び粒子状物質(ディーゼル黒煙)の5物質を「自動車排出ガス」として定めており、その中の鉛化合物は、49年9月通産省の省議決定によりガソリンの無鉛化対策が実施されている。残る4物質については、表1-40に示すとおり新車にかかる規制が強化されてきている。とくに窒素酸化物については、52年12月の中央公害対策審議会答申に示された規制の完全実施が図られた後、ディーゼル乗用車については、手動変速機付車両が61年規制として61年10月に、また自動変速機付車両は62年規制として62年10月から規制強化がなされている。

一方、貨物車については、昭和63・64・65年規制が実施されることにより、

窒素酸化物は、大型ディーゼルトラックが未規制時に比べ36～47%に低減され、ライトバン等軽量トラックが乗用車並みに規制されることとなった(図1-21参照)。表1-41は使用過程車にかかる規制を示したものである。

しかしながら、本市のような大都市において、二酸化窒素に係る環境基準を達成するためには、より一層の窒素酸化物排出量の削減が必要である。

そこで、本市としても、ディーゼル車を中心とした窒素酸化物規制の強化や規制走行モードの見直し等について、引き続き国へ要望しているとともに、自動車メーカーに対しても、排出ガス低減技術の開発、実用化について要望している。

なお、国においてはディーゼル乗用車に対する更に厳しい規制として、小型車が65年中に、また、中型車が67年中に実施できるよう許容限度改正の手続きが進められている。

図1-20　自動車排出ガス規制の仕組み

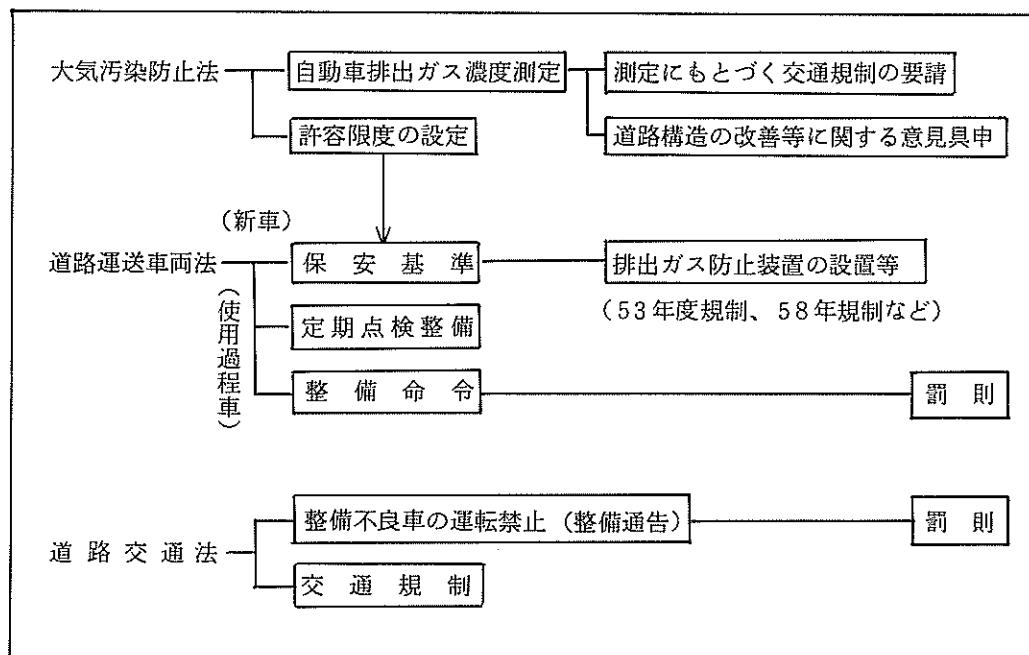


表1-40 新車規制

① 一酸化炭素(CO)

(単位: g/Km)

燃種	車種	従来車の排出量	48年度規制	49年度規制	50年度規制	61・62年規制	63年規制
ガソリン	乗用車	20.5	18.4 (10.2%)		2.10 (89.8%)		
	貨物車	20.5	18.4 (10.2%)		13.0 (36.6%)		2.10 (89.8%)
	中量車	20.5	18.4 (10.2%)		13.0 (36.6%)		
	重量車	1.34%	1.20% (10.4%)				
LPG	乗用車	11.6	10.4 (10.4%)		2.10 (81.9%)		
	貨物車	11.6	10.4 (10.4%)		13.0 (-12.1%)		2.10 (81.9%)
	中量車	11.6	10.4 (10.4%)		13.0 (-12.1%)		
	重量車	0.93%	0.83% (10.8%)				
軽油	ディーゼル車	832 ppm		790 ppm (5.0%)		乗用車のみ 2.10 g/Km	車両総重量 1.7t以下 2.10 g/Km

② 炭化水素(HC)

(単位: g/Km)

燃種	車種	従来車の排出量	48年度規制	49年度規制	50年度規制	61・62年規制	63年規制
ガソリン	乗用車	3.74	2.94 (21.4%)		0.25 (93.3%)		
	貨物車	3.74	2.94 (21.4%)		2.10 (43.9%)		0.25 (93.3%)
	中量車	3.74	2.94 (21.4%)		2.10 (43.9%)		
	重量車	514 ppm	416 ppm (19.1%)				
LPG	乗用車	2.92	2.34 (19.9%)		0.25 (91.4%)		
	貨物車	2.92	2.34 (19.9%)		2.10 (28.1%)		0.25 (91.4%)
	中量車	2.92	2.34 (19.9%)		2.10 (28.1%)		
	重量車	485 ppm	352 ppm (19.1%)				
軽油	ディーゼル車	567 ppm		510 ppm (10.1%)		乗用車のみ 0.4 g/Km	車両総重量 1.7t以下 0.4 g/Km

(③) 窒素酸化物 (NO_x)

燃 種	車 種	従来車の 排出量 (平均値)	48年度 規制	49年度 規制	50年度 規制	51年度規制	52年度 規制	53年度 規制	54年 規制
ガソリン車	乗用車	3.07	2.18 (29.0%)		1.20 (60.9%)	1トン0.60 以下(80.5%) 1トン0.85 超(72.5%)		0.25 (91.9%)	
	貨物車 軽量車	3.07	2.18 (29.0%)		1.80 (41.4%)				1.00 (67.4%)
	貨物車 中量車	3.07	2.18 (29.0%)		1.80 (41.4%)				1.20 (60.9%)
	貨物車 重量車	ppm 2,626	ppm 1,838 (30.0%)				ppm 1,550 (41.0%)	ppm 1,100 (58.1%)	
LP車	乗用車	3.13	2.19 (30.0%)		1.20 (61.7%)	1トン0.60 以下(80.8%) 1トン0.85 超(72.8%)		0.25 (92.0%)	
	貨物車 軽量車	3.13	2.19 (30.0%)		1.80 (42.5%)				1.00 (68.1%)
	貨物車 中量車	3.13	2.19 (30.0%)		1.80 (42.5%)				1.20 (61.7%)
	貨物車 重量車	ppm 2,626	ppm 1,838 (30.0%)				ppm 1,550 (41.0%)	ppm 1,100 (58.1%)	
軽油車	ディーゼル車 (直噴式)	ppm 962.5		ppm 770 (20.0%)			ppm 650 (32.5%)	ppm 540 (43.9%)	
	ディーゼル車 (副室式)	ppm 562.5		ppm 450 (20.0%)			ppm 380 (32.4%)	ppm 340 (39.6%)	

- (注) 1. 各規制値は平均値を示し、()内%は従来車(48年度規制以前の自動車)に対する削減率を示す。
 2. ※1 軽自動車は除く ※2 軽自動車のみ
 3. 試験方法は、ガソリン乗用車、軽量車、中量車は10モード、ガソリン重量車は6モード、軽油車はディーゼル6モードである。
 4. ※3 10モードである。

(単位: g/km)

56年規制	57年規制	58年規制	61・62年規制	63年規制	64年規制	65年規制
0.60 (80.5%)				0.25 (91.9%)		
※1 0.90 (70.7%)	※2 0.90 (70.7%)				※1 0.7 (77.2%)	※2 0.5 (83.7%)
	ppm 750 (71.4%)				ppm 650 (75.0%)	
0.60 (80.8%)				0.25 (91.9%)		
※1 0.90 (71.2%)	※2 0.90 (71.2%)				※1 0.7 (77.6%)	※2 0.5 (84.0%)
	ppm 750 (71.4%)				ppm 650 (75.0%)	
	ppm 470 (51.2%)			車両総重量 1.7~2.5t 380ppm (60.0%) 車両総重量 2.5~3.5t 400ppm (58.0%)	車両総重量 3.5t超 400ppm (58.0%) 【大型トラクタ、 クレーン車を除く】	大型トラクタ、 クレーン車のみ 400ppm (58.0%)
ppm 290 (48.4%)		(乗用車のみ) 1.265kg以下 ※3 0.7g/km 1.265kg超 ※3 0.9g/km (63~71%)	車両総重量 1.7t以下 ※3 0.9g/km 車両総重量 1.7~2.5t 260ppm (53.8%)	車両総重量 2.5t超 260ppm (53.8%) 【大型トラクタ、 クレーン車を除く】	大型トラクタ、 クレーン車のみ 260ppm (53.8%)	

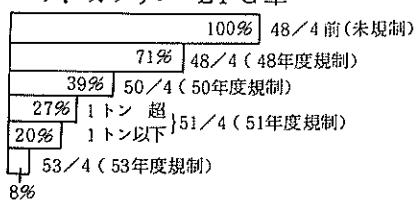
④ 粒子状物質(ディーゼル黒煙)

燃種	車種	規制値	試験方法	適用時期
軽油	ディーゼル車	50%	全負荷時ろ紙汚染度	47年7月

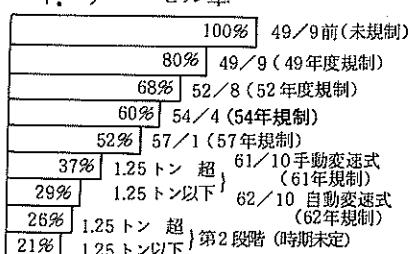
図 1-21 自動車排出ガス規制強化の推移（一台当たり NO_x 排出量の平均値）

① 乗用車

ア. ガソリン・LPG車



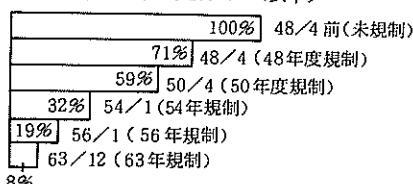
イ. ディーゼル車



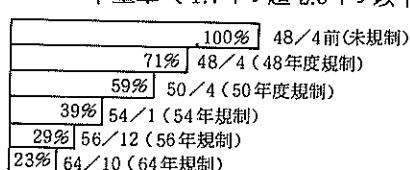
② 貨物車・バス

ア. ガソリン・LPG車

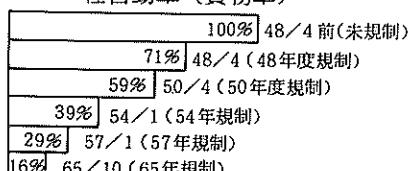
軽量車（1.7トン以下）



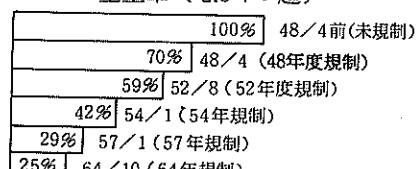
中量車（1.7トン超 2.5トン以下）



軽自動車（貨物車）

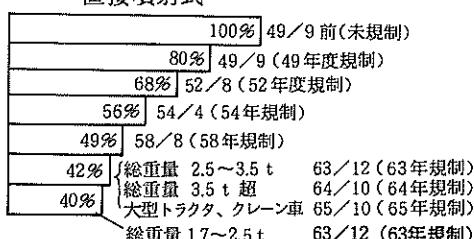


重量車（2.5トン超）



イ. ディーゼル車

直接噴射式



副室式

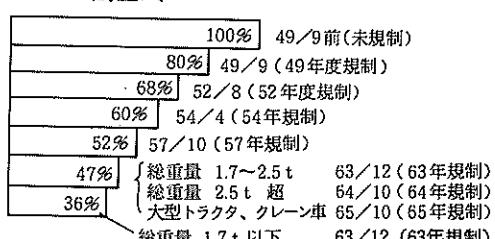


表 1-41 使用過程車規制

車種	規制の内容		
	規制項目	許容限度	試験方法
ガソリン及びLPG車 〔乗用車、ライトバン 小型トラック、軽自動車 トラック、バスなど〕	C O	4.5 %	アイドリング時
	H C	1,200 ppm (4サイクル車)	アイドリング時
		7,800 ppm (2サイクル車)	
		3,300 ppm (特殊エンジン車)	
軽油車（ディーゼル車）	ディーゼル黒煙	50 %	無負荷急加速時 ろ紙汚染度

2. 低公害自動車の普及促進

(1) 電気自動車の普及促進

電気自動車は、排出ガスが全くなく、騒音・振動が少ない等の利点から自動車公害対策の面で脚光をあびるとともに、エネルギーの多様化等に対応できる交通手段として期待されており、現在、その研究開発・実用化が進められている。

本市では、電気自動車の普及促進を目的として、54・55年度に軽四輪貨物車タイプの電気自動車3台を導入、62年3月にはそのうち2台、63年3月には残り1台をそれぞれ電池性能の向上した車両に更新しており、引きつづき走行性能や、利用上の問題点等に関する調査を実施している。

調査の結果から、一充電走行距離は冬期に性能低下が見られるものの各車両とも約70km以上、最高速度は70～80km/hの実績が得られた（表1-4-2参照）ほか、騒音レベルはかなり低く騒音対策上も十分な効果があり、導入後、現在に至るまでほとんど目立った故障はない。

しかし、経済面では、同タイプのガソリン車と比較して、購入費、維持費とも高く、市民の足として利用されるまでには、なおかなりの条件整備が必要である。

表1-4-3に電気自動車とガソリン車の使用実績の比較を示している。

表1-4-2 電気自動車走行性能調査結果

調査区分		一充電走行距離(km)				最高速度(km/h)			
		春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬
車両区分 54 年度 更新車	A	45	43	50	40	73	76	75	73
	B	47	47	48	40	71	75	75	72
	平均	46	45	49	40	72	76	75	73
車両区分 61 年度 更新車	A'	91	109	98	78	77	78	79	77
	B'	70	79	112	58	76	-	80	77
	平均	81 (1.8)	94 (2.1)	105 (2.1)	68 (1.7)	77	78	80	77

(注) 1. () 内数値は54年度対比

2. 調査結果はそれぞれ導入後1年間のデータである。

表1-43 電気自動車使用実績調査結果

種 別		年 度	走 行 日 数 (日)	走 行 距 離 (km)	電 气 又 は ガ ソ リ ン 使 用 量 (KWH、ℓ)	電 气 又 は ガ ソ リ ン 代 (円)	1 km走行当 り電 气 又 は ガ ソ リ ン 代 (円/km)	1 日平均 走 行 距 離 (km/日)
電 気 自 動 車	軽四輪貨物 (4人乗 150kg積) A車	56	215	3,308	1,452	82,841	25.0	15.4
		57	236	5,646	2,113	92,446	16.4	23.9
		58	218	6,003	2,835	102,938	17.1	27.5
		59	236	10,382	2,761	101,863	9.8	44.0
		60	230	10,353	2,808	102,546	9.9	45.0
		61	231	9,110	2,735	98,585	10.8	39.4
		62	234	14,584	3,576	113,706	7.8	62.3
ガ ソ リ ン 車	軽四輪貨物 (4人乗 150kg積)	56	152	2,980	315(ℓ)	50,400	16.9	19.6
		57	155	3,144	360(ℓ)	57,600	18.3	20.2
		58	182	3,559	407(ℓ)	61,050	17.2	19.6
		59	190	4,497	438(ℓ)	65,700	14.6	23.7
		60	185	4,435	422(ℓ)	59,080	13.3	24.0
		61	203	5,339	530(ℓ)	63,600	11.9	26.3
		62	191	5,341	580(ℓ)	59,600	13.0	28.0

(注) 1. 電気代算出基準=基本料+使用料+税金

$$\text{基本料} = (980 \text{ 円/KW}) \times \text{設備容量 (5 KW)} = 4,900 \text{ 円/月}$$

$$\text{使用料} = 13.84 \text{ 円/KW}$$

$$\text{税 金} = (\text{基本料} + \text{使用料}) \times 0.05$$

2. ガソリン代算出基準…56・57年度は160円/ℓ、58・59年度は150円/ℓ

60年度は140/ℓ、61・62年度は120円/ℓ

(2) メタノール自動車の普及促進

メタノール自動車は窒素酸化物排出量が少なく、黒煙が全く排出されないといった低公害性を有すること、また、燃料であるメタノールの主原料が天然ガスであり、石油依存度を軽減し、エネルギーの多角化を図るという観点からも注目されており、運輸省を中心に普及に取り組んでいるところである。

本市では、低公害性の観点から、大阪府、大阪府トラック協会と共同で、メタノールトラックの試乗モニター等調査を61年度から4カ年計画で進めており、今後の普及促進に努めているところである。61年度は、メタノールトラック4台（ガソリン車仕様2台、ディーゼル車仕様2台）を4運送事業者に導入し、先行的に走行テストを行うとともに、排出ガス測定調査等を実施した。

表1-44、図1-22は61年度調査結果を示したものである。

61年度の走行テストの結果では、運転性能・燃費等について、従来の同型車と比較して若干劣る車両も見られるが、低公害性は十分確認されている。

しかしながら、今後の普及のためには、さらに長期間の走行テストにより、耐久性を含めた運転性能・経済性等について利用者の立場に立ってより精度の高いチェックを行う必要があることから、62年度からは、メタノールトラック10台（ガソリン、ディーゼル車仕様各5台）を5運送事業者に導入し、本格的な走行テストを実施している。

なお、今後は、62年9月に公害健康被害補償法が改正されたのを機に創設された基金制度を十分に活用し、低公害自動車を本市公用車に導入するとともに、積極的な普及促進を図っていくこととしている。

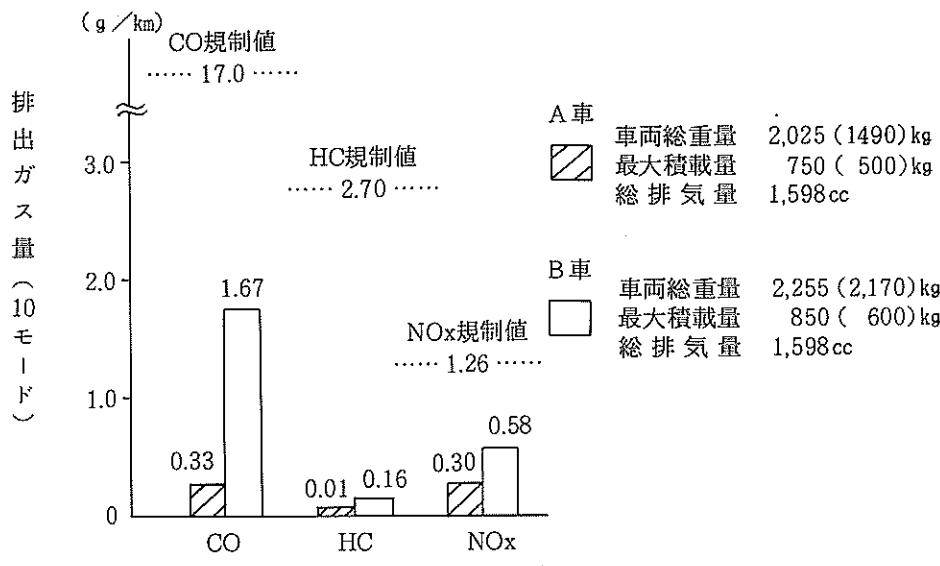
表1-44 メタノール自動車燃費調査結果

車両記号	試験車両	用 途	一日平均走行距離 (km／日)	燃 費 (発熱量ベース) (km／1000 Kcal)	燃 費 (運行費ベース) (円／km)
A	三菱 デリカ 750 kg積	都市内の集配	5.4	0.892	9.4
B	三菱 デリカ 850 kg積	大阪～神戸間 の商品輸送	6.9	1.160 (0.778)	7.2 (17.9)
C	日産 コンドル 2t積	都市内の集配	4.6	0.648 (0.712)	13.0 (10.3)
D	日産 アトラス 2t積	都市内の集配	8.3	0.666 (0.816)	12.6 (9.0)

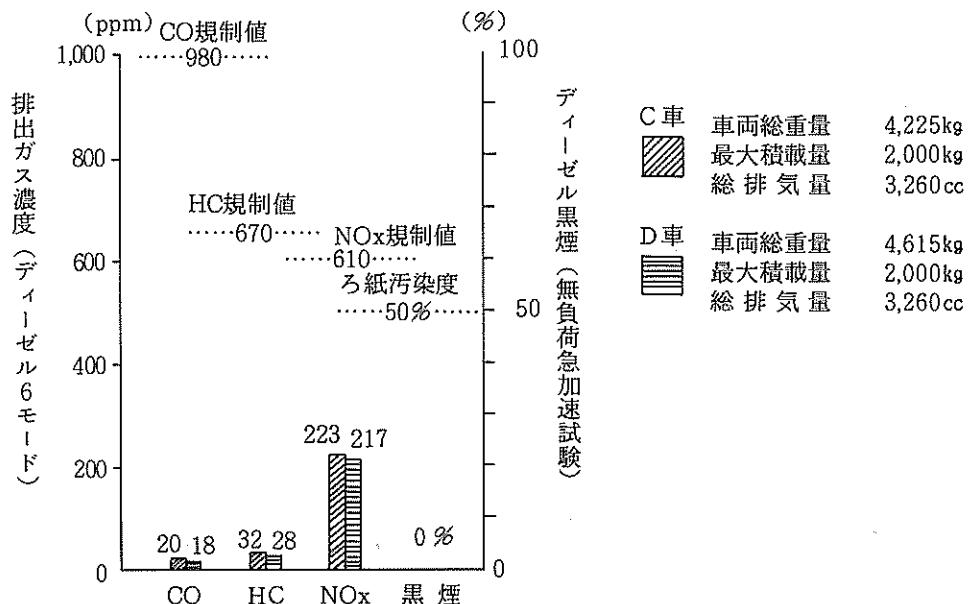
- (注) 1. メタノールの発熱量は4,800 Kcal/kg（比重0.794、3,811 Kcal/ℓ）である。
 2. 燃費欄の（ ）内は同型ガソリン車（ディーゼル車）の数値を示している。

図1-22 メタノール自動車の排出ガス性能調査結果

① ガソリン車タイプメタノールトラックと
中量ガソリン5年規制値との比較



② ディーゼル車タイプメタノールトラックと
直噴式ディーゼル5年規制値との比較



3. 自動車交通対策の検討

本市のように自動車交通の集中している地域の自動車排出ガス対策としては、自動車排出ガス規制、自動車交通量抑制策など総合的に実施していく必要がある。

そこで本市においては、道路沿道地域の環境保全の観点から、自動車交通を適正に管理し、地域の排出ガス総量を低減させる自動車交通対策を検討するため、環境対策、交通政策、公共交通管理などの学識経験者、行政担当者で組織された「沿道環境調査検討会」を55年に設置し、調査研究を行った。

同検討会では、大型車の通行規制や公共交通機関の整備等、29項目の自動車交通流・交通量対策を取り上げ、それぞれの対策について実施上の困難度や二酸化窒素濃度の改善効果を試算し、大阪市域への適用を考慮して、自動車交通対策の具体的方策について総合的な評価を行った後、61年2月、表1-45に示すとおり、本市として推進すべき自動車交通対策の提言がなされた。

今後は、これらの検討結果を63年度に策定する自動車公害防止計画の中に反映させ、関係機関と協力して積極的に対策の実現を図ることとしている。

表1-45 推進すべき自動車交通対策

大阪市域の大気環境を改善する上で、導入を推進することが望ましいと判断される自動車交通対策は、次の施策である。

①公共交通機関の整備

公共交通機関を質的・量的に向上させることにより公共交通機関の分担率を高め、結果として、自動車交通需要の伸びを抑えるため、輸送ルート・運行頻度・運賃制度・乗り継ぎ施設など総合的に輸送サービスの改善を図る必要がある。

②駐車車両の整序化

都心部では違法駐車が問題になっており、路外駐車場等の整備を進めながら、違法駐車の取り締まりを推進し、駐車車両の整序化・自動車利用の適正化に努める必要がある。

③車庫確保条件の強化

車庫確保状況の確認を現行の自動車登録時だけにとどめず、継続的に確認・照合監視するシステムを確立することにより、自動車保有の整序化を図る必要がある。

④タクシー輸送の効率化

相乗りタクシーの導入やタクシーの空車走行距離の低減につながる諸施策を導入するため、道路運送法の改定も含めて、その検討を進める必要がある。

⑤貨物自動車交通の効率化

貨物自動車走行量を減少させる共同集配システムの導入を進めるため、業界の組織化や

関連法令の整備など周辺条件の整備を推進しながら、当面は、商物分離など貨物自動車走行量の削減や積載効率の向上方策の実現に努める必要がある。

⑥啓発活動の推進

自動車排出ガスによる環境汚染問題の解決には、自動車利用者が環境保全の認識を持って自動車の利用を減らすことに期待することが多い。しかし、国民皆免許時代を迎えた今日、自動車利用者の意識も変化してきている点を踏まえ、自動車利用の適正化について、社会的合意を醸成することが重要である。

したがって、今後、前述の施策の実現とともに、自動車利用者などに対して都市環境改善に関する認識を高めるよう啓発していくことが必要である。

4. 大阪自動車公害対策推進会議活動

「大阪自動車公害対策推進会議」とは、43年に広く市民運動として展開したアイドリング調整運動をきっかけとして、大阪市、大阪府、大阪府警察本部、近畿運輸局などの在阪官公庁及び在阪自動車関係諸団体の参加により、当初は「大阪自動車排出ガス対策推進会議」として発足したもので、同推進会議では自動車排出ガス防止にかかる諸活動を推進してきた。

しかしながら、都市部における二酸化窒素汚染は依然として顕著な改善がみられず、今後の自動車排出ガス対策としては、自動車交通需要の抑制、沿道環境の整備等中長期的な展望にたった総合的な施策が必要となってきていることから、57年6月に改称し、共通の課題をもつ自動車騒音等も含めた自動車公害問題全般を対象に活動することとなった。

62年度の同推進会議の活動状況は次のとおりである。

(1) 排出ガス防止のための技術診断、街頭検査の実施

(表1-46は62年度の街頭検査結果)

(2) 自動車の運行自粛、業務目的自動車の運行合理化、定期点検整備と適正走行の徹底及び電気自動車等の低公害車の普及などについてリーフレットによる啓発及び文書による協力要請の実施

(3) 大型車の適正走行を啓発する活動の実施

(4) 自動車の使用自粛等についてポスター等により市民への協力要請

(5) 自動車排出ガス規制及び騒音に係る発生源規制の強化、自動車交通総量の削減、道路構造

の改善及び沿道対策の推進、電気自動車・メタノール自動車の普及促進、ディーゼル自動車からの硫黄酸化物の削減並びに自動車公害対策推進体制の充実について国へ要望

- (6) 自動車排出ガス及び騒音の低減に関する技術開発、実用化について自動車メーカーに要望

表1-46 自動車排出ガス街頭検査結果（62年度）

（単位：台）

検査台数	合 格	警 告	整備通告	告 知
一酸化炭素 12,970 (100%)	10,369 (79.9%)	1,740 (13.4%)	841 (6.5%)	20 (0.2%)
炭化水素 3,305 (100%)	3,144 (95.1%)	106 (3.2%)	52 (1.6%)	3 (0.1%)
ディーゼル黒煙 77 (100%)	72 (93.5%)	5 (6.5%)	— (—%)	— (—%)

（大阪府警察本部調）

（注）（ ）内は、検査台数に対する指標（パーセント）を示す。

警 告…警告書又は口頭により警告したもの。

整備通告…整備通告書を交付し、早急に整備するよう通告したもの。

（ただし、告知の整備通告は除く）

告 知…整備通告書を交付するとともに反則金の対象にしたもの。

5. 調査研究等

自動車排出ガス対策を進めるためには、自動車排出ガス汚染の実態や汚染構造について調査解析を行い、将来の汚染状況等を予測するとともに、都市における自動車の利用状況などについても調査を行い、自動車交通量の削減も含めた自動車排出ガス対策を総合的に進めることが必要である。

本市では、37年から自動車排出ガス定期定点調査を継続的に実施しているほか自動車排出ガス汚染物質排出量調査、排出ガス規制対策車の転換状況調査、道路交通実態調査などを実施し、自動車排出ガス対策の資料としている。

また、7大都市では自動車公害対策が都市公害対策の最重要課題の一つであるという認識から「七大都市自動車技術評価委員会」を組織し、自動車排出ガスの低公害技術の開発状況を継続的に監視し、自動車公害対策に関する情報の交換を行っている。

62年度における主な活動内容は以下のとおりである

- (1) 今後の自動車公害対策に関する講演会の開催
- (2) 各都市で実施している窒素酸化物に係る排出係数の算定手法についての情報交換並びにより精度の高い算定手法の検討

第6節 緊急時対策

大気汚染が急激に著しくなり、人の健康などに被害の生ずる恐れのある場合には、法律条例による緊急時として、汚染物質ごとの環境濃度や気象条件にしたがって、注意報、警報等を発令して一般に周知するとともに、主要工場や自動車に対し必要な措置を講じることになっている。

これらの措置は、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、二酸化窒素及びオキシダントの5項目について、大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱に基づいて実施されるが、このうち、光化学スモッグについては、オキシダント（光化学スモッグ）緊急時対策実施要領にもとづいて措置している。

1. オキシダント（光化学スモッグ）緊急時対策

市域内は4つの発令地域にわかれています。表1-47の発令基準によって予報等が発令されます。表1-48、図1-23は発令地域と測定点を示しています。予報等が発令されると表1-49による措置を講じるとともに、被害の訴えがあった時は、表1-50によって健康調査など適切な措置をとることとしています。

なお、市内の主要工場については、緊急時の発令に際し、テレメータシステムの活用をはかっています。

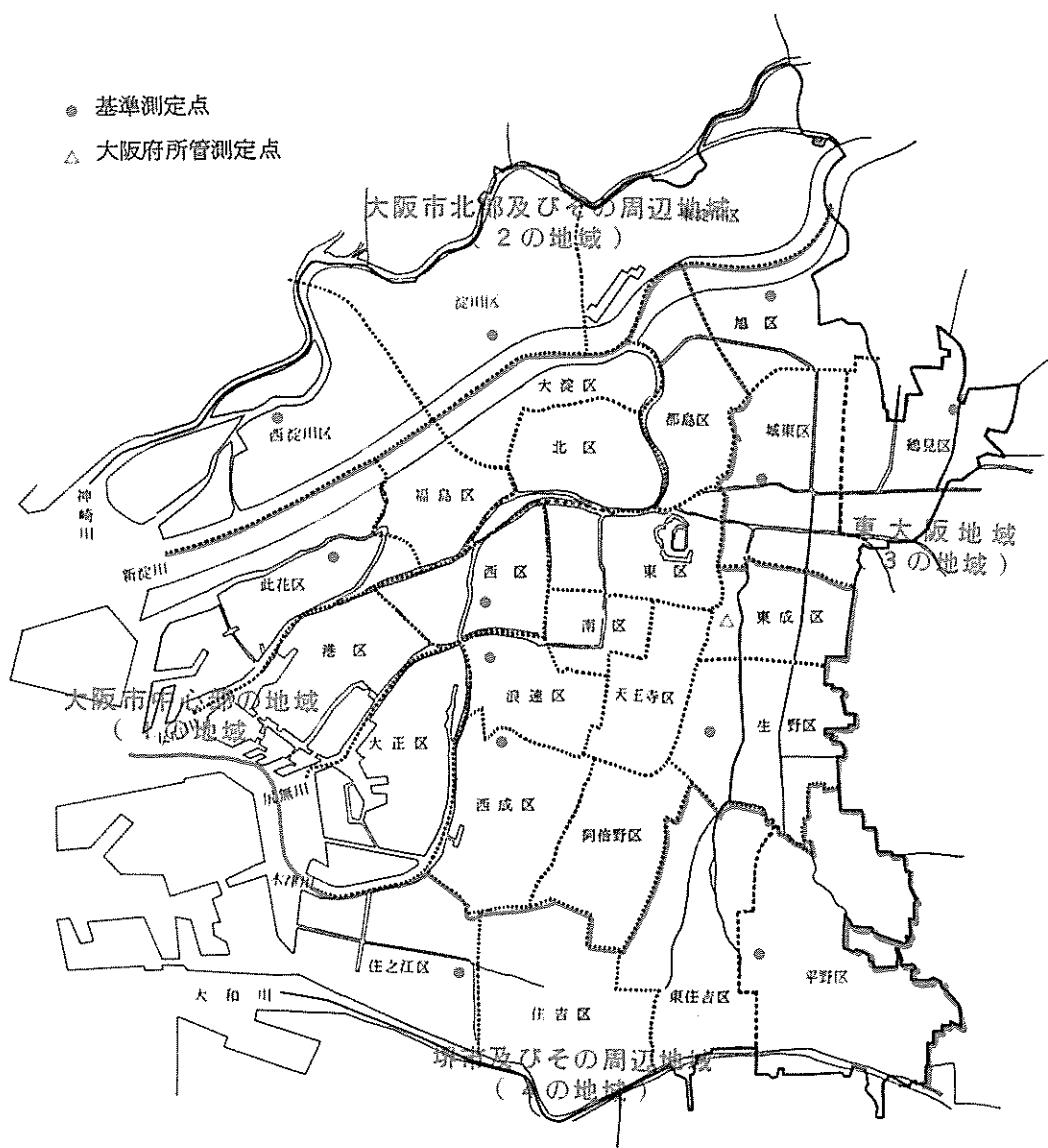
表1-47 発令区分と発令基準

区分	オキシダント濃度 (ppm)
予報	0.08
注意報	0.12
警報	0.24
重大緊急警報	0.40

表1-48 発令地域と測定点

	地域名	基準測定点数
1の地域	大阪市中心部の地域	6
2の地域	大阪市北部及びその周辺地域（西淀川、淀川、東淀川）	4
3の地域	東大阪地域（旭、城東、鶴見）	8
4の地域	堺市及びその周辺地域（住之江、住吉、平野、東住吉）	9
5の地域	北大阪地域	4
6の地域	南河内地域	2
7の地域	泉南地域	3
	計	36

図1-23 光化学スモッグ発令地域（大阪市関係）及び基準測定点



測定点名（市内のみ）	
東成(府センター)	淀川(淀川区役所)
西(堀江小学校)	旭(大宮中学校)
生野(勝山中学校)	城東(聖賢小学校)
西成(今宮中学校)	鶴見(茨田北小学校)
此花(此花区役所)	住之江(南稲中学校)
浪速(難波中学校)	平野(摂陽中学校)
西淀川(淀中学校)	

表1-49 発令時の措置

	発生源における措置	学童、住民における措置	広報等の方法
予報	(1) 緊急時対象工場(件)に対し無線回線等により注意報に備えて注意報の措置が行なえる体制をとるよう要請する。 (2) 緊急時対象工場のうち特別対象工場(市内4工場)は排出ガス量(又は窒素酸化物排出量)を通常時の20%削減。 (3) 不要、不急の自動車を使用しないよう要請する。	(1) テレビ、ラジオに注意。 (2) 屋外での過激な運動をさける。 (3) 刺激を感じたら、洗顔、うがいをして保健所に届出。	(1) テレビ、ラジオで周知。
注意報	(1) 緊急時対象工場は、排出ガス量(又は窒素酸化物排出量)を通常時の20%削減。 (2) 特別対象工場は警報にそなえ一部操業停止の体制。 (3) 不要、不急の自動車を使用しない。	(1) 学校等においては、できるだけ屋外の運動をさける。 (2) 洗顔、うがい。	(1) 上記に加え、広報車が出動することもある。 (2) 工場パトロール。
警報	(1) 上記の徹底。 (2) 重大緊急警報にそなえ一部操業停止の体制。 (3) 特別対象工場は排出ガス量(又は窒素酸化物排出量)を通常時の40%削減。 (4) 自動車の使用をさける。	(1) 屋外になるべく出ない。 (2) 学校等においては屋外の運動をやめる。 (3) 洗顔、うがい。	(1) 消防広報車による広報も加わる。 (2) 工場パトロール。
重急大警緊報	(1) 排出ガス量(又は窒素酸化物排出量)を40%削減。 (2) 公安委員会へ交通規制要請。	(1) 屋外に出ない。 (2) 洗顔、うがい。	上に同じ

(注) 緊急時対象工場は、60年4月1日から大阪府公害防止条例施行規則の改正により、従前の「毎時1万立方メートル以上の排出ガスを排出する者」が「原料及び燃料の量を、窒素酸化物の排出特性等を勘案し、重油の量に換算して毎時2キロリットル以上使用する者」となった。

表1-50 被害の訴えがあったときの措置

保健所緊急調査	保健所において環境、健康調査
局緊急調査	必要に応じ、環境部、保健部、環境科学研究所が保健所緊急調査班と共同で実施

2. 発令状況及び被害の訴え状況

光化学スモッグ予報等の発令状況は表1-5-1に示すとおりであり、被害の訴え状況は表1-5-2に示すとおりとなっている。

表1-5-1 年度別、地域別、光化学スモッグ予報等発令状況

(単位：回数)

地 域	地 域 名	56年度		57年度		58年度		59年度		60年度		61年度		62年度	
		予報	注意報												
1	大 阪 市 中 心 部	7	3	4	0	2	1	7	2	10	6	8	0	12	3
2	大阪市北部 とその周辺	2	0	2	0	3	1	5	0	10	3	5	1	12	6
3	東 大 阪	10	9	7	3	4	3	9	8	16	14	13	9	21	12
4	堺 と その周辺	5	4	8	3	7	6	7	4	16	11	13	7	22	11
5	北 大 阪	9	3	3	2	4	1	8	6	16	13	11	7	16	10
6	南 河 内	3	2	3	0	2	1	8	2	15	10	10	6	22	16
7	泉 南	2	1	9	5	4	1	5	3	7	1	7	2	11	2
市内発令回数		11	11	11	6	8	7	12	9	19	17	16	12	25	18
府下発令回数		13	12	11	8	8	8	12	9	19	19	17	16	25	21

(注) 1. 警報、重大緊急警報の発令回数は0。

2. 市内発令回数とは市内を含む(1)～(4)の地域に発令された回数をいう。

表1-5-2 年度別、地域別、光化学スモッグ被害の訴え状況

地 域	地 域 名	56年度		57年度		58年度		59年度		60年度		61年度		62年度	
		訴 え 件 数 (件)	訴 え 人 数 (人)												
1	大 阪 市 中 心 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	大阪市北部 とその周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	東 大 阪	0	0	0	0	2	18	4	11	5	14	0	0	1	166
4	堺 と その周 辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市内合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
府下全 域		6	9	0	0	2	18	4	11	6	16	0	0	1	166

第 2 章

水 質 汚 濁



第2章 水質汚濁

第1節 水質汚濁の要因

大阪市域内を流れる河川のほとんどは淀川水系に属し、淀川本流は直接大阪湾に注いでいる。淀川の派流として北に神崎川が流れ、毛馬水門から分流して旧淀川である大川・堂島川・安治川が流れている。また大阪平野東部から大阪府下の群小河川を合して京橋で大川と合流する寝屋川水系もこれに属している。一方、本市の南端には大和川水系がある。市内河川管理図を図2-1に示す。

大阪市内河川分類表

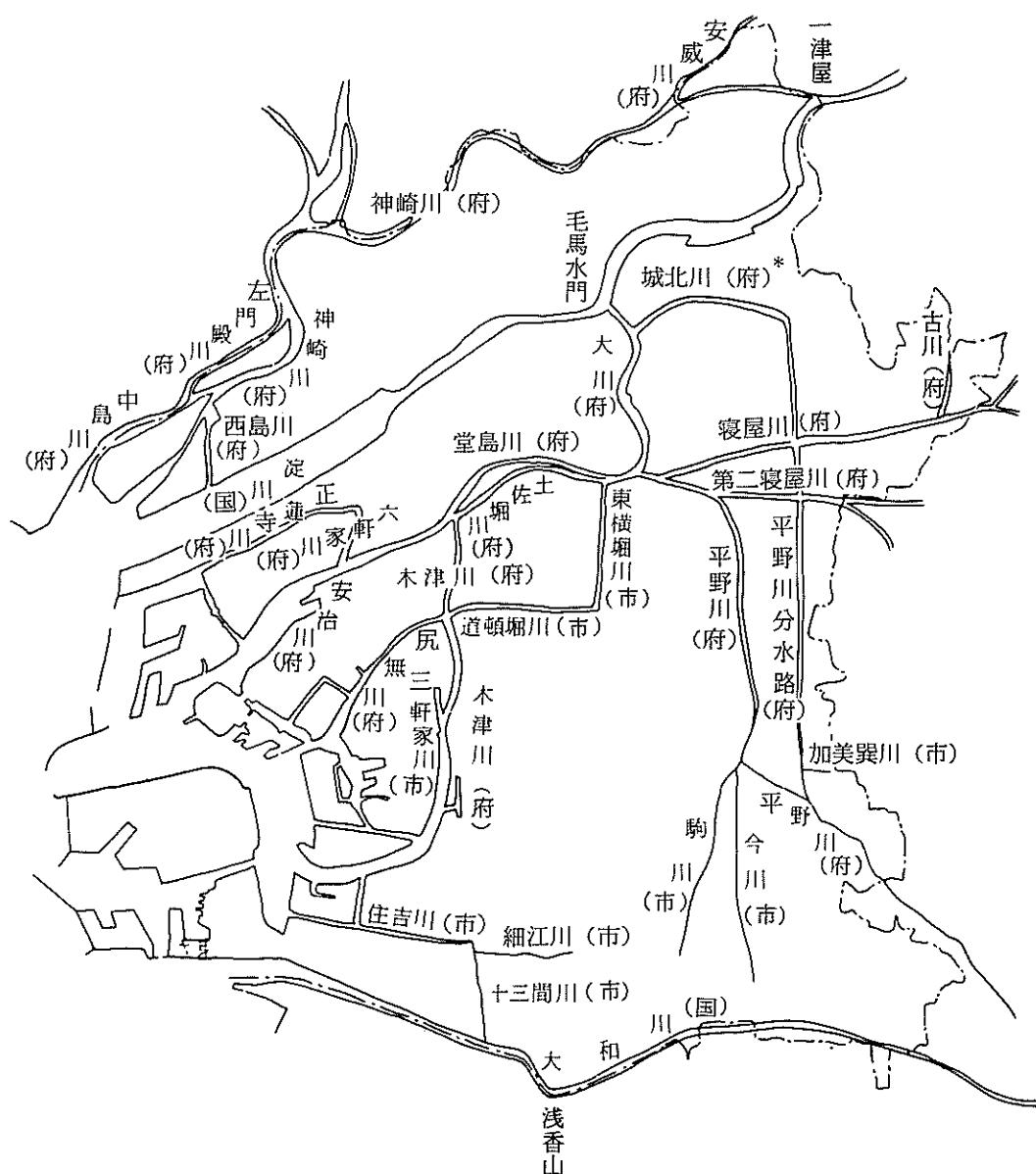
淀川水系	本流	淀川						
	派流	神崎川水系	神崎川 左門殿川 中島川 西島川 安威川					
		旧淀川		大川 堂島川 安治川				
				支流	寝屋川 第二寝屋川 城北川 平野川 平野川分水路 今川 駒川等(以上、寝屋川水系)			
				派流	東横堀川 土佐堀川 尻無川 木津川 道頓堀川			
大和川水系	本流	大和川						
その他の市内河川	正蓮寺川 六軒家川 住吉川 細江川 十三間川							

淀川を除いた河川は、概して自己流量に乏しく大部分が感潮区間であるため、よどみがちで自浄作用にも限度がある。しかも、本市はこれらの河川の最下流部に位置するため、上流域の影響を受けやすく、特に上流域の急速な市街化にともなう生活排水等の増大と、これに対する対策の遅れ等が相まって、本市域の水質汚濁を著しくしてきた。

市内河川の水質汚濁は、工場排水規制の強化や下水道整備等により徐々に改善されつつあるが、河川水がよどみがちな河口付近等では、不法投棄されたごみなどが停滞し美観を損ねる結果となっている。また、一部の河川等においては、堆積したヘドロの有機物等による底質汚染がみられ、悪臭発生や河川水の黒濁化など河川環境の悪化をもたらしている。

一方、大阪湾は閉鎖性水域であるため、富栄養化に伴う赤潮が発生しやすく、大阪港水域でもその影響を受けている。

図2-1 大阪市内河川管理図



(注) (国): 建設大臣管理河川
(府): 大阪府知事管理河川
(市): 大阪市長管理河川

*城北川は旧城北運河のことで、60年4月1日付けで一級河川となり名称も変更となつた。

本市の下水道は62年度末で面積普及率98.4%まで整備されているため、大部分の工場・事業場排水、生活排水、ビル等の雑排水は、下水処理場で処理されたのち河川へ放流されている。このため公共用水域へ直接、排出水を派出し、水質汚濁防止法等の対象となる工場・事業場数は極めて少なく、63年3月末日現在で表2-1に示す状況である。

表2-1 水域別、区別、法律・条例適用工場数及び排水量一覧表（63年3月末日現在）

① 規制対象

排水量単位:m³/日

水域	工場数 および 排水量 区別	法律・条例		瀬戸内海環境保全 特別措置法		水質汚濁防止法		大阪府公害 防止条例		合計	
		工場数	排水量	工場数	排水量	工場数	排水量	工場数	排水量	工場数	排水量
神崎川	淀川	1	1,000	1	159,000					2	160,000
	西淀川	5	11,347	9	243,054					14	254,401
大阪市内河川	北	1	3,555							1	3,555
	福島			1	274,000					1	274,000
	此花	5 (1)	76,712	4	99,193	1		41		10 (1)	175,946
	大正	5	519,067	1	74,000					6	593,067
	東淀川	1 (1)	0							1 (1)	0
	住之江			2	218,021					2	218,021
	港			1	106,000					1	106,000
	西成	1 (1)	0	1	386,000					2 (1)	386,000
寝屋川	城東	2	28,962	3	562,000					5	590,962
	旭	1	2,000							1	2,000
	鶴見	2 (1)	43							2 (1)	43
	平野	2	114	1	238,000					3	238,114
大和川	平野	1	377	3	67					4	444
計		27 (4)	643,177	27	2,359,335	1	41	55 (4)	3,002,553		

備 考

- 1.瀬戸内海環境保全特別措置法対象工場とは最大日排水量50m³以上の特定事業場（水質汚濁防止法による特定施設を設置し、公共用海域へ排出する工場）
- 2.水質汚濁防止法による規制工場とは、日平均排水量30m³以上又はカドミウム等の有害物質を排出する特定事業場で1以外のもの。
- 3.大阪府公害防止条例による規制対象工場とは、府条例による届出施設を有する非特定事業場であって、日平均排水量が30m³以上のもの、又は、カドミウム等の有害物質を排出するもので、1、2以外のもの。
- 4.（ ）内は内数で浄水場（通常排水量0m³/日、最大日排水量50m³/日以上）を示し、規制対象外。
- 5.水域区分は大阪府公害防止条例に基づく。

② 届 出 対 象

排水量単位：m³/日

工 場 数 および 区 別 排 水 量	水質汚濁防止法		大阪府公害防止条例		合 計	
	工場数	排水量	工場数	排水量	工場数	排水量
神崎川	西淀川	2	10	1	20	30
大 阪 市 内 河 川	北	2	0		2	0
	大淀	2	46		2	46
	此花	6	20	2	897,150	897,170
	大正	6	29		6	29
	住之江	4	37	1	1,600,000	1,600,037
	港			1	25	25
	西成	1	0		1	0
寝 屋 川	鶴見	2	3		2	3
	平野	6	19		6	19
大 和 川	平野	2	51		2	51
	東住吉	1	14		1	14
計		34	229	5	2,497,195	2,497,424

備 考

- 1.水質汚濁防止法による届出工場とは、日平均排水量30m³未満で、有害物質に無関係の特定事業場。
- 2.大阪府公害防止条例による届出工場とは、府条例による届出施設を有する非特定事業場で、日平均排水量が30m³未満のもので有害物質に無関係のものおよび条例で規制が猶予されているもの。
- 3.水域区分は大阪府公害防止条例に基づく。

第2節 水質汚濁の現況

本市では主要河川及び港湾区域において、定期観測（環境水質定点調査）を実施するとともに、河川観測局において水質の常時監視を行っている。定期観測では、水質汚濁防止法の規定により大阪府知事が作成した「公共用水域の水質測定計画」に基づく地点の他、水質監視上重要な地点を定点としている。また、河川観測局では自動測定装置により常時水質測定を行い、河川水質及びその変動を把握している。

これらの調査結果を総合すると、市内の水質汚濁状況は、近年ほぼ、横ばい状況にあり、62年度も昨年度と比べ大きな変動はなかった。

水質汚濁に係る環境基準は「人の健康の保護に関する基準」として、カドミウム、シアン等の9項目について設定され、「生活環境の保全に関する環境基準」として、BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）、DO（溶存酸素量）等の基準が定められている。前者はすべての公共用水域に一律に適用され、後者は河川、湖沼及び海域ごとに利水目的等を考慮して段階的な水域類型を設定し、それに応じた基準値を設け、水域を類型指定することにより環境基準を示す方式がとられている。本市域内を流れる河川は、B、C、D及びE類型に指定されているが、類型未指定の河川も一部にある。大阪港は「大阪湾1水域」に属し、海域のC類型に指定されている。

一方、底質調査は主要地点において年1回実施しているが、底質汚染に関する環境基準はなく、一部の項目について暫定除去基準が設けられている。

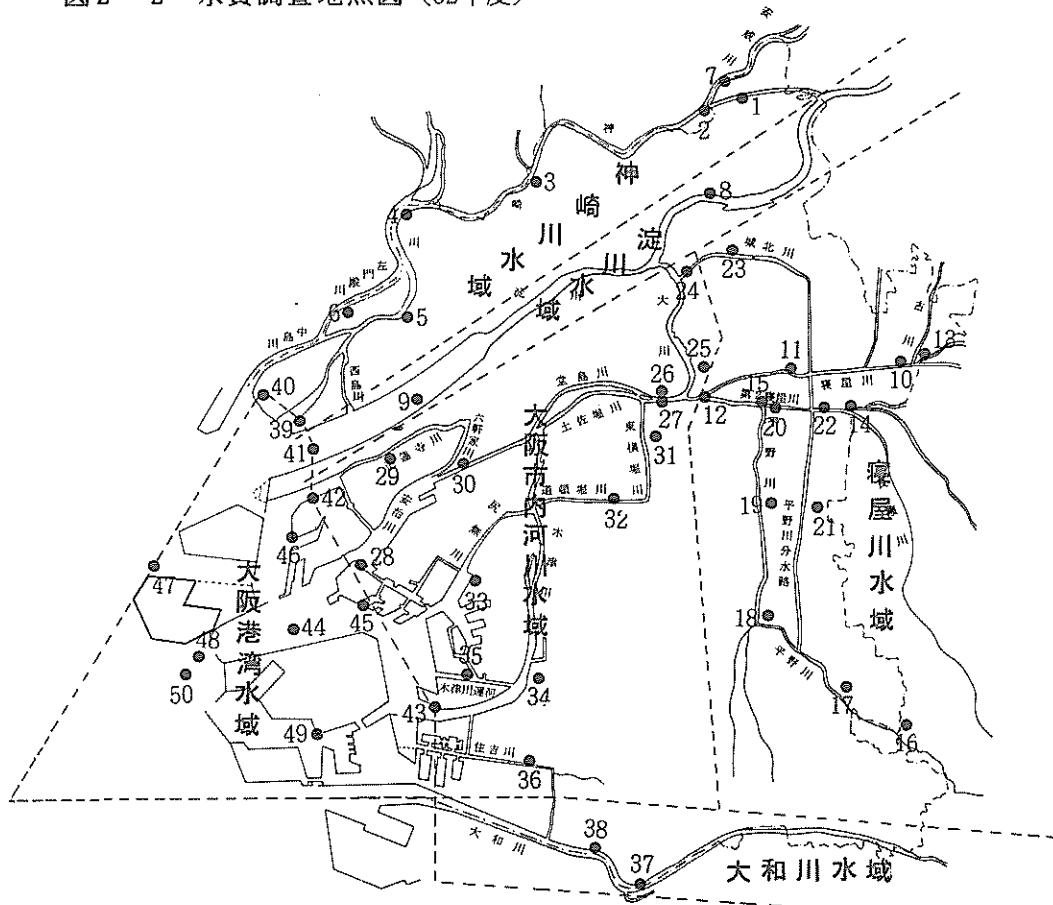
1. 定期観測結果（環境水質定点調査）

62年度は、図2-2に示す50地点で水質調査を実施した。生活環境項目のうち、河川での代表的な汚濁指標とされているBOD（但し、海域ではCODが代表的汚濁指標）の環境基準適合状況及び平均値は、図2-3に示すとおりで、神崎川、大阪市内河川水域の全河川及び大阪港湾水域は環境基準を達成したが、淀川では達成できなかった。

また、寝屋川、大和川等は62年度も環境基準を達成できなかった。

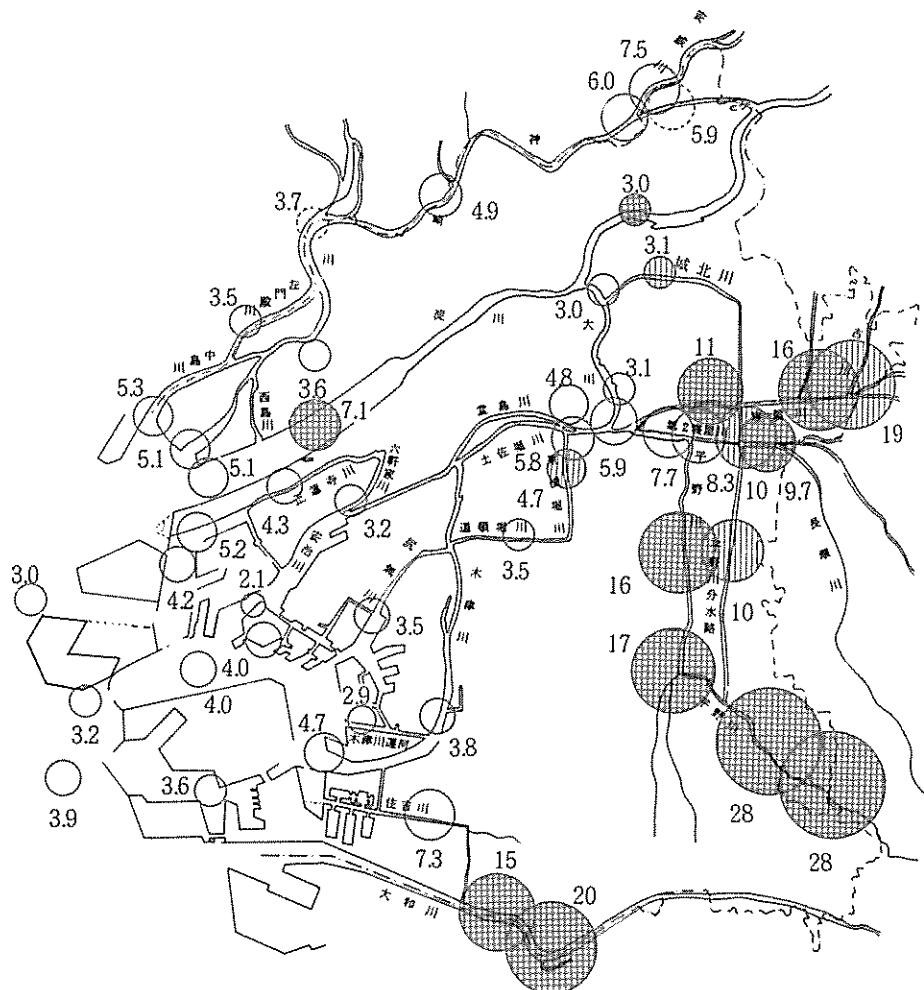
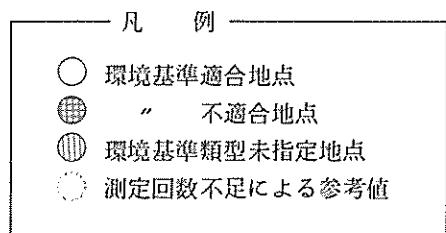
一方、健康項目は43地点で測定し、すべての地点で環境基準を達成した。

図2-2 水質調査地点図 (62年度)



No.	地點名	河川名	No.	地點名	河川名	No.	地點名	河川名
1	小松橋	神崎川	17	市浜橋	平野川	34	千本松渡	木津川
2	吹田橋	"	18	睦橋	"	35	船町渡	木津川運河
3	新三國橋	"	19	南弁天橋	"	36	住之江大橋	住吉川
4	神崎橋	"	20	城見橋	"	37	浅香新取水口	大和川
5	千船橋	"	21	片一橋	平野川分水路	38	速里小野橋	"
6	辰巳橋(左門"殿川")		22	天王寺大橋	"	39	神崎川河口中央	大阪港(大阪湾)
7	新京阪橋	安威川	23	赤川橋	城北川	40	中島川	"
8	JR赤川鉄橋 (柴島)	淀川	24	毛馬橋	大川	41	淀川	"
			25	桜宮橋	"	42	正蓮寺川	"
9	伝法大橋	"	26	天神橋(右)	堂島川	43	木津川	"
10	今津橋	寝屋川	27	天神橋(左)	土佐堀川	44	N.5ブイ跡	"
11	新喜多大橋	"	28	天保山渡	安治川	45	第一号岸壁	"
12	京橋	"	29	北港大橋	正蓮寺川	46	N.25ドライ	"
13	徳栄橋	古川	30	春日出橋	六軒家川	47	北港沖1000m	"
14	阪東小橋	第2寝屋川	31	本町橋	東横堀川	48	閔門外1200m	"
15	下城見橋	"	32	大黒橋	道頓堀川	49	南港	"
16	東竹淵橋	平野川	33	福崎渡跡	尻無川	50	大阪湾C-3	"

図2-3 62年度大阪市内水質汚染図（BOD又はCOD）



各水域ごとの地理的な条件及び水質調査結果は以下のとおりである。

(1) 神崎川水域

神崎川は淀川の一津屋で分流し、吹田、茨木、摂津市等を流域にもつ安威川及び池田、箕面市等を流域にもつ猪名川と合流し、大阪湾へ注いでいる。神崎川（左門殿川、中島川を含む）及び安威川の本市内の区間はE類型に指定されている。

神崎川の水質は流域に点在する製紙・染色工業等の工場排水や、北摂地区の開発に伴う汚濁源の増加により、43年ごろまでは悪化の一途であったが、その後下水道整備等の水質汚濁防止対策の推進により水質改善が著しく、54年度を除いて、50年度以降環境基準を達成している。安威川は55年度はじめて環境基準を達成したが、適、不適をくり返し、62年度は昨年度引き続き適であった。

62年度の水質調査結果を表2-2に、水域のDO、BODの平均値及び環境基準値を超えた測定数の推移を表2-3に、また、主要地点のBODの経年変化を図2-4に示す。

健康項目については、すべて環境基準を達成した。

表2-2 神崎川水域水質調査結果（62年度）

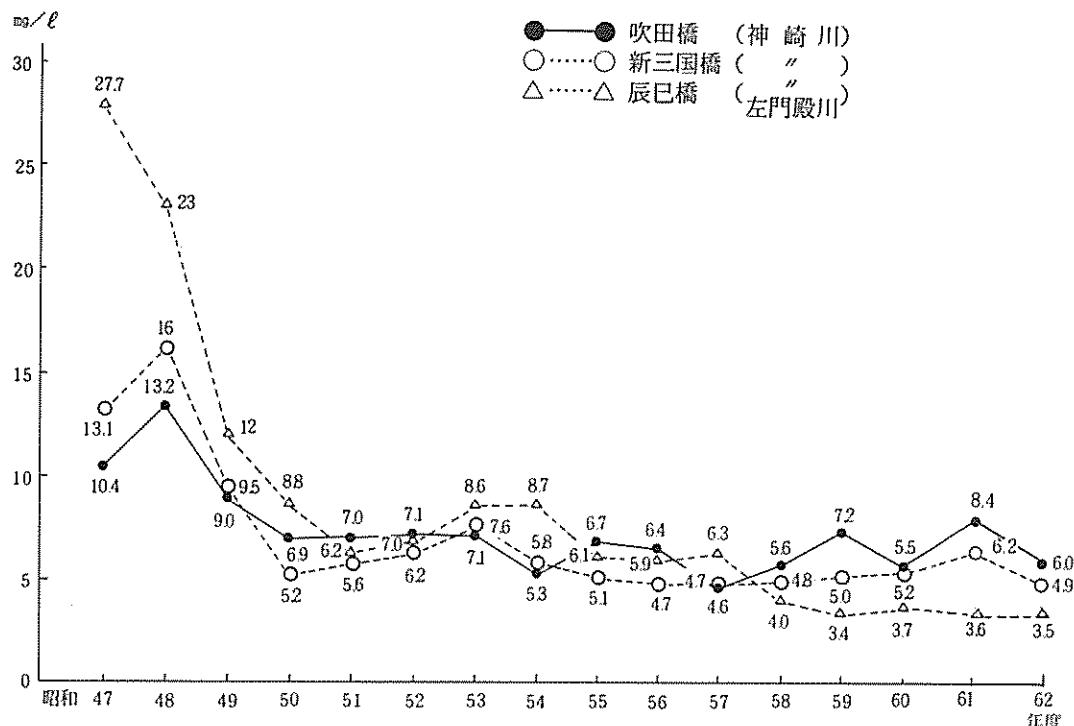
No.	調査地点	河川名	類型	pH	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)
1	小松橋	神崎川	E	6.7～7.2	7.3	5.9	7.7	13
2	吹田橋	"	E	7.0～7.4	5.7	6.0	7.7	17
3	新三国橋	"	E	6.5～7.6	5.5	4.9	8.7	11
4	神崎橋	"	E	6.2～7.4	5.7	3.7	9.2	11
5	千船橋	"	E	6.1～7.8	5.8	3.6	7.9	7
6	辰巳橋 (左門殿川)	E	6.6～7.7	5.6	3.5	10	7	
7	新京阪橋	安威川	E	6.6～7.7	8.1	7.5	12	23

表2-3 神崎川水域の水質経年変化及び環境基準不適率の推移

類型 項目	E類型(環境基準…DO: 2 mg/l以上、BOD: 10 mg/l以下)							
	D O			B O D				
年度	平均(mg/l)	測定数	不適数	不適率(%)	平均(mg/l)	測定数	不適数	不適率(%)
53	5.4	92	0	0	7.0	92	10	10.9
54	6.5	92	1	1.1	5.8	92	11	12.0
55	6.3	92	0	0	5.6	68	4	5.9
56	6.6	68	0	0	6.0	68	5	7.4
57	6.5	68	0	0	5.2	68	4	5.9
58	6.9	68	0	0	5.2	68	5	7.4
59	6.1	68	0	0	6.0	68	9	13.2
60	6.5	68	0	0	5.2	68	4	5.9
61	5.7	67	0	0	5.2	67	6	9.0
62	6.2	68	0	0	5.0	68	2	2.9

備考…55年度から河口測定点(2地点)を除く、7地点で評価。

図2-4 神崎川水域のBOD経年変化



(2) 淀川水域

淀川は、琵琶湖に源を発し京阪神の水源として極めて重要な河川である。

本市域に属する区間は、長柄堰までのB類型〔淀川下流(1)〕と、これより下流のD類型〔淀川下流(2)〕の2類型に指定されている。

62年度の水質調査結果を表2-4に、JR赤川鉄橋（柴島）及び伝法大橋のDO、BODの経年変化を表2-5に示す。JR赤川鉄橋は、57年度から5年連続して環境基準に適合していたが、62年度は適合できなかった。しかし、経年変化的には、横ばい状況となっている。伝法大橋では、60年度から3年連続してBODは環境基準不適となった。

表2-4 淀川水域水質調査結果（62年度）

No.	調査地點	河川名	類型	pH	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)
8	JR赤川鉄橋 (柴島)	淀川	B	7.3~8.2	8.1	3.0	4.9	10
9	伝法大橋	"	D	7.9~9.5	10	7.2	8.8	12

表2-5 淀川の水質及び環境基準適合状況の経年変化

地点名		JR赤川鉄橋（柴島）（B類型）				伝法大橋（D類型）					
項目		DO		BOD		DO		BOD			
環境基準		5 mg/l以上		3 mg/l以下		2 mg/l以上		8 mg/l以下			
年度		平均 (mg/l)	不適数 測定数	平均 (mg/l)	不適数 測定数	適否	平均 (mg/l)	不適数 測定数	平均 (mg/l)	不適数 測定数	適否
53		8.5	0/12	3.3	4/12	×	10	0/12	8.6	3/12	○
54		7.9	0/12	2.9	6/12	×	7.3	0/12	2.5	0/12	○
55		8.6	0/12	2.5	2/12	○	8.2	0/12	3.0	0/12	○
56		8.6	0/12	2.9	5/12	×	8.4	0/12	3.4	1/12	○
57		8.0	0/12	3.0	3/12	○	9.8	0/12	4.6	2/12	○
58		8.9	0/12	2.6	3/12	○	10	0/12	5.3	2/12	○
59		8.3	0/12	2.7	3/12	○	9.0	0/12	5.2	2/12	○
60		8.7	0/12	2.6	1/12	○	11	0/12	7.7	5/12	×
61		8.2	0/12	2.8	3/12	○	9.2	6/12	8.2	6/12	×
62		8.1	0/12	3.0	5/12	×	10	0/12	7.2	5/12	×

(3) 寝屋川水域

寝屋川は淀川水系に属する一級河川で、その流域は東を生駒山脈、西を上町台地で区切られ、北と南は淀川と大和川で分水され、流域面積は約270km²である。流域の主な河川のうち市内を流れる河川は寝屋川（E類型）、第二寝屋川（E類型）、平野川（E類型）、平野川分水路（類型未指定）などで、これらを流下した水は京橋で大川（旧淀川）に合流し、大阪湾へ注いでいる。

寝屋川水域は、流域の急激な市街化と共に伴う家庭や中小工場等の排水の急激な増大に流域の下水道整備が追いつかず、本市域では水質汚濁の最も著しい水域となっている。

62年度の水質調査結果は表2-6に示すとおりで平野川が最も悪く、寝屋川、平野川分水路、第二寝屋川の順であった。

寝屋川では、京橋においてBODの環境基準を達成したが、新喜多大橋、今津橋では達成できず、河川としては環境基準を達成することができなかった。

主要河川のDO、BODの最近10か年の推移を表2-7に示す。平野川分水路の水質改善は著しく、53年当時の1/2以下にまで改善されてきた。しかし、最近は上流域の生活排水等による影響が大きく、62年度はほぼ横ばい状況であった。

主要地点のBODの経年変化を図2-5に示す。城北川（類型未指定）は下水道整備による流入汚水の排除及び水門操作による浄化用水の導入等により著しく浄化され、現在では大川と同程度の水質を示している。他の河川については、40年代後半に大幅に水質改善がなされたことがわかる。

健康項目については、すべて環境基準を達成した。

表2-6 寝屋川水域水質調査結果（62年度）

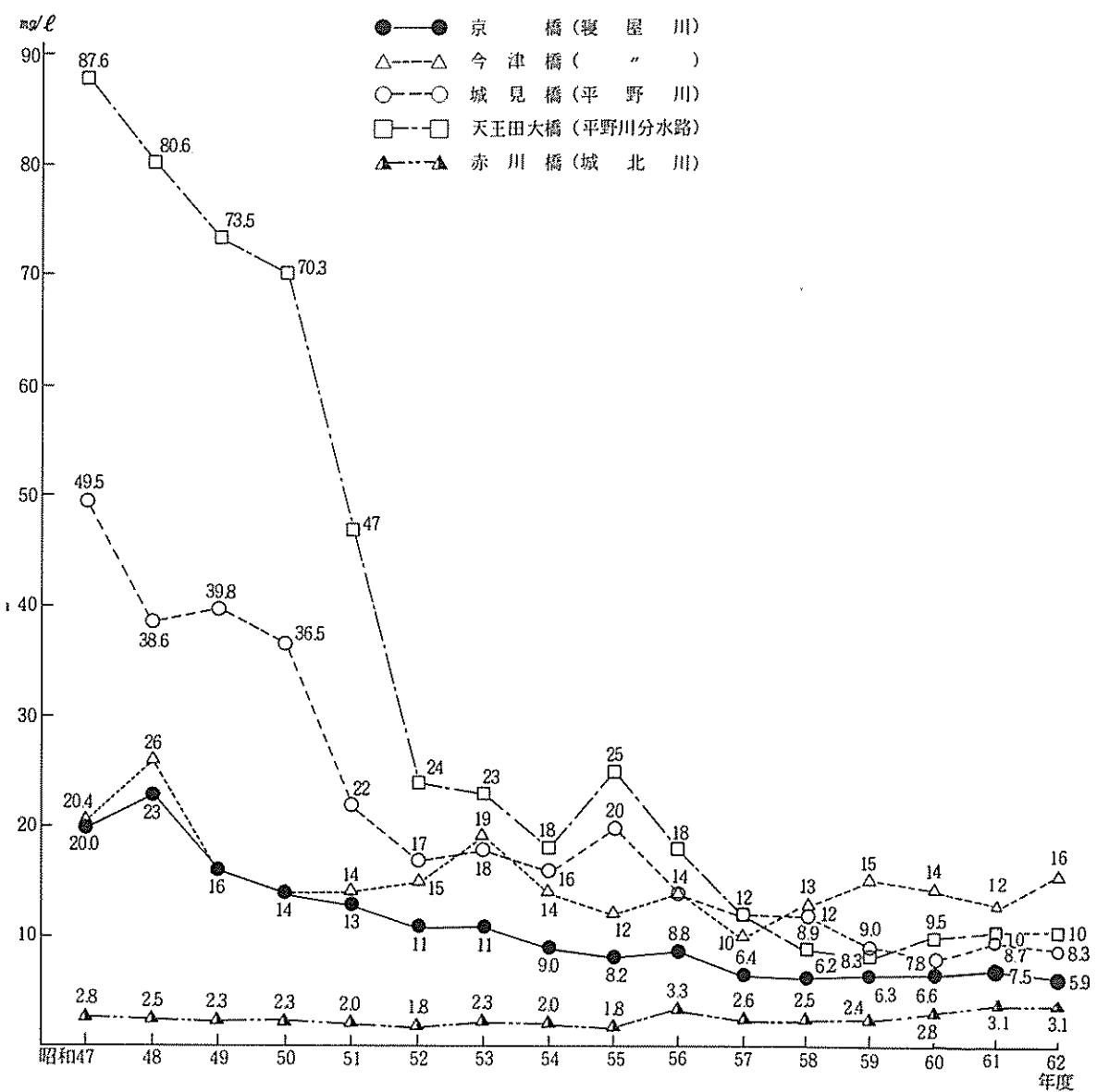
No.	調査地点	河川名	類型	pH	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)
10	今津橋	寝屋川	E	6.6~7.2	2.0	16	16	18
11	新喜多大橋	"	E	7.0~7.3	3.1	11	14	21
12	京橋	"	E	6.7~7.5	5.5	5.9	11	16
13	徳栄橋	古川	-	7.1~7.4	1.8	19	19	26
14	阪東小橋	第2寝屋川	E	7.0~7.3	3.4	9.7	13	17
15	下城見橋	"	E	7.1~7.4	2.7	7.7	14	18
16	東竹淵橋	平野川	E	7.1~7.5	2.0	28	26	34
17	市浜橋	"	E	6.8~7.3	2.4	28	24	34
18	睦橋	"	E	6.9~7.2	3.2	17	17	21
19	南弁天橋	"	E	7.1~7.7	2.0	16	19	20
20	城見橋	"	E	6.9~7.8	2.7	8.3	13	14
21	片一橋	平野川分水路	-	6.9~7.2	4.5	10	12	9
22	天王田大橋	"	-	7.0~7.4	3.8	10	16	19
23	赤川橋	城北川	-	7.1~7.5	7.7	3.1	4.8	12

表2-7 寝屋川水域主要河川の水質経年変化

(単位: mg/l)

項目 年度	寝屋川 (E類型)		平野川 (E類型)		平野川分水路 (類型未指定)		第2寝屋川 (E類型)	
	DO	BOD	DO	BOD	DO	BOD	DO	BOD
53	2.1	15	1.1	32	2.0	28	2.3	14
54	4.0	12	1.5	38	2.3	23	2.9	13
55	3.7	11	2.1	38	2.8	29	3.2	14
56	3.9	12	1.8	38	3.1	24	3.5	14
57	3.5	9.1	1.9	29	3.6	15	2.7	11
58	3.8	10	2.5	29	4.6	13	3.7	11
59	3.4	12	2.0	31	4.6	12	3.3	11
60	3.0	11	2.4	21	4.2	11	3.3	9.7
61	3.1	11	2.1	24	3.8	12	3.1	12
62	3.5	11	2.5	19	4.2	10	3.1	8.7
備考	3地点		5地点		2地点		2地点	

図2-5 寝屋川水域主要地点のBOD経年変化



(4) 大阪市内河川水域

大阪市内河川水域は淀川が毛馬水門から分流した大川（C類型）、堂島川（D類型）、安治川（E類型）とこれから分流する土佐堀川（E類型）、東横堀川（類型未指定）、道頓堀川（E類型）、木津川（E類型）、尻無川（E類型）からなる水系、また淀川から高見揚水樋門を経て $22\text{ m}^3/\text{秒}$ の維持用水を受けている正蓮寺川（E類型）、六軒家川（E類型）からなる水系、及び南西部の住吉川（E類型）等で構成される。

大川、堂島川、安治川（以上3河川をまとめて「旧淀川」ともいう）の水質は、淀川の影響によりかなり良好であるが、土佐堀川は寝屋川の影響を受け、水質は旧淀川に比べ悪い状態にある。

62年度の水質調査結果を表2-8に示す。BODの環境基準は全河川で達成している。

最近10か年の環境基準類型別のDO、BOD及び環境基準不適率の推移を表2-9（I, II, III）に示す。C類型河川（1河川2地点）は、ここ数年比較的良好な状態を保っている。

また、D類型河川（1河川1地点）E類型河川（9河川9地点）も、環境基準に比べると、かなり良好な水質レベルを示している。

主要地点のBODの経年変化を図2-6に示す。

健康項目については、すべて環境基準を達成した。

表2-8 大阪市内河川水域水質調査結果（62年度）

No.	調査地点	河川名	類型	pH	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)
24	毛馬橋	大川	C	7.1~7.6	8.0	3.0	5.3	14
25	桜宮橋	"	C	6.9~7.5	8.2	3.1	5.2	13
26	天神橋(右)	堂島川	D	6.9~7.3	6.9	4.8	7.1	18
27	天神橋(左)	土佐堀川	E	6.9~7.3	5.5	5.8	8.4	20
28	天保山渡	安治川	E	7.2~7.6	5.6	2.1	4.1	21
29	北港大橋	正蓮寺川	E	7.1~7.4	5.5	4.3	7.9	21
30	春日出橋	六軒家川	E	7.1~7.5	5.8	3.2	5.9	23
31	本町橋	東横堀川	-	7.1~7.6	4.5	4.7	8.3	12
32	大黒橋	道頓堀川	E	7.0~7.4	4.0	3.5	7.3	10
33	福崎渡跡	尻無川	E	7.0~7.5	4.1	3.5	5.9	22
34	千本松渡	木津川	E	7.1~7.5	3.8	3.8	6.8	17
35	船町渡	木津川運河	E	7.2~7.6	5.0	2.9	5.4	17
36	住之江大橋	住吉川	E	6.9~7.3	2.9	7.3	10	19

表2-9(I) 大阪市内河川水域の類型別水質及び環境基準不適率の推移

項目 年度	C類型(環境基準…DO: 5 mg/l以上、BOD: 5 mg/l以下)							
	D O				B O D			
	平均 (mg/l)	測定数	不適数	不適率 (%)	平均 (mg/l)	測定数	不適数	不適率 (%)
53	7.9	24	0	0	3.0	24	0	0
54	8.6	24	2	8.3	2.7	24	0	0
55	9.1	24	0	0	2.6	24	0	0
56	9.1	24	0	0	2.5	24	0	0
57	8.7	24	0	0	2.5	24	0	0
58	8.8	24	1	4.2	2.3	24	0	0
59	8.6	24	0	0	2.4	24	0	0
60	9.0	24	0	0	2.3	24	0	0
61	8.4	24	0	0	2.5	24	0	0
62	8.1	24	0	0	3.1	24	2	8.3
備考	2地点 大川(毛馬橋、桜宮橋)							

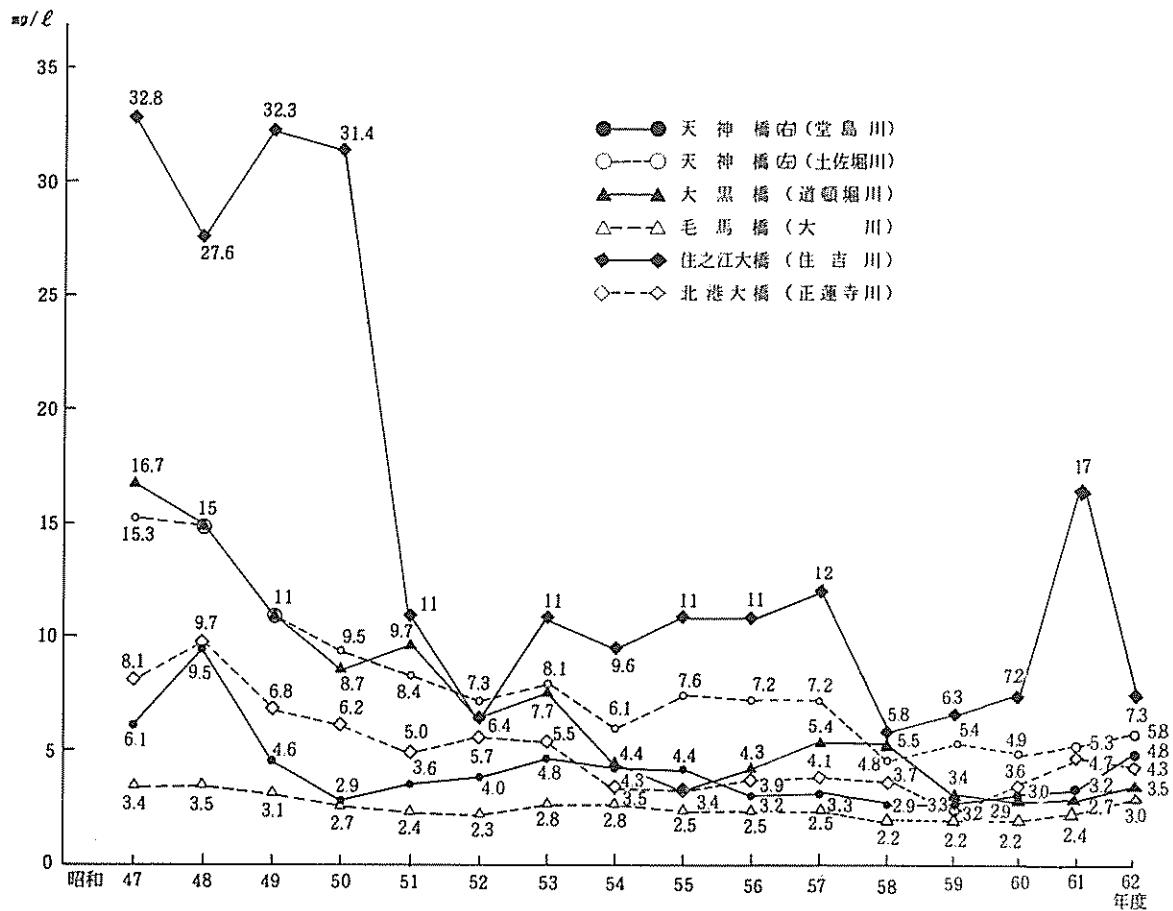
表2-9(Ⅱ)

類型 項目 年度	D類型(環境基準・DO : 2 mg/l以上、BOD : 8 mg/l以下)							
	D O				B O D			
	平均 (mg/l)	測定数	不適数	不適率 (%)	平均 (mg/l)	測定数	不適数	不適率 (%)
53	6.5	12	0	0	4.8	12	0	0
54	7.7	12	0	0	4.3	12	0	0
55	8.5	12	0	0	4.4	12	1	8.3
56	8.6	12	0	0	3.2	12	1	8.3
57	7.4	12	0	0	3.3	12	0	0
58	8.1	12	0	0	2.9	12	0	0
59	7.3	12	0	0	3.3	12	0	0
60	8.2	12	0	0	3.0	12	0	0
61	7.3	12	0	0	3.2	12	0	0
62	6.9	12	0	0	4.8	12	1	8.3
備考	1 地点 堂島川(天神橋〔右〕)							

表2-9(Ⅲ)

類型 項目 年度	E類型(環境基準・DO : 2 mg/l以上、BOD : 10 mg/l以下)							
	D O				B O D			
	平均 (mg/l)	測定数	不適数	不適率 (%)	平均 (mg/l)	測定数	不適数	不適率 (%)
53	4.2	132	8	13.6	5.6	132	12	9.1
54	5.1	132	3	2.3	4.2	132	4	3.0
55	5.1	108	1	0.9	4.7	108	5	4.6
56	5.5	108	3	2.8	4.7	108	3	2.8
57	4.9	108	4	3.7	4.9	108	4	3.7
58	5.1	108	6	5.6	3.8	108	2	1.9
59	5.0	108	3	2.8	3.5	108	3	2.8
60	5.0	108	7	6.5	3.6	108	3	2.8
61	4.6	108	8	7.4	5.0	108	8	7.4
62	4.7	108	6	5.6	4.0	108	4	3.7
備考	9河川(土佐堀川、安治川、道頓堀川、正蓮寺川、六軒家川、木津川、尻無川、木津川運河、住吉川) 55年度以降は河口測定点を除いた9地点で評価 河口測定点は海域として評価							

図2-6 大阪市内河川水域の主要地点のBOD変化



(5) 大和川水域

大和川は奈良盆地の東端に源を発し、奈良盆地の諸河川を合して大阪平野に流入し、大阪湾に注いでいる。本市域内では本川の他、支流に今井戸川がある。本市域内の大和川は浅香山までのC類型とここから下流のD類型に区分されている。

大和川は流域の年平均総雨量が少ないと等のため、渇水になりやすく、上流域の開発による汚濁源の増加による水質の悪化が懸念される。

62年度の水質調査結果を表2-10に示す。BODについては2地点とも環境基準を越えたが、これは支流の西除川、東除川、今井戸川による影響が大きいと考えられる。健康項目はすべて環境基準を達成した。

表2-10 大和川水域水質調査結果（62年度）

No.	調査地点	河川名	類型	pH	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)
37	浅香新取水口	大和川	C	7.1~7.9	5.7	21	18	45
38	遠里小野橋	"	D	7.2~8.0	6.5	15	14	44

(6) 大阪港湾水域

大阪湾は大阪湾奥部の大坂湾(1)水域に属し、環境基準類型はC類型に指定されている。

62年度の水質調査結果を表2-11に示す。CODの環境基準は全地点で達成された。また、ここ数年来、pH（水素イオン濃度）が高くなる現象が続いているが、これは大阪湾全体の傾向であり、富栄養化に伴う植物性プランクトンの大量発生（赤潮）時の光合成の異常な活性化によるものと推定される。

港湾水域の地域別のCODの経年変化を図2-7に示す。CODは、各港湾水域で環境基準に比べると、かなり良好な水質レベルを示している。港内全域の最近10か年のDO、COD及び環境基準不適合率の推移を表2-12に示す。

なお、健康項目については、すべての地点において達成した。

また、大阪湾の赤潮発生件数の推移を表2-13に示す。赤潮発生件数は、62年は27件で、前年より5件減少した。

表2-11 大阪湾水域水質調査結果（62年度）

No.	調査地點	類型	pH	D O (mg/l)	C O D法(mg/l)		B O D (mg/l)	油分 (mg/l)
					酸性法	アルカリ性法		
39	神崎川河口中央	C	7.0~8.0	5.5	5.1	-	3.2	N D
40	中島川河口中央	C	7.3~8.4	4.9	5.3	-	3.3	N D
41	淀川河口中央	C	7.1~8.4	7.4	5.1	-	3.9	N D
42	正蓮寺川河口中央	C	7.4~8.2	6.4	5.2	-	3.5	N D
43	木津川河口中央	C	7.2~7.6	6.0	4.7	-	2.6	N D
44	No.5 ブイ跡 (No.3 ブイ北方)	C	7.5~7.8	6.9	4.0	1.4	2.4	N D
45	第一号岸壁	C	7.5~7.9	5.6	4.0	1.7	3.0	N D
46	No.25 ドルフィン跡	C	7.6~8.1	7.2	4.2	2.2	3.4	N D
47	北港沖 1000m	C	7.6~8.3	7.4	3.0	1.2	2.1	N D
48	閔門外 1200m	C	7.7~8.5	7.1	3.2	1.3	2.4	N D
49	南 港	C	7.5~8.1	6.4	3.6	1.4	2.0	N D
50	大阪湾 C-3 (E 135°23'15" N 34°37'46")	C	7.9~8.5	7.6	3.9	1.8	-	N D

(注) 1. 河口中央の調査地点は55年度から海域として評価。

2. 大阪湾C-3は、表層での調査結果を示す。

図2-7 大阪港湾区域地域別水質経年変化(COD)

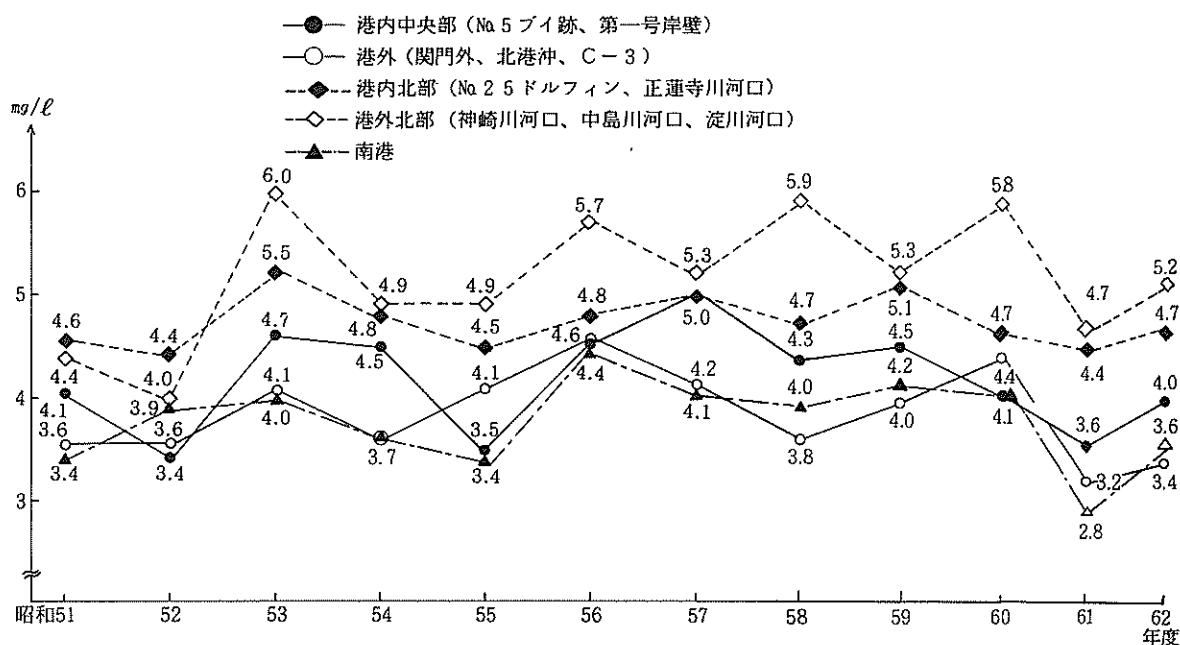


表2-12 大阪港湾水域の水質及び環境基準不適率の推移

類型 項目 年度	C類型(環境基準・DO: 2 mg/l以上、COD: 8 mg/l以下)								測定点数	
	D O				C O D					
	平均 (mg/l)	測定数	不適数	不適率 (%)	平均 (mg/l)	測定数	不適数	不適率 (%)		
53	6.9	72	0	0	4.5 (2.5)	72	5	6.9	6	
54	7.1	84	0	0	4.0 (1.7)	84	1	1.2	7	
55	6.9	144	0	0	4.3 (1.7)	144	5	3.5	12	
56	7.3	144	0	0	4.9 (1.8)	144	4	2.8	12	
57	7.0	144	2	1.4	4.8 (2.2)	144	4	2.8	12	
58	7.2	144	1	0.7	4.7 (1.8)	144	5	3.5	12	
59	7.6	144	1	0.7	4.7 (1.9)	144	7	4.9	12	
60	7.2	144	1	0.7	4.8 (1.8)	144	8	5.6	12	
61	6.4	144	0	0	3.9 (1.4)	144	0	0	12	
62	6.5	144	0	0	4.3 (1.6)	144	1	0.7	12	
備考	1. 55年度から河口測定点を加えて評価。 2. COD欄()内はアルカリ性法による測定値を示す。55年度以降は7地点のみ測定。									

表2-13 大阪湾月別赤潮発生件数の推移

年	発 生 件 数												年計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
49	3	-	5	8	5	5	5	8	5	5	1	-	50
50	2	2	6	7	7	6	4	4	5	3	2	1	49
51	2	2	5	7	5	7	5	6	6	4	2	3	54
52	2	2	2	4	3	4	4	4	3	3	2	1	34
53	1	2	4	5	6	4	2	4	5	4	-	1	38
54	1	1	2	3	6	7	5	7	2	3	-	1	38
55	-	1	4	4	4	5	9	7	3	2	2	1	42
56	1	2	2	3	4	9	6	5	3	2	-	1	38
57	1	1	2	3	6	6	3	3	1	3	1	1	31
58	-	1	1	1	6	9	8	4	2	4	3	1	40
59	1	-	2	2	4	8	6	6	5	3	4	-	41
60	1	1	1	5	5	5	5	6	3	4	3	-	39
61	2	2	3	1	2	2	7	4	4	3	2	-	32
62	-	1	2	3	5	2	4	6	3	1	-	-	27

(注) 水産庁瀬戸内海漁業調整事務所調べ

2. 水質常時監視

本市では、河川の水質汚濁状況を把握する目的で、45年度から50年度にかけて市内主要河川の10地点に、自動測定装置による河川水質の常時測定を行う河川観測局を整備してきた。

また、53年6月13日に水質汚濁防止法および瀬戸内海環境保全臨時措置法が一部改正されCODに係る水質総量規制が実施されることとなったのにともない、各事業場の総量規制基準遵守状況を監視する目的で、自動測定機による計測が義務付けられている工場（日排水量400m³以上）と、下水処理場の排水データをテレメータ装置により中央監視局に収集し、集中的に常時監視するシステム整備を53年度に全国に先がけて着手した。同時に既設の河川観測局についてもデータの伝送を行うテレメータ化を実施し、河川および発生源のデータを環境汚染監視センター内の中央監視局で常時収集し、集中的に常時監視をする「水質常時監視システム」を56年度に完成させた。

本システムの構成は図2-8のとおりで、工場観測局9局、下水処理場観測局12局、河川観測局10局の計31局の観測局と環境汚染監視センター内にある中央観視局で構成されており、各観測局の位置は図2-9のとおりである。

測定および監視している項目は、発生源についてはCOD濃度、排水量、COD負荷量（総量）であり、各事業場がCOD総量規制基準を遵守しているか否かを常時監視するとともに、市内におけるCOD排出負荷量を把握し水質汚濁防止対策の基礎資料としている。なお本システムで市内のCOD排出負荷量のほぼ全量を把握している。

一方、河川観測局については、COD、溶存酸素、pH、濁度、電気伝導度等を測定しており、河川水質を常時監視するとともに、データの統計処理により汚濁状況や水質変動などを把握して、環境水質定点調査結果とともに水質汚濁防止対策の基礎資料としている。

(1) 河川観測局における測定結果

本市では市内10地点に河川観測局を設置し、自動測定機による常時観視を実施している。河川観測局における測定項目は、COD、溶存酸素、水温、pH、濁度、電気伝導度、酸化還元電位、塩素イオンの8項目である。CODは有機物による汚濁を示す指標で少ないほどよい。溶存酸素は水性生物に不可欠なもので多いほどよい。pHは酸性、アルカリ性を示すもので河川ではほぼ中性である。濁度は河川水の濁りの状態の指標で少ないほどよい。電気伝導度は水中に溶けている電解性の物質の総体的な量で、海水等の影響を受けない場合は、水質が良いほど低い値を示す。酸化還元電位は水中の状態が酸化状態か還元状態かを示す指標で水質が良いほど高い値を示す。塩素イオンは海水の逆流による影響を把握する指標である。

53年度からの経年変化は表2-14、主要項目についての経年変化と月別変化は図2-10と図2-11に示すとおりである。

62年度の測定結果を水域別で比較すると寝屋川水域の水質は、CODが10mg/l以上あり、濁度、電気伝導度とも高い値である。神崎川水域と市内河川はCODが10mg/l以下で寝屋川水域の水質より良い状態である。地点別にみると寝屋川水域の衛門橋はCOD14mg/l、溶存酸素0.8mg/l、今津橋はCOD19mg/l、溶存酸素0.8mg/l、で依然として汚れているが、市内河川の大川はCOD5.1mg/l、溶存酸素6.9mg/l、で本市域内の河川ではきれいな水質である。

一方、経年変化みると、全般的に近年ほぼ横ばい状態である。しかし、今津橋水質観測局において61年度に比べ62年度の水質は、悪化の傾向がみられる。こ

れは、上流域より排出される生活排水の増加等が、原因と思われる。

また、月別変化をみると、C O Dについては寝屋川水域の今津橋、衛門橋で冬季に悪化している。これは、当該水域がもともと流水量が少なく、上流からの生活排水による汚染が激しいために、降水量が減少する冬季に稀釀水が流入せず、より一層河川水が渋滞したことが原因と考えられる。

なお、溶存酸素については、全般的に冬季に高い値を示している。これは、水温が低くなると水中の飽和溶存酸素量が増加し酸素が溶けやすい状態になるためである。

(2) 発生源観測局における測定結果

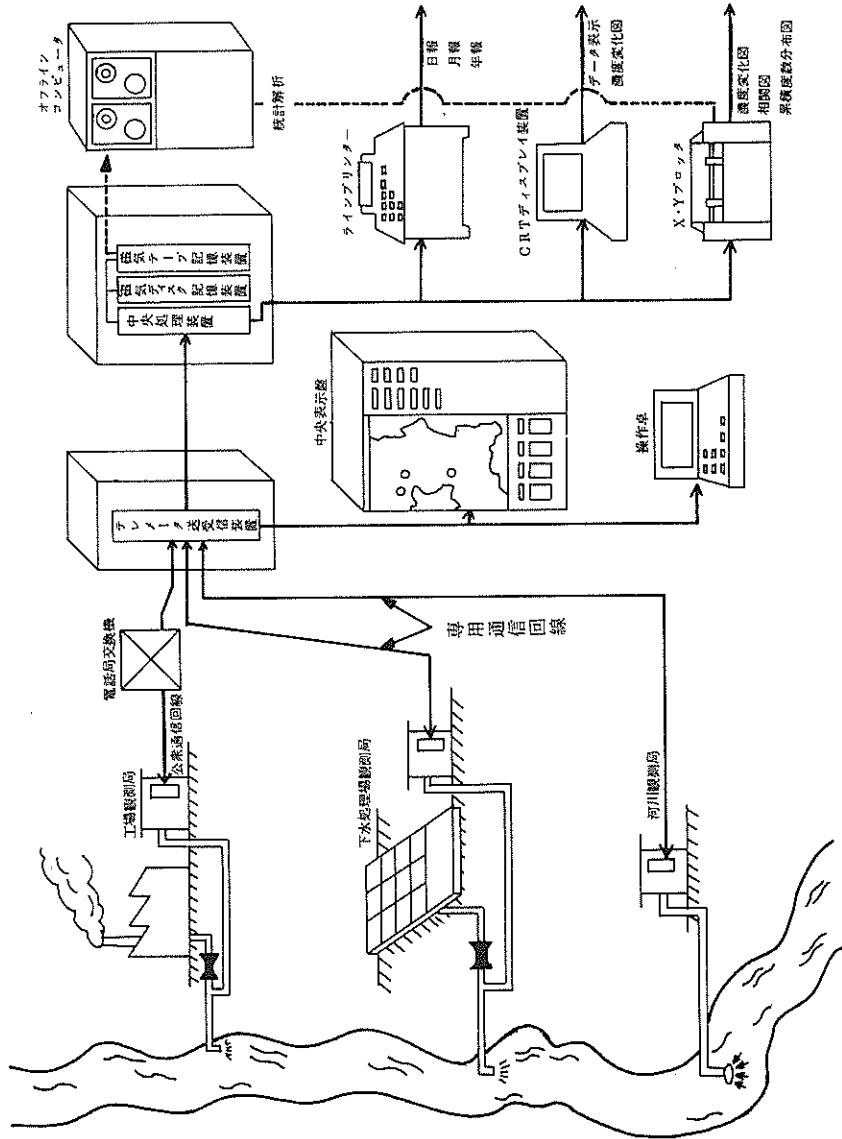
本市では、各事業場からのC O D排出負荷量を把握するため、56年度に発生源の水質常時監視システムを完成させ、12下水処理場と9工場の排水量、C O D濃度、C O D負荷量を、自動測定機による常時監視を実施し、市内C O D排出量のはば全量を把握している。

水域別には、寝屋川水域（4下水処理場）、神崎川水域（2下水処理場、3工場）市内河川（6下水処理場、6工場）に大別されており、B O Dの環境基準未達成の寝屋川水域の排出負荷量は、市内河川より少ないが、府下上流の都市からの生活雑排水等の影響により汚染が最も進んだ水域である。

57年度からの各水域別C O D負荷量の経年変化は、図2-12、表2-15に、62年度の月別負荷量は図2-13に示すとおりである。

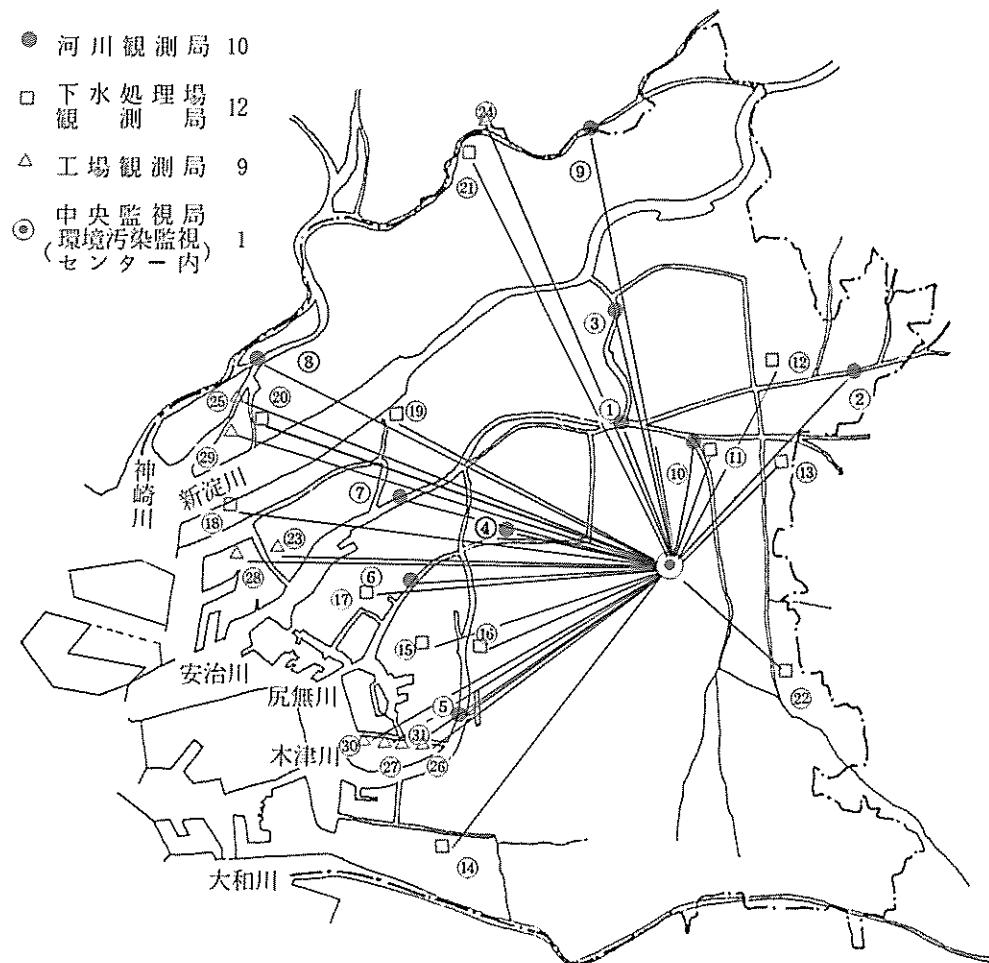
全般的にみると、57年度から62年度にかけて全市的にみたC O D排出負荷量は、ほぼ横ばい状態である。

図2-8 水質常時監視システム構成図



水質常時監視システムにおいて、自動分析を行っている観測局には、工場観測局、下水処理場観測局及び河川観測局の3種類があり、それぞれ電話回線によりデータ装置（親局装置）につながっている。
 この装置を用いて一定時間ごとに自動的に取りこまれるデータは、中央表示盤に即時表示されるほか、中央処理装置内の磁気ディスクや磁気テープに蓄積され、各種出力装置から種々の表やグラフとして出力することができます。

図2-9 水質常時監視システム配置図



河川観測局		下水処理場観測局		工場観測局							
局名	測定項目⑥	測定機 台数 設置年 度	テレメ ータ化度	局名	測定又は演算項目⑥	測定機 台数 設置年 度	テレメ ータ化度	局名	測定又は演算項目⑥	測定機 台数 設置年 度	テレメ ータ化度
①東横	COD, DO, WT, pH, TB, EC, ORP	48	53	⑩中表	Q, C(UV), L	63	53	⑨	Q, C(COD)又はUV, L	63	53
②今津橋	COD, DO, WT, pH, TB, EC, C	45	53	⑪今福	Q, C(COD), L	53	53				
③大川	COD, DO, WT, pH, TB, EC, ORP	50	53	⑫放山	Q, C(UV), L	55	55				
④大黒橋	COD, DO, WT, pH, TB, EC, ORP	45	53	⑬庄之江	Q, C(UV), L	64	64				
⑤千本松	COD, DO, WT, pH, TB	48	53	⑭千鳥	Q, C(UV), L	55	55				
⑥成瀬川	COD, DO, WT, pH, TB	49	54	⑮津守	Q, C(UV), L	55	55				
⑦安藤川	COD, DO, WT, pH, TB	47	55	⑯市岡	Q, C(UV), L	55	55				
⑧出来島	COD, DO, WT, pH, TB	46	54	⑰此花	Q, C(TOC), L	55	55				
⑨下新井	COD, DO, WT, pH, TB, EC, ORP	46	54	⑱高老江	Q, C(UV), L	55	55				
⑩赤門橋	COD, DO, WT, pH, TB, EC, ORP	47	54	⑲大野	Q, C(UV), L	55	55				
				⑳十八条	Q, C(TOC), L	55	55				
				㉑平野	Q, C(UV), L	55	55				

1. 河川観測局項目について
COD: 化学的酸素要求量 D O: 溶存酸素
WT: 水温 T B: 過濾度
EC: 電気伝導度 ORP: 酸化還元電位
Q: 排出流量 C(UV): 常外線吸光度による濃度
C(COD): 化学的酸素要求量
C(TOC): 有機物炭素
(但し、UV及びTOCはCOD値に換算してCOD
負荷量の計算等に用いる。
COD負荷量)

表2-14 河川観測局における水質経年変化(年平均値)

(単位; COD、溶存酸素、濁度: mg/l、水温: °C)
電気伝導度: μ S/cm、酸化還元単位: mV)

水域	測定局	年度 項目										
			53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
神崎川	下新庄(神崎川)	C O D	10	8.3	7.2	6.3	6.3	6.2	7.5	7.1	7.8	8.1
		溶存酸素	5.6	5.4	5.8	6.2	6.1	6.3	4.9	5.8	4.3	4.8
		水温	18	17	16	17	17	16	17	17	17	17
		p H	7.0	7.1	7.1	7.1	7.2	7.2	7.1	7.1	7.1	7.1
		濁度	40	21	25	21	22	24	23	28	29	30
		電気伝導度	390	300	260	250	260	290	380	320	440	387
	出来島(神崎川)	酸化還元電位	+203	(+96)	+103	+80	+76	+45	+10	+38	+ 2	+22
		C O D	16	11	8.7	7.1	(7.0)	(7.8)	7.3	7.1	5.9	6.2
		溶存酸素	3.1	3.3	4.0	3.8	(3.1)	(5.6)	3.4	3.5	3.5	3.4
		水温	19	19	18	18	(22)	(13)	18	18	18	19
寝屋川	今津橋(寝屋川)	p H	7.3	7.3	7.1	7.2	(7.3)	(7.6)	7.4	7.4	7.4	7.4
		濁度	122	67	58	48	(55)	(36)	38	27	18	15
		C O D	18	15	15	15	13	13	(21)	17	15	19
		溶存酸素	0.4	1.8	1.3	2.1	1.7	2.3	(1.2)	13	11	0.8
		水温	18	18	17	17	17	17	(11)	18	19	19
		p H	6.9	7.0	7.0	7.1	7.0	6.9	(7.1)	7.1	7.1	7.0
	京橋(寝屋川)	濁度	81	61	(65)	60	60	57	(61)	40	44	35
		電気伝導度	640	500	460	420	410	440	(680)	530	530	597
		塩素イオン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	85
		C O D	16	14	13	12	10	10	12	11	12	11
川衛門橋(平野川)	出来島(平野川)	溶存酸素	2.7	3.1	3.8	3.3	2.9	3.3	2.6	3.3	2.9	2.5
		水温	20	19	18	18	18	19	19	18	18	23
		p H	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	7.0	7.0	7.0	7.0	6.9
		濁度	80	56	(51)	54	41	34	31	36	33	33
		電気伝導度	500	450	380	400	400	400	630	500	610	439
		酸化還元電位	+47	+40	+ 2	△19	+16	+14	△ 1	+ 1	△11	△11
	下新庄(平野川)	C O D	19	19	18	18	16	14	15	15	14	14
		溶存酸素	0.7	(1.1)	1.2	0.8	0.7	13	12	12	0.9	0.8
		水温	19	19	18	18	19	18	19	19	20	20
		p H	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	7.2	7.1	7.1	7.0	7.0
		濁度	25	25	59	61	57	57	56	79	56	29
		電気伝導度	440	580	530	570	570	580	630	620	620	654
		酸化還元電位	△124	/	△100	△196	△123	△83	△47	△63	△71	△51

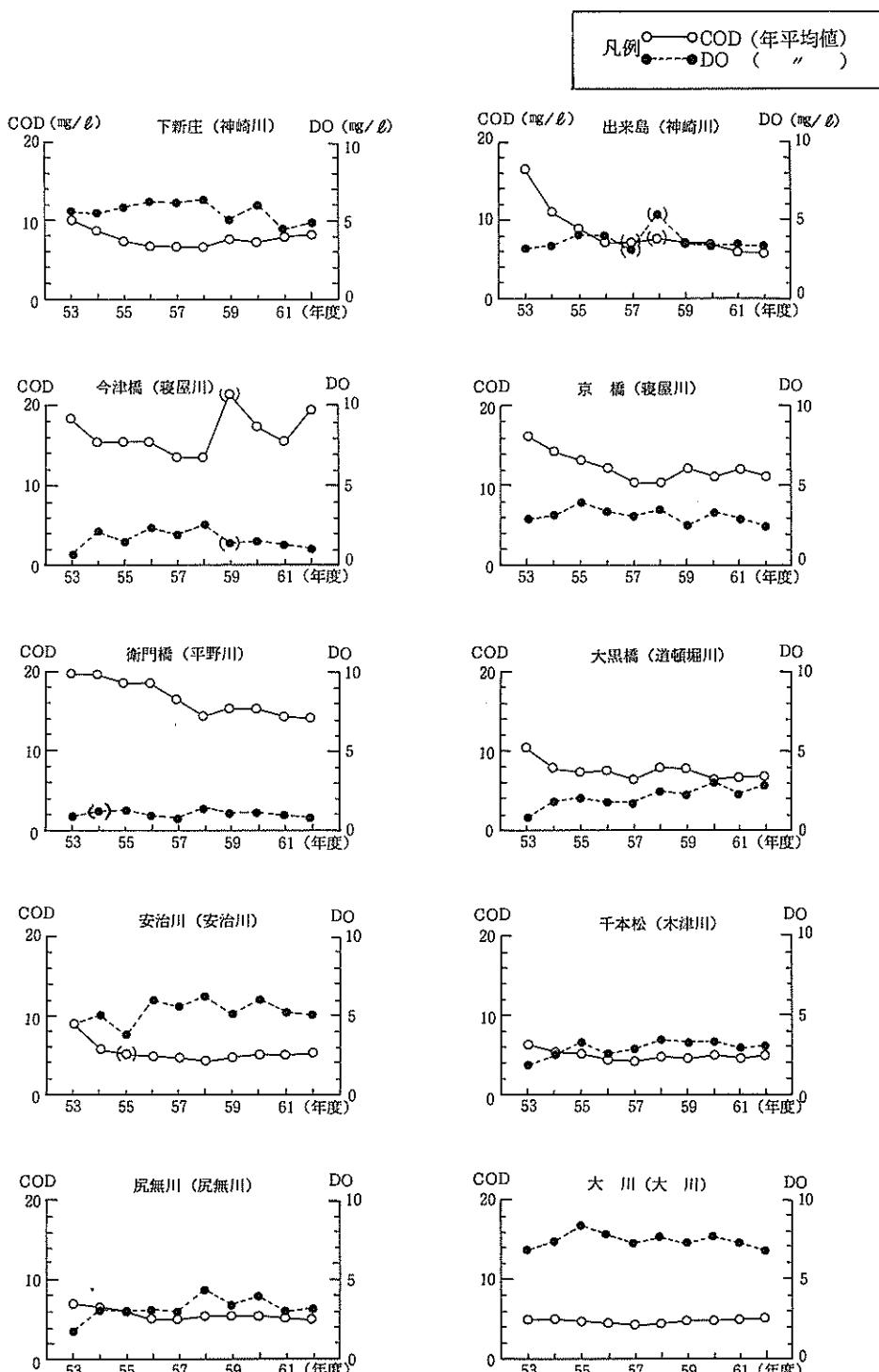
(注) ① - は非測定② / は欠測時間が年間2/3以上③ () は有効測定日数(1日あたり12時間以上測定の日)が年間1/2未満④酸化還元電位の△印はマイナス

(単位; COD、溶存酸素、濁度: mg/ℓ、水温: °C
電気伝導度: $\mu\text{S}/\text{cm}$ 、酸化還元電位: mV)

水 域	測定局	年度 項目										
			53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
大 阪 市 内 河 川	大黒橋 (道頓堀川)	C O D	10	7.6	7.0	7.4	6.1	6.7	6.6	6.2	6.5	6.8
		溶存酸素	0.6	1.7	2.0	1.7	1.7	2.4	2.3	3.1	2.3	2.8
		水温	19	18	17	17	17	17	18	18	18	18
		pH	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
		濁度	57	32	26	25	24	22	18	19	18	20
		電気伝導度	*12,300	*7,100	*4,600	*5,300	*5,400	*5,000	*9,600	*4,200	*3,790	*3,644
		酸化還元電位	△246	+18	+16	△73	△29	△23	△47	+30	+ 6	+ 1
	安治川 (安治川)	C O D	9.0	5.3	(4.9)	4.8	4.7	4.4	4.7	5.1	5.2	5.4
		溶存酸素	4.3	5.1	3.7	5.9	5.6	6.3	5.2	6.1	5.3	5.2
		水温	19	18	16	17	17	17	18	17	18	18
		pH	7.1	7.1	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2
		濁度	11	13	(63)	24	25	21	18	18	16	15
		電気伝導度	*12,600	*7,200	*5,200	-	-	-	-	-	-	-
		酸化還元電位	+67	+153	+192	-	-	-	-	-	-	-
	千本松 (木津川)	C O D	6.2	5.2	5.0	4.3	4.2	4.7	4.6	5.1	4.8	5.2
		溶存酸素	1.7	2.5	3.2	2.5	2.8	3.4	3.3	3.4	3.1	3.3
		水温	17	18	17	18	18	18	17	18	18	18
		pH	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.4	7.3	7.3	7.2
		濁度	42	(39)	(42)	35	26	23	19	20	14	14
		電気伝導度	*31,100	*23,300	*20,300	*22,800	-	-	-	-	-	-
		酸化還元電位	△105	+12	+11	△31	-	-	-	-	-	-
	尻無川 (尻無川)	C O D	7.0	6.6	6.2	5.2	5.2	5.4	5.4	5.6	5.3	5.2
		溶存酸素	18	32	32	33	30	44	34	39	31	33
		水温	18	18	16	17	18	17	18	18	18	18
		pH	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2
		濁度	52	(32)	(47)	29	(42)	22	23	24	21	19
		電気伝導度	200	190	170	160	170	150	210	180	200	196
		酸化還元電位	+154	+101	+130	+90	+79	+71	+81	+86	+77	+95

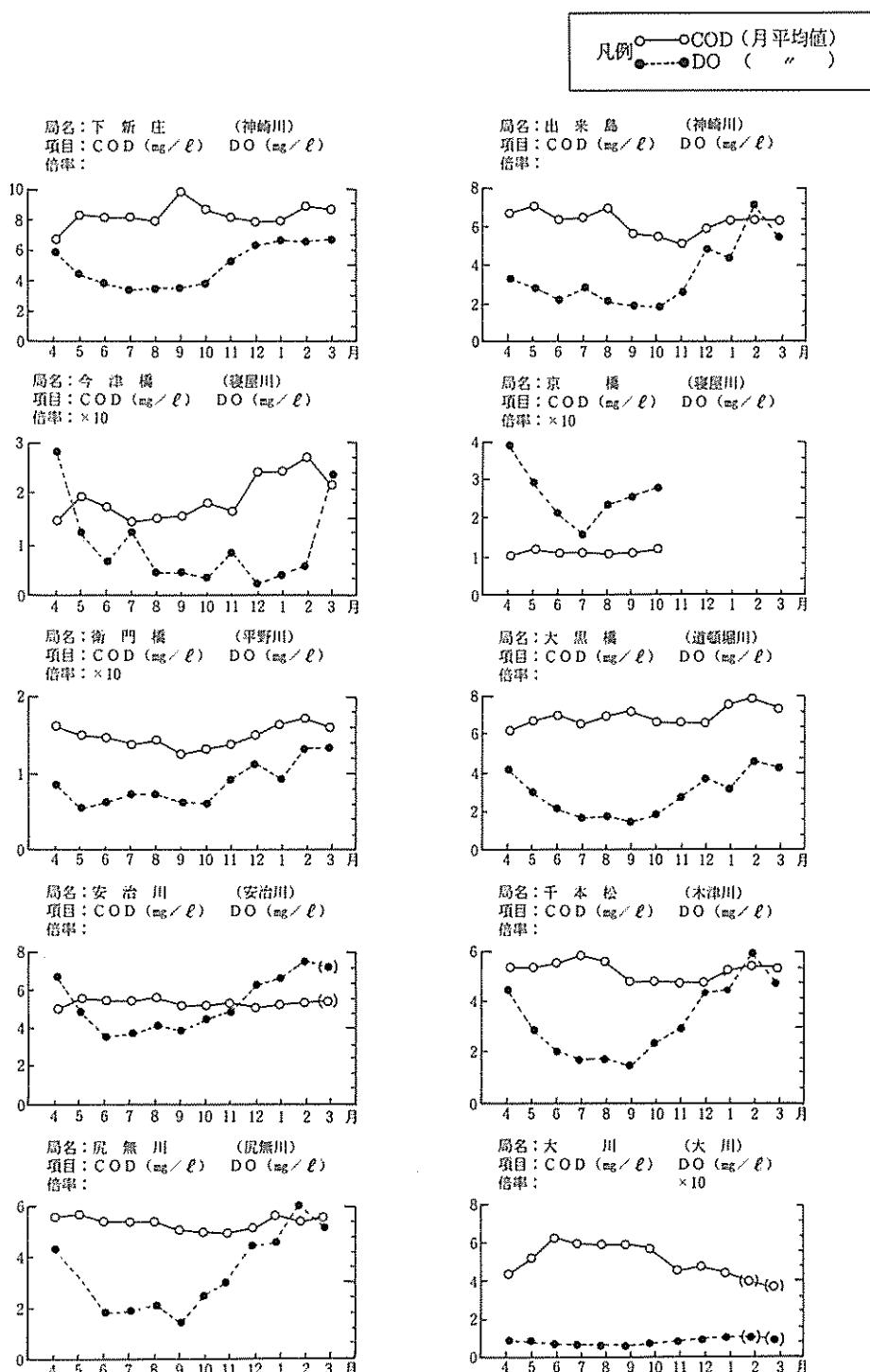
(注) ① — は非測定 ②／は欠測時間が年間2／3以上 ③() は有効測定日数(1日あたり12時間以上測定の日)が年間1／2未満 ④*は海水混入により他の測定局との単純な比較が不適当。 ⑤酸化還元電位の△印はマイナス

図2-10 河川観測局による測定結果の経年変化



(注) ()は有効測定日数が1/2未満

図2-11 河川観測局による測定結果の月別変化（昭和62年度）



(注) () は有効測定日数が月間1/2未満

図2-12 発生源事業場におけるCOD負荷量経年変化（日平均値）

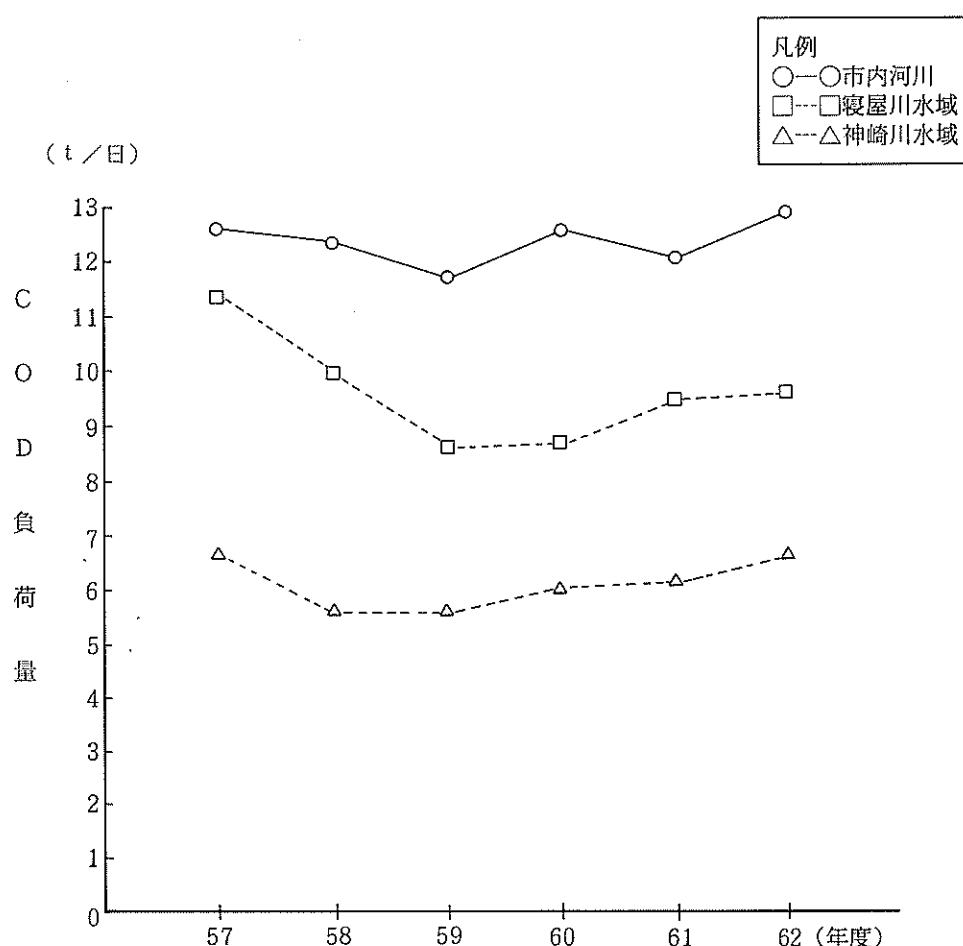
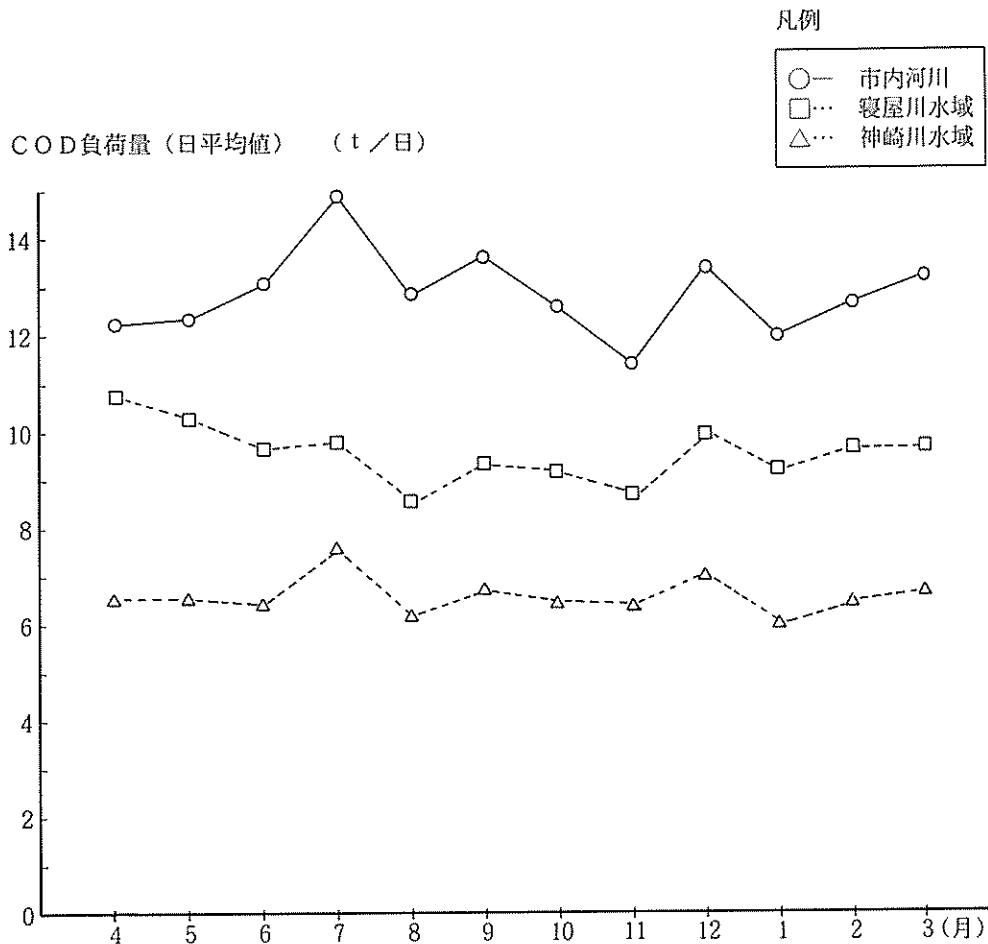


表2-15 発生源事業場におけるCOD負荷量経年変化（単位：t／日）

水域 \ 年度	57	58	59	60	61	62
神崎川	6.576	5.517	5.488	6.014	6.047	6.581
寝屋川	11.274	9.796	8.519	8.632	9.447	9.548
市内河川	12.560	12.331	11.607	12.560	12.056	12.894
大和川	0.004	0.004	0.005	0.003	0.002	0.002
合計	30.414	27.648	25.619	27.209	27.552	29.025

図2-13 発生源事業場におけるC O D負荷量月別変化（昭和62年度）



3. 底質調査結果

水中の浮遊物は、河床等に沈澱しヘドロとなって底質を汚染する。また、汚染された底質は、河川水の流動等により水中へまき上がり、溶存酸素を消費したり、濁りや悪臭の原因となる。水質汚濁と底質汚染は、表裏一体の関係にある。

62年度の底質調査結果を表2-16に示す。底質は採取位置のわずかな相違によって変動が激しいので、経年的な傾向は把握しにくいが、有機物の堆積は依然として続いている。

表2-16 大阪市内河川底質調査結果

(ドライ値)

項目 地点名	含水率 (%)	pH	COD (ppm)	強熱減量 (%)	硫化物 (ppm)	カドミウム (ppm)
天神橋(右)	62	6.7	25,900	13	2,200	6.2
天神橋(左)	50	6.7	18,500	11	1,200	1.6
大黒橋	72	7.8	71,900	19	4,000	1.0
春日出橋	49	7.2	14,600	9.2	720	3.6
城見橋	62	7.2	41,200	15	3,070	6.0
本町橋	63	7.2	36,500	16	2,520	9.6
天王田大橋	63	7.2	47,300	22	2,600	5.2
睦橋	70	7.1	36,600	20	2,900	4.8
今津橋	22	7.4	7,500	10	850	3.5
京橋	23	7.4	3,000	1	150	0.52
神崎橋	22	7.1	24,600	13	2,000	3.7

項目 地点名	シアン (ppm)	有機リン (ppm)	鉛 (ppm)	六価クロム (ppm)	ヒ素 (ppm)	総水銀 (ppm)	アルキル水銀 (ppm)
天神橋(右)	2.1	<0.1	180	<0.1	9.9	2.2	<0.01
天神橋(左)	4.6	<0.1	330	<0.1	1.5	1.5	<0.01
大黒橋	0.5	<0.1	480	<0.1	1.1	2.4	<0.01
春日出橋	<0.1	<0.1	130	<0.1	1.0	1.9	<0.01
城見橋	2.4	<0.1	240	<0.1	8.3	1.4	<0.01
本町橋	4.1	<0.1	360	<0.1	1.1	2.4	<0.01
天王田大橋	2.0	<0.1	210	<0.1	9.2	1.3	<0.01
睦橋	<0.1	<0.1	270	<0.1	9.3	2.0	<0.01
今津橋	<0.1	<0.1	129	<0.1	1.2	1.5	<0.01
京橋	<0.1	<0.1	130	<0.1	2.7	0.23	<0.01
神崎橋	<0.1	<0.1	160	<0.1	6.8	0.38	<0.01

(試料採取：62年6月23日)

第3節 水質汚濁防止対策

河川等の公共用水域の水質汚濁防止については、水質汚濁防止法による特定施設、大阪府公害防止条例による届出施設を設置する工場等から公共用水域への排出水に対して規制を行っている。また大阪湾を含め瀬戸内海の水質浄化のため、瀬戸内海環境保全特別措置法によって日最大排水量 50 m^3 以上の事業場に対して、特定施設の新增設等を許可制としている。

これら法律、条例による規制等とあわせて河川・港湾等の環境整備、更には美しい水辺をとりもどすため、クリーンウォータープランを策定し総合的な施策を実施してきた。

本計画の根幹をなす下水道整備については、62年度末で98.4%の処理区域面積を示し、全下水処理場において高級処理を実施している。さらに処理区域の拡大を図るとともに高級処理施設の増設、処理の効率向上等をすすめている。

また、公共用水域への排出水については従来からの濃度規制に加え、56年7月からCODに係る総量規制が全面的に適用されたことに伴い、この総量規制の効果を把握するための水質常時監視システムを整備し、監視の強化に努めている。

このほか、河川・港湾の堆積汚泥の除去、浮遊ゴミの収集・除去、水門操作による水質浄化、河川公園の整備等とともに市民参加による河川愛護の推進や不法投棄防止のPR等により、水質の浄化と環境の整備に努めている。

一方、水質汚濁問題は流域全体の問題であるとの観点から、「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」をはじめとする各種の協議会に参画し、広域的な対策を協議し、国等に対し要望しているが、特に上流府県市に対しては、市内河川への流達負荷の軽減を図るための公共下水道、流域下水道の整備促進を強力に働きかけている。

1. 法律・条例による規制

(1) 公共用水域への排出水の規制

公共用水域へ排出水を排出する工場・事業場は、水質汚濁防止法、大阪府公害防止条例及び瀬戸内海環境保全特別措置法によって規制されている。

水質汚濁防止法は、特定施設を設置する工場・事業場（特定事業場）に対して、直罰制度、改善命令等の措置、特定施設の設置・構造等を変更する場合の事前届出制などを規定している。

大阪府公害防止条例は、水質汚濁防止法に規定する特定施設以外にも汚水等を排

とする施設として届出施設を定め、これを設置する工場・事業場に対して、水質汚濁防止法と同様の規定を行っている。

瀬戸内海環境保全特別措置法は、瀬戸内海の保全に関する計画の策定等に関し、必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、自然海浜の保全等の措置を講ずることにより、環境の保全を図ることを目的としている。その中で、排出水が最大 $50\text{ m}^3/\text{日}$ 以上の特定事業場に対して、特定施設の設置及び構造等を変更する場合には、許可を必要とし、併せて環境影響事前評価を義務付けている。

なお、排水基準について、水質汚濁防止法で定める全国一律の基準では環境基準を達成することが困難な区域においては、条例でより厳しい基準（上乗せ排水基準）を設定し得ることとなっており、この規定に基づき、府条例では基準を水域別、業種別、水量別に細かく設定している。さらに、排出水が平均 $50\text{ m}^3/\text{日}$ 以上の特定事業場（指定地域内事業場）に対しては、濃度規制に加えて、CODに係る総量規制を行っている。

CODに係る水質総量規制は、瀬戸内海をはじめとする広域閉鎖性水域の水質の改善を図るために、産業排水、生活排水、山林農地排水等すべての汚濁負荷量を統一的かつ効率的に削減することを目的として導入されたものである。54年6月国において総量削減基本方針が策定され、その中で、59年度における瀬戸内海の削減目標量と大阪府に対する割当量が定められた。これに基づき55年3月府の総量削減計画が策定され、削減の目標、方途、総量規制基準が示された。その後、削減目標を達成したにもかかわらず、水質の大幅な改善は見られず、環境基準の達成率も横ばいの状況であった。そこで総量規制の継続、強化を目的として、62年1月新たな総量削減基本方針を策定し、64年度における瀬戸内海の削減目標量を844t/日と定め、大阪府に対して137t/日が割当てられた。これを基に62年5月、府の総量削減計画が策定され、新しい総量規制基準が示された。

新しい総量規制基準は、既設の工場・事業場については64年7月から、新增設については62年7月から適用されることとなっており、本市域内で総量規制の対象となるのは、62年3月末現在28事業場である。

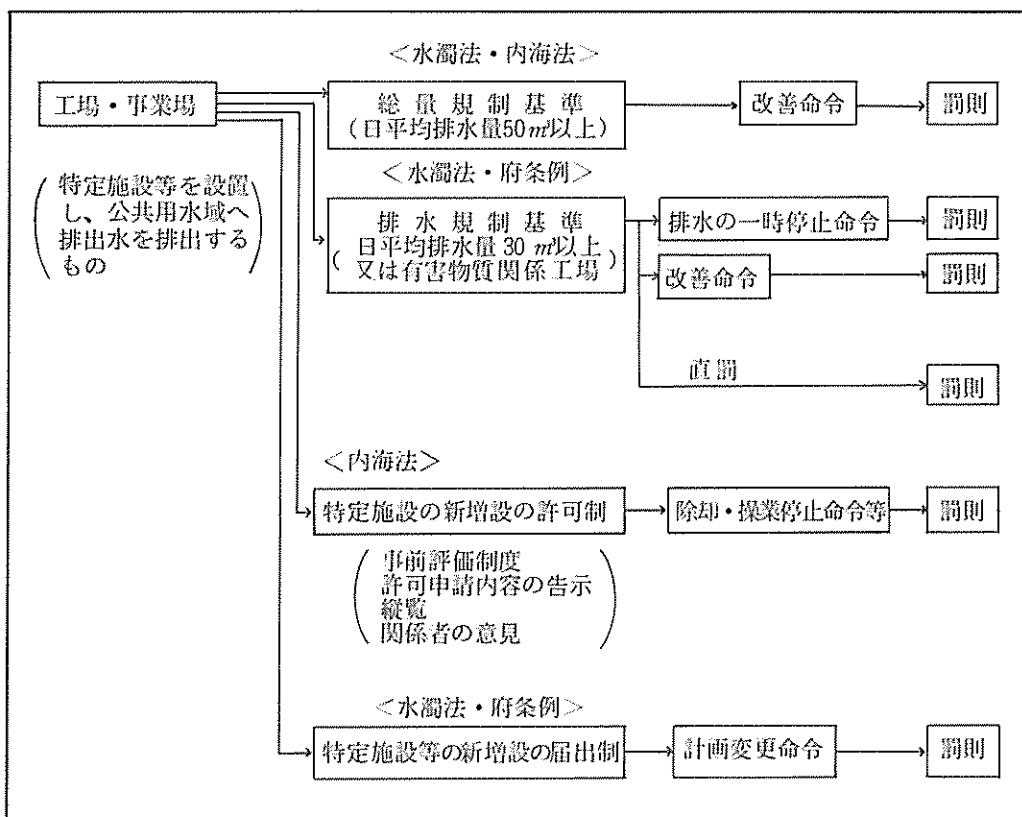
このほか、総量規制の基準の達成を支える手段として事業者に対して、排出水の汚濁負荷量の測定、記録が義務付けられ、その測定手法については、あらかじめ届け出ることとなっている。特に、排出水が $400\text{ m}^3/\text{日}$ 以上の工場・事業場は、水量、水質

とともに、自動計測器により計測することが義務付けられており、62年度末で、自動計測器を設置し、水量・水質の自動計測を実施している事業場は20事業場となっている。

また、大阪湾等において富栄養化による被害の発生を防止するため、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、55年度より59年度を目標年度とした、府の憲及びその化合物に係る削減指導方針が策定され、それに基づき削減指導を行ってきた。しかし、削減目標を達成したにもかかわらず、大阪湾の憲濃度は依然として高い状況にあるため、64年度を目標年度とし現状（59年度の排出量10.1t／日）より削減させる新たな指導方針を61年4月に策定し、それに基づいて、削減の推進を図っている。

法律、条例による水質規制の概要は図2-14に示す。

図2-14 水質関係法律・条例による規制の仕組み



- (注)
1. 府条例のみの対象工場は総量規制対象外
 2. 府条例対象工場のうち、上水源地域については許可制
 3. 総量規制対象工場は、排水規制基準も併用

(2) 公共下水道への排出水の規制

公共下水道への汚水を排出する工場・事業場の排水規制については、下水道法及び本市下水道条例が適用されている。

特に51年5月の下水道法の改正により、特定施設を有する工場・事業場（特定事業場）に対しては、水質汚濁防止法と同じように、全国一律の排出基準の設定並びに直罰制度や、特定施設の設置、構造等の変更等についての事前届出制が規定されている。

一方、直罰制度が適用されない特定事業場からの排出水や、特定事業場以外の工場・事業場からの排水についても、大阪市下水道条例により、一定の基準を超える排出水については、排出量の多少にかかわらず、すべての工場・事業場に除害施設の設置を義務付けている。

また、本市では、水質使用料制度を採用しており、BOD（又はCOD）、SSについて、排出量が月1,250m³以上の工場・事業場に対して、その水質に応じて水質使用料を徴収している。

2. クリーンウォータープラン'83

総合的な水質汚濁対策として、クリーンウォータープラン（大阪市水質汚濁防止対策：48～56年度）に基づき、下水道整備をはじめとする様々な事業を実施してきた。その結果、下水道はほぼ100%の普及率を達成する等、相当の成果をおさめてきたが、一部の河川や赤潮等に代表される大阪湾の富栄養化問題など、なお解決すべき問題が残されている。

一方、市民の生活水準の向上、生活様式の変化により、市民ニーズも高まり、環境問題が単に公害の発生源対策から未然防止、快適な生活環境の創造へと移り変りつつあることから、従来から実施している水質汚濁防止対策とともに、水に親しめる環境づくり（水域環境整備事業）を柱としたクリーンウォータープラン'83（大阪市水域環境保全基本計画）を58年5月に策定した。さらに、62年3月に策定当初計画になかった事業の追加、57～60年度事業実績の集計、61～65年度事業計画の見直し等を内容とする一部改訂を行った。

本計画の具体的な施策は図2-15のとおりである。

(1) 水質汚濁防止対策（きれいな水の確保）

① 下水道整備

65年度末で処理区域面積を18,798haまで整備することを目標とする。

また、各種協議会等において、上流域の関係府県市へ下水道整備の促進を要望する。

② 工場排水対策、富栄養化対策、ヘドロのしゅんせつ、河川・海域の水質監視の強化、市民意識の啓発などを積極的に実施する。

(2) 水域環境整備事業（水辺の親水機能の確保）

① 親水河川、公園および遊歩道の整備

自己水量の乏しい河川に維持用水の導入、緑による修景等により「せせらぎ」を復活させ、水と親しめる公園や遊歩道・緑道を整備する。

② 海とのふれ合い

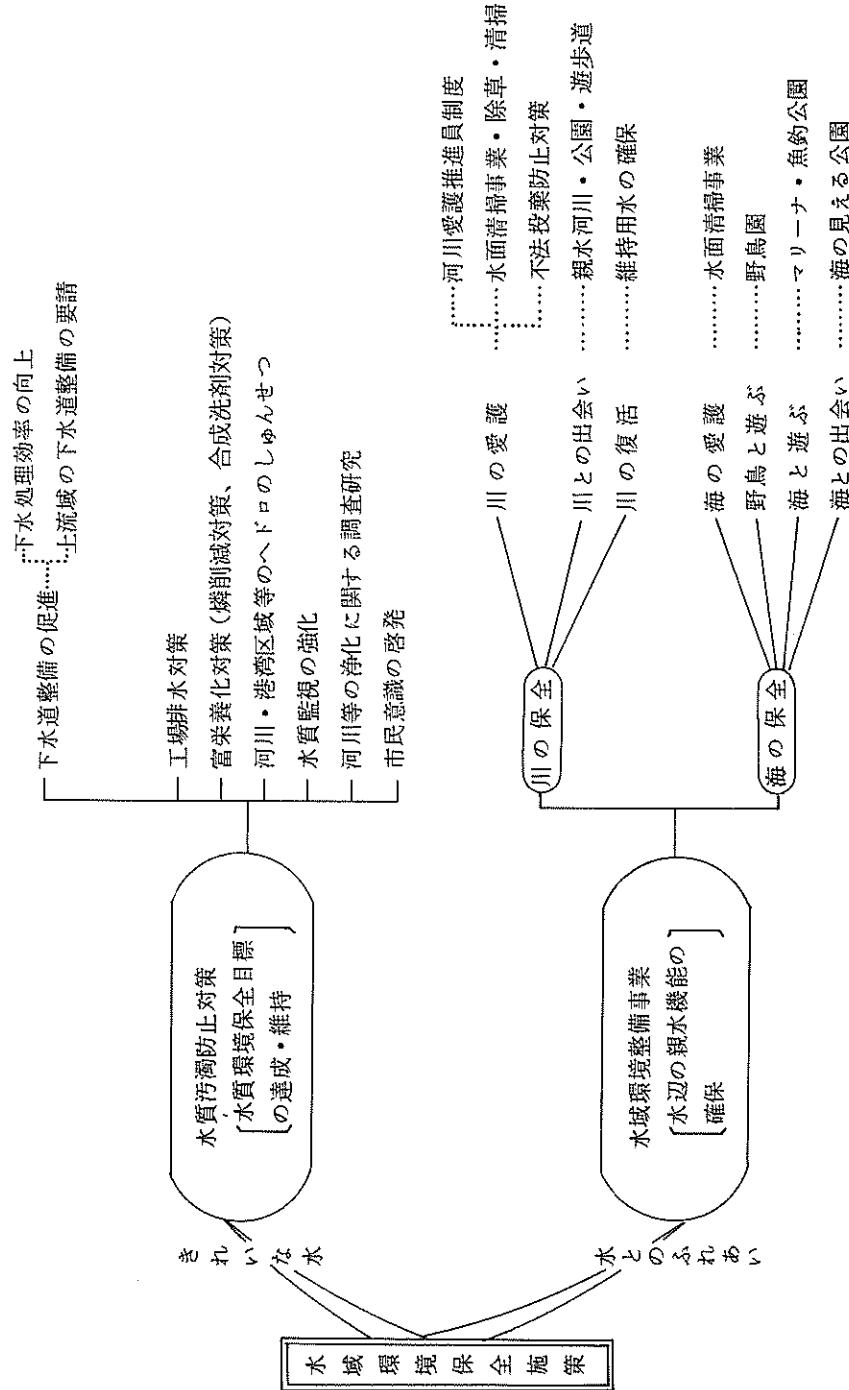
野鳥観察をとおして、市民が自然を感じられる野鳥園、海のみえる公園（南港中央公園）を整備・造成する。

また、大阪港内で海洋性スポーツに親しめる北港ヨットハーバー魚釣公園を整備する。

③ その他の

流出油の回収や水面清掃の実施。

図2-15 水域環境保全施策



クリーンウォータープラン'83の62年度の諸事業の実施状況は、次のとおりである。

(1) 水質汚濁防止対策

① 下水道整備（下水道局）

普及率（人口比）は99.6%から99.7%に、面積普及率（計画面積18,729ha）は98.1%から98.4%へ拡大した。

② 工場排水対策（下水道局）

公共用水域放流工場及び下水道放流工場に対し、延7,655件立入指導等を行った。

③ 富栄養化対策（環境保健局、下水道局）

合成洗剤対策として、リーフレットの配布等を行うとともに、工場等に対して磷の削減指導を実施した。

④ ヘドロのしゅんせつ（建設局、経済局、下水道局、港湾局）

市内の河川・水路等で約47,000m³、港湾区域で約326,000m³、計約373,000m³のしゅんせつを実施した。

⑤ 公共用水域の水質等の常時監視（環境保健局、港湾局）

河川水質の常時監視システム（10カ所）や、河川、海域の水質・底質の定点調査を継続実施した。

(2) 水域環境整備事業（建設局）

① 親水河川・公園・遊歩道の整備

水に親しめる河川、遊歩道として、既に十三間川、中島用水路跡プロムナードを整備した。

53年度から着工した中之島歩行者専用道（全長約3,300m）も61年度に第1期工事（約2,430m）を終了し、堂島川左岸（大江橋～上船津橋間；1,860m）、土佐堀川右岸（肥後橋下流；250m、土佐堀橋～湊橋間；320m）が利用されている。

毛馬桜之宮公園、百濟緑道、堂島川右岸、土佐堀川左岸、細江川親水河川等については、引き続き整備を進めるとともに、城北川、正蓮寺川公園等についても緑をとり入れた整備を進める予定である。

② 海とのふれ合い（港湾局、建設局）

南港の野鳥園は、58年9月17日にオープンし、60年度では約19万人が

入園した。また、北港ヨットハーバーも62年6月6日にオープンしている。

南港ポートタウンの近くに計画中の南港中央公園（約21ha）は58年度に着工し整備をすすめている。

③ 水面清掃（環境事業局、経済局、港湾局）

市内の主要河川で約8,900t、水路で約230m³、港湾区域で約1,500m³の浮遊ゴミ等の除去を行った。

④ その他（建設局、経済局、下水道局）

河川への不法投棄防止のフェンスを河川・水路で約1,300m設置し、河川敷・水路等で約18haの区域の除草、清掃を実施した。

3. 立入指導等の状況

(1) 公共用水域への排出水の規制

62年度は公共用水域放流工場94工場に対し、有害物質を排出する恐れのあるもの、及び大排水量の工場等について重点的に立入調査を実施した。その際、各工場等の排水口から検体採取を行い、必要な検査分析を実施して、排水基準の遵守状況を監視した。基準超過件数を表2-17に示す。また、法律・条例に基づく届出受理状況を表2-18に示す。

(2) 下水道に係る工場排水規制

市内公共下水道整備区域内には約35,000の事業場があるが、このうち下水道法等による規制の対象となる事業場数は約3,200である。

これらのうち特に、金属製品製造業、化学工業等を重点に立入調査を行い、排水基準の遵守状況を監視した。その結果、基準超過事業場について、維持管理の徹底、施設の改善等を指導した。表2-19に立入指導状況を示す。

また、排水処理施設改善等の資金は、一部、本市の公害防止設備資金融資が利用されている。

(3) 検査分析業務

法律・条例にもとづく規制業務に伴う工場等に対する立入調査の際採取した検体、環境調査及び公害に係る苦情ならびに事故発生時における原因調査などのため、工場・事業場排水、河海水、底質等について、BOD、COD、油分等の一般項目、水銀、クロム等の重金属、燐、窒素等の栄養塩類について表2-20に示す検査分析を行った。

表2-17 工場立入指導等の状況

(62年度)

	立入工場数	基準超過工場数	排水の一時停止命令	改善命令	勧告件数	その他指示
法律対象	251	8	0	0	0	8
条例対象	3	0	0	0	0	0
合計	254	8	0	0	0	8

(注) 法律対象:瀬戸内海環境保全特別措置法及び水質汚濁防止法対象工場

条例対象:大阪府公害防止条例対象工場

表2-18 水質関係法律・条例届出受理状況

(62年度)

法令別 区別	瀬戸内海環境保全 特 別 措 置 法	水質汚濁防止法	大阪府公害防止条例
北		1	1
淀川	1		1
東淀川	1	2	2
西淀川	4	3	7
此花	4	2	6
城東		2	2
大正	11	4	14
住之江	2	3	6
平野	1	6	7
計	24	23	4946

表2-19 工場立入指導等の状況

(62年度)

立入工場数	基準超過工場数	排水の一時停止命令	改善命令	勧告件数	その他指示
7,474	454	0	1	33	420

表2-20 検査検体数及び検査件数

(62年度)

検体数	検査件数			
	工場・事業場排水	河海水	底質	計
5,148	28,890	253	87	29,230

4. 下水道整備

(1) 下水道の普及状況

本市の下水道普及状況は次のとおりであり、下水処理区域及びその推移を図2-16、2-17に示す。

(63年3月末日現在)

	数 量	備 考
処理面積 下水管渠延長	18,424 ha 4,342 km	排水処理区域面積普及率 98.4% (市街地面積 18,729ha) 処理人口普及率 99.7%
処理場 抽水所	12カ所 62カ所	処理能力 2,844,000m ³ /日(他都市分 122,000m ³ /日を含む)

図2-16 下水処理区域図

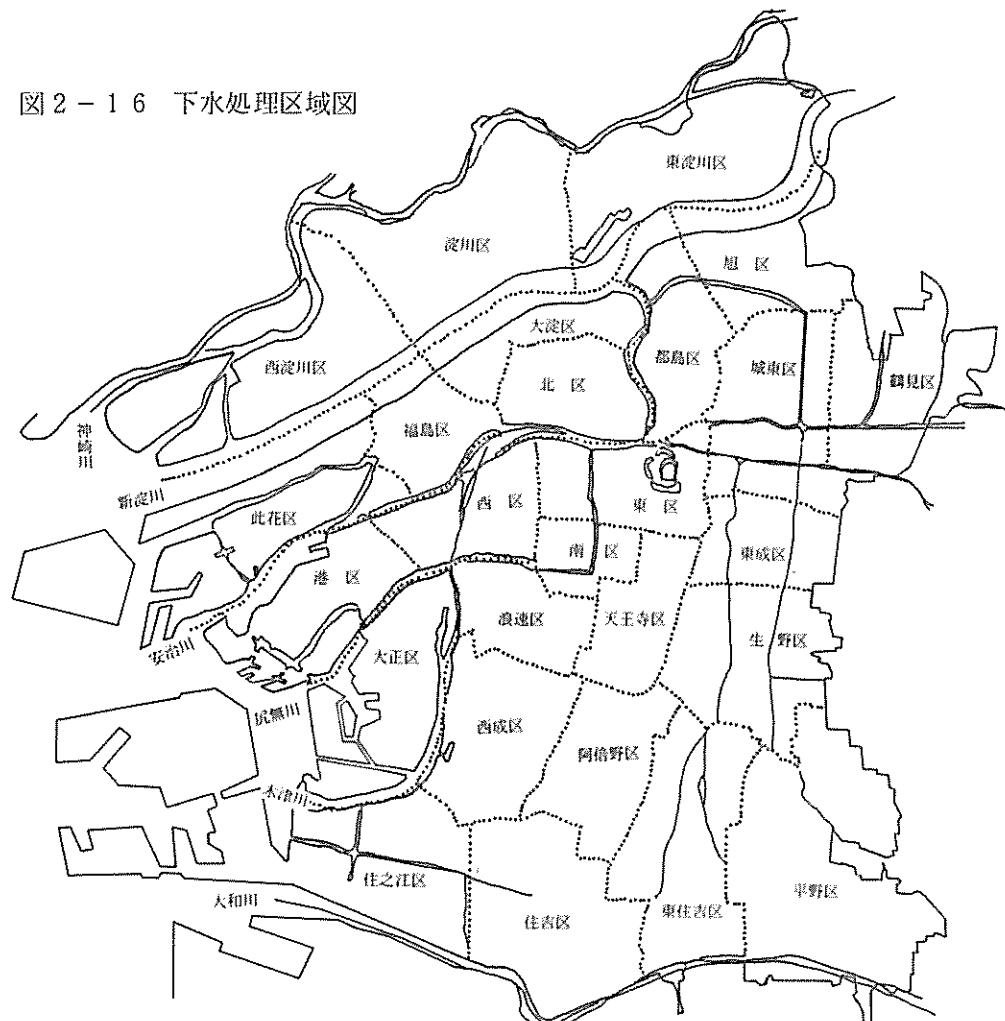
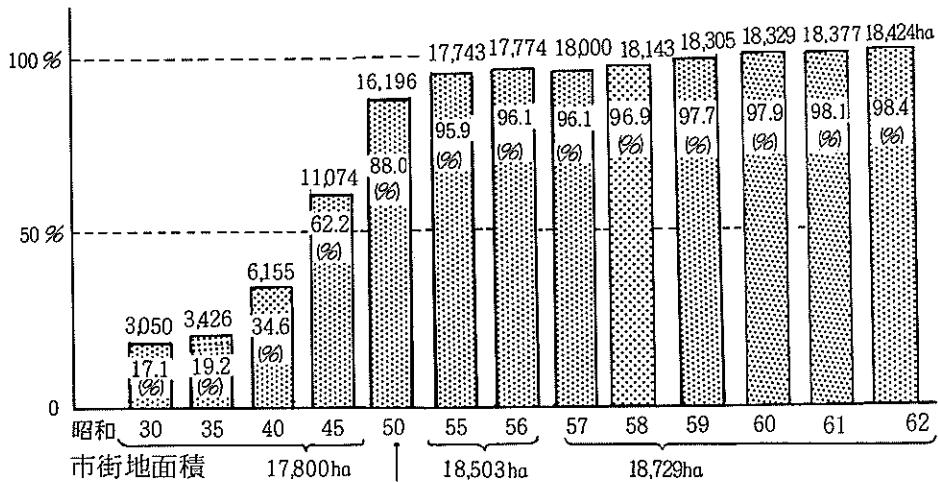


図 2 - 17 下水処理区域の推移（年度末状況）



(2) 下水道整備計画

本市の下水道は、早くからその整備に努めてきた結果、人口普及率は、99.7%（昭和62年度末）となっているが、雨水排水整備率は、全国平均を上回ってはいるものの、63.4%（昭和62年度末・12年確率降雨）で、集中降雨時には、今なお浸水が発生しており、その解消が強く求められている。また、早くから下水道整備を進めてきたことによる老朽施設のリフレッシュ対策、公共用水域の水質保全のための下水処理場施設の充実など、なお、多くの課題をかかえている。

そのため、昭和63年度から、市中央西部の抜本的な浸水対策として建設する土佐堀～津守幹線や老朽施設のリフレッシュ対策に本格的に着手するのを契機として、新しい下水道整備5か年計画を策定し、「雨に強い大阪の町づくり」を目指して、雨水排水施設の整備を促進するとともに、リフレッシュ対策の計画的な実施や公共用水域の水質保全対策として下水処理場施設の充実を図ることとしたものである。

計画の年次と事業費

ア. 計画年次

昭和63年度～昭和67年度

イ. 計画総事業費

1,990億円

・事業費内訳

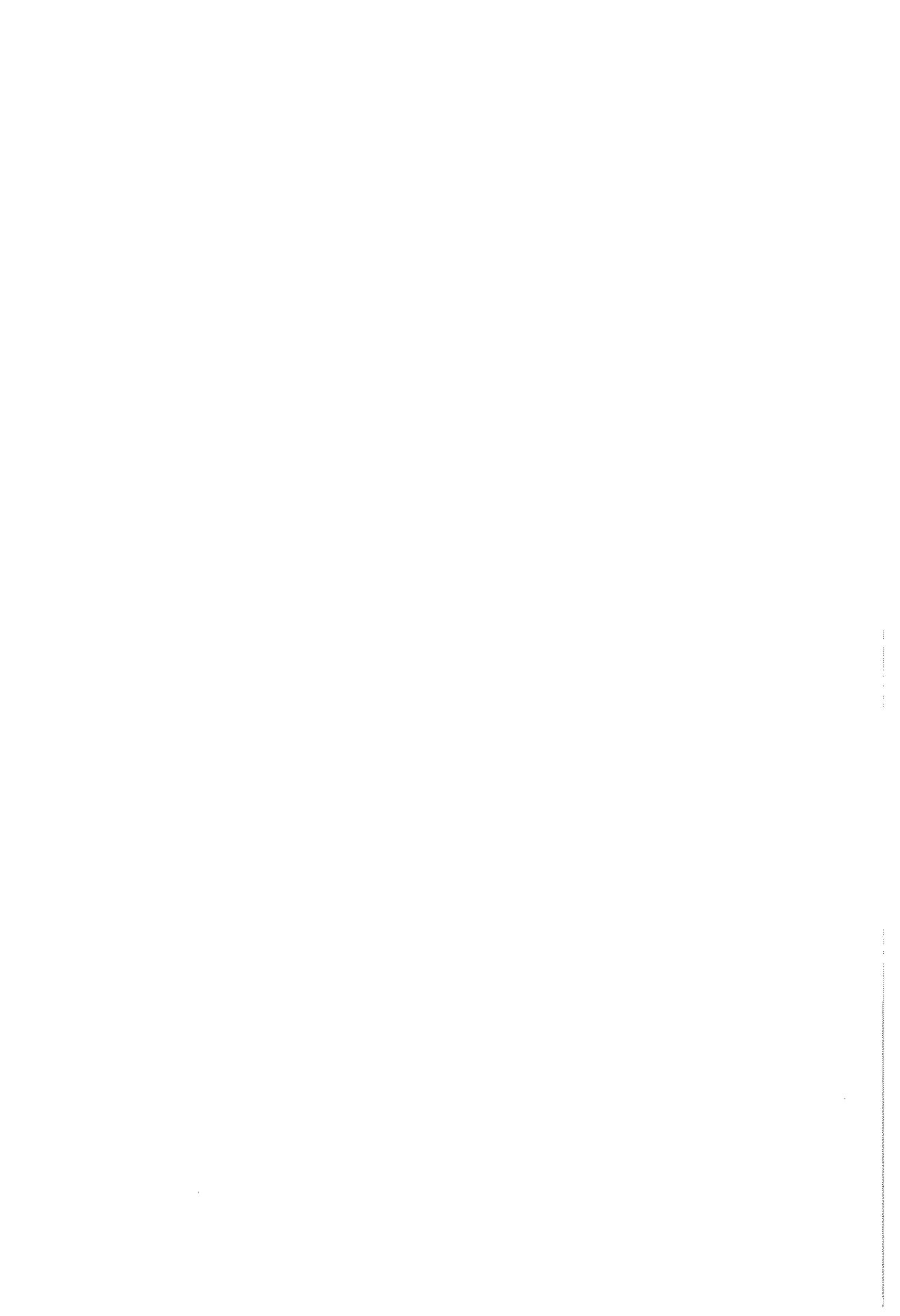
管渠施設	1,215億円
抽水所施設	249億円
処理場施設	526億円

計画の内容

浸水対策事業	1,173億円
リフレッシュ対策事業	524億円
水質保全対策事業等	293億円

第3章

騒音・振動



第3章 騒音・振動

第1節 騒音の要因

騒音とは、われわれが耳にする様々な音のなかで、聞く人にとって「好ましくない音」「ない方がよい音」の総称であり、事業活動その他人の活動に伴って発生する騒音によって人の健康や生活環境に係る被害を生じるものを騒音公害としている。

騒音公害における被害は主として「うるさい」「不快である」など、感覚的あるいは心理的・情緒的影響や、休養、勉強、睡眠への妨害など日常生活に直接、影響を及ぼすもので、振動、悪臭とともに感覚公害として苦情の発生しやすい公害といわれている。

騒音公害の発生は発生源と住居との近接に起因し、一般的に発生源周辺において局地的に被害を生じるものであるが、とくに都市においては発生源が多種多様にわたっており、過密な都市構造のなかで、騒音公害が多発する傾向にあり、本市においても、騒音に係る苦情件数は、図3-1のように全苦情件数の53%を占めるに至っている。

騒音公害は発生源の種類や形態、騒音の影響などに相違があるため、次のとおり分類して、それぞれに応じた規制の仕組みがとられ、対策がすすめられている。

- ① 工場・事業場騒音
- ② 建設作業騒音
- ③ 交通騒音
 - (ア) 自動車騒音
 - (イ) 鉄道騒音
 - (ウ) 航空機騒音
- ④ その他の
 - (ア) 拡声機騒音
 - (イ) 生活騒音
 - (ウ) 低周波空気振動(低周波音)

なお、環境庁では、事業場騒音のうちの深夜営業騒音の他に、生活騒音、拡声機騒音などを加え、「近隣騒音」と総称している。

また、騒音の大きさの目安として、身近な騒音の例を示せば、表3-1のとおりである。

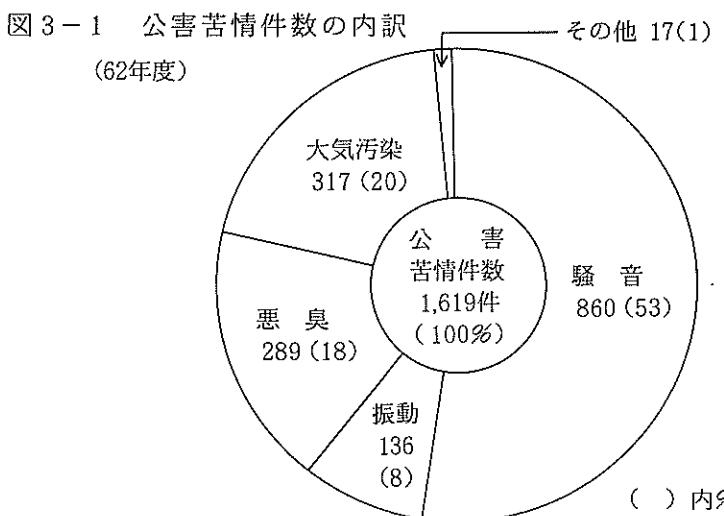


表3-1 身近な騒音の例と騒音レベル

(屋内の騒音)	(騒音レベル ホン)	(屋外の騒音)
— 1 2 0 —	— 1 1 0 —	飛行機のエンジンの近く
— 1 0 0 —	— 9 0 —	自動車の警笛(前方2m)
カラオケ(店内中央)	— 8 0 —	鉄橋、ガード下
ピアノ(正面1mバイエル)	— 7 0 —	大型トラック
電話のベル	— 6 0 —	地下鉄の車内
テレビ(正面1m夜)	— 5 0 —	幹線道路の沿道
家庭用クーラー	— 4 0 —	工場の密集地
図書館の内	— 3 0 —	市街地
置時計の秒針の音	— 3 0 —	静かな住宅地(昼)
		静かな住宅地(深夜)

1. 工場・事業場騒音

本市には、約27万の事業所が存在し、産業別内訳では、卸売・小売業、サービス業、製造業の3業種で約9割を占めている。

これら事業所から事業活動に伴い発生する騒音を工場・事業場騒音といい、工場の機械音から事務所の冷暖房機器音まで対象は広範に及んでいる。

発生源のうち、表3-2に示すように、特に大きな騒音を発生する施設については騒音規制法および大阪府公害防止条例で特定施設(届出施設)として届出が義務付けられており、62年度末現在の届出工場数は、19,466工場となっている。

表3-2 騒音・振動関係特定(届出)施設一覧表

該当法規範例 施設名	騒音		振動		備 考	施設名	騒音		振動		備 考
	法 規 条 款	法 規 条 款	法 規 条 款	法 規 条 款			法 規 条 款	法 規 条 款	法 規 条 款	法 規 条 款	
金属加工機械						木材加工機械					
圧延機械	22.5dB	○		○		ドラムバーカー	○	○	○	○	
製管機械	○	○		○		チッパー	22.5dB	○	2.2dB	2.2dB	
ベンディングマシン	※3.75dB	○		○	※ロール式に限る	辟木機	○	○			
液圧プレス	※○	※○	※○	○	※矯正プレスを除く	帯のこ盤	※○	○			※製材用15dB 木工用22.5dB
矯正プレス	○					丸のこ盤	※○	○			※製材用15dB 木工用22.5dB
機械プレス	※30t	○	○	○	※呼び加圧能力	かんな盤	22.5dB	○			
せん断機	3.75dB	○	1dB	○		立のこ盤	○				
溶造機	○	○	○	○		抄紙機	○	○			
ワイヤーフォニンダーマシン	○	○	37.5dB	○		印刷機械	※○	※○	2.2dB	※○	※原動機を用いるもの
プラスド	※○	○			※タンブラー以外のもので密閉式を除く	合成樹脂用加工機械					
タシブラー	○	○				合成樹脂用成形機	○	○	○	○	
自動旋盤	※○				※棒材作業用に限る	その他の合成樹脂用成形加工機械	○		○		
高速切断機	○					鋸型造型機	※○	○	※○	※○	※ジヨルト式に限る
平面削盤	○		○			ニューマチソクハシマー	○				
型削盤	○		○			遠心分離機	※12m		※12m		※直径
研磨機	※○		※○		※工具用を除き、亞鉛版研磨機以外は2台以上	かくはん機	○				
自動やすり目立機	5dB					ロール機	○	※3.0dB	○	※○	※ゴム軸用又は合成樹脂用カレンダーロール機以外
メタルラス製造機			○			自動製瓶機	○				
圧縮機及び送風機						石材引割機	○				
空気圧縮機及 び送風機	7.5dB	3.75dB	※7.5dB	※7.5dB	※空気圧縮機のみ	精衣機	○				
圧縮機	※○	※	※7.5dB	※7.5dB	※冷凍機用を除く	ドラムカン洗浄機	○				
粉砕機						ロータリーキルン	○				
土石用等の破砕機等	7.5dB	○	7.5dB	○		紙工機械	○		○		
土石用等以外の 破砕機等	○		○			オイルバーナー	※○				※ロータリー、ガントタイプを除く
穀物用製粉機	※7.5dB	※7.5dB		○	※ロール式に限る	キュボラ	○				
穀物用製粉機を除く 食品加工用粉砕機 その他の用に供する 粉砕機等	○		○			電気炉	○				
穀物機械						サイシングマシン	○				
織機	※○	※○	※○	※○	※原動機を用いるもの	工業用動力イン	※○				※3台以上
筋機	○					ファースカ-自動植付機	○				
筋積機	○					スナームクリーナー	○				
編組機	※○				※2台以上	大井走行及び門型走行クレーン	7.5dB		7.5dB		
燃糸機	○					ターリングタワー	0.75dB				
建設用資材製造機械						集じん装置	○				
コンクリートブロッカーマシン		※2.95dB	※2.95dB		※合計出力	冷凍機	※○				※パンゲージ形エアーコンディショナーを除く
コンクリート管・柱機		※10dB	※10dB		※合計出力						
コンクリートブロック	※0.45m ³	○		○	※混練容量						
アスファルトブロック	※200kg	○			※混練重量						

※印は条件付を示す。
7.5dBは7.5dB以上を意味する。

表3-3は行政区別・業種別の届出工場数であり、金属製品製造業、サービス業・事務所等が全体の約半数を占めている。

また、図3-2は届出工場のメッシュ分布を示している。届出工場は、臨海地域や東部の内陸地域の工場地帯はもとより、オフィス街や、周辺の住宅地域まで隈なく分布していることがわかる。

なお、主な施設の騒音の大きさは、表3-4のとおりである。

表3-3 業種別届出工場数

(63年3月末現在)

業種 区別	1. 食料品 製造業	2. 織 維工 業	3. 木 木 製 品 製 造 業	4. バ ル 紙 加 工 品 製 紙 造 ・業	5. 出 版 印 刷 業	6. 関 連 印 業	7. 化 學 工 業	8. ゴ ム 製 品 製 造 業	9. 窯 業 土 造 石 業	10. 鉄 鋼 業	11. 非 鐵 金 屬 製 品 製 造 業	12. 金 屬 製 品 製 造 業	13. 機 械 器 具 製 造 業	14. そ の 他 の 製 造 業 等	計
北	45	55	29	9	163	3	0	11	0	4	43	22	115	592	1,091
都 島	14	74	13	27	75	8	3	7	1	6	83	18	43	71	443
福 島	33	164	40	13	50	14	5	8	4	7	145	25	70	98	676
此 花	11	10	15	0	10	16	1	14	2	11	81	48	38	104	361
東	13	27	22	47	257	8	1	1	2	2	42	2	111	934	1,469
西	15	12	34	4	58	2	3	4	48	19	217	62	112	232	822
港	32	5	17	1	4	6	0	24	4	4	217	29	33	70	446
大 正	9	2	68	1	10	19	1	7	25	9	219	74	26	60	531
天王寺	15	30	19	21	166	9	0	1	0	1	99	10	61	76	508
南	38	27	20	33	89	7	3	5	10	9	54	12	164	422	893
浪 速	63	12	72	10	65	4	3	7	21	21	123	39	78	156	674
大 淀	13	88	16	14	60	17	6	23	0	6	94	18	64	64	483
西淀川	26	27	58	20	18	32	3	24	46	29	472	111	77	53	996
淀 川	24	25	26	14	18	56	4	14	54	27	258	210	46	177	953
東淀川	9	84	14	9	13	26	4	15	5	4	83	30	28	106	430
東 成	22	21	35	30	125	25	19	8	51	22	417	140	63	80	1,058
生 野	124	35	54	54	90	20	46	11	68	22	504	103	179	92	1,402
旭	72	222	44	45	71	20	2	21	17	8	192	72	58	138	982
城 東	75	152	19	62	96	58	8	37	47	11	360	110	63	129	1,227
鶴 見	28	28	15	25	25	40	10	9	28	16	145	40	40	60	509
阿倍野	59	34	24	19	59	9	0	5	1	0	57	14	40	84	405
住 之 江	56	15	128	3	18	8	1	2	11	3	145	40	51	122	603
住 吉	61	19	11	4	12	5	2	5	0	1	45	3	35	74	277
東住吉	90	31	34	12	67	11	4	5	1	4	145	15	75	80	574
平 野	33	45	42	32	62	32	14	20	18	11	351	52	115	84	911
西 成	21	13	63	11	32	26	6	18	35	22	304	32	69	90	742
計	1,001	1,257	932	520	1,713	481	149	307	499	279	4,895	1,331	1,854	4,248	19,466

図3-2 騒音届出工場数のメッシュ分布

(63年3月末現在)

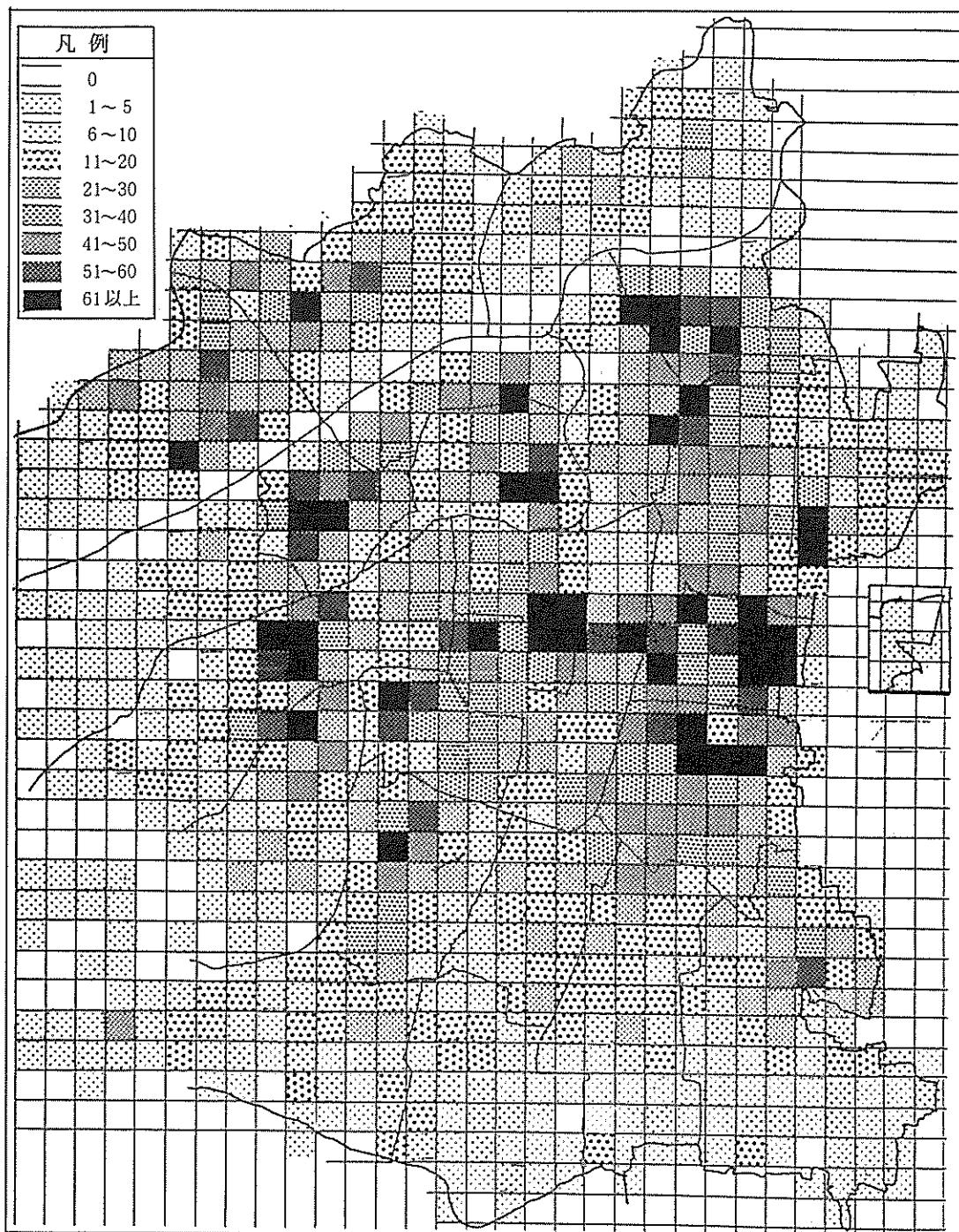


表3-4 主な施設の騒音の大きさ（騒音レベルは1m地点における値）

(単位:ホン)

施 設 名	騒 音 レ ベル	施 設 名	騒 音 レ ベル
圧 延 機 械	91～107	抄 紙 機	75～125
製 管 機 械	104～110	印 刷 機 械	80～98
ベンディングマシン	80～105	合成樹脂用射出成形機	85～95
液 圧 プ レ ス	85～115	鋳 型 造 型 機	95～105
機 械 プ レ ス	93～108	天 井 走 行 ク レ ーン	83～86
せ ん 断 機	80～95	門 型 走 行 ク レ ーン	85～92
鍛 造 機	85～105	平 削 盤 ・ 型 削 盤	80～85
ブ ラ ス ト	75～115	冷 凍 機	102
空 気 圧 縮 機	80～105	紙 工 機 械	100
送 風 機	90～110	製 本 機 械	80～95
コンクリートプラント	95～108	ク ー リ ン グ タ ワ ー	70～75
アスファルトプラント	100～105	集 じ ん 装 置	85～90

2. 建設作業騒音

建設作業には、建築工事、土木工事、解体工事などがあるが、くい打機やブレーカーなど大きな騒音を発生する機械を使用する作業が多い。

建設作業は、作業期間が短く一過性であり、また、建築工事の場所などに代替性がない点が特徴であるが、騒音が著しいため住宅の密集地においては問題となることが多い。

建設作業のうち特に音量が大きく騒音規制法および大阪府公害防止条例により規制の対象としている作業（特定建設作業）は、表3-5に示す8種類である。

なお、主な建設機械の騒音の大きさは、表3-6のとおりである。

表3-5 特定建設作業

該当法律条例 特定建設 作業の種類	騒音規制法	振動規制法	大阪府公害 防止条例 (騒音)	大阪府公害 防止条例 (振動)
1.くい打機(もんけんを除く。)くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業。	○ (アースオーガーを併用する作業を除く)	○	○ (アースオーガーを併用する作業を除く)	○
2.びよう打機を使用する作業	○		○	
3.さく岩機を使用する作業(作業拠点から連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。)	○		○	
3.ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る)	○	○	○	○
4.空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	○		○	
5.コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。) 又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る)を設けて行なう作業(モルタル製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。)	○		○	
6.ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業			○	○
7.コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえないものに限る。)			○	
8.鋼球を使用して建築物その他工作物を破壊する作業		○	○	○
9.舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。)		○		○

表3-6 主な建設機械の騒音の大きさ(騒音レベルは10m地点における値)
(単位:ポン)

機械名	騒音レベル	機械名	騒音レベル
ディーゼルハンマー	93~112	コンクリートプラント	83~93
ドロップハンマー	97~108	アスファルトプラント	80~90
バイブロハンマー	85~91	ブルドーザー	76~82
アースオーガー	57~70	トラクターショベル	77~84
びよう打機	85~98	バックホー	86~95
ブレーカー	80~92	クラムシエル	78~85
空気圧縮機	82~98		

3. 交 通 騒 音

交通騒音としては、幹線道路及び高速道路での自動車騒音、新幹線はじめJR在来線、私鉄各線からの鉄道騒音、大阪国際空港に係る航空機騒音が問題となっている。

(1) 自 動 車 騒 音

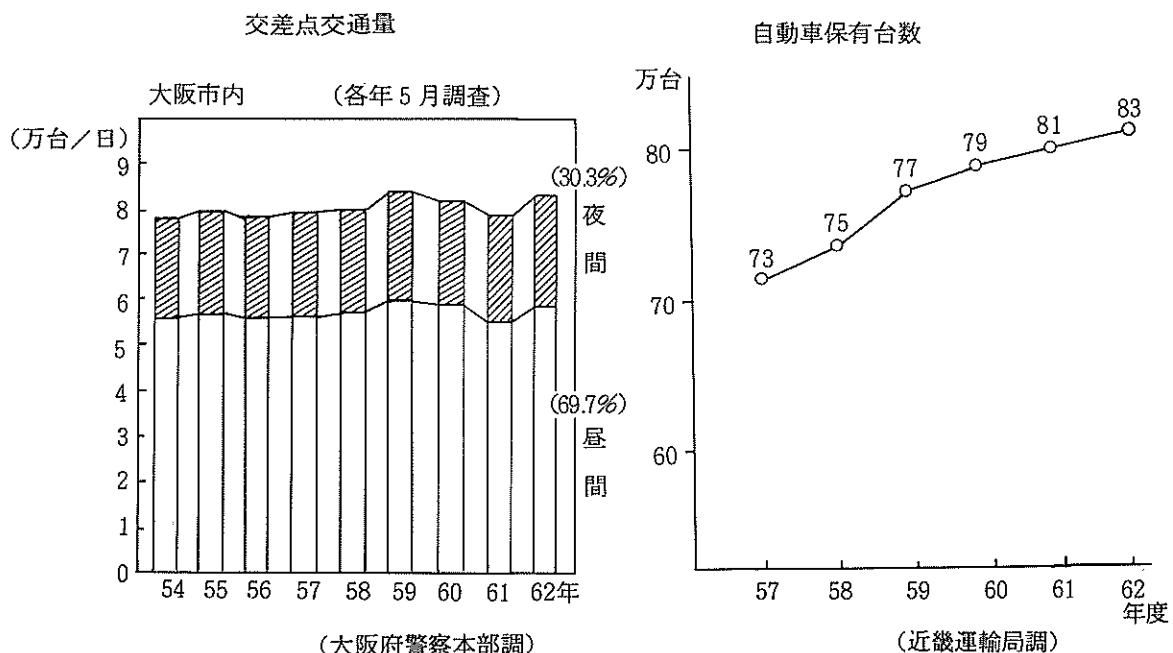
市内における自動車保有台数は図3—3のようになり、年々増加しており増加率は近年ほぼ一定している。

一方、主要交差点の交通量はほぼ横ばいとなっており道路容量は飽和に達しているものと推測される。

また、幹線道路・高速道路の整備がすすみ、市内の幹線道路の路線長はおおむね466km、高速道路の路線長は約74kmに達している。

これら幹線道路・高速道路の沿道では自動車走行に伴う騒音が大きく、かつ終日に及ぶため、生活環境への影響が大きく、振動・排気ガス等の問題を含めた自動車公害は、都市における最も大きな課題の一つである。

図3—3 市内の交通量、自動車保有台数の推移



(2) 鉄道騒音

市内における鉄道網は都心部では市営地下鉄が主であるが、都心部から放射線状にJR在来線と私鉄各線が、また、市域北部には新幹線が敷設されており、新幹線沿線をはじめ、各所において騒音にかかる苦情が発生している。

市内の鉄道網と構造別路線長は、図3-4と表3-7に示すとおりであるが、立体交差事業により高架部分が多くなっている。また、輸送需要が増加するにしたがい、便数や編成車両数の増加、高速化などがみられる。

鉄道騒音の発生原因は、車両の転動音が主たるものであるが、鉄橋部分やレールの継ぎ目、ポイント等の原因により局地的に大きな騒音が発生するケースが多くみられる。

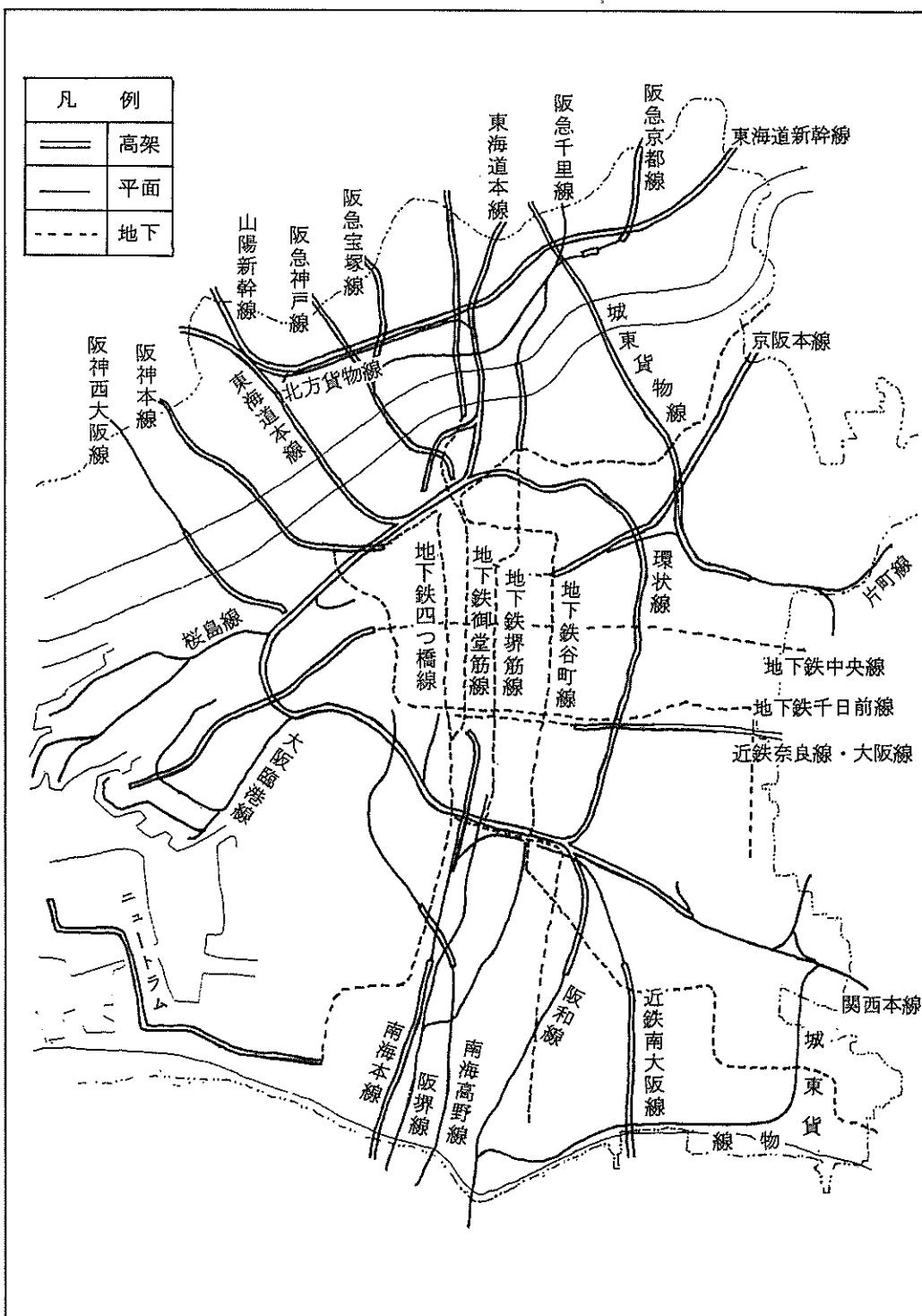
表3-7 各種鉄道の構造別路線長

(単位: km)

路線名 種別	JR(旧国鉄)			私鉄		市営 地下鉄	計
	新幹線	在来線	貨物線	一般	路面電車		
高架	11	40	11	35	0	17	114
平面	0	18	33	28	11	0	90
地下	0	0	0	4	0	81	85
全長	11	58	44	67	11	98	289

(※ ニュートラムを含む) 61年度調査

図3-4 大阪市内鉄道路線網

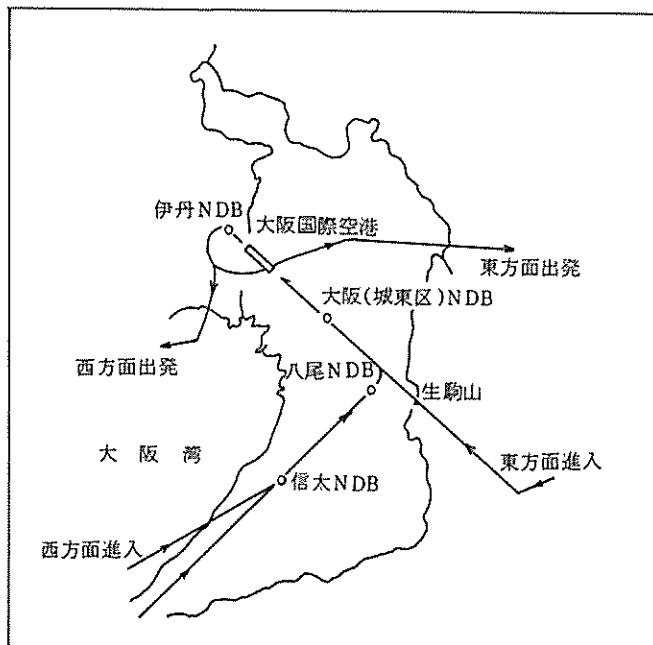


(3) 航空機騒音

本市は、図3-5に示すとおり、大阪国際空港の着陸コースに当っており、39年にジェット機が就航し、45年に空港を拡張して以来コース直下にあたる淀川区・東淀川区などの地域でその影響をうけている。

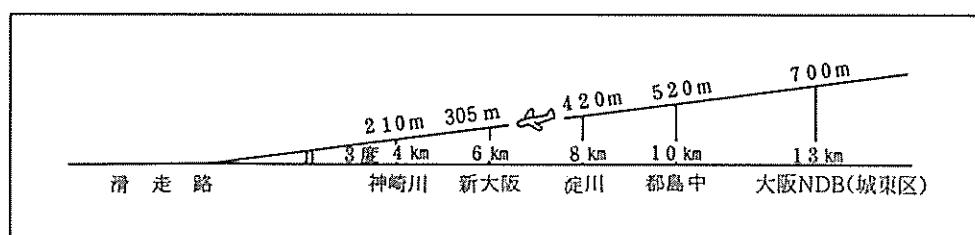
着陸機の便数は、現在1日約175便（このうちジェット機が約100便）となっているが、とくに夕方以降に集中して着陸する傾向にあり、市民生活に大きな影響を及ぼしている。

図3-5 大阪国際空港離着陸コース



（注）NDB：無指向性無線標識施設

付図 着陸コースの距離と高度



4. その他の騒音

その他、近年、問題となっているものとして、拡声機騒音、生活騒音や低周波空気振動（低周波音）などがある。

(1) 拡声機騒音

商業宣伝などの放送をするため拡声機は一般に広く使用されているが、航空機や自動車からの商業宣伝が著しい音量で反復継続される場合等は、騒音と感じられることがあり、最近、市民の関心が高まっている。このため大阪府公害防止条例においては拡声機の使用について音量、時間帯、場所等の制限を設けている。

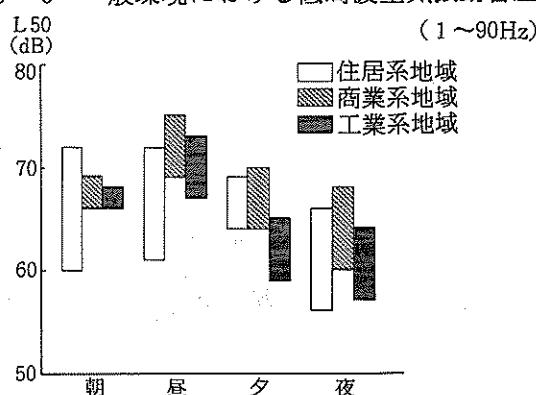
(2) 生活騒音

生活騒音は、ピアノ・ステレオ・クーラー・ペットの鳴き声など市民の日常生活に伴って発生する隣近所の身近な問題であるため、円滑な解決にあたっては、何よりもまず市民一人一人の生活マナーの向上が望まれるとともに、都市生活において、トラブルが生じにくいような良好な近隣関係の形成が必要である。

(3) 低周波空気振動

低周波空気振動とは低い周波数の音で、耳には聞こえないが音のもつ圧力によって人体や建物に影響を及ぼすものである。低周波空気振動の発生源としては、主として圧縮機、ボイラー、振動ふるい、コンベア等があるが、それ以外の自然現象からも発生し、図3-6のとおり一般環境中のいたるところに存在するものである。その影響としては、建具・家具等の振動による二次的騒音を発生させるほか、特に強い低周波空気振動では耳鳴・吐氣・頭痛等を伴うといわれている。しかし、低周波空気振動の強さと影響の程度の関係など未解明な部分が多く、法律・条例による規制には至っていない。

図3-6 一般環境における低周波空気振動音圧レベル



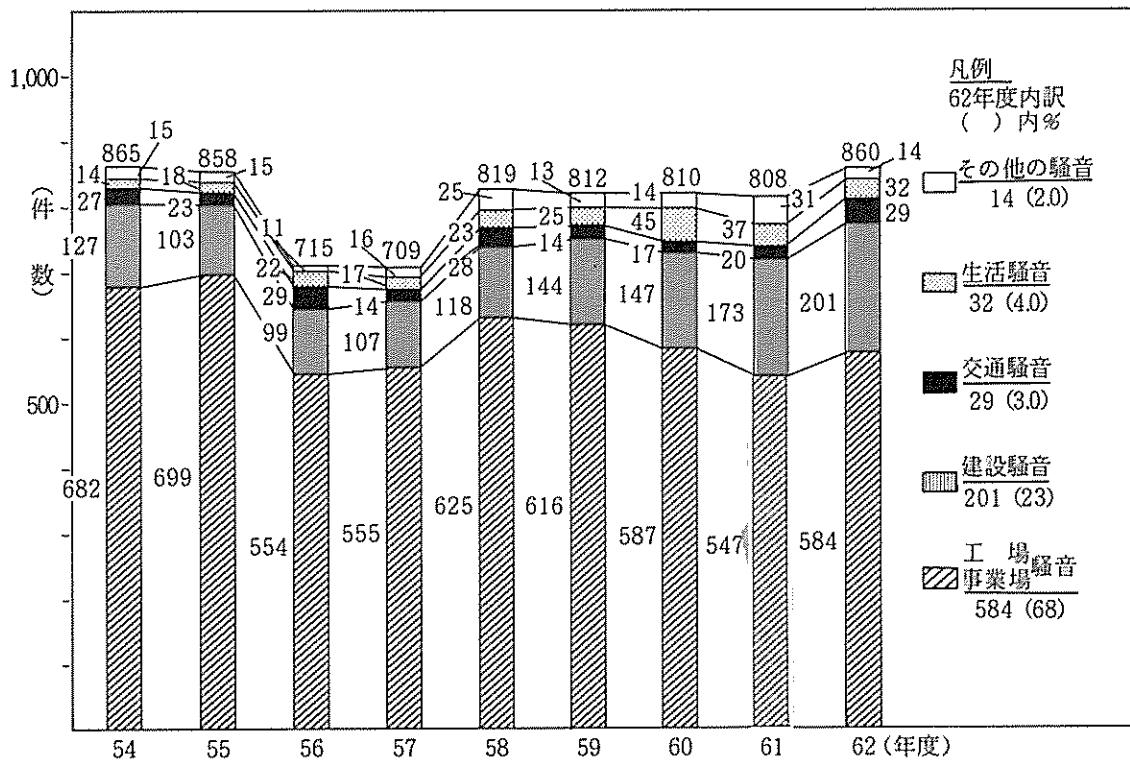
第2節 騒音公害の現況

騒音公害の苦情件数は図3-7のとおりほぼ横ばいの状況であったが62年度においては漸増した。発生源としては、工場・事業場に係るものが多いが、その内容は時代に応じて変化しており、近年では、カラオケ騒音を代表とする深夜営業騒音に関する苦情件数が多い。

このような傾向は全国の都市部において共通しているため、環境庁では「住戸を含め近隣の居住地内で行われる事業活動又は生活行動から発生し、比較的狭い範囲に影響を及ぼす騒音」として深夜営業騒音の他に生活騒音、拡声機騒音などを加え「近隣騒音」と総称し、今後の騒音公害の重要な課題と位置付けている。

また、自動車騒音公害は、苦情件数に占める割合は2~3%と低いものの、本市の世論調査などでは、約60%の市民が迷惑を受けているといった結果がでており、潜在的な被害は少なくないものと思われる。

図3-7 騒音苦情件数の推移



1. 工場・事業場騒音

工場・事業場に係る苦情件数の過去5年間の推移は、表3-8のとおりであり、62年度は、584件となっている。

苦情件数を業種別にみると、図3-8のように、商店・飲食店からの騒音が約半数を占め、次いで製造業からの騒音が多くなっている。なお苦情解決への措置内容は図3-9のとおりである。

また、発生施設別にみると、図3-10のとおり金属加工機械等の届出施設よりも、カラオケ装置や作業音などの割合が多くなっており、これらは届出を要しない等規制指導上問題となっている。

特にカラオケ騒音は、表3-9に示すとおり53年頃から苦情が急増し、62年度は「深夜における使用時間制限」規制が施行されたこともあいまって290件に達した。59年度からは減少傾向にあったが、62年度は市域周辺区の住居・商業系地域での飲食店、店舗付住宅などの増加等があり再び増加の傾向にある。

次に苦情内容を、用途地域別、時間帯別、騒音レベル別にみると、図3-11～3-13のとおりである。住居地域、夜間といった静穏が必要とされる条件下で苦情が多く発生し、騒音レベルについては70～75ポンで最も多く苦情が発生している。時間帯別苦情内訳における深夜（23時以降）に及ぶものは殆んどがカラオケ騒音によるものである。

なお、62年度の騒音規制法・大阪府公害防止条例にもとづく届出状況は、表3-10のとおりである。

表3-8 工場・事業場騒音の苦情件数

年 度	58	59	60	61	62
件 数	625	616	587	547	584

表3-9 カラオケ騒音の苦情件数

年 度	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
件 数	99	165	238	153	174	290	214	155	201	223

図3-8 業種別苦情件数

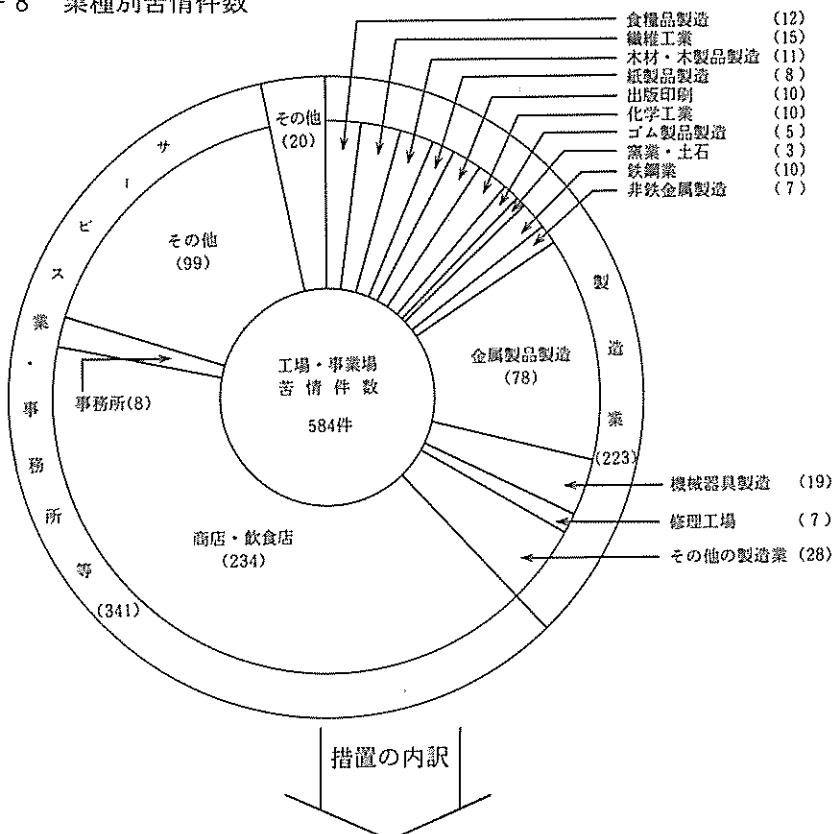


図3-9 措置内容

全解決率 - 85 %

製造業	措置内容	サービス業・事務所等		
0.8	工場等移転	0.8		
3.2	作業等停廃止	1.5		
4.4	建屋改善	0.8		
12.4	窓等の閉鎖	2.3		
1.6	遮音塀	1.0		
6.0	防音施設	2.1		
2.4	機械等移設	1.3		
2.0	"改善	1.5		
7.6	作業方法等改善	7.5		
7.2	時間変更			
14.4	説明了承	15.2	33.9	
13.6	当事者間で解決	10.8		
6.8	長期間連絡なし	1.5		
	他機関へ移送	0.5		
2.8	その他の	4.6		
14.8	未解決	14.7		

図 3-10 発生施設等別苦情件数

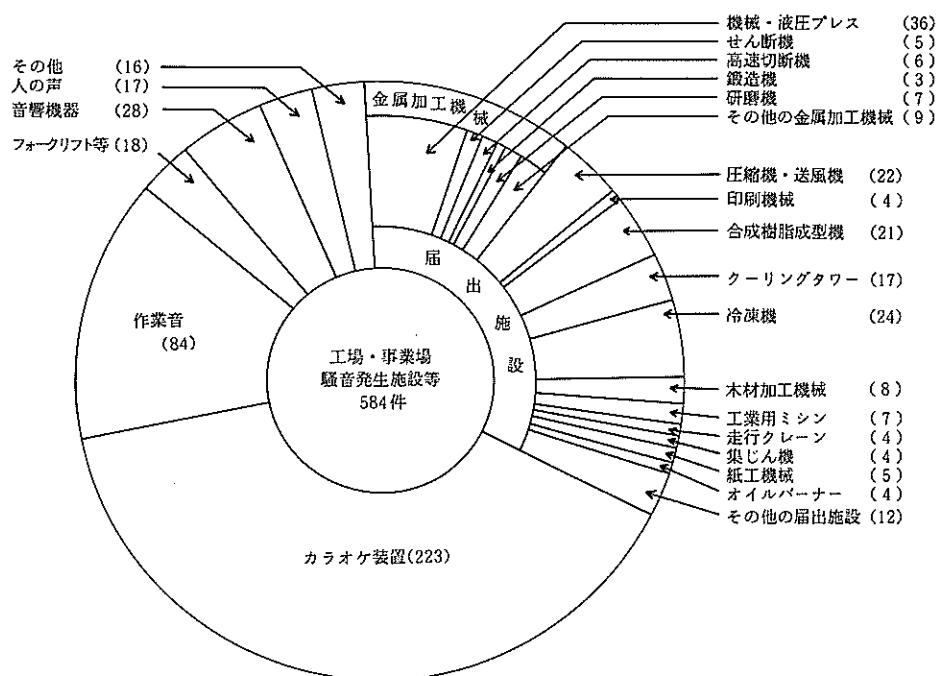


図 3-11 用途地域別苦情内訳

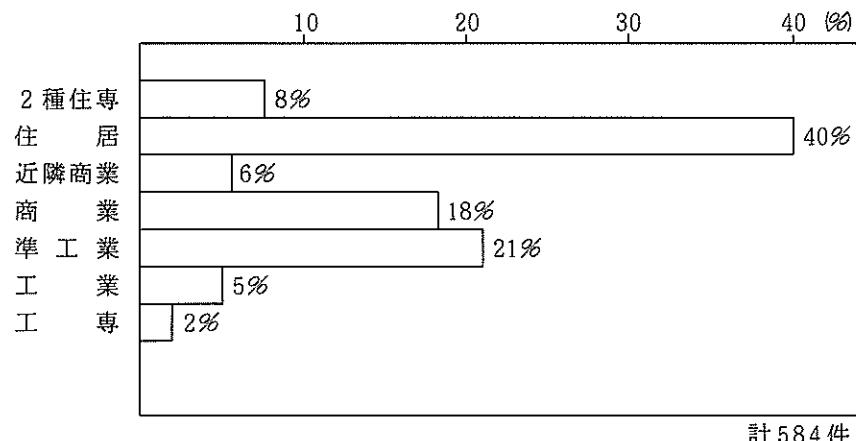


図 3-12 時間帯別苦情内訳

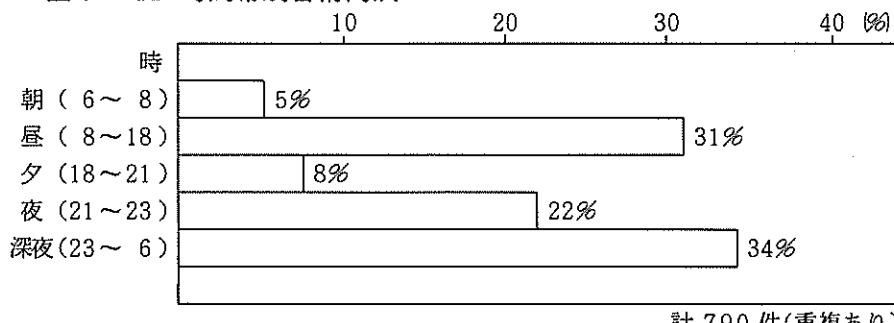


図3-13 騒音レベル別苦情内訳

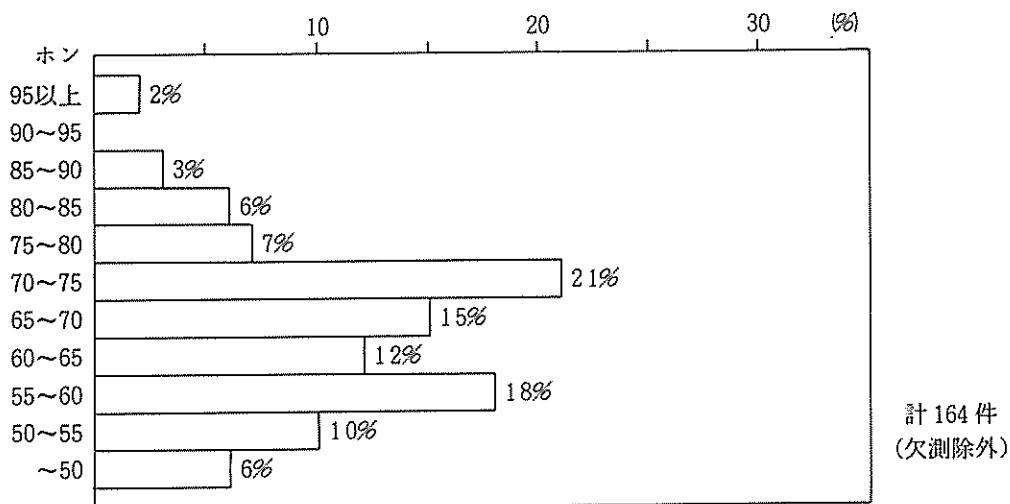


表3-10 騒音規制法、大阪府公害防止条例（騒音）に基づく特定（届出）

施設届出件数

種別 法令区分	年度		58		59		60		61		62	
	法律	条例	法律	条例								
設置届	62	138	66	158	77	130	80	150	67	122		
使用届	9	19	15	26	6	17	6	9	8	12		
数の変更届	22	33	18	29	12	18	28	36	25	21		
騒音防止の方法変更届	0	2	0	1	0	0	0	1	0	0		
氏名等変更届	78	140	115	131	108	125	217	192	332	268		
全廃届	15	23	23	26	24	74	22	32	30	79		
承継届	8	16	6	8	43	71	6	9	28	42		
計	194	371	243	379	270	435	359	429	490	544		

2. 建設作業騒音

建設作業のうち、法律・条例で定める特定建設作業の届出状況は、表3-11、また建設作業騒音に係る苦情件数は、表3-12のとおりであり、近年、工事件数（届出件数）が増加するにつれ苦情件数も増加している。

苦情の作業別内訳は、図3-14のとおりであり、作業頻度の高いブルドーザー、さく岩機等の占める割合が大きい。

最近では、くい打作業においては、アースオーガー併用やベントナイト工法等の低騒音型工法が採用されることが多くなっているものの、さく岩機作業等については効果の大きい防音対策は未だ十分に開発されていない現状である。

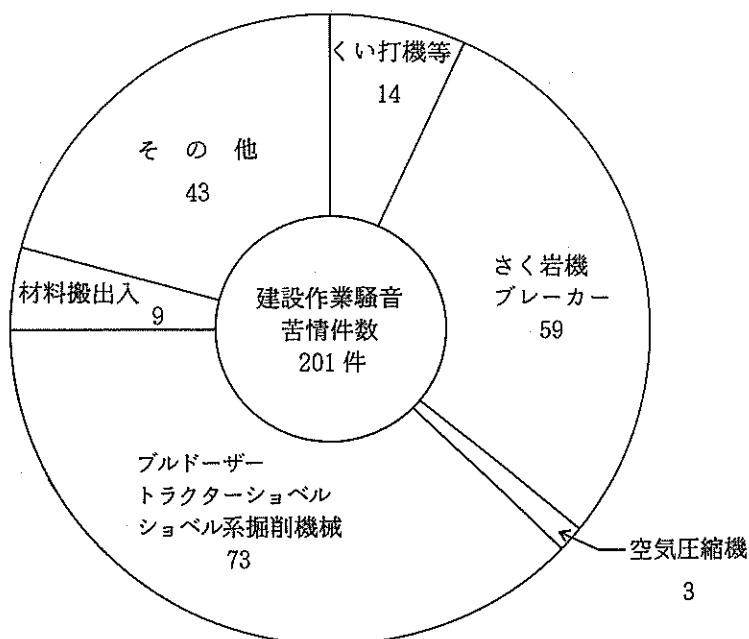
表 3-11 特定建設作業届出件数

特定建設作業の種類	年 度	58	59	60	61	62
第1号 くい打機・くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業		200	124	155	151	226
第2号 びょう打機を使用する作業		0	0	0	0	0
第3号 さく岩機を使用する作業		2,978	3,204	3,545	3,750	4,306
第4号 空気圧縮機を使用する作業		23	21	56	54	71
第5号 コンクリートプラント・アスファルトプラントを設けて行う作業		18	4	11	0	4
第6号 ブルドーザー・トラクターショベル又はショベル系掘削機を使用する作業		4,064	4,435	4,770	5,017	5,774
第7号 コンクリートカッターを使用する作業		318	265	215	233	311
第8号 鋼球を使用する解体作業		0	0	1	0	2
計		7,601	8,053	8,753	9,205	10,694

表 3-12 建設作業騒音の苦情件数

年 度	58	59	60	61	62
件 数	118	144	147	173	201

図 3-14 建設作業騒音苦情件数の発生源内訳



3. 交通騒音

交通騒音は、発生源が移動するため、工場等の騒音公害に比べて被害範囲が広域に及び、また、騒音が大きく、かつ長時間断続的に続くことなどから、生活環境に大きな影響を与えていている。

(1) 自動車騒音

市内の一般幹線道路における自動車騒音は、全般的に高く、図3-15のとおり騒音の大きさは昼間でおおむね60~75ホンの範囲にあり、その平均値は70.1ホンである。これは、図3-16に示すとおり46年度に調査を実施して以来ほぼ横ばいの状況にある。また夜間についてはおおむね55~70ホンの範囲で、平均値は63.3ホンを示しており、昼間に比較して5~10ホン、低減している。

路線別にみた騒音レベルは図3-17に示すとおり、昼間では国道43号線、築港深江線など75ホン前後の高い値を示す路線も少なくない。夜間では全般にレベル低下があるもののなお二、三の路線では75ホン前後の高い値を示している。

一方、市内の高速道路沿道における騒音は図3-18に示すとおり平均値は昼間では67.6ホン、夜間では63.9ホンであり、昼夜のレベル差は一般幹線道路にくらべて小さい。

なお、62年度における自動車騒音の苦情件数は17件あり、とくに大型車による騒音が苦情の中心になっている。

図3-15 一般幹線道路における騒音レベル別頻度

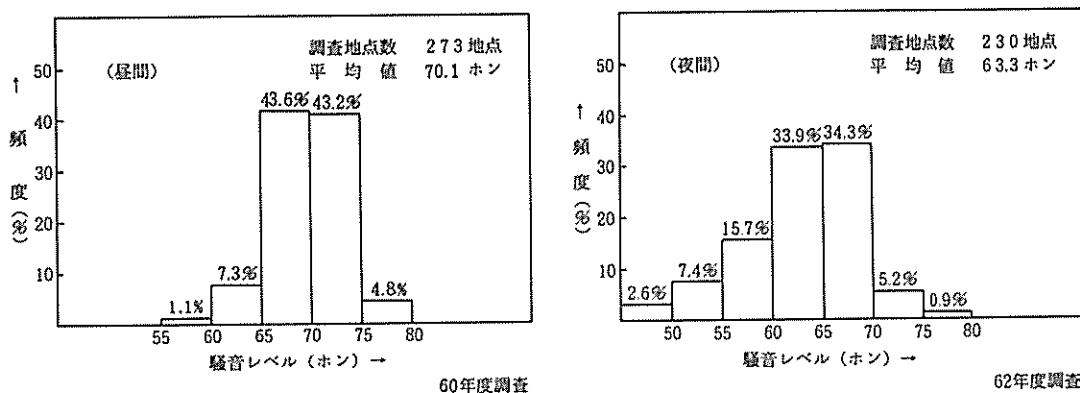


図 3-16 一般幹線道路における自動車騒音の経年変化

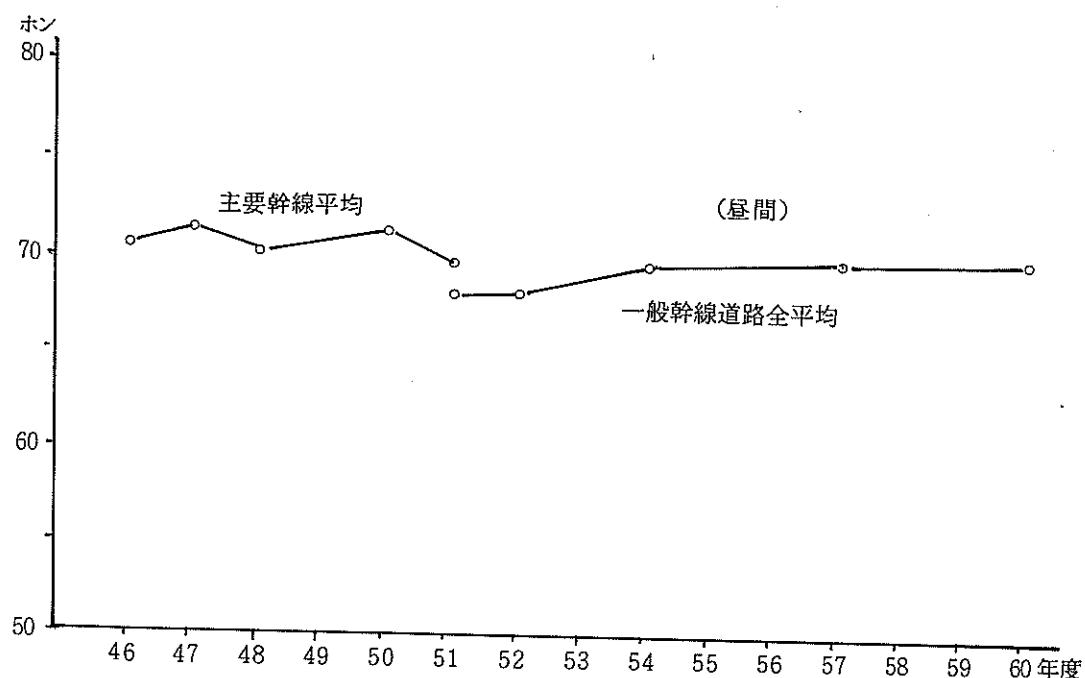


図 3-18 高速道路における騒音レベル別頻度

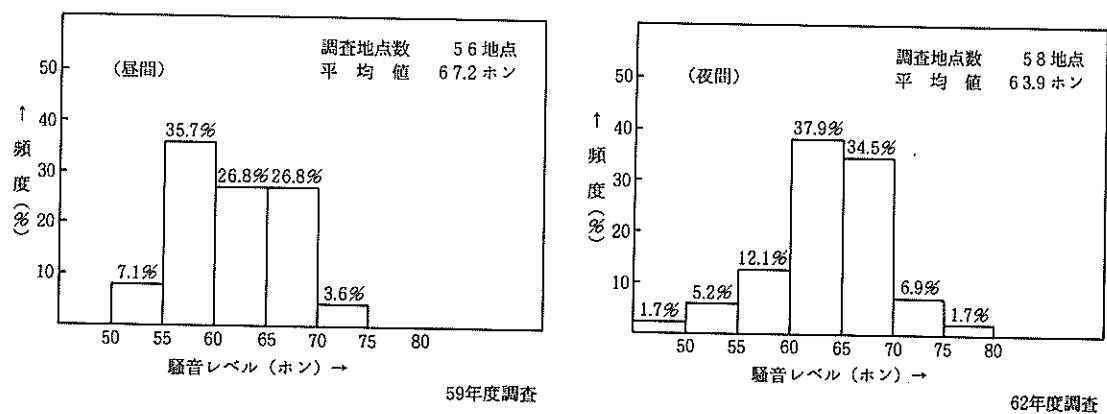


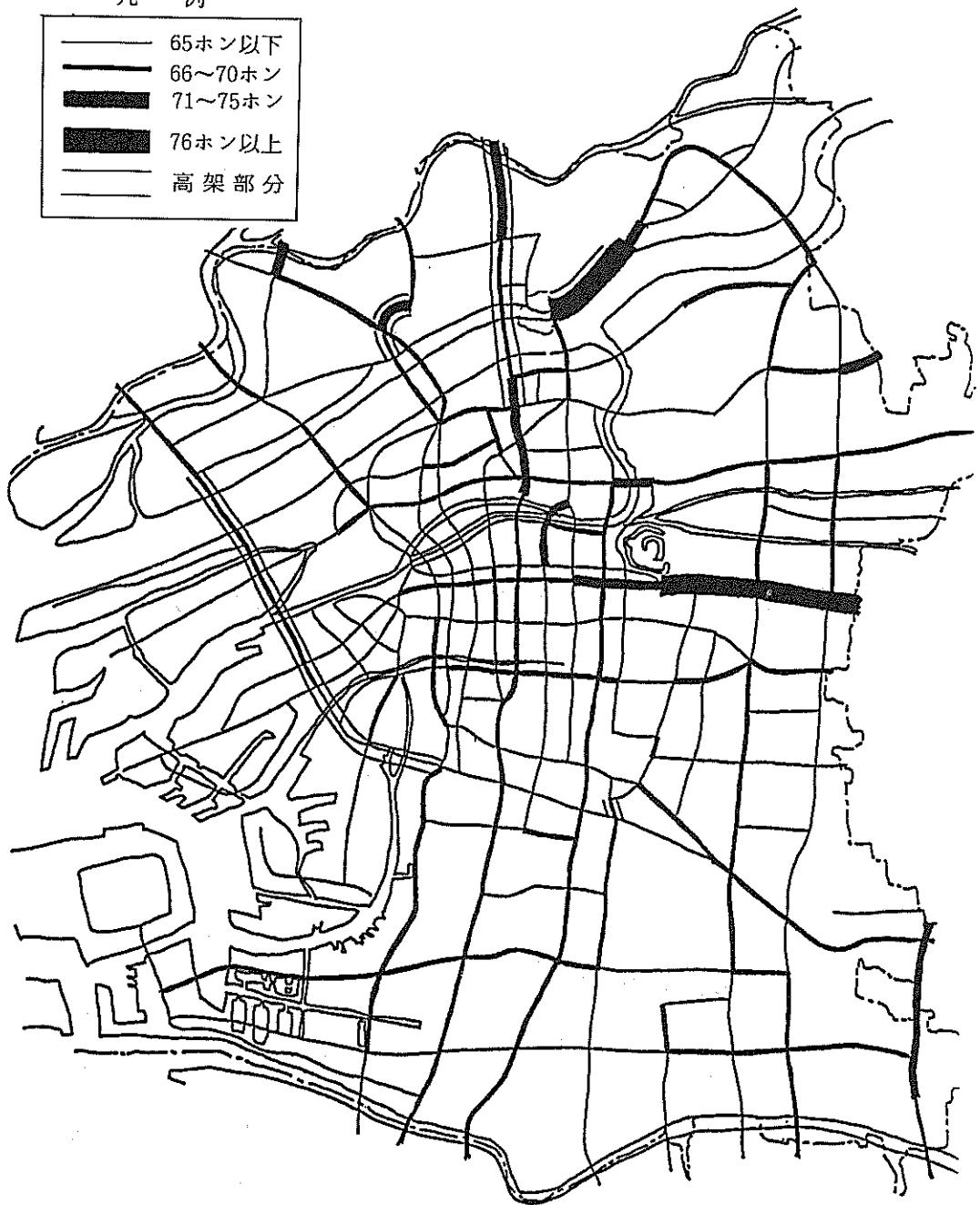
図3-17 一般幹線道路の路線別騒音レベル
①昼間(60年度調査)



②夜間(62年度調査)

凡 例

—	65ポン以下
—	66~70ポン
—	71~75ポン
—	76ポン以上
—	高架部分



(2) 鉄道騒音

新幹線の騒音は東海道新幹線・山陽新幹線とも新大阪駅から離れるに従って、列車速度が増し、騒音も大きくなる。騒音の大きさは東海道新幹線では70～80ホンであり、一部橋梁部分では80ホンを超えるところもみられる。また、山陽新幹線では、鉄桁構造であるため、騒音が大きく、おおむね75～85ホンとなっている。

一方、JR在来線及び私鉄各線の騒音の大きさは、一般に、平地区間ではおおむね80ホン前後であり、高架区間では平地区間よりやや低い程度である。また、レールの継ぎ目やポイント付近では、局地的に騒音の大きい個所もあり、とくに無道床の鉄橋では90ホンを超えるものも相当みられる。

(3) 航空機騒音

大阪国際空港に着陸する航空機は、飛行コースに沿って空港に近づくにしたがい降下するため騒音量は大きくなる。58年10月の運輸省調査によると、市内北端の神崎川付近のコース直下ではWECPNL(うるささ指数)がおおむね83程度であり、淀川南岸付近では74程度の値になっている。

航空機騒音防止の重要な対策の一つとして音源対策があるが、52年度から、B-707やDC-8のような高騒音機が、B-747やL-1011など「エアバス」と称される低騒音大型ジェット機に漸次転換され、58年度からは、第4世代の航空機といわれる低騒音中型ジェット機・B-767がB-727などに替って就航している。これらの低騒音機は、62年度末には、大阪空港に離着陸するジェット機1日200便のうち191便になっている。

航空機の機種別による騒音センター（等音量線）を比較すると図3-19となる。

またジェット機の機種別便数の経年変化を示すと表3-13となる。

図3-19 機種別騒音コンターの比較

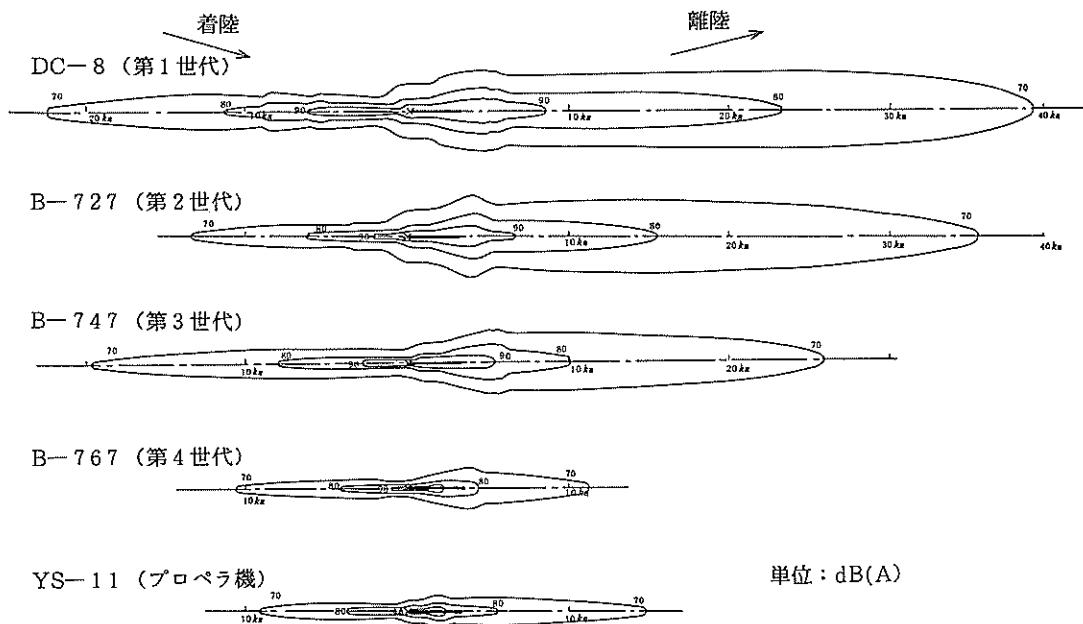


表3-13 機種別便数の経年変化

(便数)

	機種	51年	54年	57年	60年	62年	63年
第1世代	B-707 DC-8	49	20	3	2	0	0
第2世代	B-727 B-737 DC-9-41	63	28	22	7	7	4
第3世代	B-747 DC-10 L-1011	0	47	67	64	60	64
第4世代	(A-300) (MD-80) B-767 A-310	0	3	8	28	34	33

(注) 1. 便数は各年4月の基本ダイヤ(着陸便数)。

2. A-300, MD-80は、第3世代機であるが、第4世代機騒音レベル。

4. 近隣騒音

近隣騒音の発生源は、電気機器、楽器等無数にあり、これらが市内のいたるところに存在している。このため、市民一人ひとりが騒音の被害者になりうるとともに加害者になりうる可能性があり、どこにおいても近隣騒音問題の生じる可能性が普遍化している。生活騒音及び拡声機騒音にかかる苦情件数は、表3-14、表3-15に示すとおりであるが、上記特質を考えると今後増加していくと予測される。

表3-14 生活騒音苦情件数

項目 年度	電気機器	楽器 音響機器	人声・足音 給排水音	ペット	アイドリング 空ぶかし音	その他	計
59	9	2	3	4	0	7	25
60	11	5	9	6	1	13	45
61	6	9	6	4	1	11	37
62	12	7	5	2	3	3	32

表3-15 拡声機騒音苦情件数

項目 年度	商業宣伝目的			その他の 目的	計
	航空機	自動車	商店等		
59	0	0	2	0	2
60	1	2	3	0	6
61	0	0	7	1	8
62	1	2	3	2	8

5. 地域騒音

本市では、市内全域にわたる騒音の概況を把握するため、幹線道路・高速道路沿道を除く一般の地域における騒音（地域騒音）について環境騒音調査を継続的に実施している。

市内全域にわたる地域騒音の概況は、図3-20に示すとおり、昼間でおおむね45～65ポンの範囲で、平均値は54.5ポンであり、夜間はおおむね35～55ポンの範囲にあり、平均値は46.7ポンとなっている。これを用途地域別にみれば図3-21のとおり、昼間では住居系地域から工業系地域まで用途に応じて順次騒音が高くなっているが、夜間では商業地域及び工業専用地域でやや高いレベルがみられるほかは、おおむね似たようなレベルを示している。

地域騒音の主たる騒音源としては、図3-22に示すとおり、自動車の割合が高く、昼間で約48%、夜間では更にこの割合が高まり、約60%を占めている。

また、市内における地域騒音の現状を環境基準と比較すると、図3-23に示すとおり適合率は市内全体で昼間70%、夜間58%となっている。地域別にみると、住居系地域であるA地域では、基準がきびしいことから適合率は低く、昼間で50%、夜間では更に低下して30%にとどまっている。一方、商業系、工業系地域であるB地域では基準の設定がゆるいことから、適合率は昼夜とも97%と高率となっている。

図3-20 地域騒音の騒音レベル別頻度

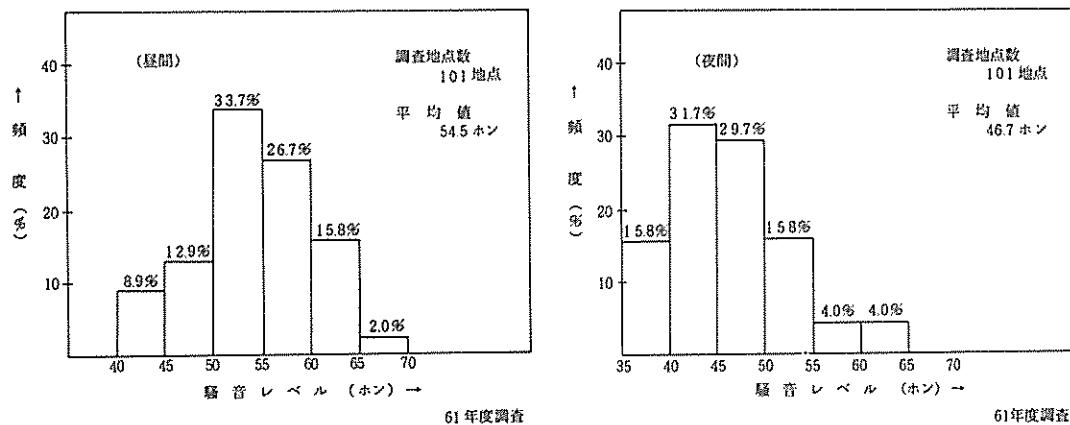


図3-21 用途地域別の騒音レベル平均値

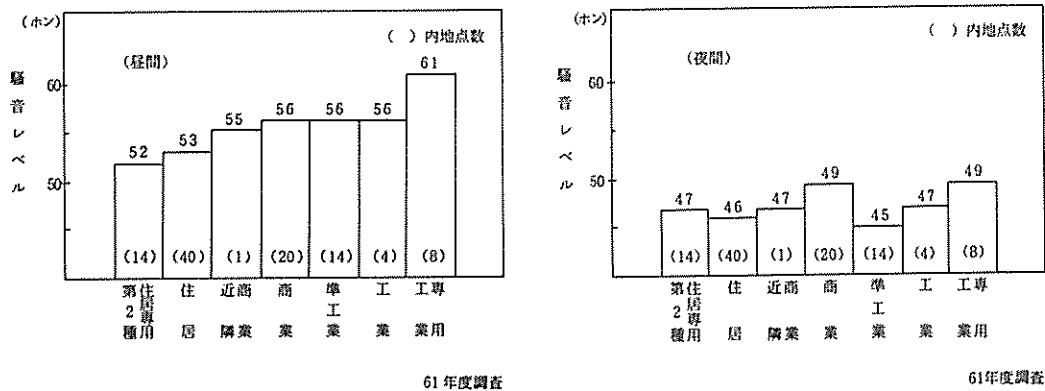


図3-22 主たる騒音源の占める比率

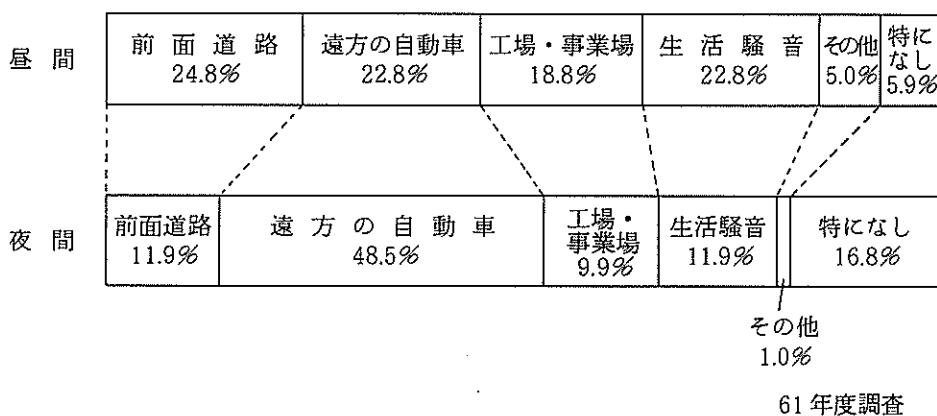


図3-23 地域騒音の環境基準適合状況

類型	環 境 基 準	適 合 率 (%)
A 地域	昼 間	50%
	夜 間	30%
B 地域	昼 間	97%
	夜 間	97%
市内 全体	昼 間	70%
	夜 間	58%

61年度調査

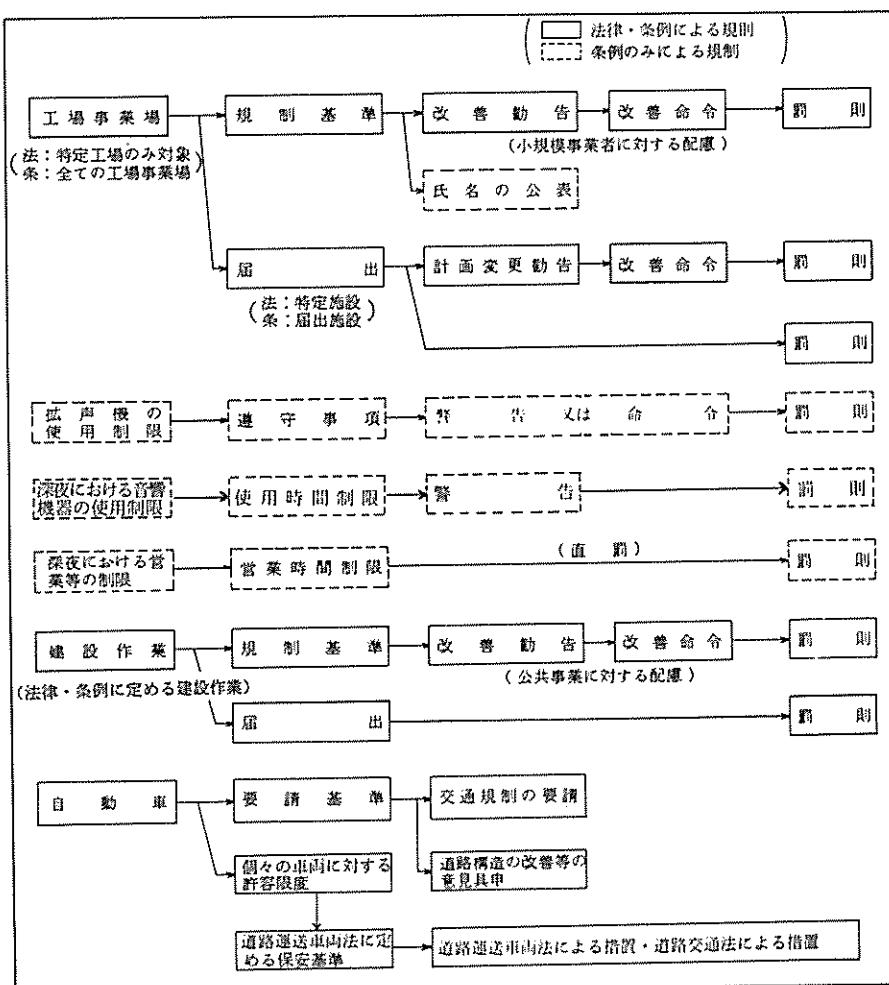
第3節 騒音防止対策

騒音公害は騒音規制法、大阪府公害防止条例により、工場・事業場・建設作業、自動車等、発生源の種類ごとに、各々の特性に応じた規制がなされており、その仕組みの概要は、図3-24のとおりである。

なお、騒音規制法施行令等の改正により、従来、大阪府が行っていた工場・事業場騒音、特定建設作業騒音及び自動車騒音に係る規制地域の指定、規制基準の設定等に関する事務を、61年4月からは本市において実施している。

また、騒音公害は、局地的被害傾向が強く、その影響はある一定範囲に限定されることが多い。従って、騒音公害を抜本的に解決し、静穏な生活環境を築き上げるために発

図3-24 騒音規制法・大阪府公害防止条例による規制の仕組み



生源規制はもとより長期的対策として工場、事業場と住居の分離等の土地利用の適正化を図ることと、交通施設と整合性のある周辺土地利用の実現を図ることが必要である。

1. 工場・事業場騒音対策

工場・事業場騒音について、騒音規制法および大阪府公害防止条例では、表3-16に示す規制基準が設けられており、事業者に対し基準の遵守義務が課せられている。

また、規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損われると認められる場合は、改善勧告及び命令を行うことができる。

なお特定（届出）施設の設置にあたっては、事前に届出義務が課せられている。

本市では、届出の事前審査により騒音公害の未然防止を図るとともに、苦情発生に際しては保健所を中心として工場・事業場への立入調査を実施し、機械の改善、建屋の改善等の防止対策により規制基準の遵守を図るよう規制指導に努めており、その措置内容は図3-9のとおりである。

しかし、対策の推進には、市内各所で住工混在が形成されていること、工場の多くは中小零細企業であること、及び発生源が多様化していることなど種々の問題があるため、多角的な施策の展開が必要となっている。

表3-16 工場・事業場騒音に係る規制基準

(単位：ポン)

区域の区分	用 途 地 域	朝 (午前6時～ 午前8時)	昼 間 (午前8時～ 午後6時)	夕 (午後6時～ 午後9時)	夜 間 (午後9時～ 翌日の 午前6時)
第2種区域	第2種住居専用及び住居地域	50	55	50	45
第3種区域	近隣商業・商業及び準工業地域	60	65	60	55
第4種区域	工業地域（工業専用地域）	65	70	65	60

- (備考) 1. 第4種区域のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第2種区域の境界線から15メートル以内の区域は5ポン減じた値とする。
2. (工業専用地域)は大阪府公害防止条例のみ適用。
3. 用途地域の指定のない地域は第2種区域。

(1) 住 工 分 離

特定（届出）施設の届出時に、特に住居系地域における工場新設、増設については、十分な防音対策を講じるよう指導を行っている。

しかしながら最近では、工業系地域の工場跡地にマンションなどが建設されるケースが相当数あり、新たな住工混在問題が生じている。

このため、計画局をはじめとする関係部局による「住工混在問題連絡調整会議」が組織されており、住工混在に関する諸問題について情報交換と連絡調整を定期的に行っている。

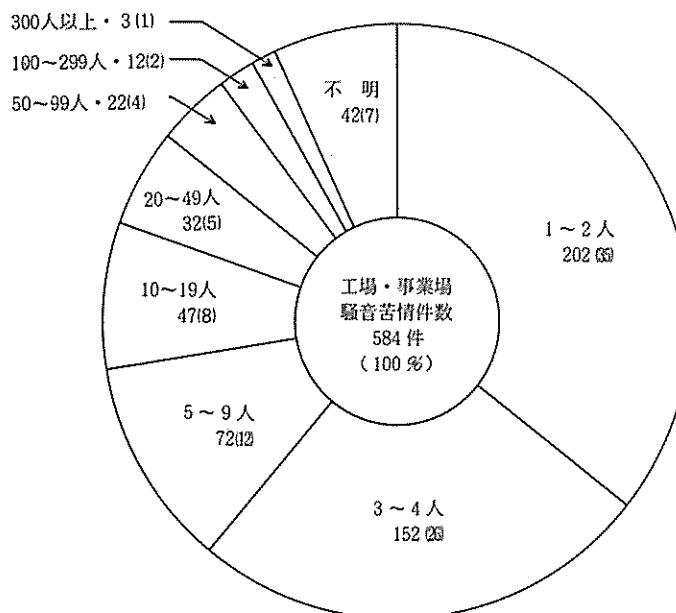
また、住工混在地に立地する工場の適地への移転を促進するために、集団化事業、工場跡地買収事業等が実施されている。

(2) 零細工場

62年度に苦情の対象となった工場・事業場の従業員数別内訳は、図3-25のとおりであり、従業員1～2名のいわゆる生業的な規模のものが約4割、10名以下のものが約7割を占めている。

これら零細工場は、資力、経営内容が脆弱であるため自力で改善を講じることが困難であるケースが多く、このような零細工場に対し、経費負担の軽減、改善措置が早期に実施されることなどを目的として、公害防止設備資金融資制度が整備されている。

図3-25 工場・事業場騒音苦情件数の従業員数別内訳



() 内は%

(3) 深夜営業騒音

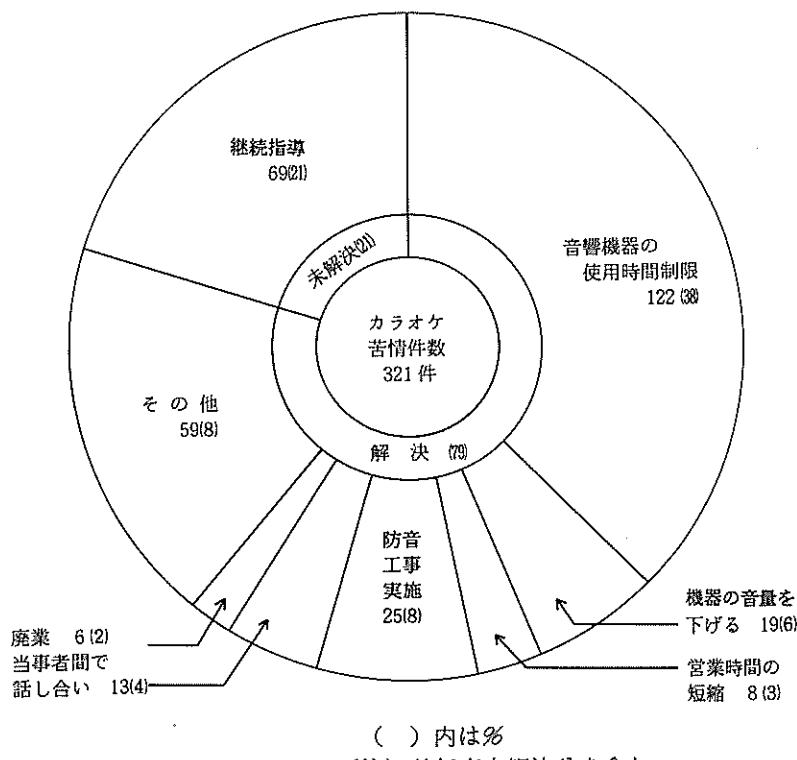
先に現況で述べたように、発生源の非製造業種化、非届出施設化の傾向が年々顕著になってきており、従来の製造工場の大騒音発生源に対する規制を主眼とした規制手法では解決が困難な事例が増加している。

深夜営業騒音の代表的存在であるカラオケ騒音に対しては、大阪府公害防止条例の改正により、58年4月より「深夜における音響機器の使用時間制限」が実施され、市内全域において、午後11時から翌朝6時までの間、カラオケ装置等の音響機器の使用は原則として禁止されている。

この規制条項の啓発と、夜間パトロール等の規制強化により、62年度におけるカラオケに係る苦情の処理概要は、図3-26に示すとおり79%の解決率となっており、その内48%が使用時間制限による解決である。

なお62年度における規制指導活動の状況は、表3-17、表3-18に示すとおりである。

図3-26 カラオケ騒音の措置内容



2. 建設作業騒音対策

特定建設作業は表3-19に示すとおり、機種により音量・作業時間・作業日数が規制されており、これらの特定建設作業には事前に届出の義務が課せられている。

一方、作業に伴って発生する騒音が基準に適合しないことにより周辺の生活環境が著しくそこなわれると認められる場合には、騒音防止の方法の改善または作業時間の変更について勧告及び命令を行うことができる。

本市では、事業者に対し住居の密集した場所でのディーゼルハンマーや鋼球を使用する作業の自粛を要請するとともに作業日数・時間等の短縮、また、周辺住民への事前周知の徹底等未然防止に重点をおいて指導に努めており、とくに環境月間には、パトロール、講習会の開催等により啓発強化を行っている。

表3-17 環境保全課における工場等立入指導等の状況

(62年度)

		工場・事業場等		建設作業
		工場等	カラオケ	
指導工場等総数		1,687	1,204	2,048
内訳	立入指導	1,357	1,200	520
	呼出指導	330	4	1,528
測定件数		2,145	480	110
措置		25	63	17
内訳	改善命令及び改善指導	0	0	0
	指示書交付	25	63	17

表3-18 保健所における立入指導等の活動状況

(62年度)

		立入指導件数	呼出指導件数	測定件数
工場等騒音	法 律	1,243	87	768
	条 例	3,989	209	2,073
	そ の 他	663	38	606
計		5,895	334	3,447

(注)建設作業を含む

表3-19 特定建設作業騒音に係る規制基準

作業名	音量 (ポン)	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間		日曜・休日に おける作業
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	
くい打機・くい抜機 くい打くい抜機	85	午後7時 ～翌日						
びょう打機	80	午前7時 まで	午後10時 ～翌日	10時間を 超えない こと	14時間を 超えない こと	連続6日を 超えないこと		
鋼球を使用して建 築物等を破壊する 作業	80		午前6時 まで					騒音を発生 するもので ないこと
さく岩機	75	午後9時 ～翌日						
コンクリートカッター	75	午前6時 まで						
空気圧縮機（原動 機の定格出力15kw 以上）	75							
コンクリートプラント アスファルトプラント	75							
ブルドーザ・トラクタ ーショベル又はショペ ル系掘削機械	75							

(備考) 1. 音量は敷地境界線から30m地点における値

2. 第1号区域： 住居系地域、近隣商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない
地域並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診
療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地
域

第2号区域：工業地域のうち、前号の地域以外の地域

3. 交通騒音対策

交通騒音対策の目標として、自動車騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音については、環境基準が定められており、その達成と維持のため発生源対策を基本とし各種の施策が講じられている。しかし交通騒音の抜本的解決にあたっては、都市計画的要素を含む長期的、総合的施策の推進が必要である。

このため58年4月には、中央公害対策審議会より「今後の交通公害対策のあり方について」の答申がなされたところであり、同答申によれば、従来実施してきた発生源対策や障害防止対策等を充実強化するとともに、今後講すべき対策として、低公害走行ルートの整備、交通施設の構造改善、周辺土地利用の適正化や望ましい物流体系の実現等の推進について提言がなされている。

(1) 自動車騒音対策

自動車騒音の限度は騒音規制法により、表3-20のように定められており、この限度（要請基準）を超えると、道路周辺の生活環境を著しく損っている場合、公安委員会に対し大型車の通行禁止等の交通規制の措置をとることを要請し、また道路管理者には道路改善等の意見を述べることができるとなっている。

自動車本体の騒音発生量についても騒音規制法により許容限度を定めることとなっているが、自動車の装置や構造等と不可分な関係にあることから道路運送車両法に基づく保安基準により確保されている。

46年以後、加速走行騒音に対し段階的に規制強化が図られており、62年規制により全ての車種に第2段階規制が適用されることとなった。また昭和60年には、二輪自動車及び原動機付自転車を対象として、新たに近接排気騒音規制が導入され、昭和63年には、対象をその他の自動車に拡大して排気騒音の面でも、規制の強化がなされている。これら自動車騒音規制の経緯を表3-21に示す。

しかし、これらの措置のみでは大幅な騒音低減は期待できないため、55年には「幹線道路の沿道の整備に関する法律」が公布され、幹線道路沿道における緩衝建築物の誘導等に関する検討が進められることとなった。

また、自動車公害問題全般については「大阪自動車公害対策推進会議」（第1章記載）で、道路交通騒音問題の防止に関しては「道路交通騒音振動対策連絡会」で検討を進めている。

なお、阪神高速道路公団においては、沿道の民家防音工事助成を51年より実施しており、その実施状況は、表3-22のとおりである。

表3-20 自動車騒音の限度（要請基準）

中央値（単位：ポン）

区域の区分	用途地域	車線数の別	朝 (午前6時～午前8時)	昼間 (午前8時～午後6時)	夕 (午後6時～午後9時)	夜間 (午後9時～翌日の午前6時)
第2種区域	第2種住居専用地域 住居地域	1車線を有する	55	60	55	50
		2車線を有する	65	70	65	55
		2車線を越える	70	75	70	60
第3種区域 及び 第4種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 (工業専用地域)	1車線を有する	65	70	65	60
		2車線を有する	70	75	70	65
		2車線を越える	75	80	75	65

（備考）1. （工業専用地域）は大阪府公害防止条例のみ適用。

2. 用途地域の指定のない地域は第2種区域。

表 3-21 自動車騒音規制の経緯

① 定常走行及び加速走行騒音

(単位: ホン)

規制内容		定常走行及び 排気騒音※		一加 速		走 行		規 則		音 響		第2段階規制の 適用時期		
規制年	昭和46年 4 6 年 規制	51・52年 規制	53年規制	54年規制	55年規制	56年規制	57年規制	58年規制	59年規制	60年規制	61年規制	62年規制	新 規 制 生 産 車	
環境告示		50. 9. 4 第 33 号 第 4 号 第 41 号 第 74 号 第 90 号 第 93 号 第 50 号 第 50 号	53. 1. 30 第 33 号 第 4 号 第 41 号 第 74 号 第 90 号 第 93 号 第 50 号 第 50 号	55. 9. 10 第 33 号 第 4 号 第 41 号 第 74 号 第 90 号 第 93 号 第 50 号 第 50 号	56. 8. 26 第 33 号 第 4 号 第 41 号 第 74 号 第 90 号 第 93 号 第 50 号 第 50 号	57. 9. 23 第 33 号 第 4 号 第 41 号 第 74 号 第 90 号 第 93 号 第 50 号 第 50 号	59. 10. 20 第 33 号 第 4 号 第 41 号 第 74 号 第 90 号 第 93 号 第 50 号 第 50 号	59. 10. 19 第 33 号 第 4 号 第 41 号 第 74 号 第 90 号 第 93 号 第 50 号 第 50 号	60. 9. 25 第 33 号 第 4 号 第 41 号 第 74 号 第 90 号 第 93 号 第 50 号 第 50 号	60. 9. 19 第 33 号 第 4 号 第 41 号 第 74 号 第 90 号 第 93 号 第 50 号 第 50 号	60. 9. 25 第 33 号 第 4 号 第 41 号 第 74 号 第 90 号 第 93 号 第 50 号 第 50 号	60. 9. 19 第 33 号 第 4 号 第 41 号 第 74 号 第 90 号 第 93 号 第 50 号 第 50 号	60. 9. 25 第 33 号 第 4 号 第 41 号 第 74 号 第 90 号 第 93 号 第 50 号 第 50 号	新 規 制 生 産 車
自動車の種類	運輸省令 第 67 号 第 91 号	45.12.4 第 35 号 第 5 号 第 27 号	50. 9. 5 第 35 号 第 5 号 第 27 号	53. 2. 4 第 35 号 第 5 号 第 27 号	55. 9. 11 第 35 号 第 5 号 第 27 号	56. 8. 27 第 35 号 第 5 号 第 27 号	57. 9. 30 第 35 号 第 5 号 第 27 号	59. 10. 29 第 35 号 第 5 号 第 27 号	59. 10. 19 第 35 号 第 5 号 第 27 号	60. 9. 25 第 35 号 第 5 号 第 27 号	60. 9. 25 第 35 号 第 5 号 第 27 号	60. 9. 25 第 35 号 第 5 号 第 27 号	60. 9. 25 第 35 号 第 5 号 第 27 号	
普通自動車、 小型自動車及 び轻自動車	車両重量が 3.5t を 超え、騒音規の最高出力 が 200W を超えるもの	大型バス 大型貨物 大型特殊	8.0	9.2	8.9	8.6							59.10 第 33 号 第 4 号 第 41 号 第 74 号 第 90 号 第 93 号 第 50 号 第 50 号	60. 9 第 33 号 第 4 号 第 41 号 第 74 号 第 90 号 第 93 号 第 50 号 第 50 号
(準)自動車の 車両重量が 3.5t を 超え、騒音規の最高出力 が 200W 以下のもの	車両重量が 3.5t を 超え、騒音規の最高出力 が 200W 以下のもの	中型車	7.8	8.9	8.7	8.6							60.10 第 33 号 第 4 号 第 41 号 第 74 号 第 90 号 第 93 号 第 50 号 第 50 号	61. 9 第 33 号 第 4 号 第 41 号 第 74 号 第 90 号 第 93 号 第 50 号 第 50 号
用に供する乗 車定員10人以 下の自動車及 び二輪自動車 を除く。)	車両重量が 3.5t を 超え、騒音規の最高出力 が 200W 以下のもの	小型全輪駆動車	7.4	8.5	8.3	8.1							61.12 第 33 号 第 4 号 第 41 号 第 74 号 第 90 号 第 93 号 第 50 号 第 50 号	62. 11 第 33 号 第 4 号 第 41 号 第 74 号 第 90 号 第 93 号 第 50 号 第 50 号
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下 の普通自動車、小型自動車及び軽自動車 (二輪自動車を除く)	車両重量が 125cc を超えるもの	乗用車	7.0	8.4	8.2	8.1	7.8						59.10 第 33 号 第 4 号 第 41 号 第 74 号 第 90 号 第 93 号 第 50 号 第 50 号	60. 9 第 33 号 第 4 号 第 41 号 第 74 号 第 90 号 第 93 号 第 50 号 第 50 号
二輪の普通自動車及び軽自動車 (免許騒音が 125cc を超えるもの)	車両重量が 50cc 以上	小型	7.4	8.6	8.3	7.8							60.10 第 33 号 第 4 号 第 41 号 第 74 号 第 90 号 第 93 号 第 50 号 第 50 号	61. 9 第 33 号 第 4 号 第 41 号 第 74 号 第 90 号 第 93 号 第 50 号 第 50 号
原動機付自転車 0.25kW 以下のもの	排気量50cc以下	軽	7.0	8.2	7.9	7.5							61.10 第 33 号 第 4 号 第 41 号 第 74 号 第 90 号 第 93 号 第 50 号 第 50 号	62. 9 第 33 号 第 4 号 第 41 号 第 74 号 第 90 号 第 93 号 第 50 号 第 50 号
全ての自動車(常時)			8.0	8.0									59. 4 第 33 号 第 4 号 第 41 号 第 74 号 第 90 号 第 93 号 第 50 号 第 50 号	60. 3 第 33 号 第 4 号 第 41 号 第 74 号 第 90 号 第 93 号 第 50 号 第 50 号
(参考) 車中 [] は、「自動車騒音の音響測度の長期燃費規制」に基づく第2段階規制の適用を示す。														

定常走行騒音：騒音規の回転数が最高出力時の 6.0% (または 3.5 Km/h) で走行時の騒音 (測定位置は、車両中心から左方 7.0m、高さは 1.2m)

排気騒音：騒音規の回転数が最高出力時の 6.0% (または 5.0 Km/h) で走行時の騒音 (測定位置は、車両中心から左方 7.5m)

加速走行騒音：騒音規の回転数が最高出力時の 7.5% (または 5.0 Km/h) で走行時の騒音 (測定位置は、車両中心から左方 7.5m)
近接排気騒音：騒音規の回転数が最高出力時の 7.5% (二輪自動車及び軽自動車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分 5千回転を超えるものは 5.0%) で無負荷運転されている状態から
加速ペダルを急遽に放し、又は取り弁を急遽に閉じる場合における騒音 (測定位置は、排気管の外側 4.5 度、排気管から 0.5m、高さは排気管中心と同じ) (排気管高さが 0.2 m の場合は 0.2 m)
なお、近接排気騒音の規制は、国産車は昭和 46 年 4 月以降生産された新型車及び新規が対象になっており、輸入車は昭和 61 年 6 月から、輸入車は昭和 64 年 4 月から運用される。
※近接排気騒音規制を受ける車種については、排気騒音規制から近接排気騒音規制に移行。

② 排氣騒音及び近接排氣騒音 (単位: ボン)

(単位: ホン)

規制内容		排気騒音※		近接排気騒音		音	
規制年	昭和28年規制	46年規制		第50号第1号	63.1.29	適用時期	
規制年	現行告示	26.7.28	46.12.4	60.9.25	63.1.29	適用	規制
規制年	過渡管	第67号	第91号	第31号	第1号	規制	
自動車の種類	普通乗用自動車、小型自動車及び軽自動車(これら乗用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車を除く。)	車両総重量が3.5トンを超えて、原動機の最高出力が200馬力を超えるもの	大型バス 大型貨物特殊車	80	107	64.6	
		車両総重量が3.5トンを超えて、原動機の最高出力が200馬力以下のもの	中型車	78	105		
		車両総重量が3.5トン以下のもの	小型車 小型全輪駆動車	74	103		
		車両の用に供する乗車定員10人以下の普通乗用車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)	乗用車	70	103		
		二輪の小型自動車及び二輪自動車(排气量が125ccを超えるもの)	小型車 軽	74	99	63.6	
		排气量50cc以上	排气量50cc以下	70	95	国産車 61.6 輸入車 64.4	
		排气量25cc以下	排气量25cc以上	35		会社の自動車(等級)	

音：二輪自動車及び原動機付自動車においては原動機の回転数が最高出力時の 7.5% ～ 10% 程度で無負荷運転されている状況から加速ペナルを急速に放し、又は取り扱いを急速に停止する場合における聲音（測定位置は、排気管の外側 45 度、排气管から 0.5 m の所）

その他の自動車については、駆動機の回転数が最高出力時の1/5まで一定に保たれればからスロットルが急速に開じられる場合は、最高燃費レベルが得られる。

卷之三

近世日本音楽批評における新曲について(1)

(2) 鉄道騒音対策

鉄道騒音対策のうち、新幹線鉄道については、50年7月に「新幹線騒音に係る環境基準」が設定され、発生源者の責務として音源対策による環境基準の達成、もしくはそれが困難な区域では、障害防止対策としての家屋の防音工事等を行うこととされた。これをうけてJRでは、防音壁の設置、鉄橋の防音カバー、パラストマットの敷設等の音源対策を実施し、また54年からは民家防音工事の助成等の障害防止対策に着手しており、実施状況は表3-22のとおりである。

一方、JR在来線、私鉄各線の騒音については、現在のところ環境基準の設定等制度的な措置は行われていないが、鉄道側において、ロングレール化や路床のつき固めなどを行って騒音低減をはかっており、本市においても鉄橋等特に騒音の著しい個所については改善の指導に努めている。

(3) 航空機騒音対策

航空機騒音対策については、48年12月に「航空機騒音に係る環境基準」が設定され、音源対策ならびに周辺対策がすすめられている。

これらの対策は、図3-27に示すとおり、大部分は国（運輸省）が行うものである。58年12月時点の「環境基準10年目標の達成状況」では、各種対策により、大阪国際空港における騒音影響地域（WECPNL75以上の地域）が、48年の基準設定当時に比べ面積で60%以上縮少している。また、これらの地域の民家防音工事については、60年度末でおおむね完了している。

本市においては、航空機騒音による住民被害の解消をはかるため、大阪国際空港騒音対策協議会（11市協）に加盟し、周辺都市と協調しながら諸対策の積極的な推進に取り組んでいる。一方、国の補助を受けて、48年度から進めてきた共同利用施設は、現在10施設が完成している。また49年度から実施してきた民家防音工事は、表3-22のとおりである。

図3-27 航空機騒音対策の実施機関

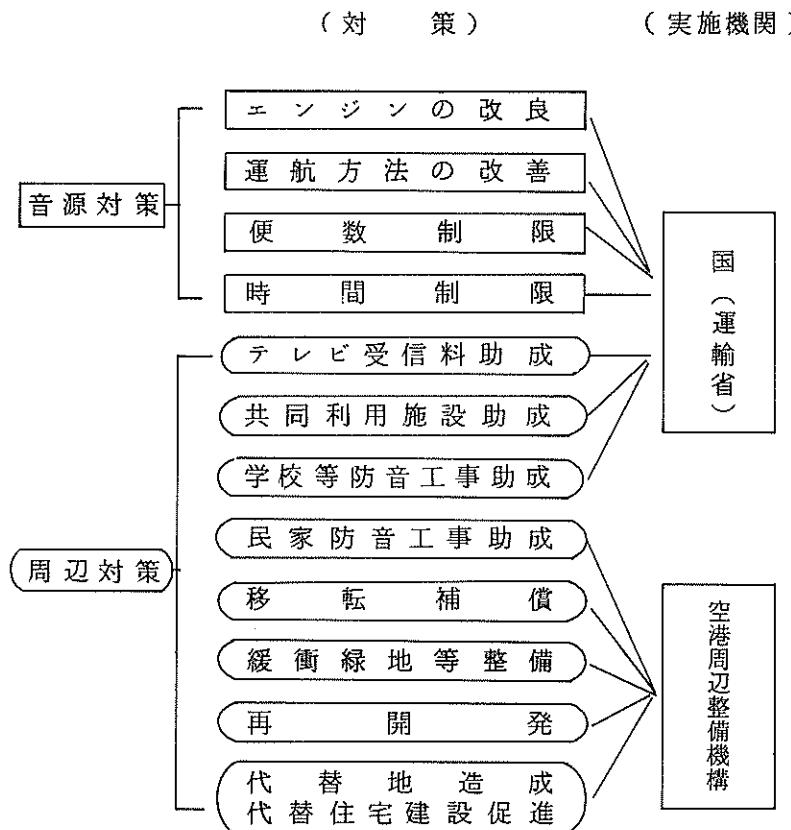


表3-22 交通騒音の障害防止対策（民家防音工事助成）

種別	根拠法令等	民家防音工事助成対象	実施戸数(本市分)
自動車騒音 (阪神高速道路)	「高速自動車国道等の周辺における自動車交通騒音に係る障害防止について」昭和51建設省都市局長、道路局長通達	夜間60ホン以上 (中央値)	2,598戸 (昭51～昭63.3)
航空機騒音 (大阪国際空港)	「公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」昭和42法律第110号	WECPNL 75以上	16,931戸 (昭49～昭63.3)
新幹線鉄道騒音 (東海道・山陽) (新幹線)	「新幹線鉄道騒音対策要綱」昭和51閣議了解	76ホン以上 (上位半数パワー平均)	2,261戸 (昭54～昭63.3)

4. 近隣騒音対策

近年、都市化の進展、生活様式の多様化、音響機器の普及、市民の快適な生活環境に対する要求の高まり等に伴い、深夜飲食店からのカラオケ音、拡声機による商業宣伝放送、一般家庭からのピアノ・クーラー等の生活騒音や教育施設から発生する音に代表される近隣騒音が大きな社会問題となってきている。

そこで、環境庁では「近隣騒音対策研究会」を設置し、その検討結果をふまえ59年9月に今後の取り組み方針を発表している。

その中で、特に生活騒音問題は「法律・条例等による一律の規制になじまず、基本的には一人ひとりのモラル・マナーによるところが大きく、都市における住まい方と密接につながるところから、トラブルが生じにくいような健全な近隣関係の形成が望まれる。このため、今後とも騒音防止に関する啓発活動を進めるとともに、相談窓口等行政側の体制を整備・充実することが必要である。また、中長期的課題としては、家庭用機器あるいは住宅設備の低騒音化、住宅の遮音性能の向上等があげられる。」としている。

本市においても、現在、啓発活動としてパンフレットの配付や表3-23のとおりオートスライドを使用した市民対象の啓発講習会を開催する一方、苦情に対しては、必要に応じて相談を受けている。また、61年度は環境庁の委託を受け、近隣騒音対策モデル事業を実施した。今後は、全市的な住民意識や実態の把握を図り、生活騒音防止に関する総合的体系的施策の検討を進めていく。

商業宣伝用の拡声機の放送については、大阪府公害防止条例により使用時間、音量等が規制されており、これに基づき指導、苦情処理等を行っている。

表3-23 生活騒音防止啓発講習会実施状況

年 度	実 施 回 数 (回)	参 加 人 数 (人)
5 9	4	170
6 0	9	406
6 1	12	558
6 2	19	1,073

5. 低周波空気振動対策（低周波音対策）

低周波空気振動については、その定義や評価方法等が、十分確立されているとはいはず、それらの確立が急がれるところである。国においては51年度から実態調査及び人体影響を中心とした調査研究を進めてきており59年12月調査報告書がまとめられた。

本市においても、現在環境中における低周波空気振動の実態の把握とともに、より信頼性のある測定方法の検討のための調査研究を実施している。

第4節 振動公害

1. 振動公害の現況

振動公害は、騒音公害と基本的性質及びその影響など多くの点できわめて類似しており、発生源についても同一施設から同時に発生する場合が多く、発生源の分類、規制の仕組みなどすべての点において、騒音公害の場合とほぼ同様である。

一方、振動公害と騒音公害の相違点では、騒音は家屋内で平均10dB以上の減衰が期待できるのに対し、振動は逆に増幅される場合が多い。また振動による苦情の内容では生活妨害の訴えは騒音の場合と同様であるが、それ以外に壁、タイル等のヒビ割れ、戸、障子等建付の狂いなど物質的被害がみられるなどの点があげられる。

振動公害の発生源は次のとおり分類される。

- ① 工場・事業場振動
- ② 建設作業振動
- ③ 交通振動
 - (ア) 自動車振動
 - (イ) 鉄道振動

なお、振動の大きさの目安を示せば、表3-24のとおりである。

表3-24 振動の大きさの目安

振動レベル(dB)	震度階	振動の感じ方等
55以下	0：無震	
55～65	I：微震	静止している人にだけ感じる
65～75	II：軽震	一般の人が感じ、戸や障子がわずかに動く
75～85	III：弱震	家屋が動搖し、電灯、器中の水面の動搖が分かる
85～95	IV：中震	家屋の動搖が激しく、すわりの悪い器物が倒れる
95～105	V：強震	家屋の壁にき裂が生じ、墓石、石灯ろうが倒れる
105～110	VI：烈震	木造家屋が30%以下倒壊する
110以上	VII：激震	木造家屋が30%以上倒壊する

表3-25 振動関係苦情件数

年 度	58	59	60	61	62
件 数	98	129	140	136	136

振動公害に係る苦情件数をみると、表3-25に示すとおり62年度では136件となっており、その内訳は、図3-28に示すとおりで工場・事業場及び建設作業に係る苦情が多く約80%を占めている。特に建設作業に係る苦情は近年増加の一途を示し62年度においては工場・事業場に係る苦情を上まわった。

なお、苦情解決への措置内容は図3-29のとおりである。

振動公害は振動規制法及び大阪府公害防止条例により規制が行われており工場、事業場、特定建設作業及び道路交通振動が対象となっている。

工場・事業場及び特定建設作業については、特に大きな振動が発生する施設を特定（届出）施設として定め届出が義務づけられている。届出施設は第3章騒音の表3-2、表3-5で示したとおりである。62年度における振動規制法および大阪府公害防止条例に基づく工場・事業場並びに特定建設作業の届出状況は、表3-26、表3-27に示すとおりとなっている。

表3-26 振動規制法、大阪府公害防止条例（振動）に基づく特定（届出）施設届出件数

種別 法令区分	年度		58		59		60		61		62	
	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例
設 置 届	27	82	25	85	33	65	35	94	27	64		
使 用 届	10	12	14	22	9	12	6	7	5	6		
数 の 変 更 届	24	27	24	36	12	19	19	28	22	14		
振動防止の方法 変 更 届	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0		
使 用 の 方 法 変 更 届	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—		
氏 名 等 変 更 届	26	118	66	83	57	82	100	119	132	160		
全 廃 届	10	21	17	18	23	49	18	25	16	55		
承 繼 届	0	13	4	4	23	43	4	6	20	24		
計	97	273	151	248	157	270	182	280	222	323		

図3-28 振動関係苦情件数の内訳

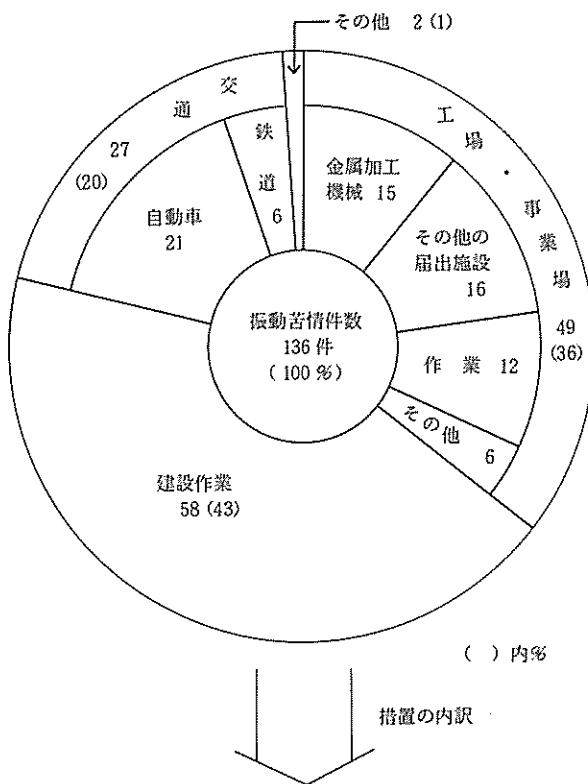


図3-29 措置内容

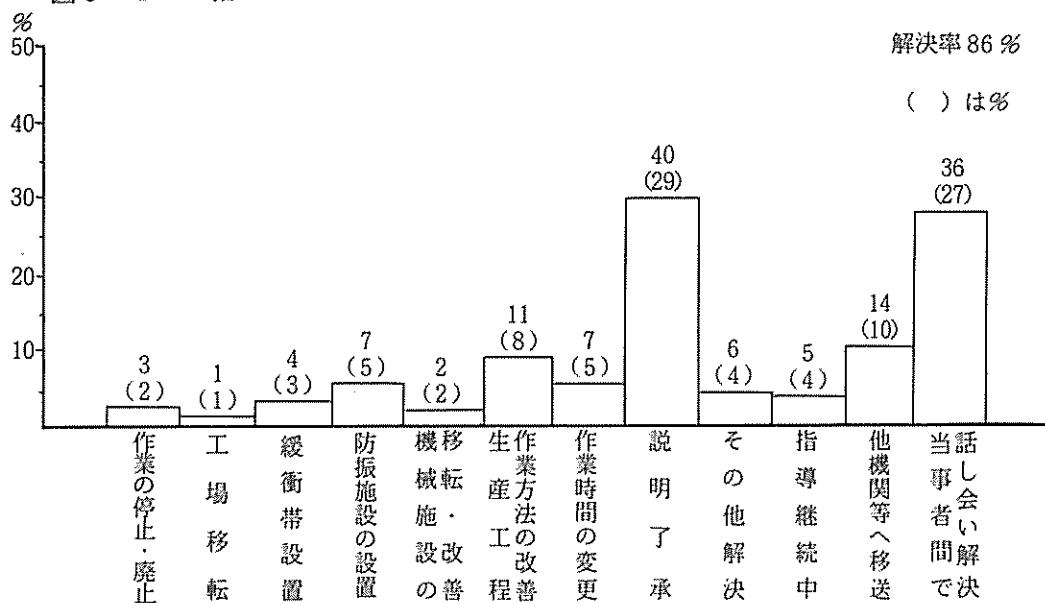


表3-27 振動規制法及び大阪府公害防止条例に基づく特定建設作業届出件数

作業内容	年 度	58	59	60	61	62
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を含む)	275	216	247	256	236	
2. 鋼球を使用する破壊作業	0	0	1	0	2	
3. 補装版破碎機を使用する作業	1	0	0	1	0	
4. ブレーカー(手持式を除く)を使用する作業	860	741	729	690	781	
5. ブルドーザー又はショベル系掘削機械を使用する作業	4,084	4,435	4,770	5,017	5,774	
計	5,220	5,392	5,747	5,964	6,793	

2. 振動防止対策

振動規制法並びに大阪府公害防止条例による振動に係る規制の仕組みは図3-30のとおりであり、また、各種の基準は表3-28～表3-30に示すとおりである。

61年4月からは、振動規制法施行令等の改正により規制地域の指定、規制基準の設定等に関する事務を本市で行っている。

一方、振動公害の防止対策としては、工場・事業場振動では防振ゴム・金属バネ・空気バネ・吊基礎等による防振、建設作業振動では建設機械の改良・ベントナイト工法等の低振動工法の採用などが多くみられる。また、道路交通振動では路面補修等により解決される例が多くみられ、鉄道振動ではロングレール化・バラストマットの敷設などが主として行われている。

これらの振動防止のための対策は、同時に、騒音の低減にも有効となる場合が多く、本市では、騒音対策とあわせて、規制指導を行っているが、今後はさらに各種機械や建設作業に関する振動低減の技術開発並びに道路交通振動に対する大型重量車両の交通規制など、発生源対策や周辺対策をも含めた総合的な対策が望まれる。

なお、62年度における規制指導活動状況は表3-31、表3-32に示すとおりである。

図3-30 振動規制法・大阪府公害防止条例による規制の仕組み

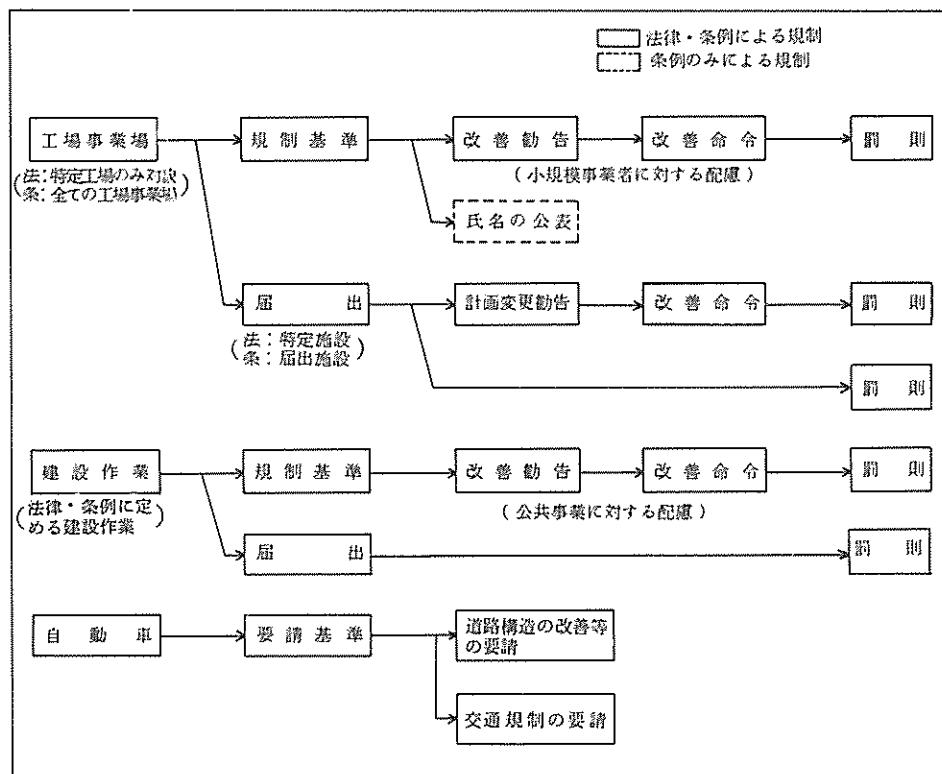


表3-28 工場・事業場振動に係る規制基準

(単位: dB)

区域の区分	用 途 地 域	昼 間 (午前6時～午後9時)	夜 間 (午後9時～翌日の午前6時)
第1種区域	第2種住居専用・住居地域	60	55
第2種区域(I)	近隣商業・商業・準工業地域	65	60
第2種区域(II)	工業地域（工業専用地域）	70	65

- (備考) 1. 第2種区域(II)のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第1種区域の境界線から15メートル以内の区域は5dB減じた値とする。
 2. (工業専用地域)は大阪府公害防止条例のみ適用。
 3. 用途地域の指定のない地域は第1種区域。

表3-29 特定建設作業振動に係る規制基準

振動の大きさ	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間	日曜休日における作業
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
75dBを超えること	午後7時 ～ 午前7時	午後10時 ～ 午前6時	10時間 を超えること	14時間 を超えること	連続6日 を超えること	振動を発生するものでないこと

(備考) 1. 振動の大きさは敷地境界線における値。商業地域

2. 第1号区域： 住居系地域、近隣商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域

第2号区域： 工業地域のうち、前号の地域以外の地域

表3-30 道路交通振動の限度（要請基準）

80%レンジ上端値(単位: dB)

区域の区分	用 途 地 域	昼 間 (午前6時～午後9時)	夜 間 (午後9時～翌日の午前6時)
第1種区域	第2種住居専用・住居地域	65	60
第2種区域	近隣商業・商業・準工業・工業・(工業専用)地域	70	65

(備考) 1. (工業専用地域)は大阪府公害防止条例のみ適用。
2. 用途地域の指定のない地域は第1種区域。

表3-31 環境保全課における工場等立入等指導状況

(62年度)

		工 場 等	建 設 作 業
指 導 工 場 等 総 数		1,068	1,672
内 訳	立 入 指 導	799	517
	呼 出 指 導	269	1,155
測 定 件 数		1,458	3
措 置		4	14
内 訳	改善命令及び改善勧告	0	0
	指 示 書 交 付	4	14

表3-32 保健所における立入指導等活動状況

(62年度)

		立入指導件数	呼出指導件数	測定件数
工場等振動	法 律	794	40	297
	条 例	618	42	253
	そ の 他	92	6	133
	計	1,504	88	683

(注) 建設作業を含む。

第4章

地盤沈下



第4章 地盤沈下

第1節 地盤沈下の現況

1. 地盤沈下の概要

大阪の地盤沈下の歴史は古く、昭和3年に旧陸軍陸地測量部（現国土地理院）が水準測量に基づいて、西大阪に地盤変動が起りつつあることを指摘して以来注目されるようになり、9年の室戸台風による高潮で西大阪一帯が浸水するなど甚大な被害をうけ、大きな社会問題となった。これを契機に、本市では地盤沈下の原因の究明とその状況を把握するため、多くの水準点を設け、水準測量による調査を実施してきた。

大阪の地盤沈下は、10年から17年頃においては、臨海工業地域を中心に進行し、年間沈下量の最大は16cmを示したが、戦災を受けた20年前後には一時停止した。その後、25年頃から再び沈下が激しくなり、35年のピーク期には20cm以上の年間沈下を記録している。現在までの累積沈下量は図4-1に示すとおりで、臨海部では2m以上を示している。主要地点の累積沈下量及び地下水位の変動は図4-2に示すとおりであるが、地下水採取規制をはじめとする諸対策の推進により38年以降は沈下が鈍化し、最近ではほとんど停止している。

2. 地盤沈下等の状況

62年度に実施した地盤沈下調査水準測量の概要是表4-1のとおりで、観測結果は表4-2のとおりで最大沈下量は1.92cmみられたが全般的に沈静化の傾向にある。

表4-3は、市内各区の主要地点について、地盤沈下の著しかった36年当時の年間変動量と、最近5カ年の変動量及び観測開始から62年までの累計変動量を示しているが、最近は沈静化の傾向がよく認められる。

表4-4は、地盤沈下に密接に関係する地下水位の観測結果で、市内11か所15本の観測井において各被圧帶水層における地下水位の変動状況を自記水位計により観測を行っている。62年度の地下水位は一部を除き上昇を示し、その最大は生野Aの0.59mであった。

図4-1 大阪市内の累積沈下等量線推定図
(10~62年累計、単位cm)

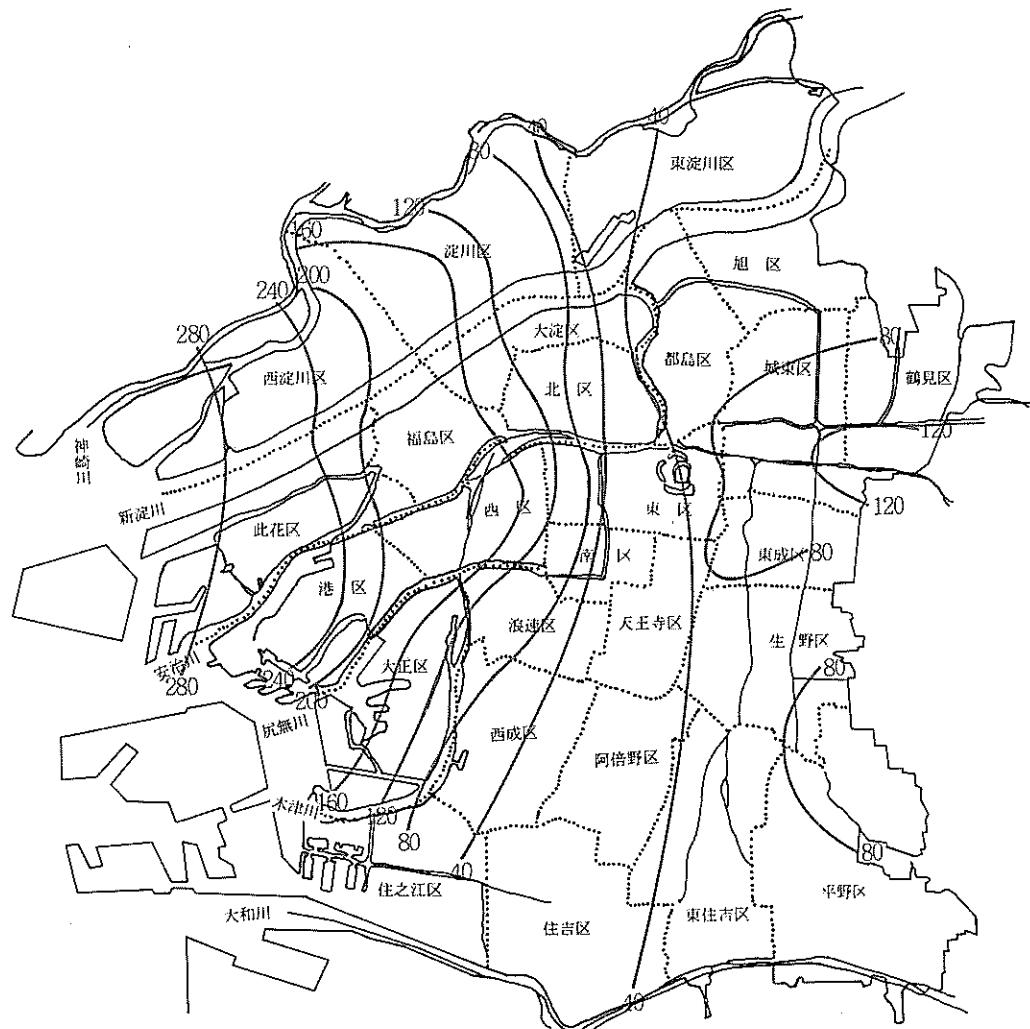


図4-2 大阪市における地盤沈下および地下水位の経年変化図

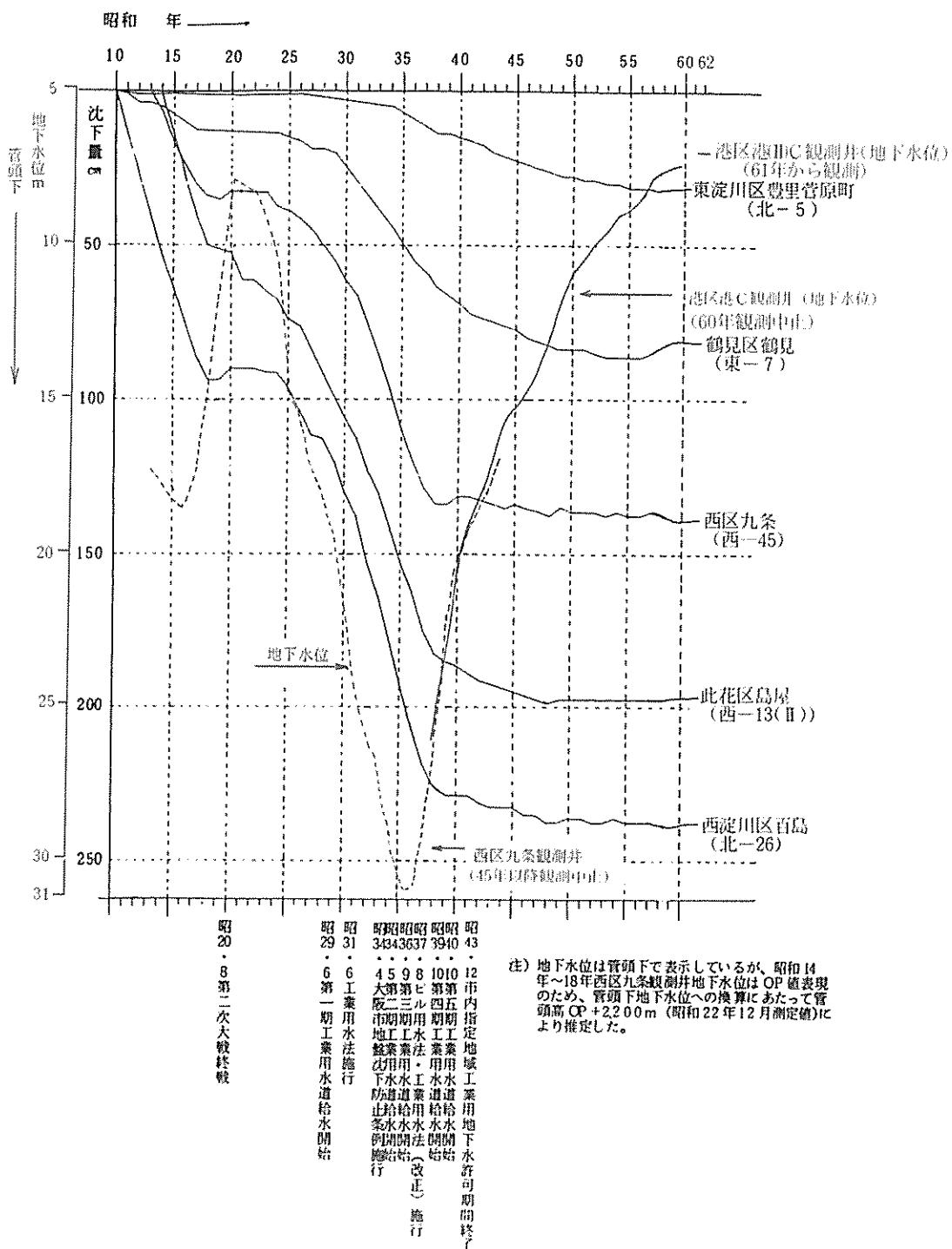


表4-1 62年度 水準測量の概要

事 項	内 容
測量種類	一級水準測量
観測水準点	170点
観測時期	62年10月～12月
観測作業	幹線ルートの一部は国土地理院が実施し、残部及び支線ルートは同院指導による公共測量として実施。
観測延長	国土地理院実施分 39km 大阪市実施分 189km 総 延 長 228km
観測原点	基21号・上町原標・国分原標・泉南原標

表4-2 大阪市各区の水準点の年間変動量分布ならびに年間最大沈下量

区分	観測水点数	水準点の年間変動量分布					年間最大沈下量	
		+1cm以上	+1~0	0~-1	-1~-2	-2cm以上	沈下量(cm)	所在地(水準点番号)
北	5			5			0.58	野崎町(国-238(III))
都島	5			3	2		1.52	東野田町4-15(東-8)
福島	4(1)		1	1	1		1.92	福島1-1(国-237(II))
此花	12(2)			3	7		1.71	北港1-1(西-14(II))
東	6			6			0.56	大阪城3(中-28)
西	7			7			0.81	九条南4-7(国-231(III))
港	14			8	6		1.66	石田3-1(西-54(II))
大正	10(1)			6	3		1.28	鶴町2(西-72)
天王寺	2			2			0.38	生玉町13(国-234(III))
南	0							
浪速	4			4			0.70	恵美須西1-2(国-235)
大淀	2			1	1		1.03	長柄東3(毛馬(III))
西淀川	12			5	7		1.29	姫島4-14(国10696(III))
淀川	11(1)			9	1		1.43	十三元今里1-1(北-34)
東淀川	13			10	3		1.20	西淡路3-14(北-41)
東成	5			5			0.84	中道4-8(東-13)
生野	11(1)			10			0.91	巽北1-30(東-42)
旭	6		1	5			0.80	赤川3-13(東-3(II))
城東	9(1)			4	4		1.64	諏訪2-15(東-11(II))
鶴見	7			4	3		1.36	鶴見3-11(東-7)
阿倍野	0							
住之江	6(1)		1	4			0.79	泉1-1(南-46)
住吉	3			3			0.64	庭井2-18(南-67)
東住吉	5			5			0.73	湯里1-15(南-15)
平野	9			9			0.59	喜連西2-11(南-52)
西成	2			1	1		1.07	天下茶屋1(国-243)
計	170(1) (7)		3	120	39			
%	100		1.8%		74.1	24.1		
%	100	⊕	1.8%		⊖	98.2%		

(注) ()内の数値は異常沈下水準点、()は新設水準点であり共に年間変動量分布から除いた。

なお、異常沈下水準点とは、当該水準点の変動量が工事等の影響を受け、例年の値に比べて著しく大きく、周辺における各点との比較においても異なる値を示した場合をいう。

表4-3 大阪市各区の主要地点年間変動量

(単位cm)

地域	区名	所在地(水準点番号)	年間変動量						変動量累計 10~62年
			36年	58年	59年	60年	61年	62年	
川北	淀川	西中島7-8(北-13)	-7.22	-0.15	-0.07	+0.05	+0.21	-0.75	-106.33
	東淀川	上新庄2-20(北-3)	-	-0.40	-0.47	+0.21	+0.23	-0.75	-52.37
	西淀川	百島1-3(北-26)	-13.31	-0.51	-0.27	+0.32	+0.48	-1.14	-238.65
中心	北	茶屋町1(中-7)	-25.03	-	-0.22	-	+0.65	-	※-161.28
	東	大阪城3(中-28)	-0.51	-0.28	-0.24	-0.12	-0.30	-0.56	-14.90
	西	九条町2-19(西-45)	-9.95	-0.56	-0.33	+0.48	+0.51	-0.72	-135.86
	南	南船場3-7(中-30)	-4.28	-	+0.33	-	+0.80	-	※-13.44
	天王寺	南河堀町4(中-43)	-0.54	-	+0.82	-	+0.48	-	※-12.21
	浪速	恵美須西1-2(国-235)	-	+0.39	+0.37	+0.19	+0.37	-0.70	-22.71
北西	此花	酉島3(西-10)	-11.91	-0.43	-0.30	+0.28	+0.42	-1.13	-248.44
	福島	海老江8-1(国-10695)	-9.04	-0.32	-0.21	+0.67	+0.08	-	※-167.44
	大淀	長柄東1-3(中-1)	+0.09	-0.09	-0.21	-0.10	-0.08	-	※-4.75
東	旭	大宮3-1(東-2)	-	+0.08	+0.31	-0.48	+0.02	-0.79	-26.55
	都島	東野田町4-15(東-8)	-4.24	+0.07	-0.38	-0.28	+0.05	-1.52	-57.93
	城東	関目4-5(東-6)	-	+0.43	+0.45	-0.46	+0.18	-0.20	-21.92
	鶴見	鶴見3-11(東-7)	-	+0.60	+0.55	-0.44	+0.19	-1.36	-87.22
	東成	中道4-8(東-13)	-	+0.70	+0.37	+0.13	-0.01	-0.84	-76.99
南東	生野	勝山北1-19(東-17)	-	+0.64	+0.43	+0.34	-0.04	-0.44	-11.55
	阿倍野	阪南町1-30(南-11)	-0.80	-	+0.95	-	-	-	※-13.49
	東住吉	湯里1-15(南-15)	-	+0.34	+0.49	-0.03	-0.04	-0.73	-25.27
西	平野	平野宮1-9(南-13)	-	+0.61	+0.50	-0.26	-0.03	-0.37	-78.98
	港	海岸通4-2(西-19(II))	-13.49	-0.83	-0.31	+0.18	+0.51	-0.87	-71.37
	大正	泉尾1-39(西-30)	-	-	-0.76	-	+1.35	-	※-105.56
	西成	天下茶屋1(国-243)	-	+0.51 +0.47	+0.47 +0.37	+0.32 +0.45	+0.40 +0.47	-1.07	-14.20
	住之江	住之江1-4(国-245)	-	+0.72	+0.06	+0.36	-0.37	-0.01	-13.15
	住吉	東粉浜1(国-244)	-1.30	+0.73	+0.41	+0.41	+0.39	-0.53	-16.51

- (注) 1. 測量不動点は、10~38年：毛馬原標、39~51年：基21号、52~57年：基21号、上町原標、国分原標、262号、58年以降：262号に替え泉南原標。
 2. 変動量累計値のうち、(西-45)は13年から現在まで、(西-19(II))は34年から現在まで。
 3. 主要地点は長期にわたって固定している水準点のうちから任意に選定した。
 4. 表中(-)は欠測 ※の値は10~59年あるいは61年までの変動量累計である。

表4-4 地下水位観測結果

(単位:管頭下m)

No.	観測所名		所在地	ストレーナ位置 (地表面下m)	昭60年 平均水位	昭61年 平均水位	昭62年 平均水位	昭61~ 昭62 平均水位差
1	天保山B		港区築港4丁目	96	6.00	6.00	5.61	+ 0.39
2	鶴町B		大正区鶴町2丁目	25	3.43	3.21	3.18	+ 0.03
3	島屋町B		此花区島屋5丁目	25	4.32	3.60	3.79	- 0.19
4	姫島		西淀川区姫島4丁目	63	4.38	3.32	2.84	+ 0.48
5	十三		淀川区十三元今里 1丁目	96.6	7.65	7.48	7.35	+ 0.13
6	中之島	A	北区中之島1丁目	91	7.16	7.10	7.04	+ 0.06
		B		178	7.89	7.61	7.86	- 0.25
7	蒲生		城東区中央3丁目	96	12.17	11.67	12.60	- 0.93
8	港(II)	A	港区田中3丁目	348	-	5.02	4.65	+ 0.37
		B		441	-	15.65	15.28	+ 0.37
		C		183	-	6.31	6.37	- 0.06
9	生野	A	生野区巽東4丁目	13.5	9.38	9.70	9.11	+ 0.59
		B		170	17.52	16.67	16.18	+ 0.49
10	柴島		東淀川区柴島1丁目	170	(8.77)	8.45	8.33	+ 0.12
11	馬場町		東区法円坂町	144.7	35.02	34.59	34.43	+ 0.16

(注) 1. 表中()は欠測日を含む。

2. 61~62年の平均水位差の欄で+は上昇、-は下降を示す。

3. ストレーナー長はおおむね5m。

4. 港(II)観測所は61年6月から観測始めた。

第2節 地盤沈下防止対策

地盤沈下を起こす原因は数多くあるが、大阪の地盤沈下は工業用や冷房などに用いた地下水の過剰くみ上げによるもので、地下水位の低下に伴って発生する地層の圧密収縮が大部分であり、さらには軟弱層の自然沈下が加わったものとされている。

昭和9年・25年・36年に発生した高潮被害は、地盤沈下防止対策を促進させる結果となり9年以降、その原因究明と観測体制の整備につとめ、26年には工業用水道の建設に着手した。さらに36年11月には大阪府・大阪商工会議所とともに大阪地盤沈下総合対策協議会を結成し、国に立法措置を促す一方、防止対策の推進に努めてきた。

地下水の採取規制については、工業用水法・建築物用地下水の採取の規制に関する法律及び大阪府公害防止条例により実施しているが、未規制の地下水揚水が今後増大する恐れがあるため、すべての用途の地下水揚水を対象とした地下水採取規制制度を確立する必要がある。

1. 地盤沈下調査

地盤沈下は、私達の生活の基盤である大地が広い範囲にわたり徐々に沈んでいく現象であり人に気づかれにくく、一度沈下するとほとんどが回復しないだけに定期的に監視する必要がある。

地盤沈下を把握する方法には、水準測量による方法と観測井による方法がある。

(1) 水準測量による調査

地盤沈下を定量的にとらえるには、水準測量により広域的に把握する方法が最も一般的である。

水準測量とは、地域のある地点を不動点として各水準点の標高を測定するものであるが毎年の水準点の標高差を地盤の変動量としてとらえ、その変動量から地盤沈下の状況を把握するものである。

(2) 地盤沈下観測井による観測

水準測量が地盤沈下の面的把握であるのに対し、地層の収縮量及び地下水位を直接測定する方法が、観測井による監視である。沈下観測は井戸の抜け上がり量から沈下量を測定するもので、通常は1観測所に深さの異なった井戸を数本設置し、地層別（深度別）の沈下量を測定している。

2. 地下水採取規制

(1) 工業用水法

工業用地下水の採取を規制するため 31 年に工業用水法が制定され、37 年には同法の一部改正によりさらに強力な規制がなされるに至った。

本市域については、34 年・37 年・38 年及び 41 年と 4 次にわたり図 4-3 に示すように指定地域の拡大が行われ、現在では指定地域に工業用水道の給水を行っている。

なお、同法に基づく地下水採取規制の要点は次のとおりである。

- ア. 法指定地域内において、動力を用い工業用地下水を採取しようとする場合、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が 2 以上あるときは、その断面積の合計）が 6 cm² をこえるものは規制の対象となり、大阪府知事の許可を受けなければならない。
- イ. 地下水採取の許可を受けようとするものは、井戸のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が表 4-5 の技術的基準に適合しなければ許可されない。

(2) 建築物用地下水の採取の規制に関する法律

工業用水法施行後も建築物用水として地下水を多量に採取していた都市部では地盤沈下が進行したため、新たに建築物用地下水の採取を規制するに至り、34 年 4 月全国にさきがけ大阪市地盤沈下防止条例を制定し、都市部 5 区を指定して、井戸新設の制限・水源転換の指導を行ってきた。一方、大阪地盤沈下総合対策協議会の働きかけにより 37 年 5 月「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（通称、ビル用水法）が公布され、本市全域が指定地域となり規制されることとなった。規制の要点は、(1)の工業用水法と同じであるが、建築物用は大阪市長の許可を受けなければならない。

(3) 大阪府公害防止条例

本市域の地下水採取は、上記二つの法律により規制されており大阪府公害防止条例では、採取量の報告義務等が課せられている。すなわち、揚水機の吐出口の断面積が 6 cm² をこえ、かつ、動力を用いて地下水を採取している者に対して、地下水の使用用途にかかわらず水量測定器の設置及び地下水採取量の報告が義務づけられている。

図4-3 工業用地下水くみ上げ指定地域図

第1次指定地域(昭34. 1. 4施行)

 第2次 " (昭37.11.20施行)

 第3次 “ (昭38.7.1施行)

第4次 " (昭41. 6.17施行)

許可基準

境界線 (西側21cm以下、600m以深)
(東側21cm以下、500m以深)

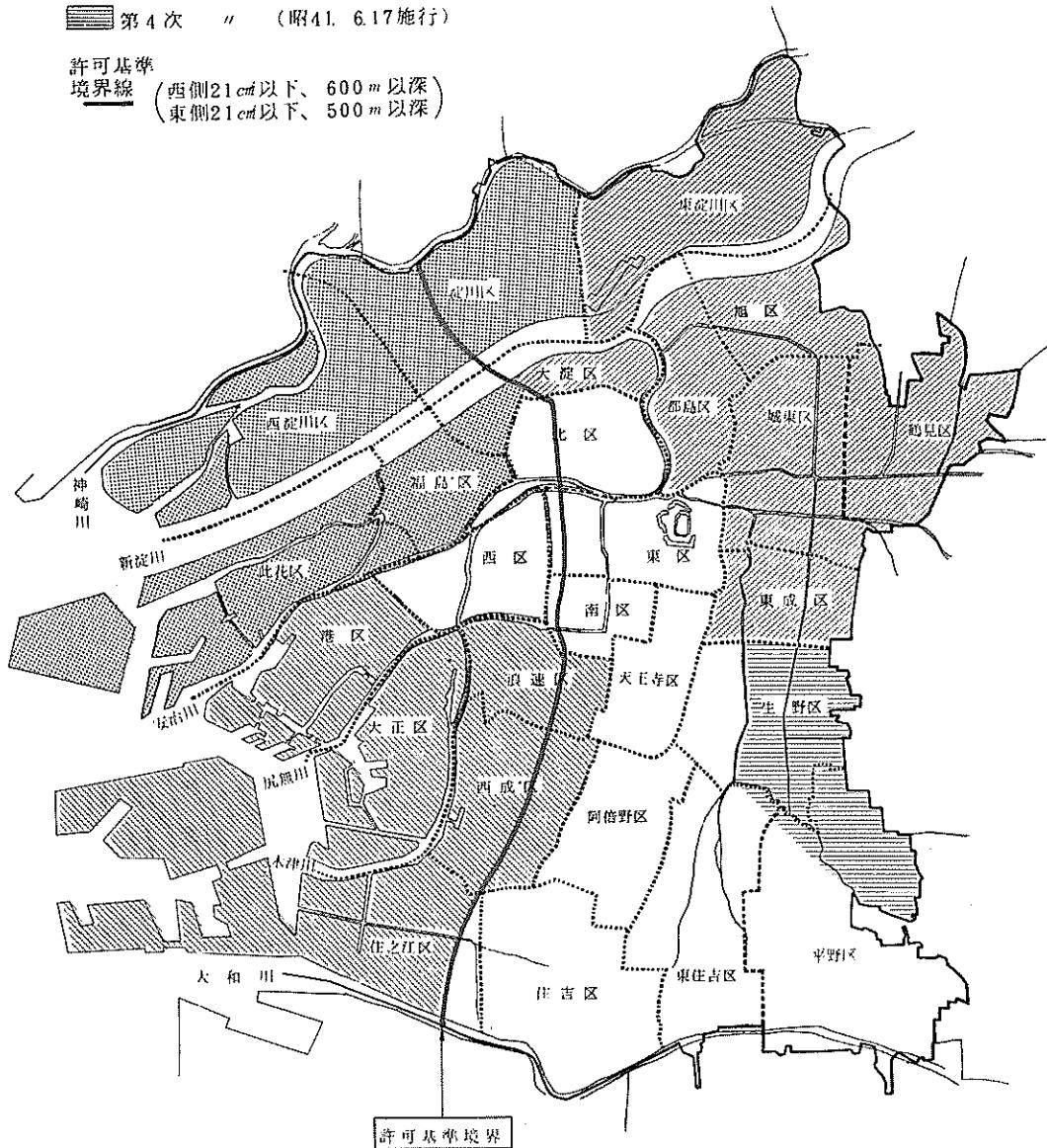


表4-5 地下水採取の許可に係る技術的基準

	地 域	ストレーナーの位 置 (地表面下 m)	揚水機の吐出口の断面積 (cm ²)
ア	西大阪 (つぎの鉄道及び道路以西の区域)		
	(A) 阪急電鉄神戸本線	600 以深	21 以下
	(B) 一般国道176号線 (福知山 大阪線)		
	(C) 一般国道26号線		
イ	東大阪 (アに掲げる区域以外の区域)	500 以深	21 以下



第5章

惡臭



第5章 悪 臭

第1節 悪臭の現況

悪臭は、一般に「人の嗅覚に直接作用し、嫌悪感を与える物質」として問題となっている。近年、地域住民の環境問題に対する意識の向上と都市化に伴う住工混在の条件が重なって、ますます、複雑多様化している。しかも悪臭は、単一物質のみならず複合臭として発生する場合が多く、その測定方法、規制方法、防止技術等多くの問題をかかえている。

51年度から62年度までの本市における悪臭苦情件数の推移は、図5-1に示すとおりである。

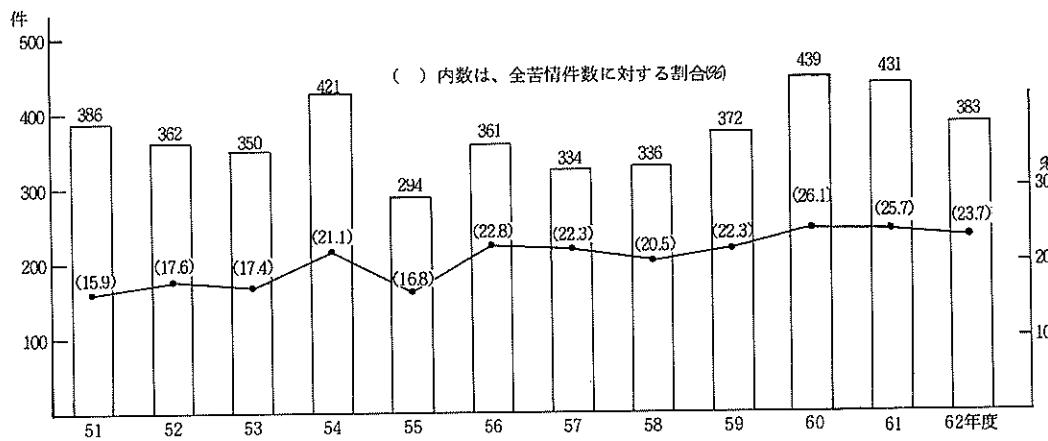
また、表5-1の62年度業種別苦情件数をみると、発生源区分「6. サービス業・その他」が96件、「5. その他の製造工場」が90件と、この2つで全体の半数近くを占めている。當時発生の可能性の多い「4. 化学工場」が51件と比較的少ないのは製造技術の向上、例えばクローズドシステムなど発生源対策の普及によるものと考えられる。

図5-2に悪臭に係る苦情件数の年度別比較を示した。

用途地域別では、住居地域、準工業地域、商業地域での苦情発生率が高く、その傾向を図5-3に示した。

一方、図5-4に悪臭に係る苦情件数の全国比較を示したが、これは、悪臭に関する62年度の本市における苦情件数と環境庁が集計した61年度の全国の苦情件数を比較したものである。本市では、生活環境に密着した「サービス業・その他」の占める割合が高くなっている、明らかに都市型の傾向を示している。

図 5-1 悪臭苦情件数の推移



(注) 大気汚染・汚水等に係るものを含む。

表5-1 業種別苦情件数

(62年度)

発生源区分	計	発生源区分	計
1. 畜産農業	8	6. サービス業・その他	96
(1) 養豚業	2	(1) ごみ焼却場	1
(2) 養牛場	1	(2) 食料品店	4
(3) 養鶏場	2	(3) 愛がん動物販売店	2
(4) 農地	3	(4) ガソリンスタンド	1
		(5) その他の販売店	5
2. 飼料・肥料工場	1	(6) 医療機関	3
(1) 配合飼料製造工場	1	(7) クリーニング店・洗たく工場	3
		(8) 飲食店	22
3. 食品製造工場	11	(9) 旅館・ホテル	2
(1) 水産食品製造工場	1	(10) 美容院・理髪店	2
(2) 発酵食品製造工場	1	(11) 廃品回収業	1
(3) 油脂系食品製造工場	1	(12) 自動車修理工場	8
(4) 調理食品製造工場	1	(13) 倉庫	1
(5) パン・菓子製造工場	2	(14) 一般事務所	5
(6) コーヒー製造工場	1	(15) 運送業	2
(7) 農産食品製造工場	1	(16) 公衆浴場	5
(8) その他	3	(17) 自動車解体業	1
		(18) 清掃業	3
4. 化学工場	51	(19) 資材置場	1
(1) 化学肥料工場	1	(20) 野焼き	1
(2) 無機化学工業製品製造工場	6	(21) 不法投棄	11
(3) プラスチック工場	5	(22) その他	12
(4) ゴム工場	7		
(5) 石油化学工場	1	7. 移動発生源	3
(6) 油脂加工製品製造工場	3		
(7) 塗料・印刷インキ製造工場	1	8. 建設作業現場	20
(8) 医薬品・農薬製造工場	4		
(9) めっき工場	19	9. 下水・用水	37
(10) その他	4	(1) 事業場の排水路	17
		(2) その他の水路	20
5. その他の製造工場	90		
(1) 織維工場	8	10. ゴミ集積場	3
(2) 木工工場	3		
(3) 紙加工品製造工場	4	11. 個人住宅・アパート・寮	22
(4) 印刷工場	12	(1) ゴミ焼き	1
(5) 塗装工場	11	(2) 净化槽	2
(6) なめし皮・皮製品製造工場	4	(3) その他	19
(7) 黒葉・土石製品製造工場	1		
(8) 製鉄工場	1	12. 不明	41
(9) 非鉄金属製造工場	4		
(10) 鋳物工場	6		
(11) 製缶工場	1		
(12) その他の機械製造工場	4		
(13) その他の金属製品製造工場	19		
(14) 半導体製品製造工場	1		
(15) その他	11	合 計	383

(注) 発生源区分は環境庁の分類による。

図5—2 悪臭苦情件数の年度別比較

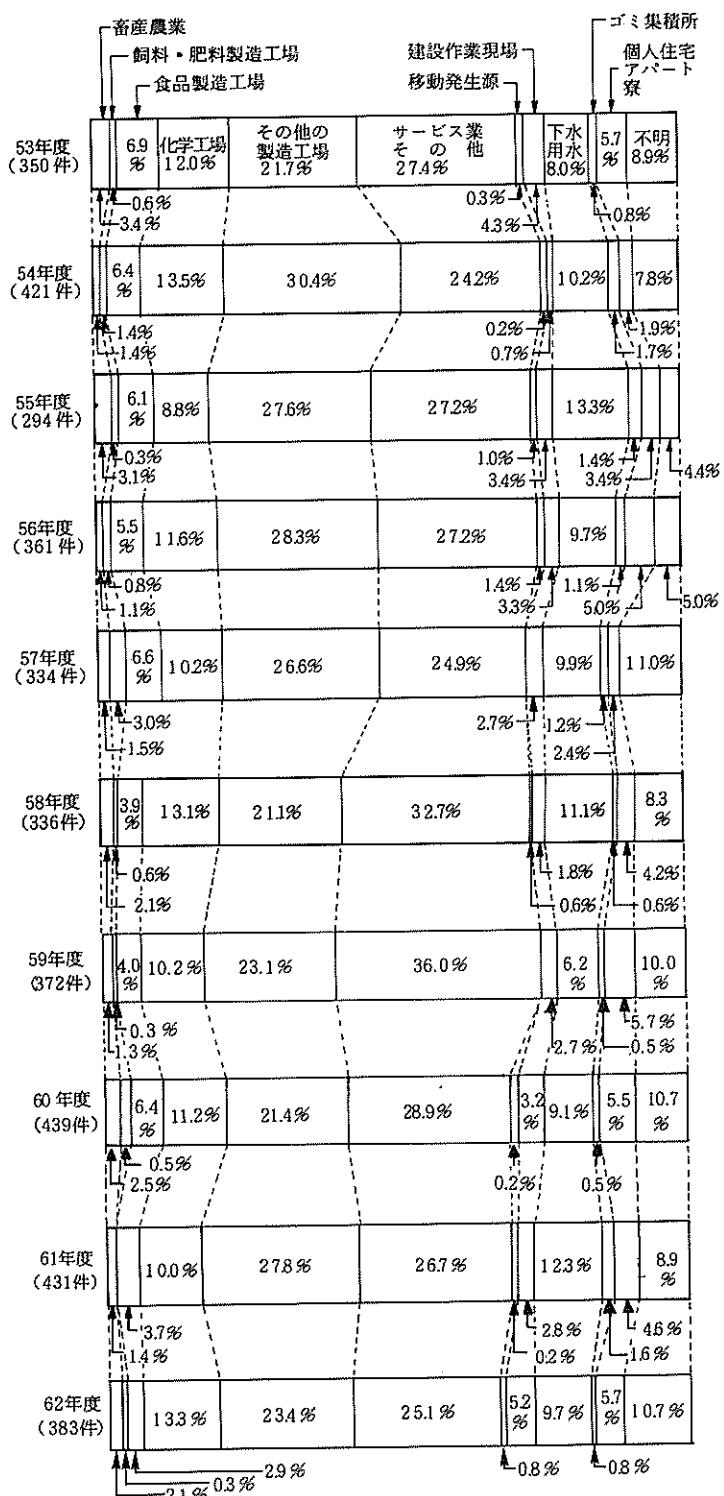


図5-3 用途地域別苦情発生率

(62年度)

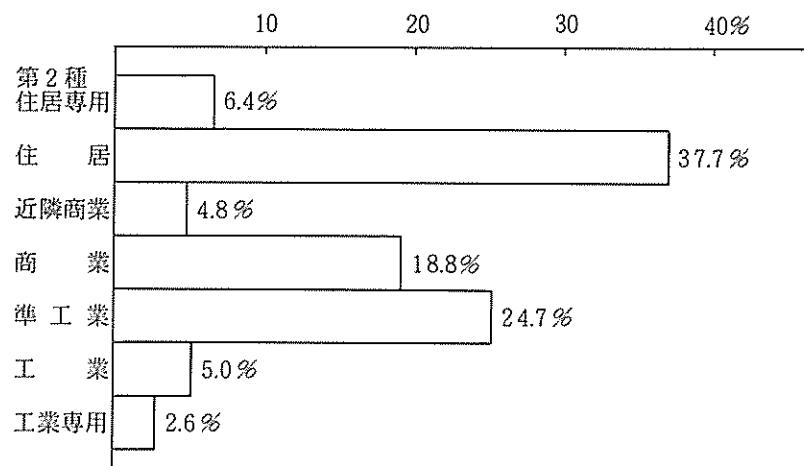
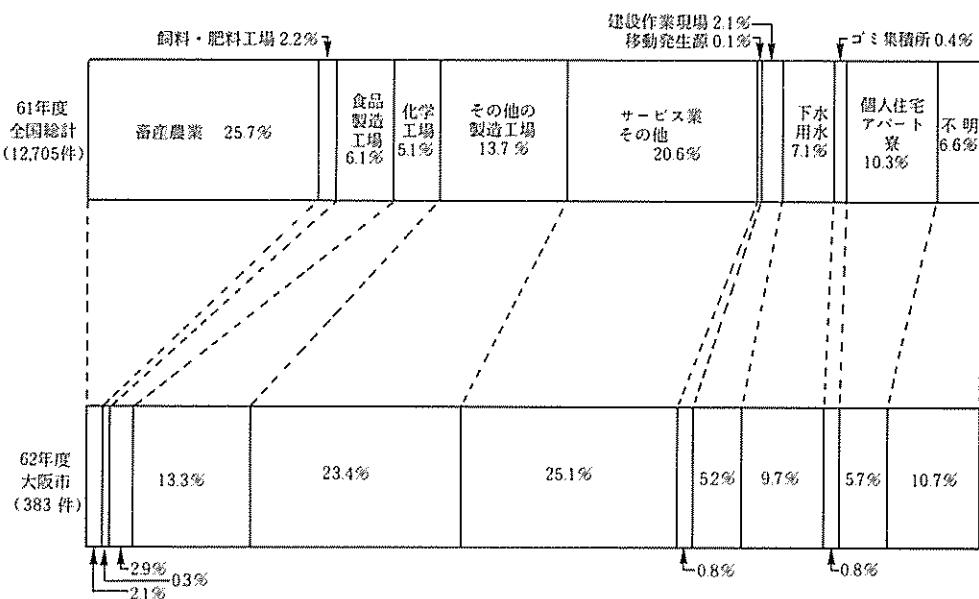


図5-4 悪臭苦情件数の全国比較



第2節 悪臭防止対策

1. 法律による規制

本市では、48年8月1日、悪臭防止法にもとづき5物質（アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミン）の規制基準及び規制地域を告示し、さらに53年3月30日に追加3物質（二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン）について告示した。本市における規制地域ならびに規制基準は、次のとおりである。

(1) 悪臭に係る規制地域

大阪市の区域

(2) 悪臭に係る敷地境界線基準

物質名	規制基準 (ppm)	物質名	規制基準 (ppm)
アンモニア	1 以下	二硫化メチル	0.009以下
メチルメルカプタン	0.002以下	トリメチルアミン	0.005以下
硫化水素	0.02 以下	アセトアルデヒド	0.05 以下
硫化メチル	0.01 以下	スチレン	0.4 以下

なお、表5-2に工場・事業場から発生する主な悪臭物質を示した。

(3) 悪臭に係る排出口基準

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミンの種類ごとに次の式により算出した流量とする。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm \quad (He \text{ が } 5 \text{ m} \text{ 未満となる場合はこの式は適用しない})$$

$$\left[\begin{array}{l} q : \text{ 流量 } (Nm^3/\text{時}) \\ He : \text{ 補正された排出口の高さ } (m) \\ Cm : \text{ 敷地境界線基準で定められた値 } (ppm) \end{array} \right]$$

2. 大阪市悪臭防止指導要綱による指導

現行の悪臭防止法では、ガスクロマトグラフ等の機器を用いて法で定められた悪臭8物質を測定し、その濃度で規制する方法を採用している。しかし、悪臭は多種多様の物質が低濃度に混合している場合がほとんどであり、機器が判定した結果と苦情陳情者の被害感覚が一致しない場合が多い。このような隔たりを補うため人間の嗅覚を利用する官能試験法があり、特に、その中で、客觀性が高い方法として、三点比較式臭袋法という方法が考案されている。

表5-2 工場・事業場から発生する主な悪臭物質

●発生する主な悪臭物質

悪臭物質 工場・事業場		指定8物質						
		アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	トリメチルアミン	二硫化メチル	アセトアルデヒド
畜産業	養豚業	●	●	●	●			
	養牛業	●	●	●	●			
	養鶏業	●	●	●	●	●		
飼料・肥料工場	配合飼料製造工場	●	●	●				
	魚腸骨処理場	●	●	●	●	●		
	獸骨処理場	●	●	●	●	●	●	
	鶏糞乾燥場	●	●	●	●			●
食品工場	コーヒー製造工場		●	●				●
	畜産食品製造工場	●	●	●				
	水産食品製造工場	●	●	●		●		
	でんぶん製造工場		●	●				
化学工場	石油精製工場	●	●	●	●		●	
	バルブ製造工場		●	●	●		●	
	レーヨン製造工場			●				
	石油化学系基礎製品製造工場		●	●	●		●	
	印刷インキ製造工場							●
	医薬品製造工場	●	●	●				
	F R P 製品製造工場							●
各製造工種	繊維工場	●		●				
	なめし皮・皮製品工場	●	●	●				
	鋳物製造工場	●						
	製鉄工場			●			●	
その他	廃棄物処理場	●	●	●	●		●	●
	下水処理場	●	●	●	●			
	し尿処理場	●	●	●	●		●	

国においては、57年7月「官能試験法調査報告書」を発表し、その有用性を確認したところである。

一方、本市においても、54年度から56年度にかけて官能試験法のうち三点比較式臭袋法を中心にその測定法について調査研究を行ってきた。60年1月には、学識経験者からなる「悪臭規制評価技術検討会」を設置し、悪臭規制指導への官能試験法の導入方策について種々の観点から検討を加え、この検討結果をもとに「大阪市悪臭防止指導要綱」を策定し、61年4月1日施行した。

これに伴い、公募により市民25名を官能試験のパネル（嗅覚判定員）として委嘱し、市民参加による測定体制を整備した。

本要綱は、悪臭防止法の補完を目的としており、工場等における事業活動に伴って排出する悪臭を指導対象とした。また、測定方法は、官能試験法のなかの三点比較式臭袋法により行い、敷地境界線及び排出口において臭気濃度による指導基準を設定し、規制・指導に努めている。

なお、表5-3に指導基準値を、表5-4に市民参加による官能試験測定状況を示す。

表5-3 大阪市悪臭防止指導要綱に定める指導基準値

敷地境界線基準	臭 気 濃 度 10				
	臭 气 濃 度 表				
排 出 口 基 準	H (m)	H < 8	8 ≤ H < 15	15 ≤ H < 25	25 ≤ H
	Q (m ³ /分)	400	600	800	1,000
	30 ≤ Q < 100	300	400	600	800
	100 ≤ Q < 300	200	300	400	600
	300 ≤ Q	150	200	300	400

注 H……排出口の実高さ

Q……排出ガス量

(備考) 臭気濃度とは、臭気のある空気を無臭の空気で臭気が感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいう。

表5-4 悪臭官能試験測定状況（市民パネル実施分）

(62年度)

実施月 場所	北保健所	生野保健所	月別小計		
			延工場数	検体数	
				発生源	環境
4月	化製場	3工場	製紙工場 ゴム工場 鋳物工場 化製場	1工場 1工場 1工場 2工場	8 4 7
5	インキ製造工場	1工場	食品加工工場 鋳物工場	1工場 1工場	3 3 5
6	化製場	2工場	飼料工場 油脂工場 ゴム工場	1工場 1工場 1工場	5 6 4
7	製鉄所	1工場	薬品工場	1工場	2 1 5
8	印刷工場	1工場	薬品工場 飲食店 地下街ゴミ集積場	1工場 1店舗 1事業場	4 6 7
9	化製場	4工場	薬品工場 合成樹脂工場	1工場 1工場	6 6 6
10	染色工場 線香製造工場 弱電機器製造工場	1工場 1工場 1工場	薬品工場 飲食店	1工場 1店舗	5 2 8
11	飼料工場 化製場	1工場 2工場	塗装工場 飲食店 飼料工場 化製場	1工場 1店舗 1工場 1工場	7 7 8
12	アスファルト工場 薬品工場	1工場 1工場	塗装工場 ゴム工場 飼料工場	1工場 1工場 1工場	5 6 7
63年 1	飼料工場	1工場	ゴム工場	1工場	2 3 8
2	染色工場 薬品工場	1工場 1工場	塗装工場	1工場	3 9 2
3	化製場	2工場	飲食店 浄水場 塗装工場	1店舗 1工場 1工場	5 10 7
合計	官能試験実施回数 市民パネル参加延人数 調査工場	12回 72人 25工場(11業種)	官能試験実施回数 市民パネル参加延人数 調査工場	12回 72人 30工場(13業種)	55 (実工場数) 30 137

3. 規制指導等の状況

悪臭防止対策は、発生源における各種の除害施設等の設置によりかなりの成果をあげているが、苦情の訴え等の問題となるケースは中小企業に多く、本市では公害防止設備資金融資制度や跡地買上げ制度の活用のもとに、施設の改善、脱臭装置の設置、さらに工場の移転等の指導を行っている。その規制指導状況及び悪臭苦情の訴えに対する措置内容を表5-5、表5-6、図5-5に示した。

なお、62年度の苦情件数のうち、悪臭防止法で規定している悪臭8物質を排出していたと考えられる件数の割合は15.9%であった。

本市においては、今後、快適な生活環境への関心が高まることにより悪臭の苦情はさらに増加するものと考え「ニュークリーンエアプラン」の中でも環境保全目標を定めており、これをもとに適切な指導を図ることとしている。

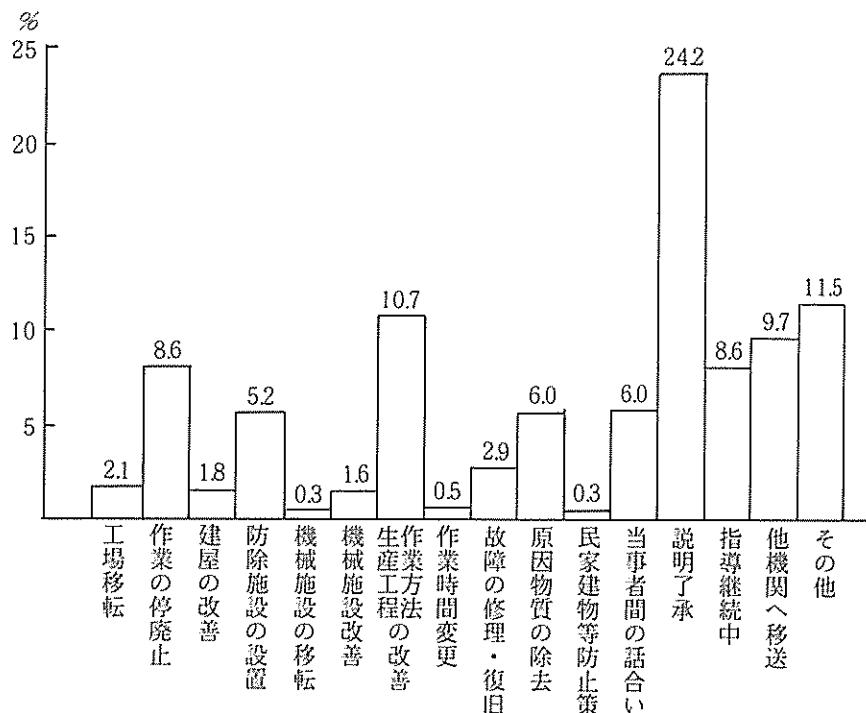
表5-5 環境保全課における工場立入状況

立 入 状 況			検 査 件 数						措 置	
工場立入	その他	合 計	機 器 分 析		官 能 試 験		合 計	命 令 勘 告	指 示	
			発生源	環 境	発生源	環 境				
3 6 0	5 8	4 1 8	3 6 3	3 8 4	9 1	7 7	9 1 5	0	2 4	

表5-6 保健所における活動状況

立 入 件 数	呼 出 指 導 件 数	検 査 測 定 件 数
1,6 0 1	7 0	3 1 6

図5-5 措置内容



4. 広域悪臭発生源特別対策

(1) 化製場悪臭対策

ア 規制指導

畜産副生物を有効処理する化製場は、公共性の高い重要な施設である。しかし、必要不可欠といえるこれらの施設から発生する臭気が、しばしば深刻な悪臭被害を及ぼし、全国的にみても大きな社会問題となっている。

本市では、従来から、化製場における悪臭対策については、畜産副生物の適正処理とあわせて積極的に取り組んできた。ことに、食肉市場と隣接した地域に集中した工場に対しては、41年から46年にかけて獣滓の蒸製処理に重点をおいた諸施策の指導を実施してきた。しかし、近時、設備の老朽化に加えて立地周辺地域の再開発等に伴い、悪臭被害が激増しその解決が急務となったので、51年から55年にかけて、これらの工場における悪臭防除について経済性、対策技術を考慮しながら現地における実施可能な対策を進めてきた。

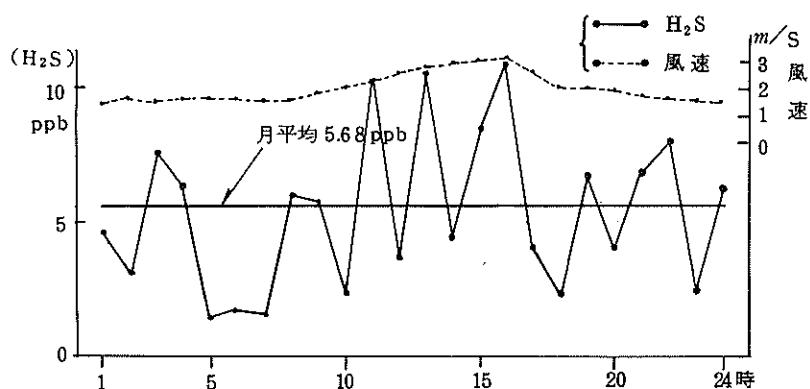
54年には、脱臭工事を完了し、以後、装置の維持管理指導にあたっているが、脱臭装置設置前後における大気環境硫化水素濃度は、図5-6①及び②に示すとおり著しく改善した。

さらに、55年、悪臭常時観測所を設置し、規制物質のうち硫黄系悪臭4物質について24時間連続測定を行っており、このデータをもとに各工場の操業状況をおおむね把握しながら状況に応じた指導を行っている。

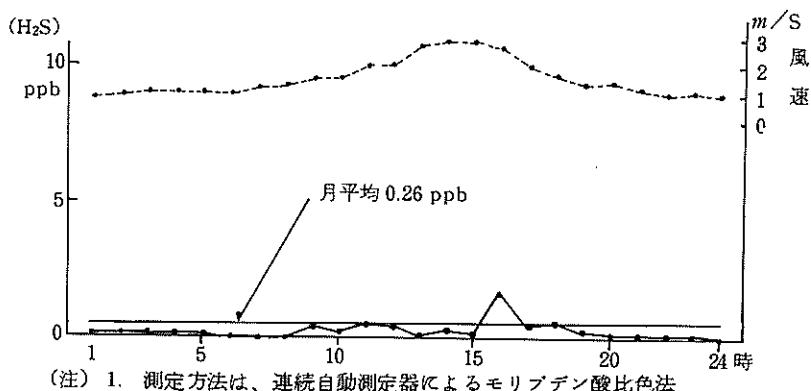
悪臭常時観測所における測定結果は、図5—7に示すとおりである。

図5—6 大気環境における硫化水素濃度の時間平均変化

① 脱臭装置設置前（51年10月）

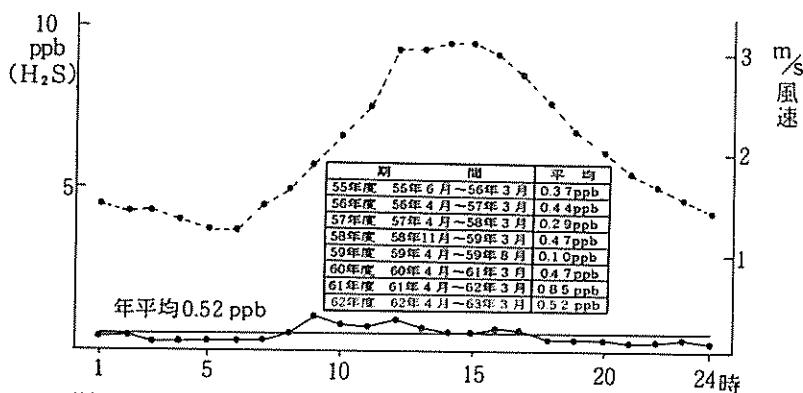


② 脱臭装置設置後（54年5月）



(注) 1. 測定方法は、連続自動測定器によるモリブデン酸比色法

図 5-7 悪臭常時観測所における測定結果 (62年度)



- (注) 1. 測定方法は、ガスクロマトグラ法による。
 2. 58年度について、58年4月～10月までは有効測定回数未満のため除外した。
 3. 59年度について、59年9月～60年3月までは有効測定回数未満のため除外した。
 4. 60年度について、60年5月は有効測定回数未満のため除外した。
 5. 61年度について、61年11月は有効測定回数未満のため除外した。

イ 調査研究

化製場の悪臭防止設備は大幅に改善され環境濃度は著しく低減されたものの、悪臭の持つ特性に加え、なお、製造方法が旧態依然とした内容であるため、未だ悪臭公害の発生が絶えない。そこで、抜本的な悪臭対策をはかるため、56年度に「化製場悪臭対策における集約立地に関する調査研究」を行い、57年度は「防・脱臭総合処理システムの研究開発」を、また、58年度には「防・脱臭総合処理システムの設計及び公害評価の検討」を行った。58年度の結果については、図5-8に集約化施設食品指向型の基本仕様条件を、図5-9に悪臭防止の基本フローを、表5-7に施設形態別条件比較を示す。59年度には、類似プラントの調査を行い、58年度研究結果の評価を行った。

図 5-8 集約化施設食品指向型の基本仕様条件

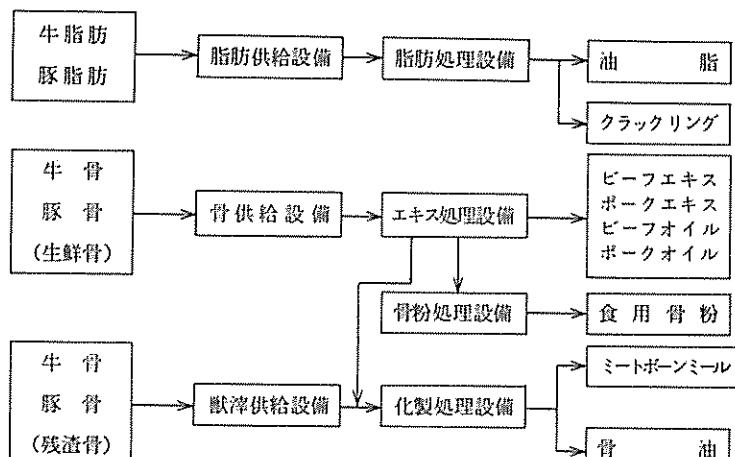
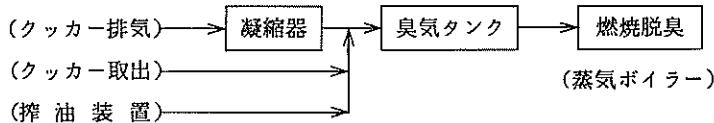


図 5-9 悪臭防止の基本フロー

① 主な臭気

残渣骨処理施設



② その他の臭気

生鮮骨処理装置

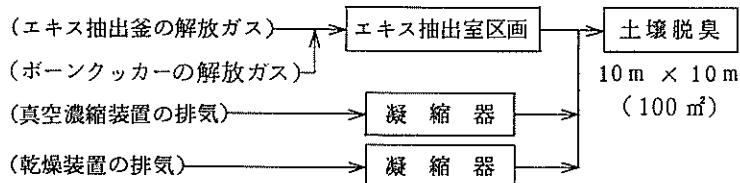


表 5-7 施設形態別条件比較

項目		集約化施設食品指向型	集約化施設肥飼料指向型	集合化同一設備指向型
基本条件	(1) 計画主旨	脂肪は低温脂肪処理し、生鮮骨はエキス抽出と食用骨粉にする一方、他の骨は化製処理する。	脂肪は高温脂肪処理し、骨は一括して化製処理する。	現在稼動中の化製処理設備を無公害化し、集合して設置する。
処理条件	(1) 脂肪処理 ○ 処理方式	低温溶融遠心分離方式 (蒸気吹込溶融方式)	高温溶融蒸発遠心分離方式 (クッカー蒸発方式)	高温溶融蒸発遠心分離方式 (クッカー蒸発方式)
	(2) 生鮮骨処理 ○ エキス処理方式 ○ 食用骨粉処理方式	等量加水蒸気吹込加圧抽出及び真空濃縮方式 加圧蒸煮+乾燥+微破砕処理方式	—	—
	(3) 残渣骨処理 ○ 処理方式	破碎+加圧蒸煮+搾油方式	破碎+加圧蒸煮+搾油方式	加圧蒸煮+真空乾燥方式

(2) 畜産悪臭対策

本市の南部には、零細な乳牛飼養場が住宅と近接した形態で群立している。近年、周辺の宅地化が進み臭気が問題化して来た。そこで、57年度には、悪臭防止対策を検討するため悪臭排出調査を実施した。58年度からは、畜産悪臭防止の簡易な対策として、消臭剤の適用について調査検討を行っている。

しかし、いずれの飼養場も経営規模が小さいため、設備投資力に乏しく、このよ

うな状況下での畜産悪臭対策は、単に技術的対応だけでは困難であり、立地、畜産振興、飼養形態、ふん尿の有効利用流通システムなど総合的に対応する必要がある。

5. 悪臭防止技術指針に関する調査研究

悪臭発生源工場の悪臭防止対策をはかるため、57年度から業種ごとに調査研究を実施しており、62年度は、染色工場について実施した。

なお、57年度からの調査研究業種は、表5-8のとおりである。

表5-8 悪臭防止技術指針に関する調査研究業種

年 度	業 種	年 度	業 種	年 度	業 種
57	廃ビニール工場	59	塗装工場	61	印刷工場
58	ゴム工場	60	メッキ工場	62	染色工場

6. その 他

55年度から環境月間等において、脱臭装置を設置している工場に立入り、その保守点検や性能等について調査を行っており、悪臭防止対策の資料としている。

また、悪臭防止対策に関する情報等が比較的少ないことから、名古屋市、京都市、神戸市、大阪市からなる「四市悪臭公害連絡会」を設置し、悪臭規制行政の円滑化に努めている。



第 6 章

產 業 廢 棄 物



第6章 産業廃棄物

第1節 産業廃棄物の発生と処理状況

廃棄物は人間の日常生活及び社会経済活動の避けがたい所産であり、生活の向上及び多様化並びに産業社会の変化に伴って、量かつ質的に変動するものである。

廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔に保持することは公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るうえで最も基本的な要件であり、また、これは社会の維持発展に不可欠な要件でもある。

とりわけ産業廃棄物には、人の健康や生活環境に影響を及ぼす有害物質を含むものがあるので、その排出から最終処分に至る各段階で、飛散、流出、悪臭の発散等の防止を図るほか、処理施設や最終処分場からの二次公害の防止に万全の措置を講ずる必要がある。

また、限りある最終処分場を有効に利用するための減量化とともに、資源化、再利用の推進が課題となっている。

1. 廃棄物の種類と定義

廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)により一般廃棄物と産業廃棄物とに区分され、産業廃棄物は事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など、質的及び量的に環境汚染源として重要な因子になるものが特定されている。

廃棄物の種類と定義は表6-1のとおりである。

表 6-1 廃棄物の種類と定義

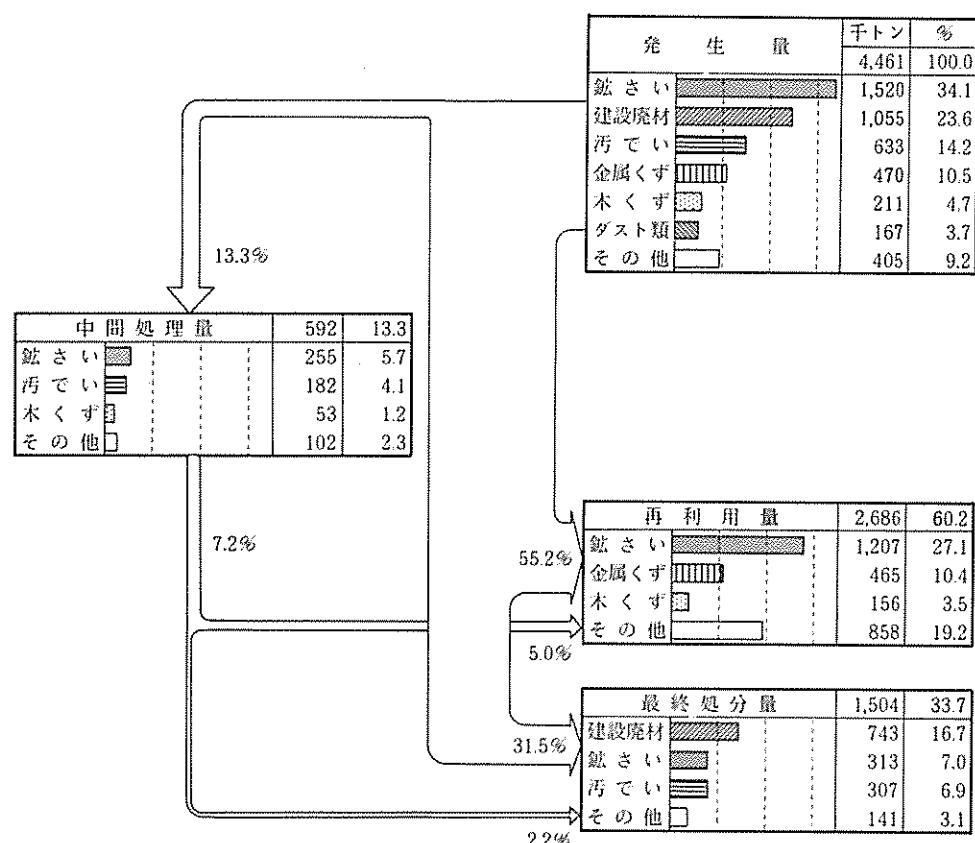
種類	定義
廃棄物	ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚でい、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の固形状又は液状の汚物又は不要物（放射性物質及びこれによって汚染されたものは除外）
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物
内	<p>1. 燃えがら 2. 汚でい 3. 廃油 4. 廃酸 5. 廃アルカリ 6. 廃プラスチック類 7. 紙くず •パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにP C Bが塗布されたものに限る。</p> <p>8. 木くず •建設業に係るもの（工作物の除去に伴って生じたものに限る。）並びに木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るものに限る。</p> <p>9. 繊維くず •繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るものに限る。</p> <p>10. 動植物性残渣 •食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物。</p> <p>11. ゴムくず 12. 金属くず 13. ガラスくず 14. 鉛さい 15. 建設廃材 •工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物</p> <p>16. 家畜のふん尿 •畜産農業に係るものに限る。</p> <p>17. 家畜の死体 •畜産農業に係るものに限る。</p> <p>18. ダスト類 •大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず（P C Bが塗布されたものに限る。）若しくは金属くず（P C Bが付着し、又は封入されたものに限る。）の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの</p> <p>19. 1から18までの産業廃棄物を処分するために処理したものであってこれらの産業廃棄物に該当しないもの</p>
産業廃棄物	
訳	

2. 産業廃棄物の発生量と処理処分状況

図6-1に示すように、62年度において大阪市から発生した産業廃棄物の量は446万トン（公共都市施設分は除く）と推計され、そのうち59万トン（13.3%）が中間処理にまわり、32万トン（7.2%）の残渣が生ずる。この残渣量の約3分の2を含めた269万トン（60.2%）が再利用され、150万トン（33.7%）は埋め立て等最終処分されていると推計される。このうち製造業の行政区別発生量及び処分量は、図6-2に示すとおりである。

最終処分される産業廃棄物は膨大な量に及んでおり、これを排出者責任のもとに事業者の個別処理のみに委ねることは、中小企業が多くまた市域の狭小な本市では、生活環境の保全上支障があり、不法投棄の原因ともなるので、公共関与による最終処分場の確保を含めた産業廃棄物の長期的、総合的な処理対策が必要である。

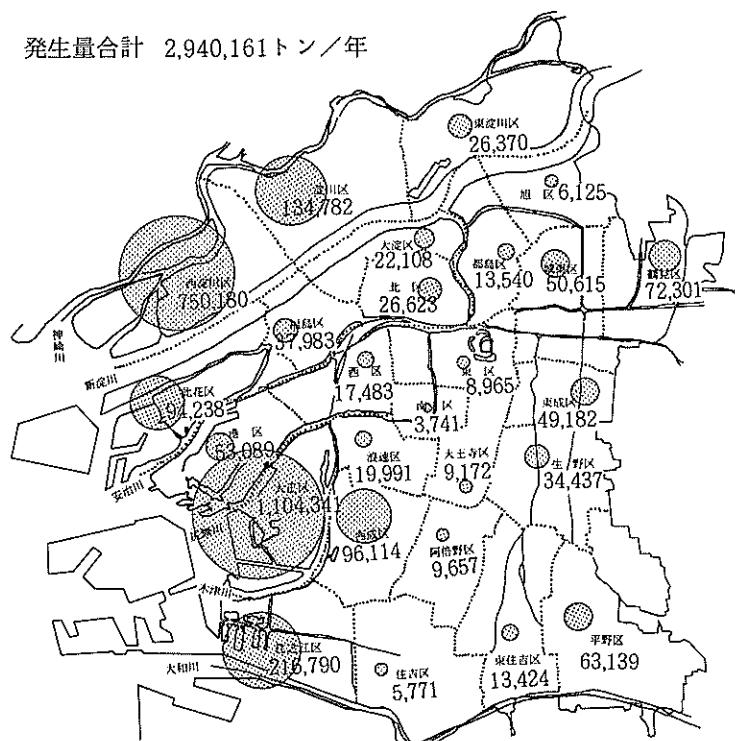
図6-1 産業廃棄物の発生量及び処理状況（62年度）



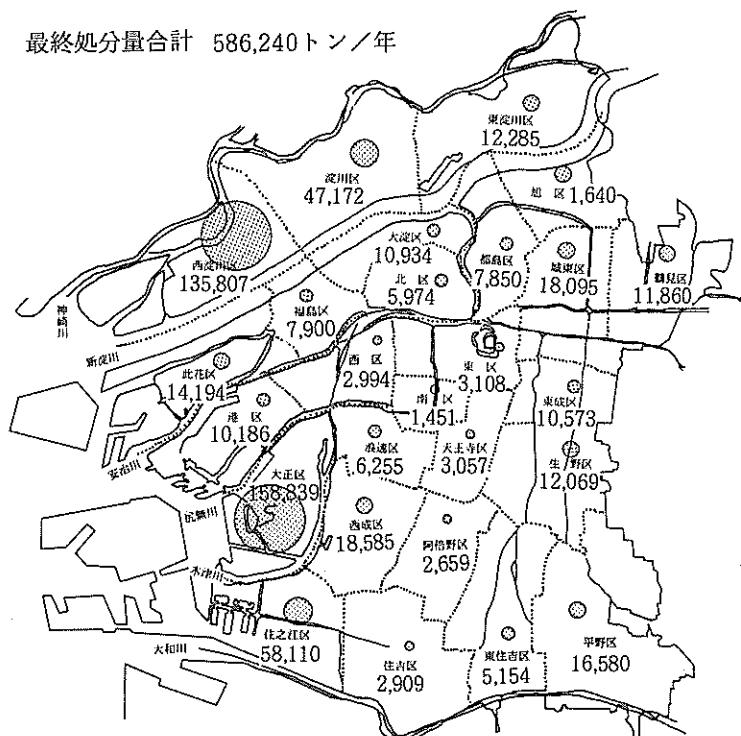
(注) 1. 61年度実態調査結果から推計
2. 公共都市施設から排出される産業廃棄物は除く

図 6-2 行政区別発生量および最終処分量（製造業）

発生量合計 2,940,161トン／年



最終処分量合計 586,240トン／年



第2節 産業廃棄物処理対策

45年12月25日に制定された廃棄物処理法によって、産業廃棄物はこれを排出する事業者の責任において処理することを基本とし、その適正な処理を確保するための規制措置が定められ、その後、廃棄物をとりまく社会情勢の変化に対応して数度の法改正が行われ、法体系の整備が図られてきた。

本市においては、同法の主旨の徹底を図るとともに環境保全の立場から本市の実情に即した産業廃棄物処理対策を実施している。

1. 法律による規制

(1) 産業廃棄物排出事業者

産業廃棄物を排出する事業者は、その産業廃棄物を自らの責任で処理しなければならないが、処理にあたっては各種の基準等を遵守しなければならないこととされている。

その主な事項は、次のとおりである。

ア 保管、収集、運搬、処分の基準を遵守すること

- ・飛散、流出、悪臭等の防止
- ・産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理上の基準
- ・種類毎の処理基準
- ・埋立地周辺の水域及び地下水の汚染防止

イ 処理の委託の基準を遵守すること

許可を受けている処理業者であって、委託しようとする産業廃棄物の処理がその事業の範囲に含まれるものであること

ウ 産業廃棄物処理責任者を置くこと

人の健康に係る被害を生ずるおそれのある産業廃棄物を排出する事業場及び産業廃棄物処理施設を設置している事業場

エ 産業廃棄物処理施設設置の届出及び技術管理者の設置を行うこと

オ 処理の状況について、帳簿に記載し保存すること

カ 一定の事業者について、処理処分報告の義務

なお、法律に基づき届出の必要な産業廃棄物処理施設の受理件数は、63年3月

末現在で117件であり、処理施設の種類別内訳は表6-2のとおりである。

表6-2 産業廃棄物処理施設設置届出の受理状況

(63年3月末現在)

処理施設の種類	届出件数
1. 汚いでい脱水施設	78
2. 汚いでい乾燥施設	1
3. 汚いでい焼却施設	6
4. 廃油油水分離施設	3
5. 廃油焼却施設	10
6. 廃酸中和施設	3
7. 廃アルカリ中和施設	0
8. 廃プラスチック類焼却施設	6
9. 廃プラスチック類破碎施設	2
10. 汚いでいのコンクリート固型化施設	2
11. 水銀又はその化合物を含む汚いでいのばい焼施設	0
12. シアン化合物分解施設	4
13. 廃P C B、P C B汚染物、P C B処理物焼却施設	0
14. P C B汚染物洗浄施設	0
15. 最終処分場	(6) 2
計	(6)117

(注) 1. ()は法改正以前から設置されている施設で、届出対象外
2. 産業廃棄物処理業者の処理施設を含む。

(2) 産業廃棄物処理業者

産業廃棄物の収集・運搬または処分を業として行おうとする者は、その業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事(保健所設置市にあっては市長)の許可を受けなければならない。また、許可にあたっては、その事業の用に供する施設等が基準に適合するものでなければならない。

収集・運搬・処分にあたっては、事業者の項であげた基準を遵守しなければならないほか、帳簿の記載、保存、その他報告等が義務づけられている。また、処理の委託を受けた産業廃棄物の処理を更に他人に再委託することは禁止されている。

63年3月末現在で本市が許可した産業廃棄物処理業者は2,125業者で、このうち62年度の許可件数は89件（変更許可是除く）である。

許可業者の業種別及び取り扱う産業廃棄物の種類別内訳は、表6-3のとおりである。

なお、許可業者には従来、その許可に期限を付していなかったが、業の健全な育成を図るという目的で、62年4月1日からの許可には全て期限を付しており、更に既存の許可であって期限を付していないものについても、63年4月1日から業者の申し出に基づき、期限を付した許可への切り換えを行っている。

また、産業廃棄物再生利用業者（再生利用されることが確実であると市長が認めた産業廃棄物のみの収集、運搬または処分を行うため市長の指定を受けた者）は、63年3月末現在で10業者である。

表6-3 産業廃棄物処理業許可状況

（63年3月末現在）

	業種	許可件数		廃棄物の種類	許可件数
業種別許可業者数	1. 収集・運搬	2,061	取扱産業廃棄物別許可件数	1. 燃えがら	77
	2. 中間処理	10		2. 汚でい	444
	3. 埋立処分	0		3. 廃油	402
	4. 収集・運搬 中間処理	44		4. 廃酸	101
	5. 収集・運搬 埋立処分	2		5. 廃アルカリ	92
	6. 収集・運搬 埋立処分	1		6. 廃プラスチック類	1,271
	7. 中間処理 埋立処分	0		7. 紙くず	498
	8. 海洋投入処分	5		8. 木くず	683
	9. 収集・運搬 海洋投入処分	2		9. 繊維くず	436
合 計		2,125		10. 動植物性残渣	409
				11. ゴムくず	934
				12. 金属くず	1,088
				13. ガラスくず	1,054
				14. 鉱さい	122
				15. 建設廃材	1,311
				16. 動物のふん尿	1
				17. 動物の死体	1
				18. ダスト類	69
				19. 処分するため処理したもの	405

2. 廃棄物処理計画の推進

廃棄物処理の基本的な考え方は、その発生を極力抑制し、発生した廃棄物の有効利用を図り、処分を要するものについては環境保全に留意しつつ、減量化、無害化ののち、迅速かつ安全にこれを自然に還元することにある。

近年、廃棄物処理に係る情勢は、より高度な生活様式の追求及びこれに対応した産業活動の進展に伴い、依然として廃棄物の発生量は増加し、その質も多様化している。

このような情勢に対処するため、本市が行う廃棄物の処理に係る諸対策についての方向性を定めた廃棄物処理計画（61年度を初年度とし、65年度を目標年度とする5ヶ年計画）を策定し、これに基づいて諸施策を進めている。

(1) 一般廃棄物処理対策

- ア. 収集及び運搬
- イ. 中間処理
- ウ. 最終処分
- エ. 減量化対策
- オ. 適正処理困難物の対策
- カ. 事業系一般廃棄物の適正処理
- キ. 環境美化の促進
- ク. 普及、啓発活動の推進
- ケ. 調査及び研究

(2) 産業廃棄物処理対策

- ア. 事業者に対する規制・指導
- イ. 産業廃棄物処理業者に対する規制・指導
- ウ. 産業廃棄物処理に関する公共関与
- エ. 本市事業によって排出する産業廃棄物の適正処理
- オ. 情報管理システムの確立
- カ. 資源化技術等の調査・研究
- キ. 販売ルート等から排出される産業廃棄物の実態調査
- ク. 産業廃棄物処理対策に関する広域的な協力体制の確立

3. 規制指導等の状況

(1) 排出事業者に対する規制・指導

62年度においては、有害産業廃棄物排出事業者130事業場に対して、廃棄物処理法施行規則第14条にもとづく処理処分報告書を徴収するとともに、22事業場に対して立ち入り検査を実施し、適正処理の徹底を図った。

また、有害産業廃棄物を排出するおそれのある事業者（対象1,734事業者）のうち、水質関係特定施設設置事業者141事業場、大気関係特定施設設置事業者42事業場及び、PCB保管事業者21事業場など369事業場に立ち入り検査を行い、127件の検体を採取し分析を行った。その結果、埋め立て基準等に適合しないものについては、中間処理の改善、委託先の変更等の指導を行うとともに、有害物質を基準以上に含むものを排出する事業者に対しては、有害産業廃棄物排出事業者として、処理責任者の設置、委託基準の遵守等の適正処理の指導を行った。

さらに、産業廃棄物多量排出事業者や建設業者に対し、適正管理の徹底、減量化の推進を計画的に行わせるとともに、適正処理の講習会を実施するなど、指導の強化を図った。

(2) 産業廃棄物処理業者に対する規制・指導

本市で許可した産業廃棄物処理事業について、372件の立ち入り検査を実施し、改善の必要のあるものについて法令の基準に適合するよう指導した。

また、研修会の実施、報告の徴収など適正処理の推進に努めた。

現在の許可業者は2,125業者で、その大部分が収集運搬業者であるが、これらの業者に事業の範囲の遵守や、業者間の再依託の禁止を徹底するとともに、特に処分業者など施設を有する業者については、産業廃棄物の適正な処理が行われるよう、今後も更に立ち入り検査、指導を強化することとしている。

(3) 不法投棄対策

産業廃棄物の不法投棄の原因は、主として排出事業者が無許可の業者に処理を委託することによって生ずるため、排出事業者にこのようなことのないよう指導し、不法投棄を排出源から防止する対策を講じてきた。

不法投棄があった場合、現場確認のうえ、投棄者または委託者に対し原状回復の指導を行い、必要に応じて不法投棄物を採取、分析している。

投棄者または委託者が判明しない場合は、管理者責任に基づき不法投棄された土

地の占有者または管理者に対しても同様の措置を実施している。

4. 公共関与

(1) (財)大阪産業廃棄物処理公社

46年2月、大阪府と共同出資して設立した(財)大阪産業廃棄物公社は、産業廃棄物の広域処理を主要事業としており、府、市が行う産業廃棄物処理に係る公共関与の実施主体としてその事業の円滑な推進をはかっている。その活動状況は、次のとおりである。

- ア. 堺第7-3区における廃棄物の海面埋め立て処分事業（受け入れ容量3,600万トン）を、49年2月から開始し、廃土砂、がれき類のほか、無害汚いで、ダスト類、燃えがら、ゴムくず、廃プラスチック類などを受け入れている。62年度の受け入れ実績は、331万トンとなっている。
- イ. 北港処分地第2、3工区（62年8月から南地区一受け入れ容量3,831万m³へ移行）におけるしゅんせつ土砂等の受け入れ事業を50年7月から開始し、62年度の受け入れ実績は257万m³となっている。また、大阪市の公共事業から発生する土砂等の受け入れ事業を58年4月から開始し、62年度の受け入れ実績は211万トンとなっている。
- ウ. 52年5月、有害汚いで等の産業廃棄物無害化処理施設（クリーン大阪センター）の操業を開始し、62年度には7,676トンの処理実績となっている。市内の電気めっき事業所から排出される汚いでの大部分はここで処理している。
- エ. 56年5月、堺第7-3区で、有害汚いでや廃油等の産業廃棄物中間処理事業を開始し、62年度には、3,775トンの処理実績となっている。
- オ. その他最終処分事業として、北港処分地第1工区において産業廃棄物の受け入れを計画している。

(2) 大阪湾広域臨海環境整備センター事業

廃棄物を広域的に処理するため、港湾に広域処理場を建設、運営する事業主体の組織法である「広域臨海環境整備センター法」（56年6月公布、同年12月施行）に基づき、57年3月に設立された大阪湾広域臨海環境整備センターに関係地方公共団体（近畿2府4県とその府県庁所在市他153市町村）及び関係港湾管理者（4港湾管理者）として、本市も出資を行った。

センターの計画では尼崎沖と泉大津沖の2箇所に廃棄物の埋め立て処分場を建設し、近畿圏から発生する廃棄物を埋め立てることとしている。

尼崎沖処分場については62年11月から建設を行い、また泉大津沖処分場についても建設のための準備が進められているが、両処分場が本格的な活動を開始すると、最終処分場の確保について将来的に明るい見通しがでてくるものと期待される。

5. 調査・研究

長期的展望に立った都市廃棄物総合処理システムの開発を図るため、「大阪市廃棄物リサイクルシステム開発委員会」（51年4月設置、事務局：計画局）が設置され、関連技術の調査・研究及び都市施設廃棄物の有効利用等の諸課題について、実証試験を行い、基礎データの収集、検討等を関係局が協調し実施してきた。

63年度は、次に示す調査・検討を実施する。

- 1 エネルギー結合（清掃工場一下水処理場）の推進
- 2 下水汚でいコンポストの検討
- 3 地域活性化のための廃棄物エネルギー利用に関する調査



第7章

公害保健対策

第7章 公害保健対策

第1節 公害健康被害の補償等制度

63年3月1日「公害健康被害の補償等に関する法律」の施行により、旧法（49年9月施行、公害健康被害補償法）で第一種地域の指定を受けていた大阪市全域を含む41地域全てが指定解除され、既に認定を受けている患者に対する補償給付等は継続されるが、新たな健康被害者の認定は行わないことになった。

今後は、個人に対する事後的な補償制度から地域住民を対象とした健康被害の未然予防に重点をおいた制度へと転換されることになった。

本市ではこの法律に基づいて、既存の被認定患者については補償給付および保健福祉に必要な事業を継続して行うとともに、新たに市民を対象として大気汚染による健康被害の予防のための事業を実施し市民の健康の確保を図っている。なお、これらの事業とともに本市の独自施策として63年4月から小児の気管支ぜん息等について医療費助成制度を設け、小児の健康の回復と健全な育成を図っている。

1. 既認定患者に対する補償

(1) 認定等

指定解除前に申請をして、次の疾病で認定を受けている者を対象として、認定の更新、障害の程度等について、公害健康被害認定審査会の意見を聞いて市長が認定している。

- (ア) 慢性気管支炎及びその続発症
- (イ) 気管支ぜん息及びその続発症
- (ウ) ぜん息性気管支炎及びその続発症
- (エ) 肺気しづ及びその続発症

なお、63年3月31日現在の認定状況は、表7-1～表7-3のとおりである。

表7-1 行政区別認定数

事項 区名	認定数	取消数			現 在 認定数	事項 区名	認定数	取消数			現 在 認定数
		治ゆ等	死 亡	他都市 転 出				治ゆ等	死 亡	他都市 転 出	
北	178	43	18	3	114	東淀川	922	266	103	17	536
都 島	761	217	98	10	436	東 成	603	116	144	8	335
福 島	832	171	211	8	442	生 野	2,419	529	522	42	1,326
此 花	3,234	1,244	464	30	1,496	旭	861	211	164	14	472
東	205	54	27	1	123	城 東	3,161	815	445	32	1,869
西	727	286	87	4	350	鶴 見	1,126	280	112	16	718
港	1,763	535	305	14	909	阿倍野	575	100	102	9	364
大 正	2,109	668	273	23	1,145	住之江	1,496	408	229	15	844
天王寺	320	101	45	7	167	住 吉	1,095	279	189	22	605
南	174	37	28	1	108	東住吉	1,178	299	204	15	660
浪 速	789	192	152	14	431	平 野	1,466	409	~194	22	841
大 淀	339	105	56	5	173	西 成	2,805	528	592	32	1,653
西淀川	6,791	2,898	1,156	69	2,668						
淀 川	1,663	533	250	26	854	総 計	37,592	11,324	6,170	459	19,639

表7-2 認定疾病別内訳

年令 病名	病名			ぜん息性 気管支炎	肺 気 し ゆ	計
	慢性気管支炎	気管支ぜん息				
15歳以上	4,836	9,637		8	805	15,286
15歳未満	6	4,167		180	0	4,353
計	4,842	13,804		188	805	19,639

表7-3 障害等級別内訳

等級 補償区分	特 級	1 級	2 級	3 級	級 外	計
障害補償費 決 定 数	0	59	2,524	8,529	3,973	15,085
児童補償手当 決 定 数	0	0	36	2,953	1,281	4,270
計	0	59	2,560	11,482	5,254	19,355

(63年3月末日現在等級未決定のものは含まず)

(注)

- 特 級………労働不能、當時介護を要する状態
- 1 級………労働不能、日常生活に著しい制限を要する状態
- 2 級………労働に著しい制限、日常生活に制限を要する状態
- 3 級………労働に制限、日常生活にやや制限を要する状態
- 級 外………3級に該当しない状態

(15歳以下の児童については、労働能力は適用外)

(2) 補 償 給 付

公害健康被害者として認定を受けた者（被認定者）及びその遺族等に対し、表7-4に示す7種類の補償給付を行っており、補償給付状況は表7-5のとおりである。

表7-4 補 償 給 付

種 類	給 付 内 容
療養の給付	被認定者が指定疾病について医療を受けた場合、その医療費の全額を現物支給
療養手当	被認定者が指定疾病について療養を受けた場合、月を単位として、入院・通院の状況に応じて支給 18,800円（通院日数4日以上14日以内）～29,500円（入院日数15日以上）
障害補償費	15歳以上の被認定者が指定疾病により一定の障害の程度に該当する場合に、その障害の程度に応じて定期的に支給

種類	給付内容
障害補償費	<p>基礎月額</p> <p>男子 89,800円 ~ 284,900円 女子 83,200円 ~ 143,900円</p> <p>障害等級</p> <p>特級 基礎月額 + 介護加算(38,600円)</p> <p>1級 "</p> <p>2級 " の50%</p> <p>3級 " の30%</p>
児童補償手当	<p>15歳に達しない児童の指定疾病による障害の程度が一定の障害の程度に該当する場合に、その障害の程度に応じて養育者に対して定期的に支給</p> <p>特級 月額93,400円(介護加算38,600円を含む)</p> <p>1級 54,800円 2級 27,400円 3級 16,400円</p>
遺族補償費	<p>被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、死亡した被認定者によって生計を維持されていた一定範囲の遺族に対し、10年間定期的に支給</p> <p>基礎月額(100%起因する場合)</p> <p>男子 60,100円 ~ 249,300円 女子 60,100円 ~ 125,900円</p>
遺族補償一時金	<p>被認定者が指定疾病に起因して死亡し、遺族補償費を受ける遺族がない場合等に、一定範囲の遺族に一時金として支給</p> <p>支給額(100%起因する場合)</p> <p>基礎月額 × 36月</p>
葬祭料	<p>被認定者が指定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行う者の請求に基づき支給</p> <p>支給額 254,000円 ~ 508,000円</p>

(注) 表中の支給金額は 63.4.1 現在

表7-5 補償給付状況

年 度	支 給 額 (円)
5 8 "	23,657,318
5 9 "	24,170,031
6 0 "	24,641,965
6 1 "	25,492,114
6 2 "	25,710,480

(3) 公害保健福祉事業

指定疾病により損なわれた被認定者の健康の回復、増進などを図るために、次の事業を行っている。

① リハビリテーション事業

ア 訓練教室

被認定者に対し、呼吸訓練、運動療法等を行い、基礎的体力の増進及び疾病に対する知識普及を図ることにより、健康の回復に資するものである。

実施状況

年 度	実施回数(回)	参加人員(人)
5 8 年度	402	6,771
5 9 "	456	7,180
6 0 "	510	7,868
6 1 "	382	8,870
6 2 "	390	8,198

イ 健康回復宿

小学校低学年の被認定者に対し、1泊2日で呼吸訓練、運動療法等を行い、基礎的体力の増進及び疾病に対する知識普及を図ることにより、健康の回復に資するものである。

実施状況

年 度	実施回数(回)	参加人員(人)	場 所
5 8 年度	1	73	国民宿舎紀伊見莊
5 9 "	1	72	国民宿舎紀伊見莊
6 0 "	1	59	国民宿舎紀伊見莊
6 1 "	1	63	国民宿舎紀伊見莊
6 2 "	1	63	国民宿舎紀伊見莊

② 転地療養事業

被認定者を空気の清浄な場所において保養させるとともに、呼吸機能回復訓練、療養生活上の指導等を行い、健康の回復及び保持、増進を図るものである。

実施状況

年 度	実施回数(回)	参加人員(人)	場 所
58 年度	39	452	国家公務員共済組合連合会長尾病院 国民宿舎紀伊見荘ほか
59 "	37	440	国家公務員共済組合連合会長尾病院 国民宿舎紀伊見荘ほか
60 "	43	420	国家公務員共済組合連合会長尾病院 国民宿舎紀伊見荘ほか
61 "	42	434	国家公務員共済組合連合会長尾病院 国民宿舎紀伊見荘ほか
62 "	32	515	国家公務員共済組合連合会長尾病院 国民宿舎紀伊見荘ほか

③ 家庭療養用具支給事業

ア 空気清浄機

病状の程度から必要度の高い特級・1級の在宅療養者に対して、室内の空気を清浄にする空気清浄機を貸与し、療養効果の促進を図るものである。

実施状況

年 度	58 年度	59 年度	60 年度	61 年度	62 年度
新規貸与台数	1	3	2	0	0
年度末実貸与数	262	216	203	133	124

イ 加湿器

病状の程度から必要度の高い特級・1級の在宅療養者に対して、室内の空気に適正な湿度を加える加湿器を貸与し、療養の効果を図るものである。

実施状況

年 度	58 年度	59 年度	60 年度	61 年度	62 年度
新規貸与台数	0	0	0	0	0
年度末実貸与数	18	16	9	9	9

④ 療養指導事業

保健所において被認定者に面接するほか、家庭を訪問し、日常生活の指導・保健指導等を行い、あわせて家庭療養の手引書を交付し、病状回復の促進を図るための療養指導を行うものである。

実施状況

内訳 年 度	58年度	59年度	60年度	61年度	62年度
家 庭 訪 問	692	411	518	1,229	1,085
保健所内面接指導	12,330	12,424	12,983	13,444	11,585
合 計	13,022	12,835	13,501	14,673	12,670

(注)

1. 60年度までの家庭訪問件数は指定疾病のみに罹患している被認定者に対するものであり、指定疾病と他疾病を合わせもっている被認定者についての訪問件数は含まれていない。

2. 環境保健事業

公害健康被害補償法が63年3月1日から改正されたことに伴い、本市においても市民の健康の回復、保持、増進を図るために、環境保健事業として、63年度から慢性閉塞性肺疾患に関する相談事業や乳児を対象とした乳児ぜん息健診事業、また健康回復のための機能訓練事業等、市民の健康被害予防のための諸施策を実施している。

3. 大阪市小児ぜん息等医療費助成制度

小児の気管支ぜん息等については、早期の適切な医療により一層の疾病の治ゆ、軽快が期待されるので、当分の間、医療費の本人負担分を助成する制度を63年4月1日から実施している。

- 対象者

- 大阪市内に居住する15歳未満の者

- 対象疾病

- 気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、慢性気管支炎、肺気しう及びこれらの続発症

- 助成期間

- 2年間（2年で治ゆしなかった場合、15歳に達するまでは延長申請をすることができる。）

〔助成対象者数 63年6月末現在 1,316人〕

第2節 公害保健に関する調査

環境汚染が人体に及ぼす影響についての調査研究は国等においても行われているが、本市においても、疫学調査等を実施し、公害保健の推進に資している。昭和62年度においては、次のような調査を実施した。

1. 呼吸器症状調査

この調査は、大気汚染等の種々の因子が呼吸器疾患に及ぼす影響をみるために実施した。そのうち、二酸化窒素の外気濃度及び各家庭の室内濃度に関する調査の概要は次のとおりである。

調査の概要

二酸化窒素による健康影響に関して、室内濃度を把握するため、主要な大気汚染物質濃度が市内平均濃度と同程度の城東区において2地区A, Bを選定した。測定はバッジ型二酸化窒素濃度測定器により、各家庭の室内濃度を前期（12月）と後期（3月）に分けて測定した。その際、あわせて外気濃度も測定した。測定件数は、表7-6のとおりである。外気濃度の測定結果は、表7-7のとおりである。

今回の調査では、両地区間にも両季節間にも差は認められなかった。室内の二酸化窒素濃度を測定した結果は、表7-8のとおりである。全体として、両地区間、両季節間に大きな差は認められていない。質問票による呼吸器症状有群と無群との間で、濃度差は認められなかった。排気型暖房群と非排気型暖房群の間で後者に高い濃度を認めた。

2. 環境保健サーベイランス事業・パイロット調査（受託調査）

昭和62年度、国においては大気汚染と健康影響との関係を定期的・継続的に監視し、異常を早期に発見して必要に応じて所要の対策を講ずるためのシステムすなわちサーベイランス・システムの早急な構築を進めている。本市は、国の委託事業としてサーベイランス・システム構築のためのパイロット調査を淀川区において実施した。

表 7-6 二酸化窒素濃度の測定件数

時期 区分 地区区分	前 期		後 期	
	外 気	室 内	外 気	室 内
地 区 A	3 8	2 0	3 8	2 0
地 区 B	3 6	2 0	3 6	2 0
計	7 4	4 0	7 4	4 0

表 7-7 外気の二酸化窒素濃度

(単位: ppb)

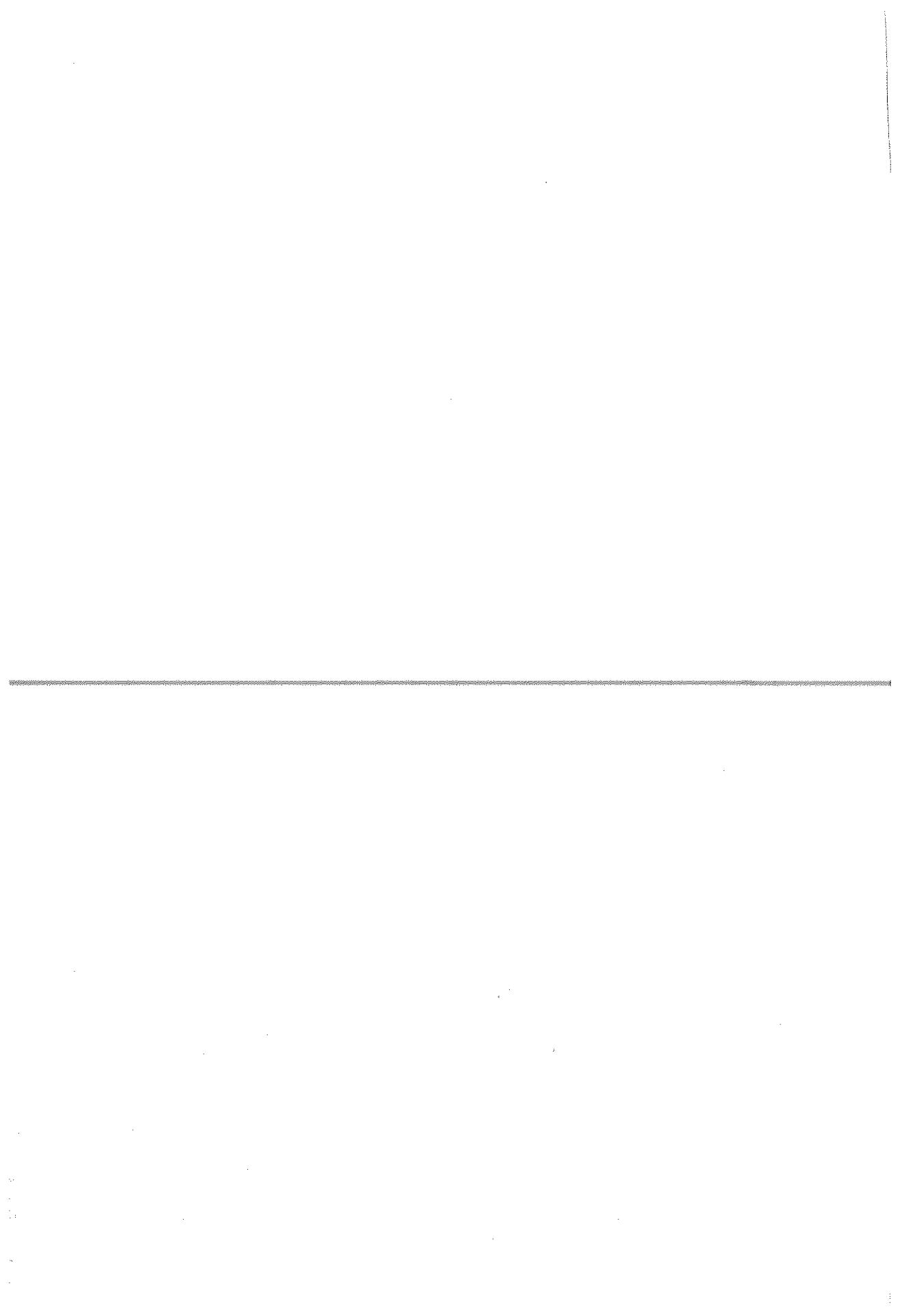
測定期間 デ ー タ 地区区分	S. 6 2.1 1.5 ~ 1 1.1 2	S. 6 3.3.9 ~ 3.1 6
	平均 値±標準偏差 〔最小値～最大値〕	平均 値±標準偏差 〔最小値～最大値〕
地 区 A	3 7.8 ± 2.3 〔3 4 ~ 4 2〕	3 6.1 ± 2.0 〔3 1 ~ 4 1〕
地 区 B	3 6.8 ± 1.4 〔3 3 ~ 3 9〕	3 1.1 ± 0.9 〔2 9 ~ 3 3〕
計	3 7.3 ± 2.0 〔3 3 ~ 4 2〕	3 3.7 ± 2.9 〔2 9 ~ 4 1〕

表7-8 室内の二酸化窒素濃度測定結果

(単位: ppb)

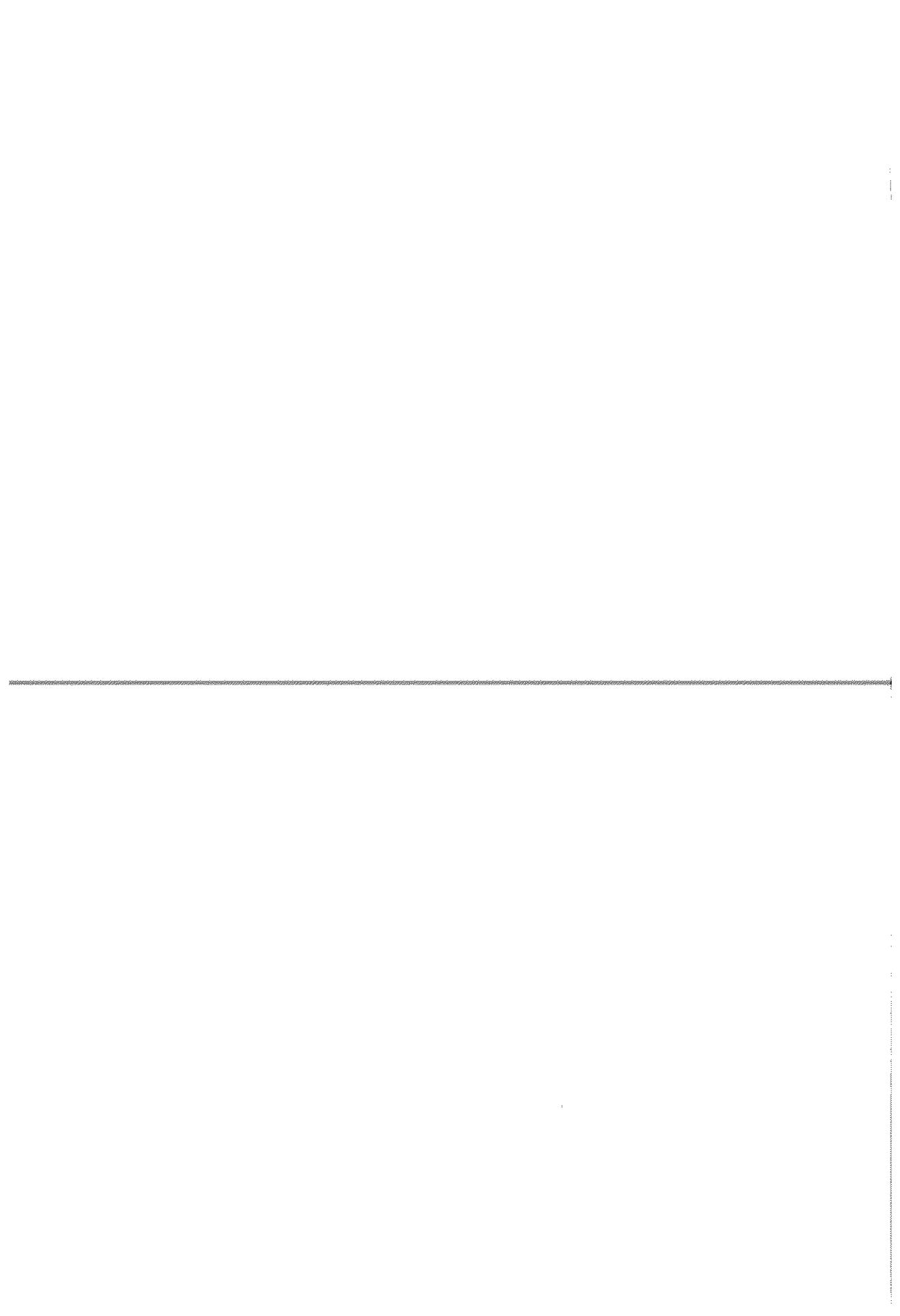
グルーブ ^a	期間	S.62. 12. 7 ~ 12. 23の期間中で1週間			S.63. 3. 9 ~ 3. 16		
		地区 A	地区 B	計	地区 A	地区 B	計
呼吸器症状有群	4.1.6 ± 1.7.6 (n = 10)	3.1.6 ± 2.4.3 (n = 10)	3.6.6 ± 2.1.8 (n = 20)	5.2.4 ± 1.9.7 (n = 10)	4.0.9 ± 2.2.8 (n = 10)	4.6.7 ± 2.2.1 (n = 20)	
呼吸器症状無群	3.4.0 ± 1.3.3 (n = 10)	3.6.9 ± 1.7.3 (n = 10)	3.5.5 ± 1.5.5 (n = 20)	4.2.4 ± 1.3.7 (n = 10)	3.8.9 ± 1.5.2 (n = 10)	4.0.7 ± 1.4.6 (n = 20)	
排気型(クリーン) 暖房群(タイプ)	2.9.4 ± 1.2.4 (n = 13)	2.7.2 ± 1.1.6 (n = 10)	2.8.4 ± 1.2.1 (n = 23)	4.2.8 ± 1.5.3 (n = 13)	2.8.6 ± 1.3.7 (n = 10)	3.6.7 ± 1.6.2 (n = 23)	
非排気型(ダーティ) 暖房群(タイプ)	5.3.4 ± 8.8 (n = 7)	4.1.3 ± 2.5.9 (n = 10)	4.6.3 ± 2.1.5 (n = 17)	5.5.9 ± 1.8.7 (n = 7)	5.1.2 ± 1.7.6 (n = 10)	5.3.1 ± 1.8.2 (n = 17)	
計	3.7.8 ± 1.6.1 (n = 20)	3.4.3 ± 2.1.3 (n = 20)	3.6.0 ± 1.8.9 (n = 40)	4.7.4 ± 1.7.7 (n = 20)	3.9.9 ± 1.9.4 (n = 20)	4.3.7 ± 1.8.9 (n = 40)	

(注) 平均値±標準偏差 (n = データ数)



第8章

その他の公害防止対策



第8章 その他の公害防止対策

第1節 工場適正配置事業

公害防止対策としては、公害防止技術の開発をはかることはもちろんであるが、抜本的な対策としては、住工の分離をはかっていくことが必要である。

本市においては、大阪市総合計画に基づく土地利用純化策の一つとして、公害防止事業団事業等を利用しての工場集団移転を促進し、あわせて必要な場合には跡地を買取り公共の用途に供することによって、公害による被害を防止するとともに市民の生活環境の改善をはかっている。

1. 公害発生源工場の集團化事業

過密既成市街地での騒音・振動公害の根本的解決は、公害発生源工場の移転を促進し、住工分離をはかる方策が最も効果的である。本市では、大阪南港埋立地（住之江区南港東三丁目、八丁目）、北港埋立地（此花区常吉二丁目）、住之江区平林北二丁目、西淀川区中島二丁目及び大正区南恩加島五丁目、同区北恩加島一丁目等に公害防止事業団事業並びに中小企業事業団事業を活用し、シャーリング、鉄工、自動車整備業など騒音、振動等の発生が著しい工場の集団移転をはかり、公害防止のための中小企業団地を建設する事業を推進している（図8-1）。

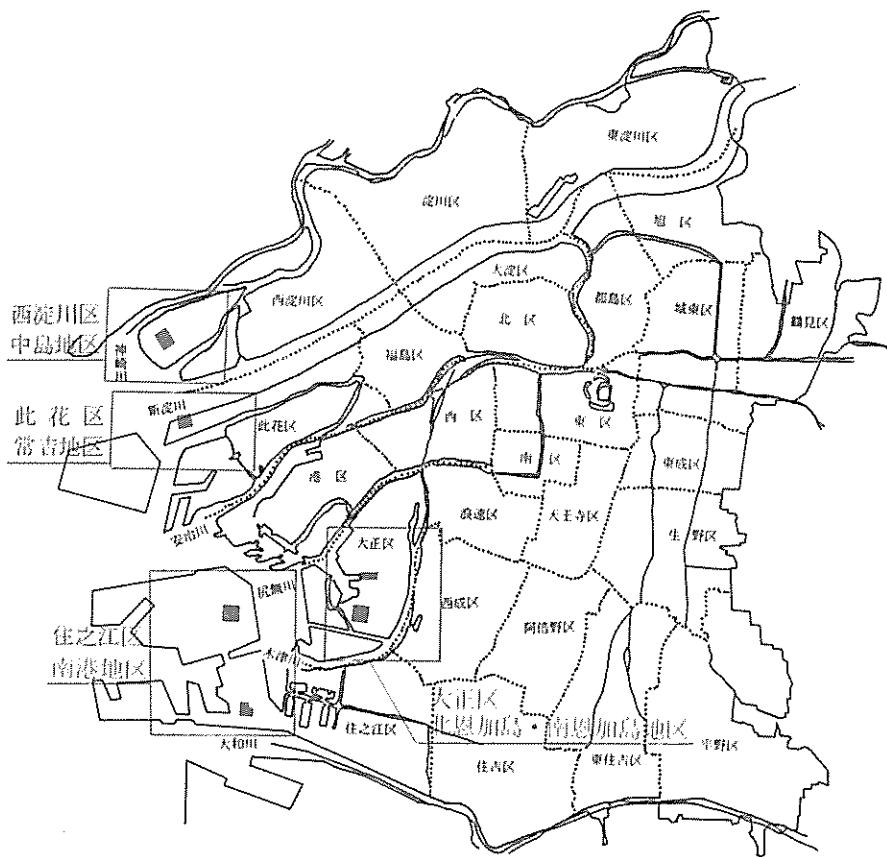
事業の概要は、表8-1に示すように昭和45年度以降21団地の建設をみている。しかし、最近では工場適地において、用地の確保が困難となってきている。

表8-1 公害防止のための中小企業団地建設事業の概要

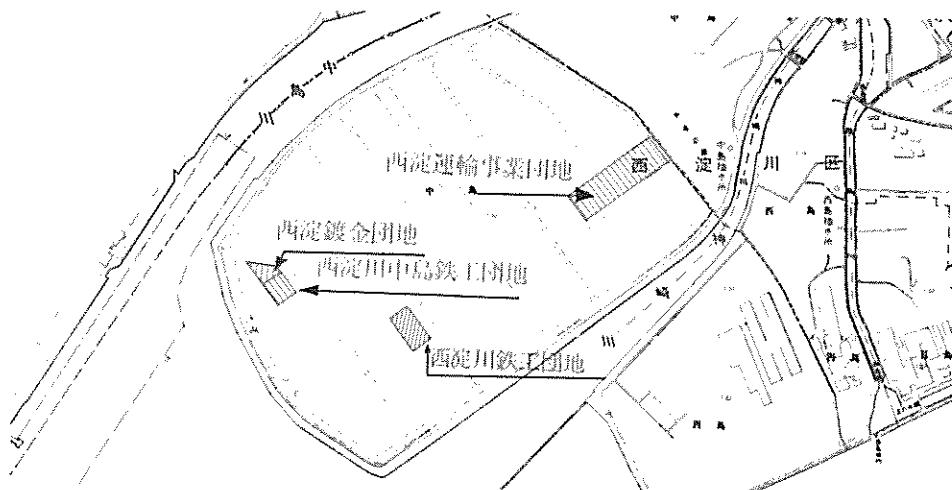
(63年3月末現在)

事業年度	団地名	企業数	団地面積 (m ²)	総事業費 (概算) 万円	団地建設地	進捗状況
45	大阪シャーリング工業団地(一次)	14	63,000	3,410,000	住之江区南港東八丁目	48.4 完 成
46	大阪シャーリング工業団地(二次)	5	16,000	912,000	住之江区南港東八丁目	49.9 完 成
	大阪南港ネジ工業団地	16	21,000	1,913,000	住之江区南港東三丁目	50.3 完 成
47	大阪南港鉄工団地	28	65,000	4,394,000	住之江区南港東三丁目	51.7 完 成
	此花鉄工団地	5	5,600	350,000	此花区常吉二丁目	49.11 完 成
	南港自動車整備業団地(一次)	73	6,300	714,000	住之江区南港東三丁目	50.4 完 成
48	此花工業団地(一次)	13	16,500	1,525,000	此花区常吉二丁目	51.2 完 成
	南港自動車整備業団地(二次)	80	7,000	1,178,000	住之江区南港東二丁目	50.10 完 成
49	此花工業団地(二次)	6	12,000	947,000	此花区常吉二丁目	51.2 完 成
	此花自動車整備業団地	15	3,600	455,000	此花区常吉二丁目	51.11 完 成
50	四大阪民主工業団地	9	6,400	564,000	此花区常吉二丁目	52.4 完 成
	大阪市廃材処理製材業団地	10	6,100	815,000	住之江区平林北二丁目	52.12 完 成
	ベントナイト排水共同公害防止施設	4	1,650	300,000	住之江区南港東三丁目	52.5 完 成
51	南大阪金属団地	7	6,600	850,000	住之江区南港東三丁目	53.10 完 成
52	西淀川鉄工団地	17	16,130	1,366,000	西淀川区中島二丁目	54.12 完 成
53	西淀運輸事業団地	15	53,600	3,000,000	西淀川区中島二丁目	55.7 完 成
54	大正企業団地	17	8,900	1,474,000	大正区南恩加島五丁目	56.7 完 成
	大正貨物重機団地	10	9,430	1,245,000	大正区南恩加島五丁目	56.3 完 成
57	北恩加島工業団地	10	5,730	755,000	大正区北恩加島一丁目	59.5 完 成
59	西淀鍛金団地	7	6,700	1,266,000	西淀川区中島二丁目	61.9 完 成
	西淀川中島鉄工団地	12	12,900	1,855,000	西淀川区中島二丁目	61.9 完 成
計		373	350,140	29,288,000		

図8-1 公害防止中小企業団地位置図



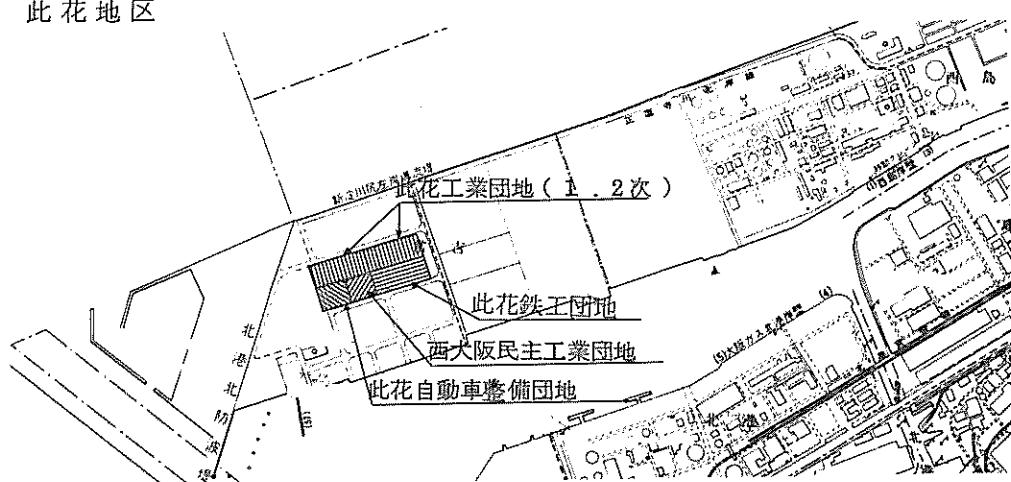
西淀川地区



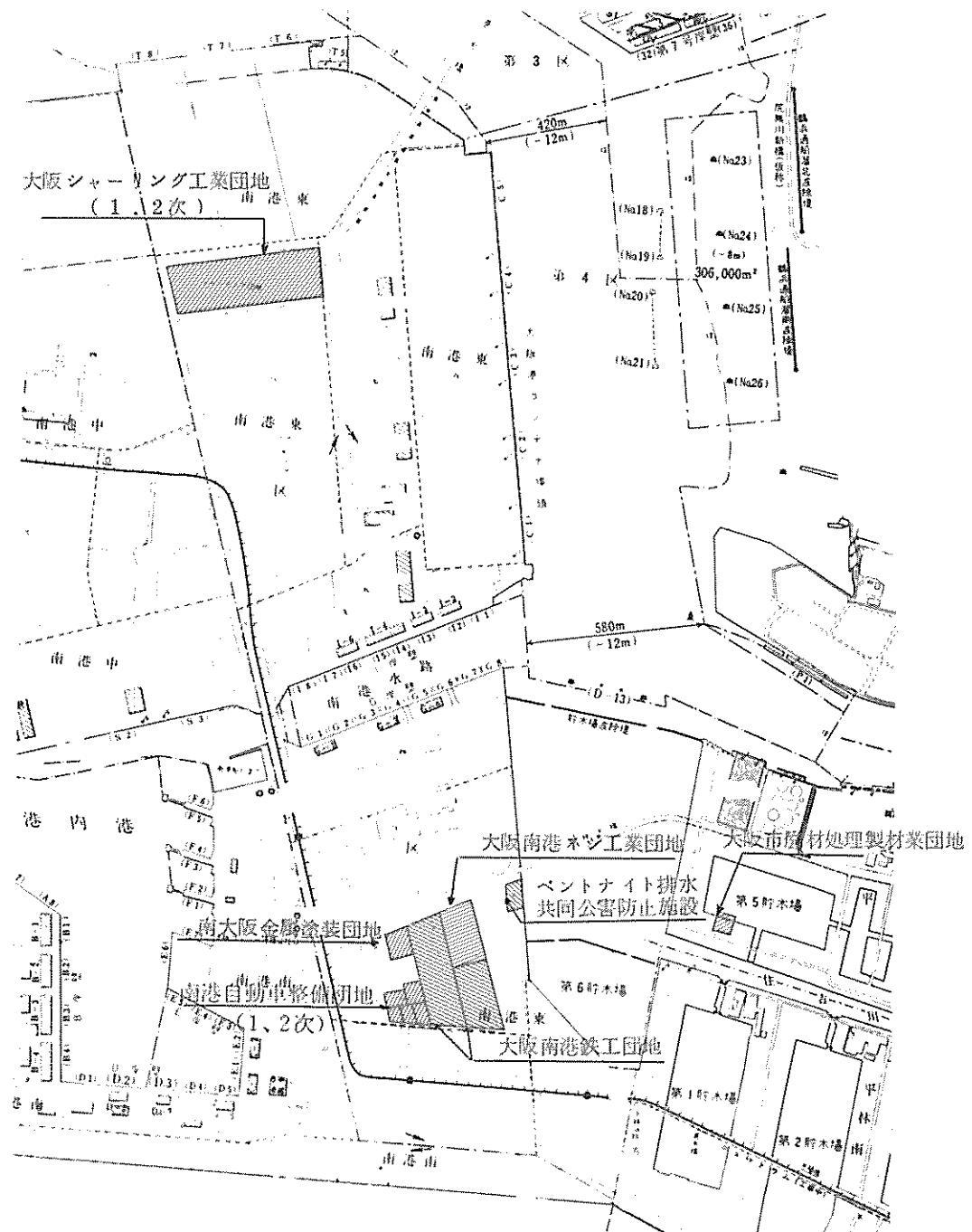
大正地区



此花地区



住之江区南港地区



2. 工場跡地買収事業

公害の原因となっている工場の跡地取得により、工場の移転を容易にし、公害防止に資するとともに、跡地の適切な利用により市街地の環境整備及び再開発に資することを目的として、昭和44年度から事業の推進につとめており、62年度までに表8-2の実績をみている。これらの跡地は、公園、保育所、勤労青少年ホームなどの用途に供している。

表8-2 工場跡地買取状況

買取年度	買取件数	面積 (m ²)
44	1件	1,420
45	7件	15,843
46	6件	21,680
47	5件	25,423
48	5件	25,575
49	6件	17,627
50	3件	6,160
51	4件	11,689
52	6件	4,504
53	5件	12,259
54	1件	7,679
55	3件	21,667
56	1件	5,348
57	2件	691
58	1件	1,061
59	3件	3,909
60	3件	2,247
61	3件	2,543
62	1件	1,399
合計	66件	188,724

第2節 公害防止設備資金融資

1. 融資

公害防止費用は、発生者負担が原則であることはいうまでもないが、公害防止設備の設置等については、短期的に負担が大きいこと、また、早期に実施する必要があることなどのため、本市では、42年3月に「大阪市公害防止設備資金融資基金条例」を制定し、公害防止設備の設置、改善に要する資金を自己資金で措置することが困難な企業に対して、公害防止設備資金の融資を行っている。

融資の対象となる公害防止設備等は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭もしくは産業廃棄物等の公害防止設備の設置または改善、及び工場の移転等である。

62年度では、27件、3億1,850万円の融資を行い、制度発足以来の融資累計は、表8-3に示すとおり2,261件、177億8,838万円に達している。

その他の公害防止設備資金融資制度としては、次のようなものがある。

- (1) 大阪府中小企業公害防止資金特別融資
- (2) 中小企業設備近代化資金融資
- (3) 中小企業事業団資金融資
- (4) 中小企業金融公庫資金融資
- (5) 公害防止事業団資金融資
- (6) 国民金融公庫による融資

なお、公害防止設備については、国及び地方税制上の特別措置が講じられている。

表8-3 公害種別融資状況

(単位:千円)

種別		騒音振動	汚水	ガス悪臭	ばい煙	粉じん	合計
年度	件数 金額						
4 2	件数 金額	10 26,740	1 3,600	9 47,500	1 3,000	3 6,200	24 87,040
4 3	件数 金額	31 88,300	9 49,850	7 51,000	18 28,020	23 53,500	88 270,720
4 4	件数 金額	20 79,600	3 16,100	6 20,100	11 25,900	10 30,200	50 171,900
4 5	件数 金額	38 174,800	12 78,200	19 116,950	23 89,000	28 102,500	120 561,450
4 6	件数 金額	44 334,690	20 133,600	17 95,650	18 50,800	38 228,820	137 843,560
4 7	件数 金額	35 193,280	40 235,270	10 68,600	32 270,300	26 85,750	143 853,200
4 8	件数 金額	34 346,300	89 634,600	12 50,400	69 541,660	20 114,050	224 1,687,010
4 9	件数 金額	64 686,200	165 1,069,400	21 155,700	54 477,800	25 151,300	329 2,540,400
5 0	件数 金額	62 562,600	103 623,400	15 101,500	13 145,100	15 50,600	208 1,483,200
5 1	件数 金額	36 432,650	61 350,900	8 53,300	15 117,600	24 110,200	144 1,064,650
5 2	件数 金額	40 315,600	60 347,800	5 32,500	15 192,100	9 38,200	129 926,200
5 3	件数 金額	21 184,300	33 246,100	18 284,700	9 124,400	21 81,900	102 921,400
5 4	件数 金額	39 419,900	37 262,200	11 100,900	13 164,700	12 92,900	112 1,040,600
5 5	件数 金額	23 264,000	37 195,700	14 279,000	3 45,400	6 19,350	83 803,450
5 6	件数 金額	29 292,900	45 309,000	4 65,000	8 104,900	10 72,900	96 844,700
5 7	件数 金額	23 364,900	35 228,000	2 11,000	4 77,200	5 64,200	69 745,300
5 8	件数 金額	18 408,700	21 206,000	— —	4 61,500	3 32,400	46 708,600
5 9	件数 金額	18 477,900	20 221,300	4 59,200	6 113,400	3 24,500	51 896,300
6 0	件数 金額	10 220,100	24 170,300	2 18,500	2 75,000	4 19,700	42 503,600
6 1	件数 金額	17 325,300	9 109,500	3 21,500	4 24,800	4 35,500	37 516,600
6 2	件数 金額	9 152,600	10 66,900	2 12,000	5 81,000	1 6,000	27 318,500
累計	件数 金額	621 6,351,360	834 5,557,720	189 1,645,000	327 2,813,580	290 1,420,720	2,261 17,788,380

2. 助 成

公害防止設備資金の融資事業を円滑に実施するため、「大阪市公害防止設備資金融資基金条例」に基づいて融資を受けた者に対し、一定の割合による利子相当額の助成を行っている。

利子助成金は、毎年2回、融資を受けた者の請求に基づいて、本市から直接請求者に交付している。

62年度においては、339件、1億1,344万7千円の助成を行い、制度発足以来の助成累計は、表8-4に示すとおり12,554件、34億8,659万円余となっている。

表8-4 利子助成状況

年 度	件 数	金 額 (千円)
42年度	5	80
43年度	106	7,703
44年度	128	18,810
45年度	216	25,628
46年度	338	50,979
47年度	439	81,524
48年度	615	119,456
49年度	728	222,344
50年度	976	316,178
51年度	1,077	330,924
52年度	1,028	322,707
53年度	1,018	285,172
54年度	914	261,783
55年度	821	240,442
56年度	861	219,808
57年度	775	200,233
58年度	672	188,372
59年度	611	177,201
60年度	470	163,581
61年度	417	140,221
62年度	339	113,447
累 計	12,554	3,486,593

第3節 公害の紛争・苦情相談

公害が発生した場合、当事者間で話し合い等により解決に至る例もあるが、大部分は苦情として、行政機関へ持ちこまれる。

本市では、公害苦情の担当係を置き、苦情相談に応じるとともに、保健所および規制各課を通じて発生源の規制、指導を行い市民の良好な生活環境の維持に努めている。

62年度中に市民から寄せられた苦情件数は1,619件で、このうち1,432件は各保健所環境課へ申し出のあったもので、残り187件は環境保健局、市民局広聴相談課などへ申し出のあったものである。

公害の種類別をみると、図8-2に示すとおり、「騒音」の860件が最も多く、全体53.1%を占めており、次いで「大気汚染」の317件(19.6%)となっている。

これらの発生源は「生産工場」によるものが482件(29.8%)と最大を占め、次いで「建築土木工場」の338件(20.9%)が続いている。

用途地域別では、「住居系地域」が603件(37.2%)、次いで「商業地域」が370件(22.9%)となっている。

被害者の訴え内容別にみると、「感覚的」なものが995件(61.5%)、「健康等」に係るものが436件(26.9%)となっている。

総数1,619件のうち、解決をみたものは1,473件で解決率は91.0%である。

公害苦情の経年変化及び各種調査の結果は表8-5から表8-10までのとおりであり、苦情件数は近年ほぼ横ばい傾向を示している(図8-3)。

なお、公害被害にかかる紛争を早期に解決するため、公害紛争処理法に基づいて、大阪府に「大阪府公害審査会」が設置され、紛争当事者からの申請にもとづいて、あっせん、調停、仲裁を行っている。大阪市域内の紛争で、63年3月末現在係属中のものは2件である。

図8-2 公害種類別苦情件数(62年度)

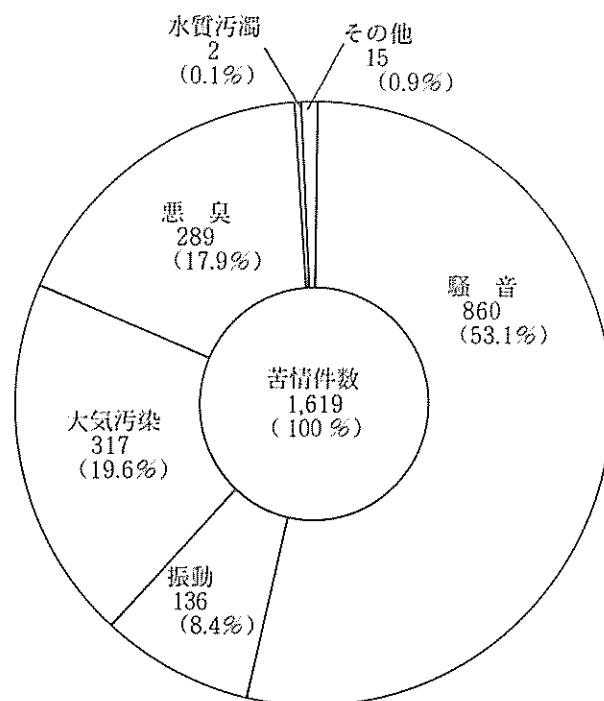


図8-3 公害種類別苦情件数の推移

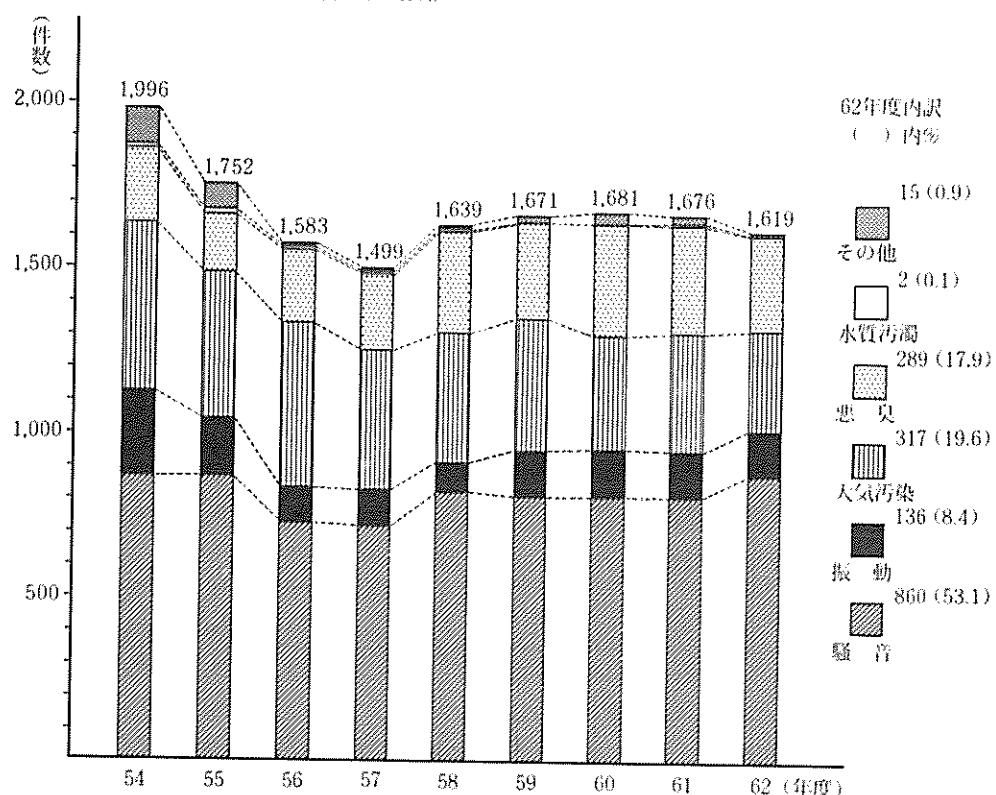


表8-5 経年変化

種別 年別	総計	騒音	振動	大気汚染	悪臭	水質汚濁	その他
41年	1,375	422	134	463	219	(114)	23
42年	1,680	629	192	501	250	(92)	16
43年	2,172	791	322	497	330	(177)	55
44年	2,425	913	275	611	391	(200)	35
45年	3,775	1,244	379	1,160	723	(207)	62
46年	4,542	1,460	507	1,230	1,086	(219)	40
47年	3,172	999	315	843	825	80	110
48年 1~3月	520	172	72	127	106	16	27
48年度	2,973	1,120	361	735	612	46	99
49年度	2,562	870	289	729	504	66	104
50年度	2,721	1,021	326	1,035	197	53	89
51年度	2,428	896	299	805	308	51	69
52年度	2,057	820	220	684	276	29	28
53年度	2,007	880	192	684	204	14	33
54年度	1,996	865	191	579	226	8	127
55年度	1,752	858	177	442	192	8	75
56年度	1,583	715	127	488	235	8	10
57年度	1,499	709	127	416	232	1	14
58年度	1,639	819	98	384	312	1	25
59年度	1,671	812	129	403	312	—	15
60年度	1,681	810	140	343	351	—	37
61年度	1,676	808	136	360	347	3	22
62年度	1,619	860	136	317	289	2	15

(注) 1. 47年までは1月~12月までの集計

2. 48年度からは4月~翌年3月までの集計

3. 水質汚濁欄の41年~46年は汚水汚物として処理した件数である

表8-6 発生源別

	計	騒音	振動	大気汚染	悪臭	水質汚濁	その他
生産工場	482	216	38	126	101		1
その他の事業場	80	58	3	10	9		
建築土木工事	338	201	58	62	16		1
交通機関	64	33	27	3	1		
家庭生活	61	32	1	5	22		1
商店・飲食店	274	234		11	29		
事務所	22	8		8	4		2
クリーニング 理美容・浴場業	72	24	3	39	5		1
下水・清掃業 廃品回収業	42	3	1	10	28		
その他	184	51	5	43	74	2	9
合計	1,619	860	136	317	289	2	15

表8-7 用途地域別

	計	騒音	振動	大気汚染	悪臭	水質汚濁	その他
第2種住居専用地域	114	67	7	22	18		
住居地域	603	327	51	112	107		6
近隣商業地域	69	43	4	10	12		
商業地域	370	214	38	52	61		5
準工業地域	333	144	30	85	69	1	4
工業地域	70	37	6	15	12		
工業専用地域	39	13		20	6		
その他	21	15		1	4	1	
合計	1,619	860	136	317	289	2	15

表8-8 訴え内容別

	計	騒 音	振 動	大気汚染	悪 臭	水質汚濁	その 他
健 康 等	436	322	20	64	29		1
財 産	178	40	37	95	3		3
動 植 物	8		1	4	1		2
感覚的・心理的	995	497	78	154	256	1	9
そ の 他	2	1				1	
計	1,619	860	136	317	289	2	15

表8-9 処理状況別

	計	騒 音	振 動	大気汚染	悪 臭	水質汚濁	その 他
直 接 処 理 (解 決)	工 場 移 転	14	4	1	2	7	
	作業の停廃止	107	26	3	58	20	
	建 屋 改 善	26	14	2	7	3	
	防除施設の設置	121	81	9	24	7	
	機 械 施 設 移 転	15	13	1		1	
	機 械 施 設 改 善	74	30	1	28	14	1
	作業方法の改善	179	67	11	67	34	
	作業時間の変更	153	143	7	1	2	
	民家に防止対策	4	2		1	1	
	措置説明に納得	422	212	45	61	99	5
	そ の 他 解 決	282	160	37	37	40	8
計		1,397	752	117	286	228	14
他 機 関 へ 移 送	75	18	14	8	33	2	
指 導 継 続 中	146	89	5	23	28		1
そ の 他	1	1					
合 计	1,619	860	136	317	289	2	15

表8-10 行政区別

	計	騒音	振動	大気汚染	悪臭	水質汚濁	その他
1 北 区	45	18	7	8	12		
2 都 島 区	75	43	9	16	7		
3 福 島 区	28	13	2	1	12		
4 此 花 区	51	31	3	11	6		
5 東 区	28	17	4	2	5		
6 西 区	63	34	3	10	11		5
7 港 区	83	37	5	23	18		
8 大 正 区	51	21	3	17	10		
9 天 王 寺 区	23	17	3	3			
10 南 区	43	24	8	6	5		
11 浪 速 区	34	18	5	6	5		
12 大 淀 区	32	8	3	10	8		3
13 西 淀 川 区	85	37	7	16	24		1
14 淀 川 区	85	46	9	16	13		1
15 東 淀 川 区	87	54	10	15	8		
16 東 成 区	80	44	10	7	18		1
17 生 野 区	131	62	15	29	24		1
18 旭 区	53	33	3	10	7		
19 城 東 区	83	46	6	16	14		1
20 鶴 見 区	55	29	4	9	13		
21 阿 倍 野 区	45	28	2	9	4		2
22 住 之 江 区	54	19	6	19	9	1	
23 住 吉 区	72	42		9	21		
24 東 住 吉 区	48	24	1	9	14		
25 平 野 区	106	68	3	25	9	1	
26 西 成 区	79	47	5	15	12		
合 计	1,619	860	136	317	289	2	15